

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-014 改 05
提出年月日	2023年3月28日

工事計画に係る補足説明資料

(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)

2023年3月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1. 工事計画添付書類に係る補足説明資料
 添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

資料 No.	補足説明資料（内容）	備考
	1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系 統	
	1-2 火災区域の配置を明示した図面	
	1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対 象項目の抽出について	
	2-1 潤滑油及び燃料油の引火点, 室内温度及び機器運転時 の温度について	
	2-2 保温材の使用状況について	
	2-3 建物内装材の使用状況について	
	2-4 難燃ケーブルの使用について	
	2-5 水素ガスの蓄積防止について	
	3-1 全域ガス消火設備について	
	3-2 ケーブルトレイ消火設備について	
1	3-3 消火用の照明器具の配置図	今回提出範囲
	3-4 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	
	3-5 煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画につい ての可燃物管理	
	3-6 新燃料貯蔵庫未臨界性評価について	
	3-7 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	
	3-8 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処施設の消 火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計に ついて	
	3-9 火災感知設備の電源確保について	
	3-10 火災感知器の種類の詳細について	
	4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	
	4-2 中央制御室及び補助盤室制御盤の火災の影響軽減対 策について	

資料 No.	補足説明資料（内容）	備考
1	4-3 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	
	4-4 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について	
	4-5 火災区域（区画）特性表について	
	4-6 原子炉格納容器内火災を想定した場合の対応について	
	4-7 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	
	5-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画書に定め管理する事項について	

別紙 工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係

工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係
(工事計画に係る説明資料 (発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書))

工認添付資料	設置許可まとめ資料			引用内容
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	DB	第 8 条	火災による損傷の防止	資料の一部を引用
	SA	第 41 条	火災による損傷の防止	資料の一部を引用

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
に係る補足説明資料

補足説明資料 3-7
火災感知器の種類及び配置を明示した図面

1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 5.1.2(1)b. 項に示す火災感知器の種類及び配置を示すために、補足説明資料として添付するものである。

2. 内容

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書 5.1.2(1)b. 項に示す通り、消防法に準じて選定する設計とする。

火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置する設計とする。

火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については消防法施行規則に則り設置する設計とする。

また、火災感知器の設置にあたっては消防設備士によって確認を行う。

なお、施工にあたっては消防法施行規則に則り設置する。

また、消防法に定められる型式適合検定に合格したもの（以下「検定品」という。）でない機器（以下「感知器と同等の機能を有する機器」という。）を採用する場合、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号））に定められる火災感知器の感知性能が同等以上を有していることを確認している。

以下 3. 項においては、火災感知器の種類、仕様及び感知原理等を示す。

以下 4. 項においては、各火災感知器の具体的な設置条件及び、消防法に準じて火災感知器を設置した具体例を示す。

以下 5. 項においては、火災感知器の配置図を示す。

3. 火災感知器の種類、仕様及び感知原理

(1) 検定品の火災感知器

a. アナログ式の煙感知器

(a) アナログ式の煙感知器の概要

アナログ式の煙感知器の概要を図1に示す。動作原理は、感知器内部の検煙部には、発光素子と受光素子が配置されており、検煙部に流入した煙の粒子に発光素子から発せられた光が反射し、受光素子に届く散乱光の受光量から煙濃度を判定する。判定した煙濃度を電気信号に変換し受信機に送信し、設定値以上の煙濃度になれば火災警報が発信される。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の5（光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

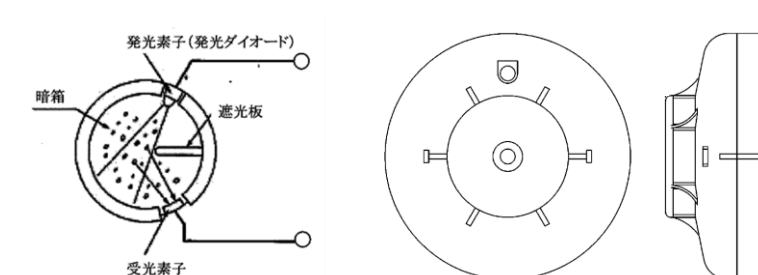


図1 アナログ式の煙感知器の概要

b. アナログ式の熱感知器

(a) アナログ式の熱感知器の概要

アナログ式の熱感知器の概要を図2に示す。動作原理は、感知器内部の検出部に感熱素子であるサーミスタが配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの抵抗値が減少することから、抵抗値から周囲温度を判定する。判定した温度を電気信号に変換し受信機に送信し、設定値以上の温度になれば火災警報が発信される。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の熱感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

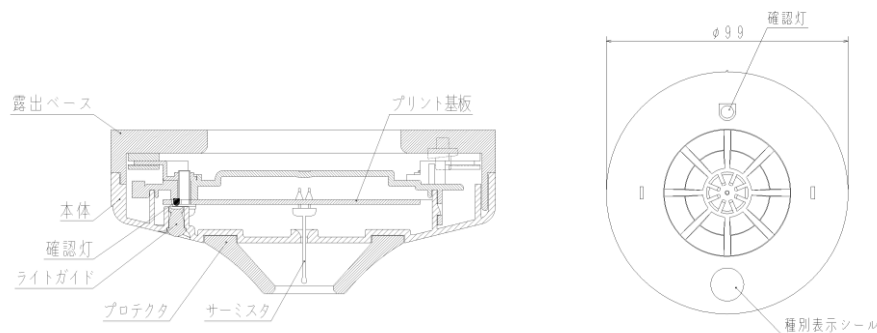


図2 アナログ式の熱感知器の概要

c. 非アナログ式の防爆型煙感知器

(a) 非アナログ式の防爆型煙感知器の概要

非アナログ式の防爆型煙感知器の概要を図3に示す。動作原理は、発光回路で一定時間ごとにLED（発光素子）に対して電流を流し発光させ、発光した光は、レンズを通して防爆容器外部へ照射される。その光を、煙がチャンバー内に流入すると、煙に反射して散乱光を生じる。この散乱光を、レンズを通して受光素子が検知し、電気信号に変換し、受光回路でこれを検出する。受光回路で検出した信号は、マイコンで測定され、一定のレベルを越えると火災信号を受信機へ送信する。

非アナログ式の防爆型煙感知器は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐圧防爆構造*）を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の防爆型煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

注記*：耐圧防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第16号）全閉構造であつて、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の物の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

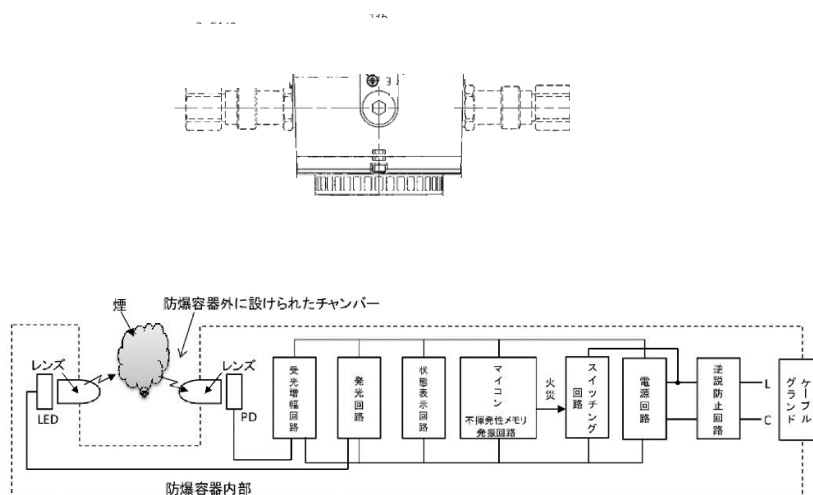


図3 非アナログ式の防爆型煙感知器の概要

d. 非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）

(a) 非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）の概要

非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）の概要を図4に示す。非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）は、感熱素子サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定値以上になったときに受信機に火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内での温度上昇値を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、受信機に火災信号を発する。

非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐圧防爆構造*）を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

注記*：耐圧防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第16号）全閉構造であつて、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の物の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

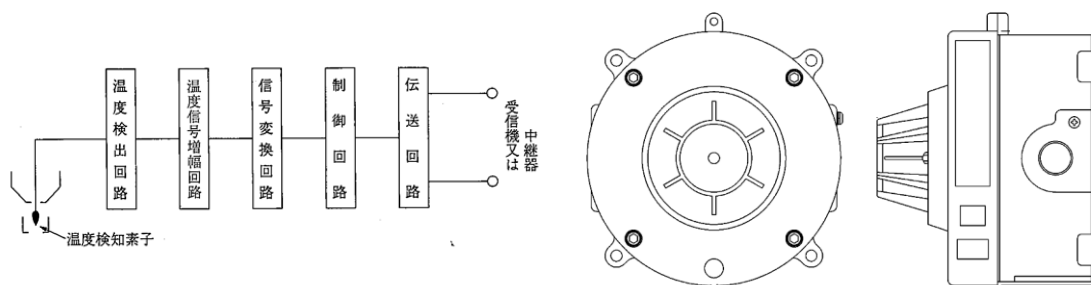


図4 非アナログ式の防爆型熱感知器及び防爆型熱感知器（屋外仕様）の概要

e. アナログ式の熱感知器（屋外仕様）

(a) アナログ式の熱感知器（屋外仕様）の概要

アナログ式の熱感知器（屋外仕様）の概要を図5に示す。動作原理は、感知器内部の検出部に感熱素子であるサーミスタが配置されている。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子であり、火災により感知器の周囲温度が上昇するとサーミスタの抵抗値が減少することから、抵抗値から周囲温度を判定する。判定した温度を電気信号に変換し受信機に送信し、設定値以上の温度になれば火災警報が発信される。また、端子部分がコーキングされているため、屋外でも使用可能である。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の熱感知器（屋外仕様）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第15条の3（熱アナログ式スポット型感知器の公称感知温度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

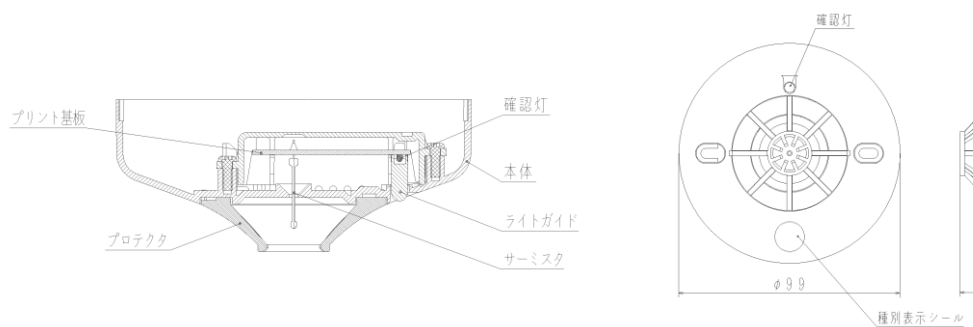


図5 アナログ式の熱感知器（屋外仕様）の概要

f. 非アナログ式の熱感知器（接点式）

(a) 非アナログ式の熱感知器（接点式）の概要

非アナログ式の熱感知器（接点式）の概要を図6に示す。動作原理は、バイメタルが受熱により反転して接点が閉じることで火災を検知し、火災信号を受信機へ送信する。また、炎が生じ、温度上昇した場合にも火災として検知し、火災信号を受信機へ送信する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の熱感知器（接点式）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

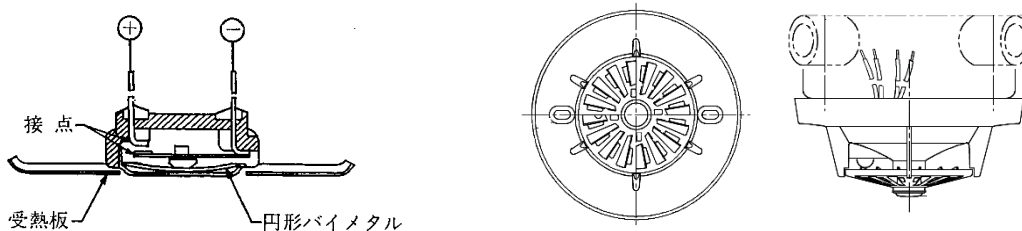


図6 非アナログ式の熱感知器（接点式）の概要

g. アナログ式の光電分離型煙感知器

(a) アナログ式の光電分離型煙感知器の概要

原子炉建物オペレーティングフロアに設置するアナログ式の光電分離型煙感知器の概要を図7に示す。アナログ式の光電分離型煙感知器は、光を発する送光部とそれを受ける受光部を5m～100mの距離に対向設置し、この光路上を煙が遮ったときの受光量の変化で火災を検出する。そのため、大空間での広く拡散した煙を検知することができる。アナログ式の光電分離型煙感知器の取付概要を図8に示す。消防法施行規則第23条（自動火災報知設備の感知器等）より、感知器の光軸の高さが80パーセント以上となるように設置する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の光電分離型煙感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の6（光電アナログ式分離型感知器の公称監視距離の区分、公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度））に定められる感知性能を満足している。

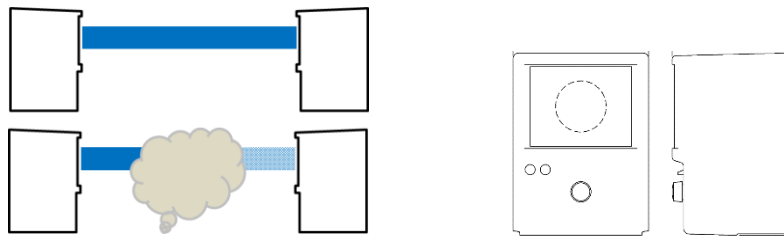


図7 アナログ式の光電分離型煙感知器の概要

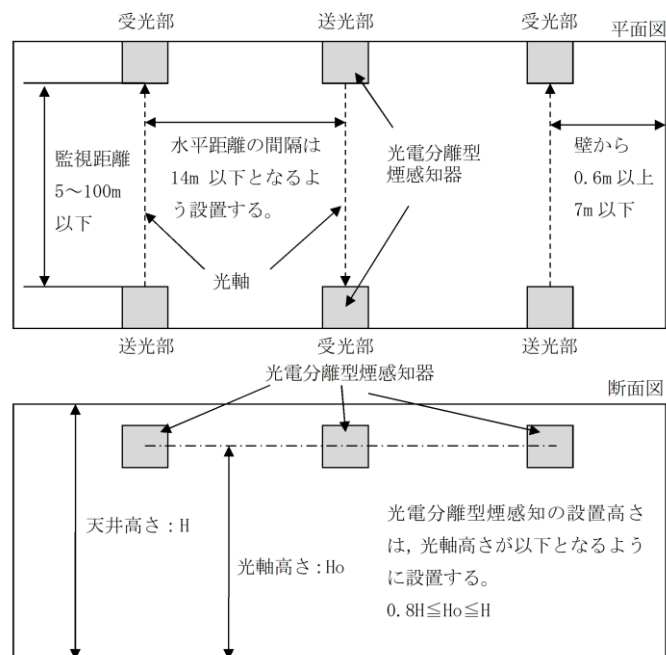


図8 アナログ式の光電分離型煙感知器の取付概要

h. 非アナログ式の炎感知器

(a) 非アナログ式の炎感知器の概要

原子炉建物オペレーティングフロアに設置する非アナログ式の炎感知器の概要を図9に示す。非アナログ式の炎感知器は感知原理に「赤外線3波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検出した場合にのみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、非アナログ式の炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の炎感知器は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能を満足している。

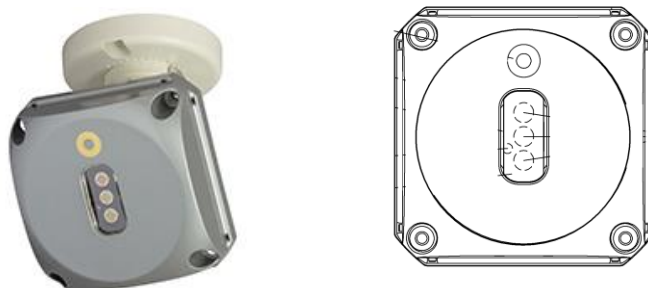


図9 非アナログ式の炎感知器の概要

i. 非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）

(a) 非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）の概要

屋外に設置する非アナログ式の炎感知器の概要を図 10 に示す。非アナログ式の炎感知器は感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検出した場合のみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光からの影響を考慮し、遮光カバーを設けることにより、誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、非アナログ式の炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）は、検定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる感知性能を満足している。

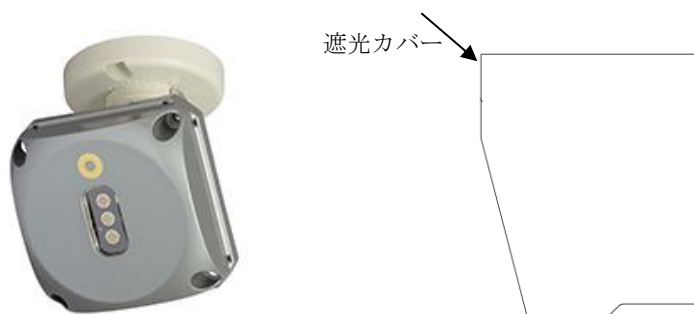


図 10 非アナログ式の炎感知器（屋外仕様）の概要

(2) 感知器と同等の機能を有する機器

a. 非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）

(a) 非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）の概要

非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）の概要を図 11 に示す。非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）は感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検出した場合にのみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が検出設備内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該検出設備が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該検出設備の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能（耐压防爆構造*）を有する。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）は、検定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる炎感知器の感度及び視野角の感知性能が同等以上を有していることを確認している。

注記*：耐压防爆構造（「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第 16 号）全閉構造であつて、可燃性のガス（以下「ガス」という。）又は引火性の物の蒸気（以下「蒸気」という。）が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

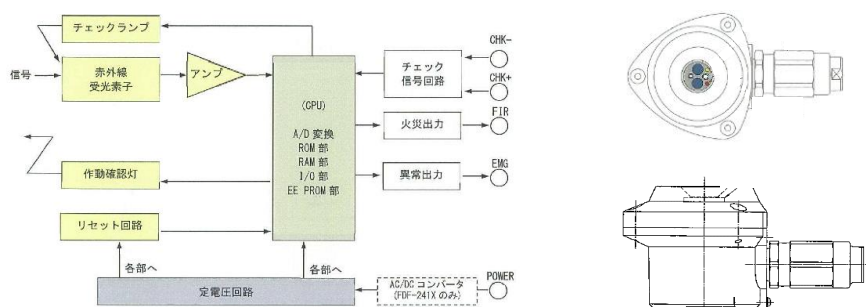


図 11 非アナログ式の防爆型炎検出設備（屋外仕様）の概要

b. アナログ式の煙吸引式検出設備

(a) アナログ式の煙吸引式検出設備の概要

高線量区域である主蒸気管室に設置するアナログ式の煙吸引式検出設備の概要を図12に示す。アナログ式の煙吸引式検出設備の感知原理は、一般的なアナログ式煙感知器と同様に、光による散乱光方式を用いて火災感知する。高線量区域にて発生する火災の煙を、内蔵ファンにてアナログ式の煙吸引式検出設備に取り込む。感知器内部の発光素子の光が、火災の煙流入により散乱することで煙を感知する。

アナログ式の煙吸引式検出設備は、アナログ式煙感知器と吸引装置を組み合わせた構成となっているため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することが可能であり、設定した煙の濃度にて警報を発する設計とする。

アナログ式の煙吸引式検出設備の故障時は、中央制御室に異常の警報を発する設計とする。また、煙吸引配管については、損傷等していないことを定期的に保守管理することを定め、アナログ式の煙吸引式検出設備を監視エリアの近傍に設置することで、監視エリア外における煙吸引配管の損傷リスクを可能な限り低減する設計とする。

高線量区域で使用するアナログ式の煙吸引式検出設備の仕様を表1に示す。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の煙吸引式検出設備は、検定品ではないが、消防法(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号)第17条の5(光電アナログ式スポット型感知器の公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度))に定められる光電アナログ式スポット型感知器と同等の感知性能を有していることを確認している。

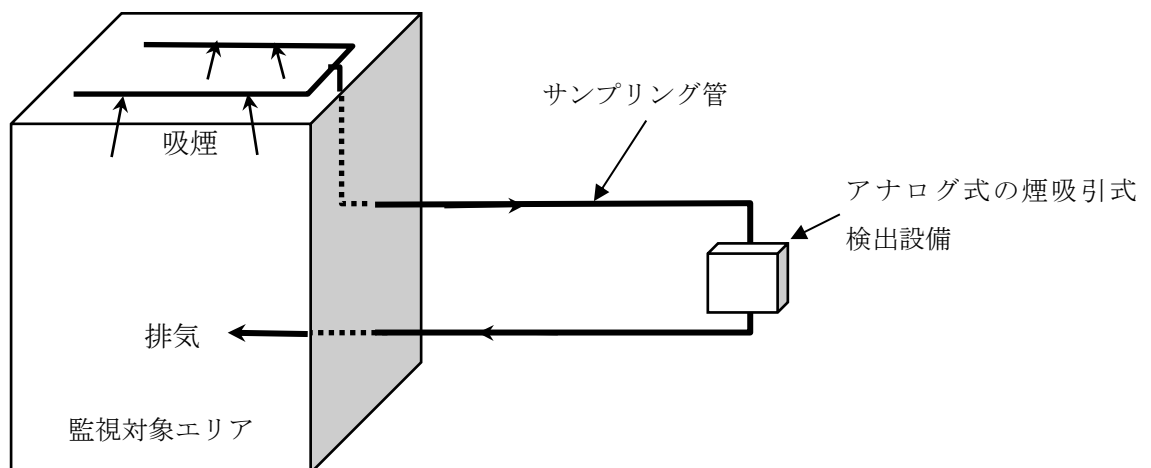


図12 アナログ式の煙吸引式検出設備の概要

表1 アナログ式の煙吸引式検出設備の仕様

項目	仕様
検知可能ライン数	1ライン
火災警報設定値	10%/m(光電式スポット型感知器2種相当)
煙濃度表示	0~20%/m バーグラフ表示
煙検知濃度	減光率 0.001~20%/m
検知時間	吸煙口からアナログ式の煙吸引式検出設備までの煙の検知時間に遅れがないよう、1分以内に早期に火災を検知する設計
フィルター	フィルター内蔵
吸煙配管サイズ	20A
吸煙配管長さ	最大1ライン 50m以内
吸煙口	孔径 2mm 以上/孔ピッチ 500m 以内
煙検知原理	エアースAMPLINGによる散乱光方式
ファンユニット	ファン内蔵
吐出配管サイズ	20A
警報	火災警報, 異常警報
電源盤	直流電源装置内蔵
安全対策	加振試験を行い, 正常な監視状態を継続出来る設計とする。

(c) アナログ式の煙吸引式検出設備の感知性能確認試験

主蒸気管室に設置するアナログ式の煙吸引式検出設備について、検定品である光電アナログ式スポット型煙感知器（1種）と同等の性能を有することの確認として煙検出性能の比較試験を実施した。

イ. 試験条件

主蒸気管室の一部を再現した部屋にて煙を発生させ、各機器の感知性能の比較を行うこととし、再現する個所として、火災時の発煙挙動に影響を与えることが予想される高さ 600mm 以上の梁を含めた区画を想定した試験を行った。

ロ. 試験方法

(イ) 火源

発煙材として、安定した燃焼性状と定量的な煙濃度が得られる発煙片を選定した。また、発煙片のみでは熱量が足りない可能性を考慮し、15cm 角火皿にアルコールを入れ、ともに燃焼させた。

(ロ) アナログ式の煙吸引式検出設備及び光電アナログ式スポット型煙感知器の設置

配置図を図 11 に示す。設置個数は、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号の煙感知器に対する設置個数の考え方を踏まえ、アナログ式の煙吸引式検出設備及び光電アナログ式スポット型煙感知器ともに 3 台ずつとした。

(ハ) 火点

火点位置を図 13 に示す。各煙感知器の直下、各煙感知器から見た最遠地点及び部屋中央の①～⑧の計 8 ケースとした。

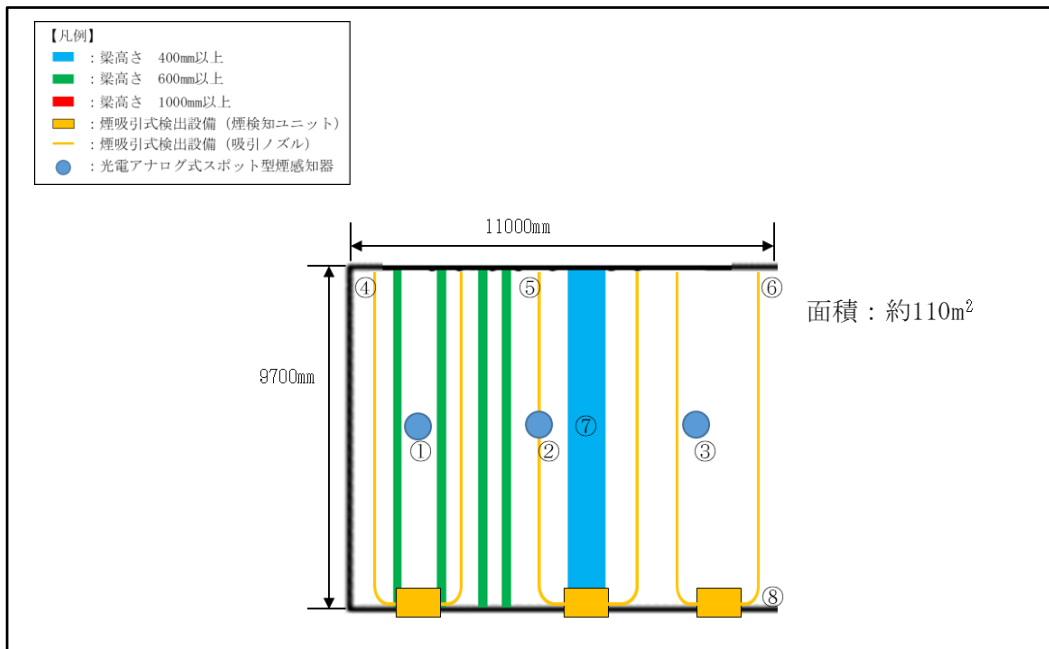


図 13 試験概要図

ハ. 試験結果

試験結果を表2に示す。アナログ式の煙吸引式検出設備は全てのケースで煙濃度が5%/mに到達し、安定的に煙を検知できた。また、光電アナログ式スポット型煙感知器の煙濃度が5%/m（煙感知器1種相当の検知濃度）に達しないケースがあったものの、煙検知時間には大きな差は見られなかった。

表2 試験結果

試験ケース		試験結果（各機器のうち最速値）	
		光電アナログ式スポット型 煙感知器 5%/m 到達時間[s]	アナログ式の煙吸引式検 出設備 5%/m 到達時間[s]
①	左側煙感知器直下	32	45
②	中央煙感知器直下	36	48
③	右側煙感知器直下	30	35
④	左側煙感知器最遠	68	45
⑤	中央煙感知器最遠	42	48
⑥	右側煙感知器最遠	—*	45
⑦	部屋中央	42	38
⑧	右側煙感知器最遠	—*	37

*：感知器の煙濃度が5%/m（煙感知器1種相当の検知濃度）に到達せず

d. アナログ式の熱感知カメラ*

(a) アナログ式の熱感知カメラの概要

屋外に設置するアナログ式の熱感知カメラの画像と外観を図 14 に示す。アナログ式の熱感知カメラは、物体から発する赤外線の色を温度信号として捕え、赤外線は温度が高くなるほど強くなる特徴を利用し、強さを色別して温度マップとして画像に映すことにより、一定の温度に達すると警報を発する火災感知設備である。

(b) 消防法に定められる型式適合検定について

アナログ式の熱感知カメラは、検定品ではないが、赤外線感知機能により死角となる場所がないように熱感知カメラを適切に設置する。

*：平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することが可能であり、設定した温度にて警報を発する設計の熱感知カメラ。

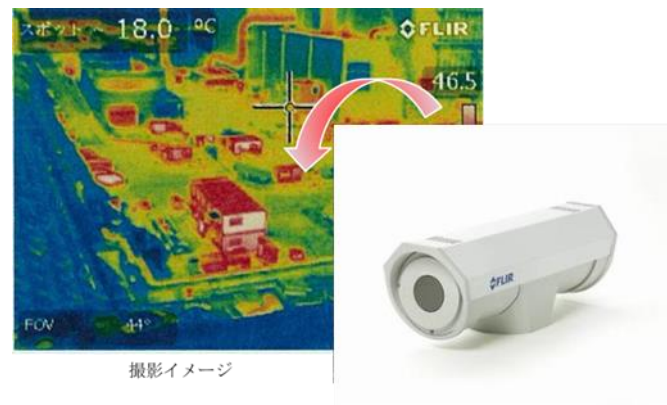


図 14 アナログ式の熱感知カメラの画像及び外観

4. 各火災感知器の設置条件及び具体例

4.1. 各火災感知器の設置条件

4.1.1. 火災感知器の種類と設置個数の考え方

各火災感知器の設置条件を表3に示す。

表3 火災感知器の種類と設置個数の考え方

火災感知器の種類			火災感知器の設置個数の考え方		消防法 施行規則
			取付面高さ	設置個数 当たりの 床面積	
煙感知器	光電アナログ式スポット型 及び 光電式スポット型 (防爆型含む)	1種及び 2種	4m未満	150m ²	第23条 第4項 第7号
			4m以上20m未満	75m ²	
	3種	4m未満	50m ²		
	光電アナログ式分離型	—	20m未満*2	— (光軸の水平距離が14m以下)	第23条 第4項 第7の3号
煙吸引式検出設備	—	センサ1台あたり100m ² 以内*3		消防法に適用されない	
熱感知器	熱アナログ式スポット型	—	4m未満	70m ² *1	第23条 第4項 第3号
			4m以上8m未満	35m ² *1	
	定温式スポット型 (屋外仕様, 防爆型含む)	特殊	4m未満	70m ² *1	
			4m以上8m未満	35m ² *1	
		1種	4m未満	60m ² *1	
			4m以上8m未満	30m ² *1	
2種	4m未満	20m ² *1			
	4m以上8m未満	—			
炎感知器	赤外線3波長式	公式監視 距離最大 45m以内	床面から1.2mの監視空間		第23条 第4項 第7の4号
	赤外線3波長式 (屋外仕様) (防爆型含む)	最大60m 以内	監視範囲に死角がないように設置		消防法に適用されない
熱感知カメラ	赤外線式	最大100m 以内	監視範囲に死角がないように設置		消防法に適用されない

注：上記に記載のない事項については、消防法施行規則等に基づく、火災感知器の設置方法に従う。

注記*1：主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分における設置個数当たりの床面積を示す。

*2：原子炉建物オペレーティングフロア（天井等の高さ20.5m）については、天井等の高さ20m以上の場所であり、消防法施行規則第23条第4項の適用対象外となるが、火災の早期感知の観点から消防法施行規則に準じて設置する。

*3：設置対象となる主蒸気管室での火災を模擬した試験結果に基づく監視面積として設定した。

4.1.2. 煙感知器の設置条件

消防法施行規則第23条第4項第7号ハの規定により、梁等が天井より0.6m以上突出している場合は個別の区画とし、それぞれの床面積から煙感知器の必要個数を求める。(図15参照)

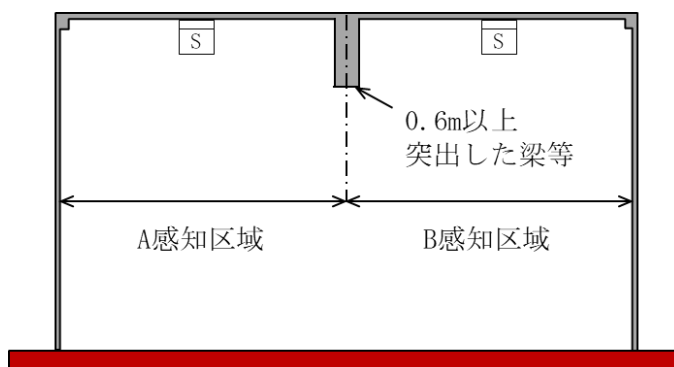


図15 梁等が天井より0.6m以上突出している場合の解説図

消防法施行規則第23条第4項第7号ホの規定により、天井高さから、それぞれの床面積に必要な煙感知器の設置個数を算出し設置する設計とする。(表4参照)

表4 天井高さから必要な煙感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		
		4m未満	4m以上15m未満	15m以上20m未満
煙感知器	1種	150m ²	75m ²	75m ²
	2種	150m ²	75m ²	—
	3種	50m ²	—	—

消防法施行規則第23条第4項第7号ヘの規定により、煙感知器を廊下及び通路に設ける場合は、歩行距離30mにつき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設置する設計とする。

一般建築物である島根原子力発電所2号機は、日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。(表5, 図16 参照)

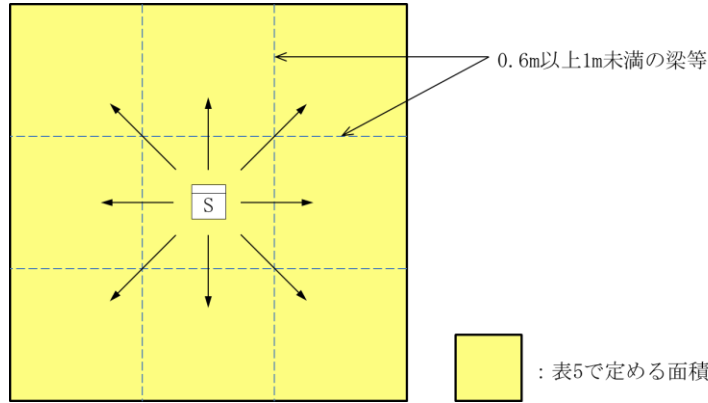


図16 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(1)

表5 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知器の種別	感知面積の合計			
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
1種	60m ²	60m ²	40m ²	40m ²
2種	60m ²	60m ²	40m ²	—
3種	20m ²	—	—	—

一般建築物である島根原子力発電所2号機は、日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。(図17 参照)

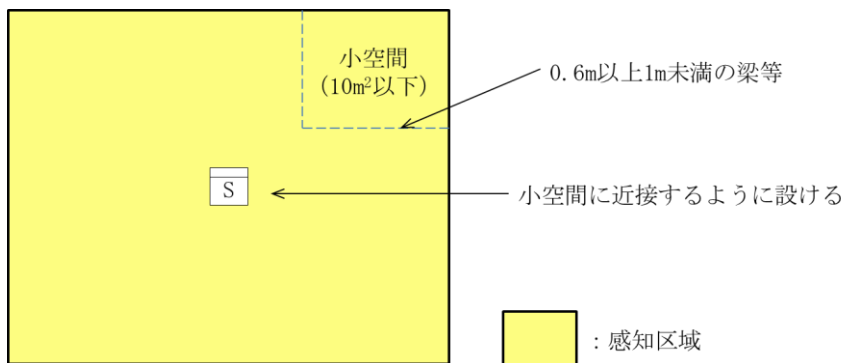


図17 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(2)

4.1.3. 熱感知器の設置条件

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、梁等が天井より0.4m以上突出している場合は個別の区画とし、それぞれの床面積から熱感知器の必要個数を求める。(図18参照)

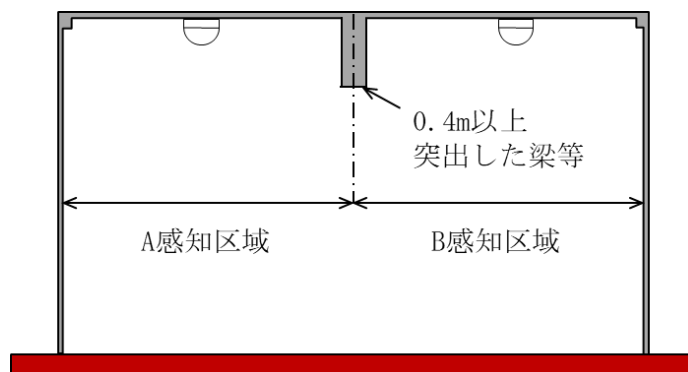


図18 梁等が天井より0.4m以上突出している場合の区画の解説図

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、天井高さから、それぞれの床面積に必要な熱感知器の設置個数を算出する設計とする。(表6参照)

表6 天井高さから必要な熱感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		4m未満		4m以上8m未満	
		建築物の構造		耐火	非耐火	耐火	非耐火
差動式スポット型	1種	90m ²	50m ²	45m ²	30m ²		
補償式スポット型	2種	70m ²	40m ²	35m ²	25m ²		
定温式スポット型	特殊	70m ²	40m ²	35m ²	25m ²		
	1種	60m ²	30m ²	30m ²	15m ²		
	2種	20m ²	15m ²	—	—		
熱アナログ式スポット型		70m ²	40m ²	35m ²	25m ²		

一般建築物である島根原子力発電所2号機は、日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、定温式スポット型熱感知器(特殊)は、短辺が3m未満の細長い居室等に熱感知器を設置する場合は、歩行距離が13mにつき1個以上の個数を設置する設計とする。

一般建築物である島根原子力発電所2号機は、日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。(表7, 図19参照)

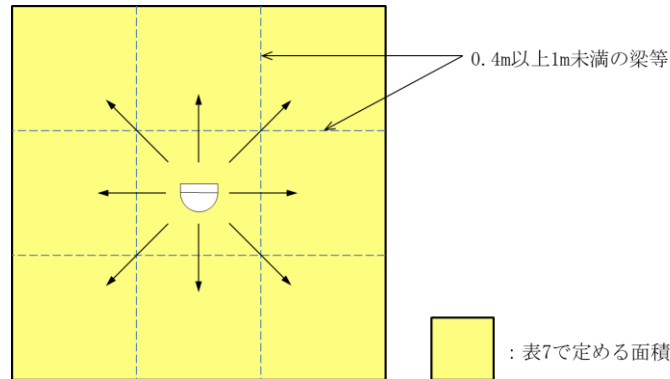


図19 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(1)

表7 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知区域 建築物の構造		合計面積		
		耐火	非耐火	
感知器の種別	差動式スポット型	1種	20m ²	15m ²
	補償式スポット型	2種	15m ²	10m ²
定温式スポット型	特殊	1種	15m ²	10m ²
	1種	1種	13m ²	8m ²
熱アナログ式スポット型		1種	15m ²	10m ²

一般建築物である島根原子力発電所2号機は、日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m²以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。(図20参照)

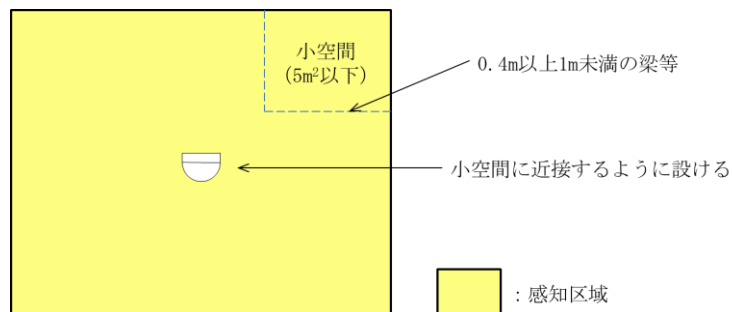


図20 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(2)

4.2. 火災感知器を設置した具体例

4.2.1. 消防法に準じて煙感知器，熱感知器及び炎感知器を設置した具体例

消防法施行規則第23条第4項に基づき，建物等に設置する熱感知器，煙感知器及び炎感知器について，各建物等の火災区域毎に整理した一覧表と配置図を別紙1に示す。

なお，消防法施行規則第23条第4項第8号の規定による火災感知器は，換気口等の空気吹出し口から1.5m以上の離隔距離を満足する設計とする。

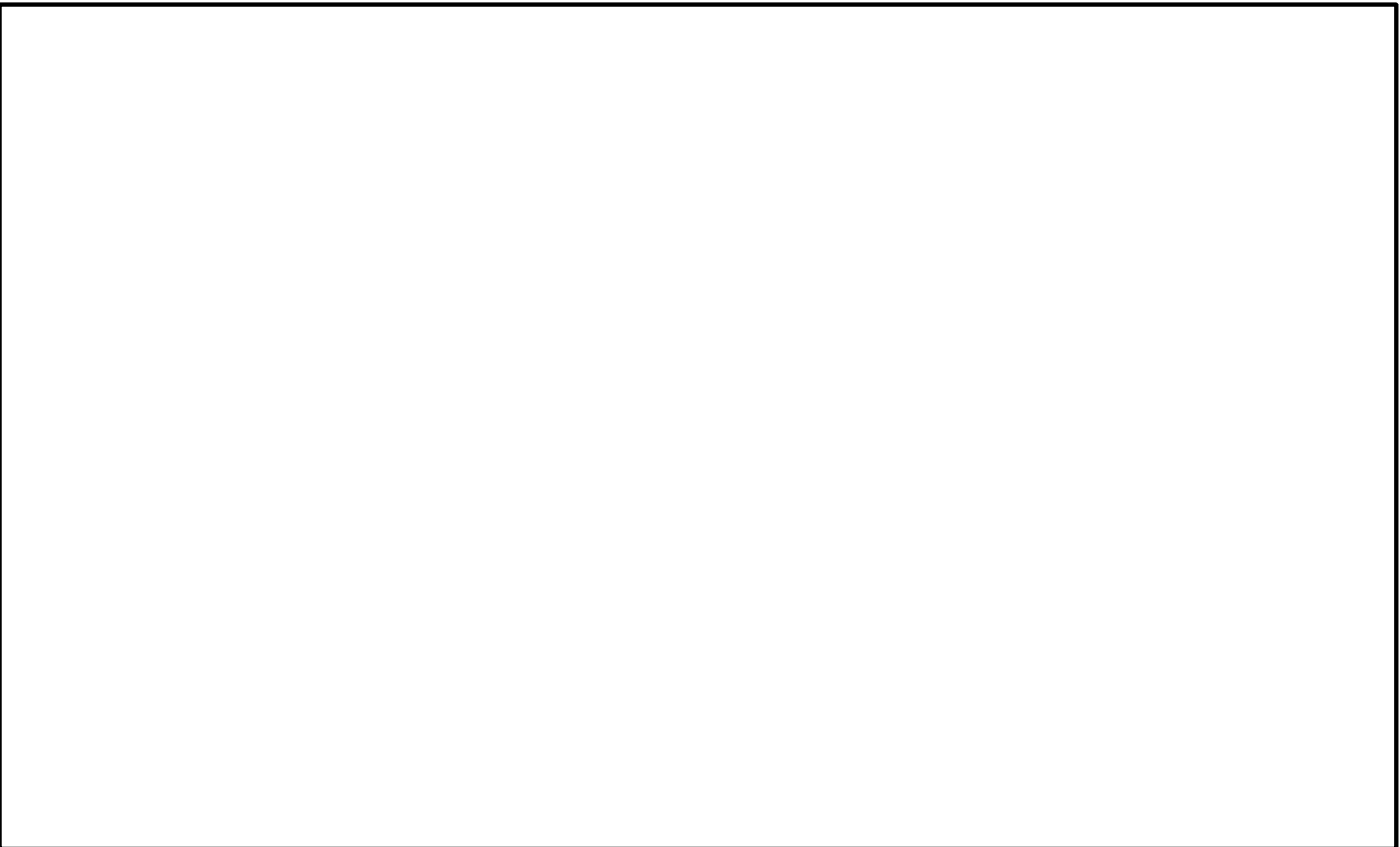
4.2.2. その他エリアの火災感知器を設置した具体例

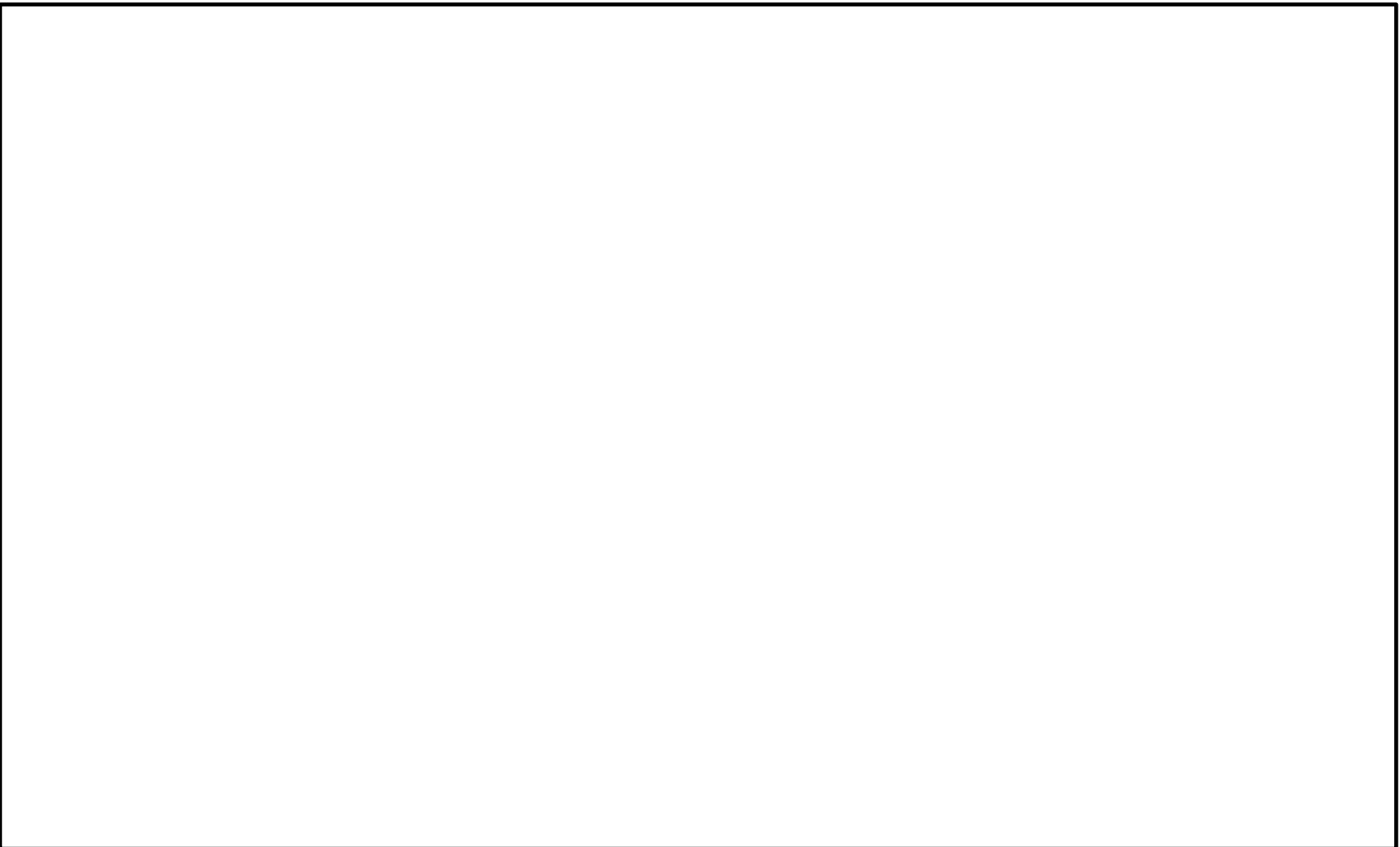
その他エリアとして，屋外に設置する屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラ，主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備，原子炉建物オペレーティングフロアに設置する光電分離型煙感知器並びにディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域，緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域及びディーゼル発電機燃料移送ポンプエリアに設置する防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）について，配置図を別紙2に示す。

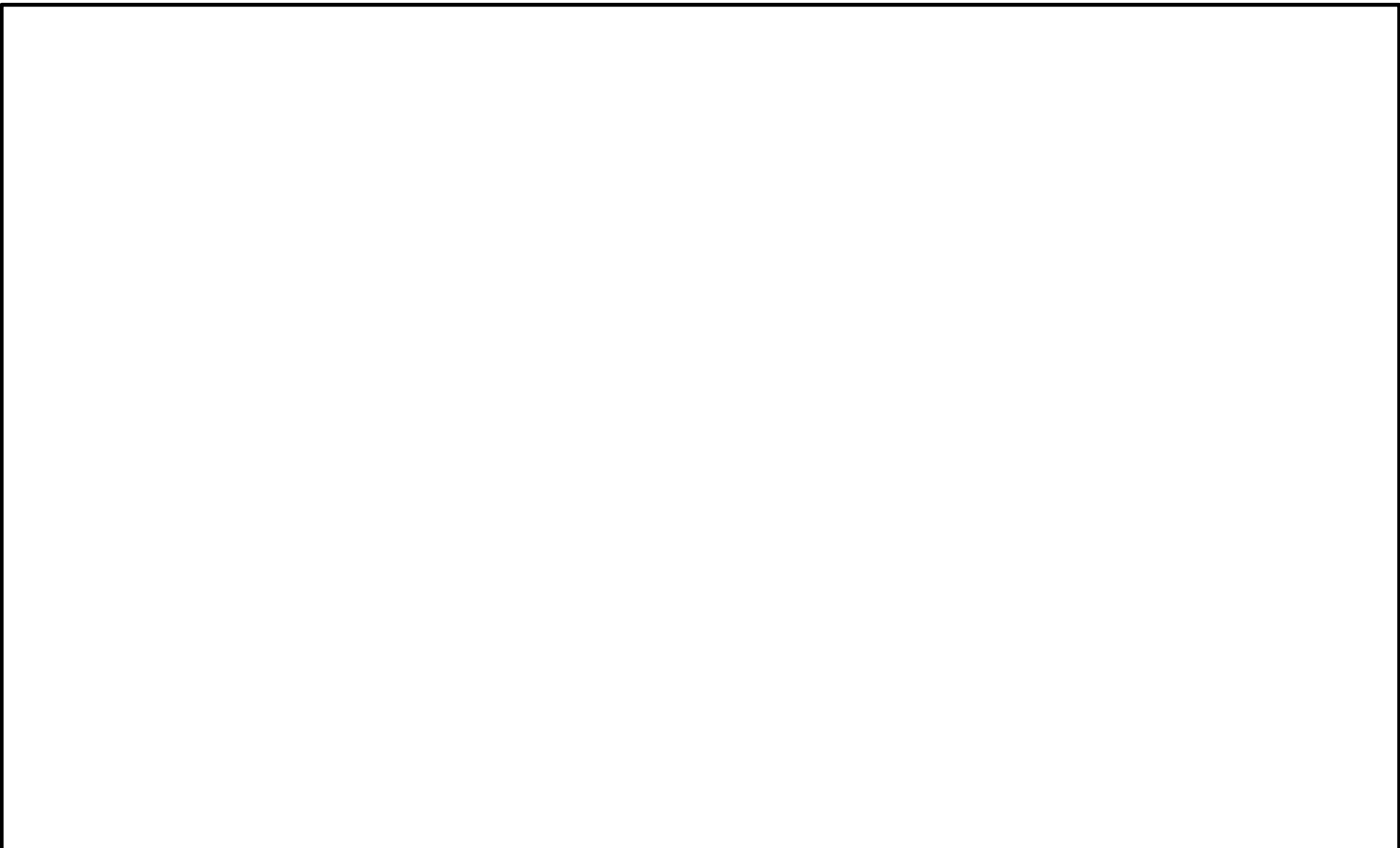
5. 各火災感知器の配置図

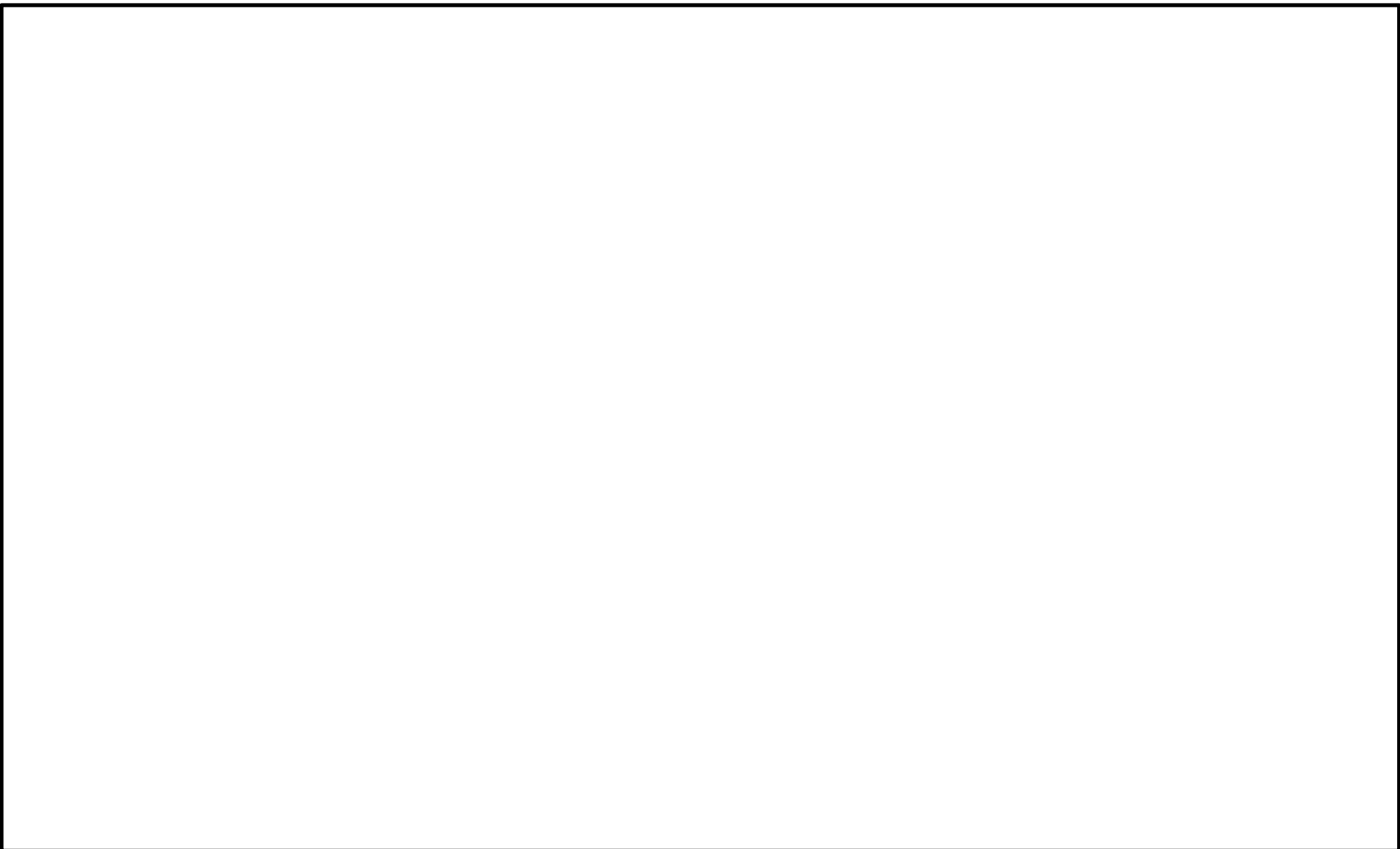
各火災感知器の配置図を次頁以降に示す。

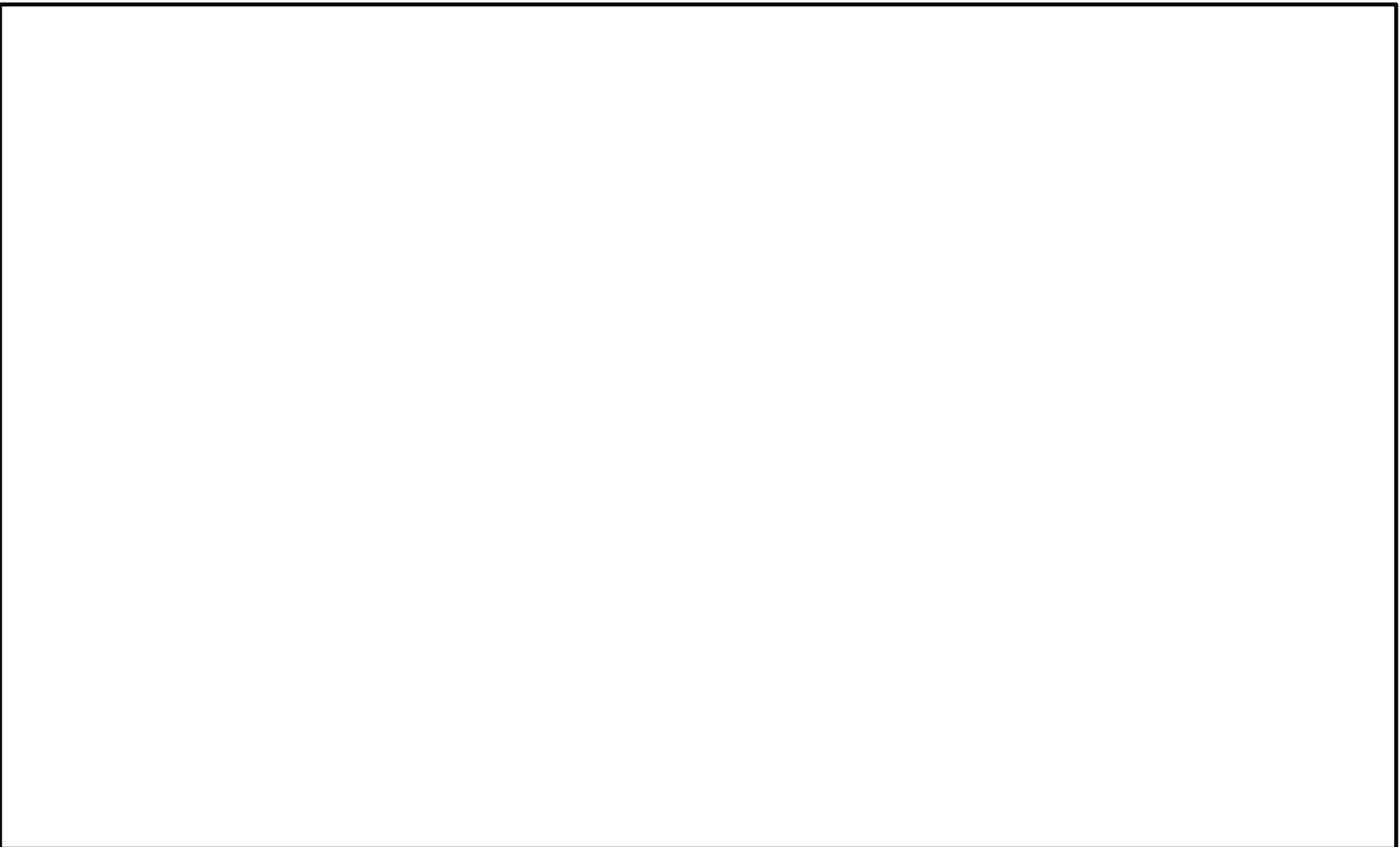
補-3-7-24



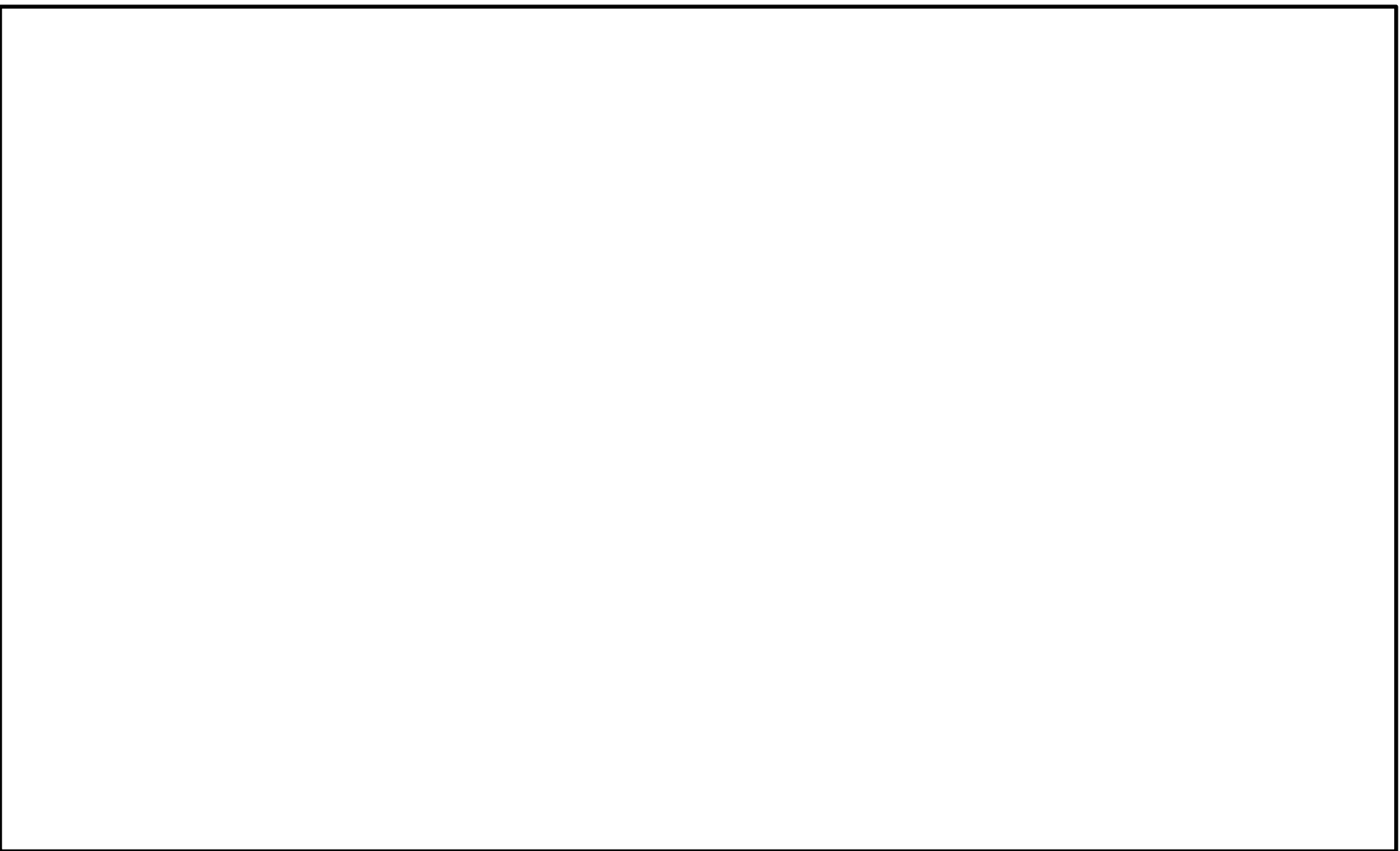


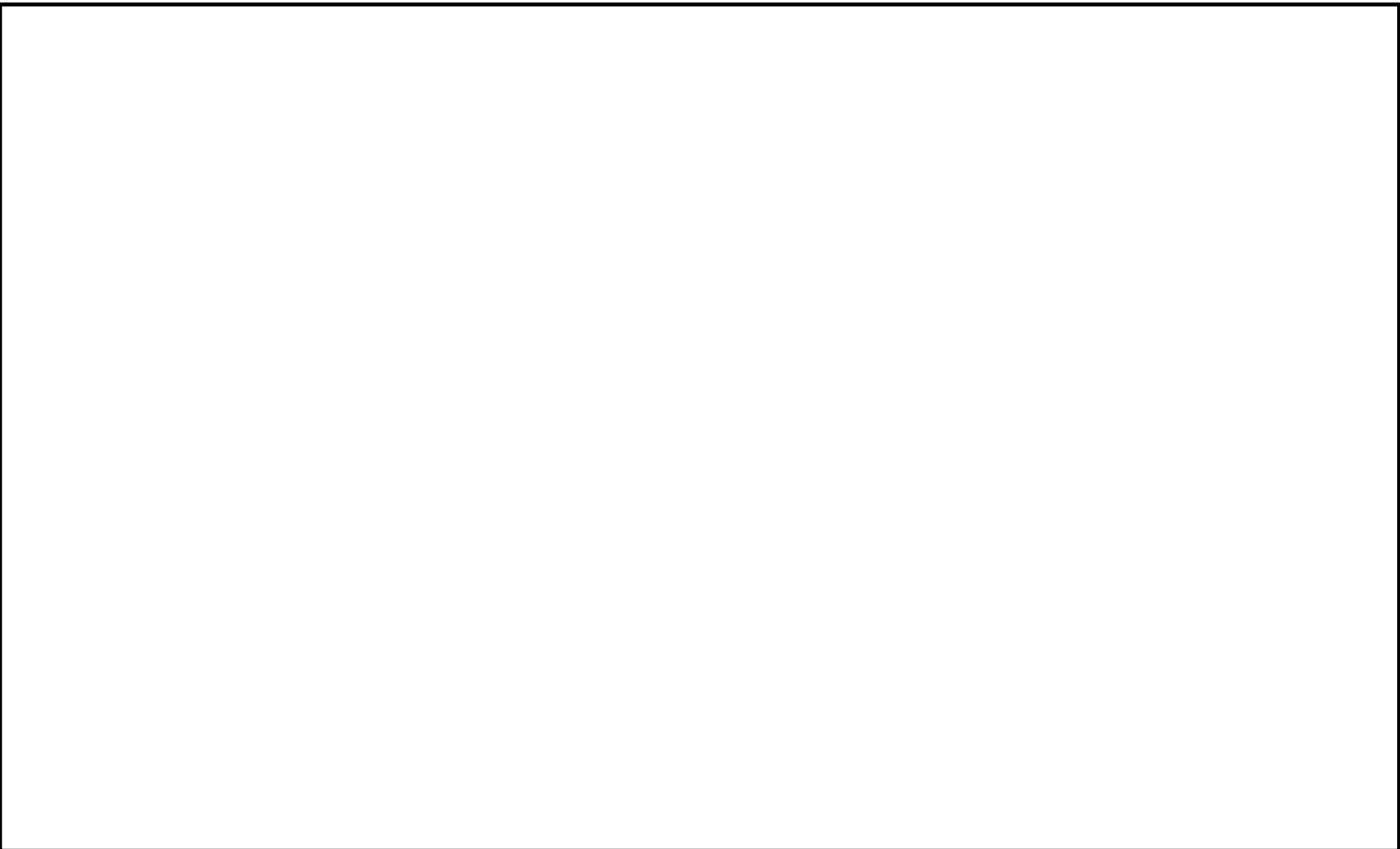


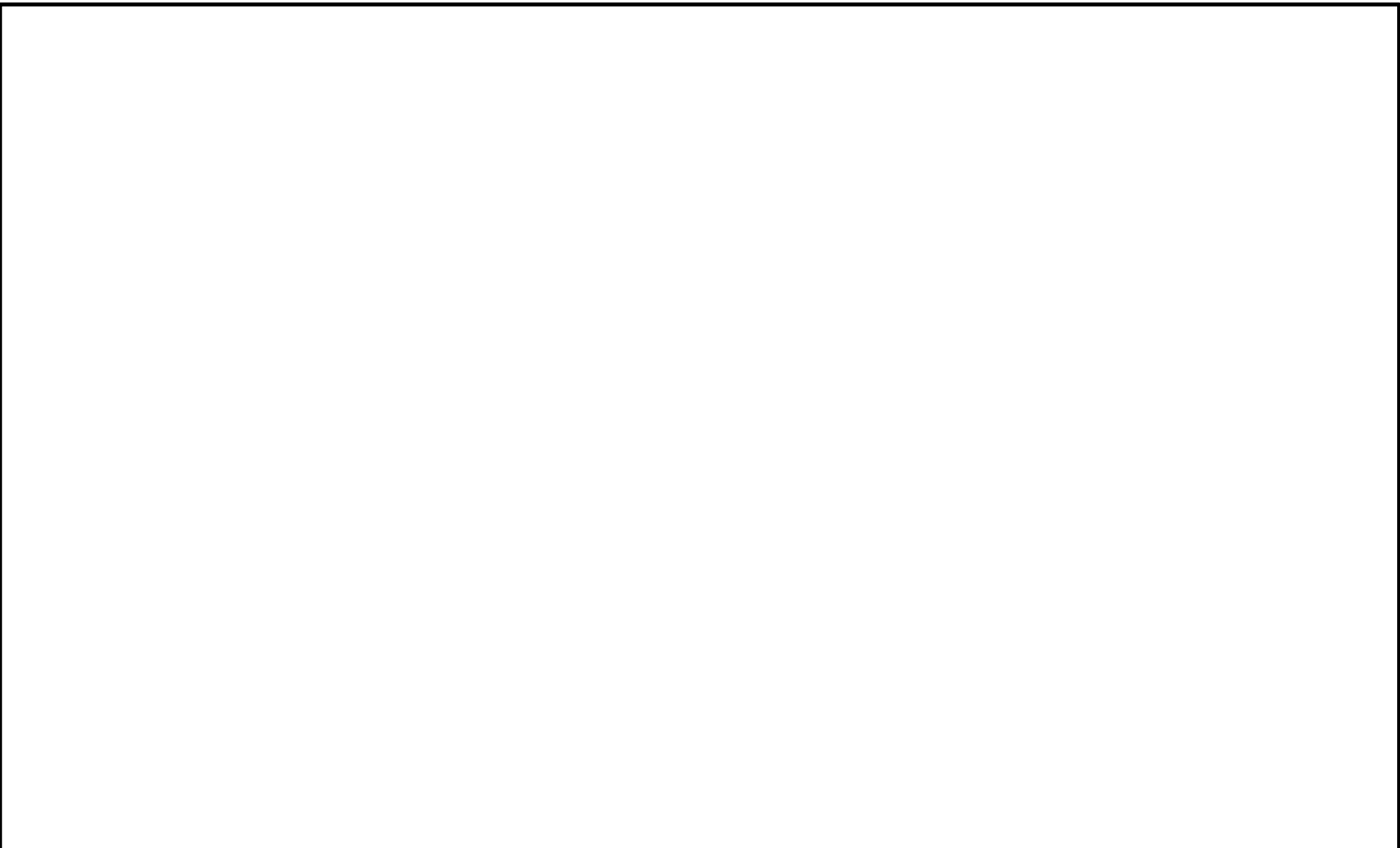


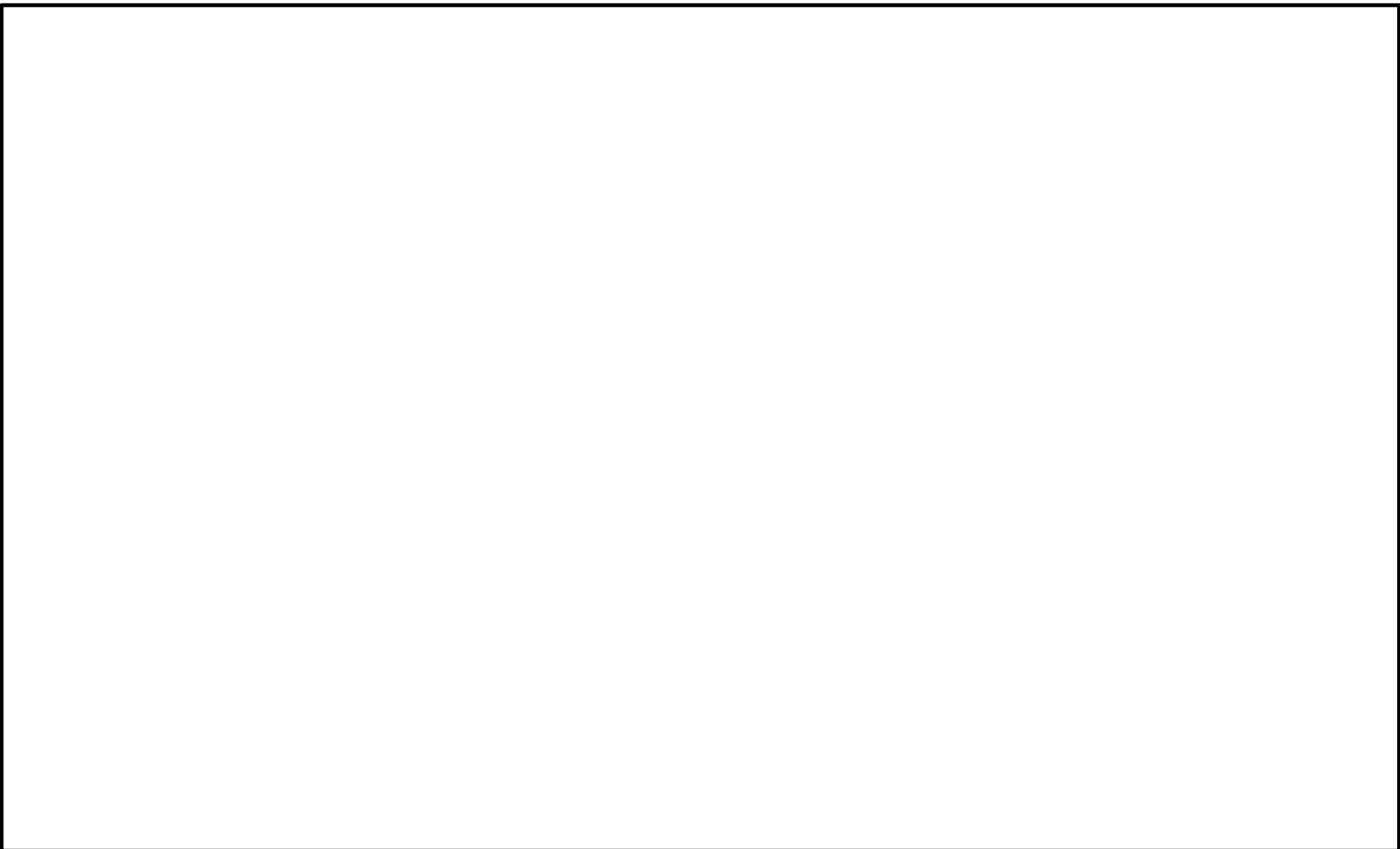


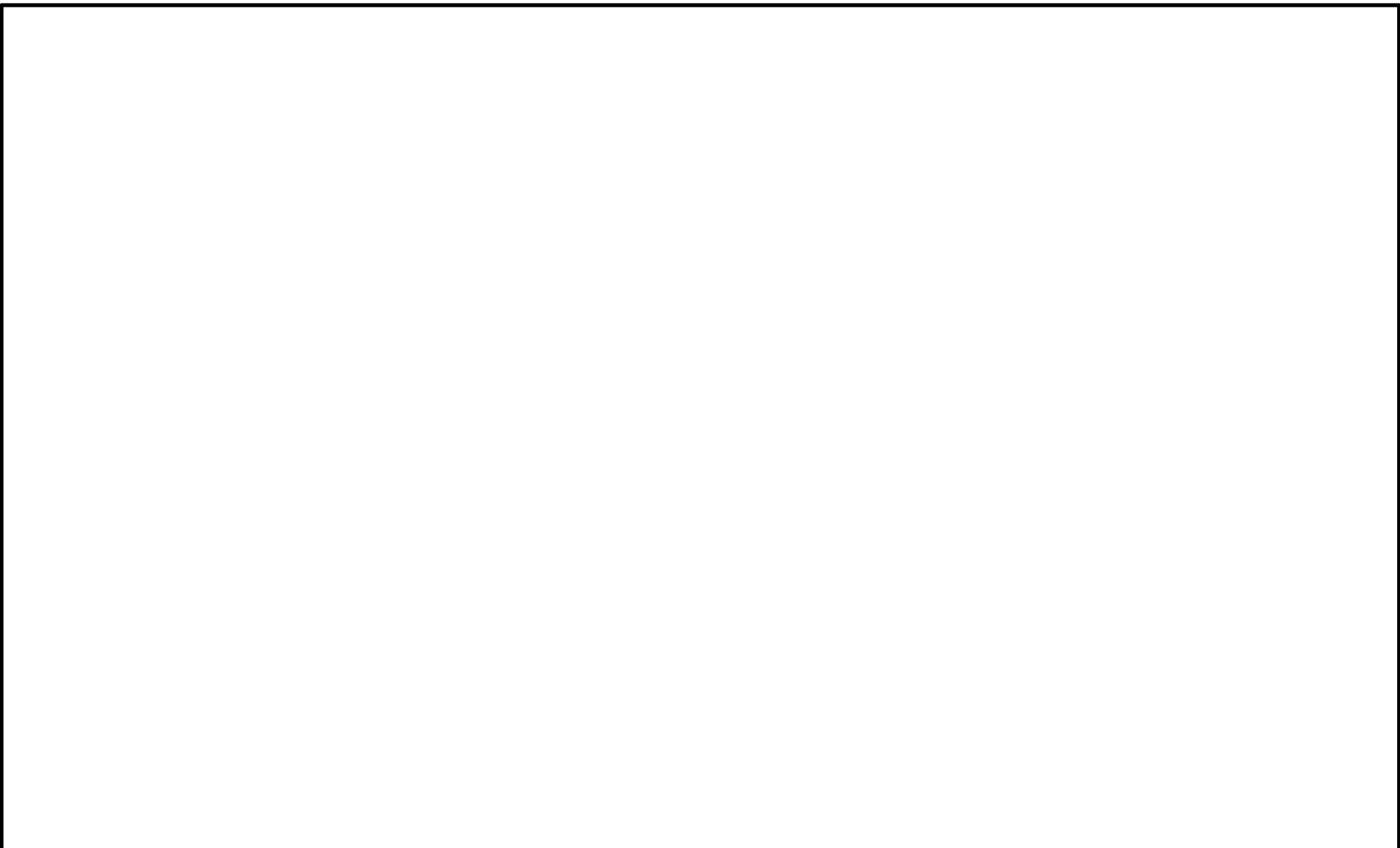
補-3-7-30

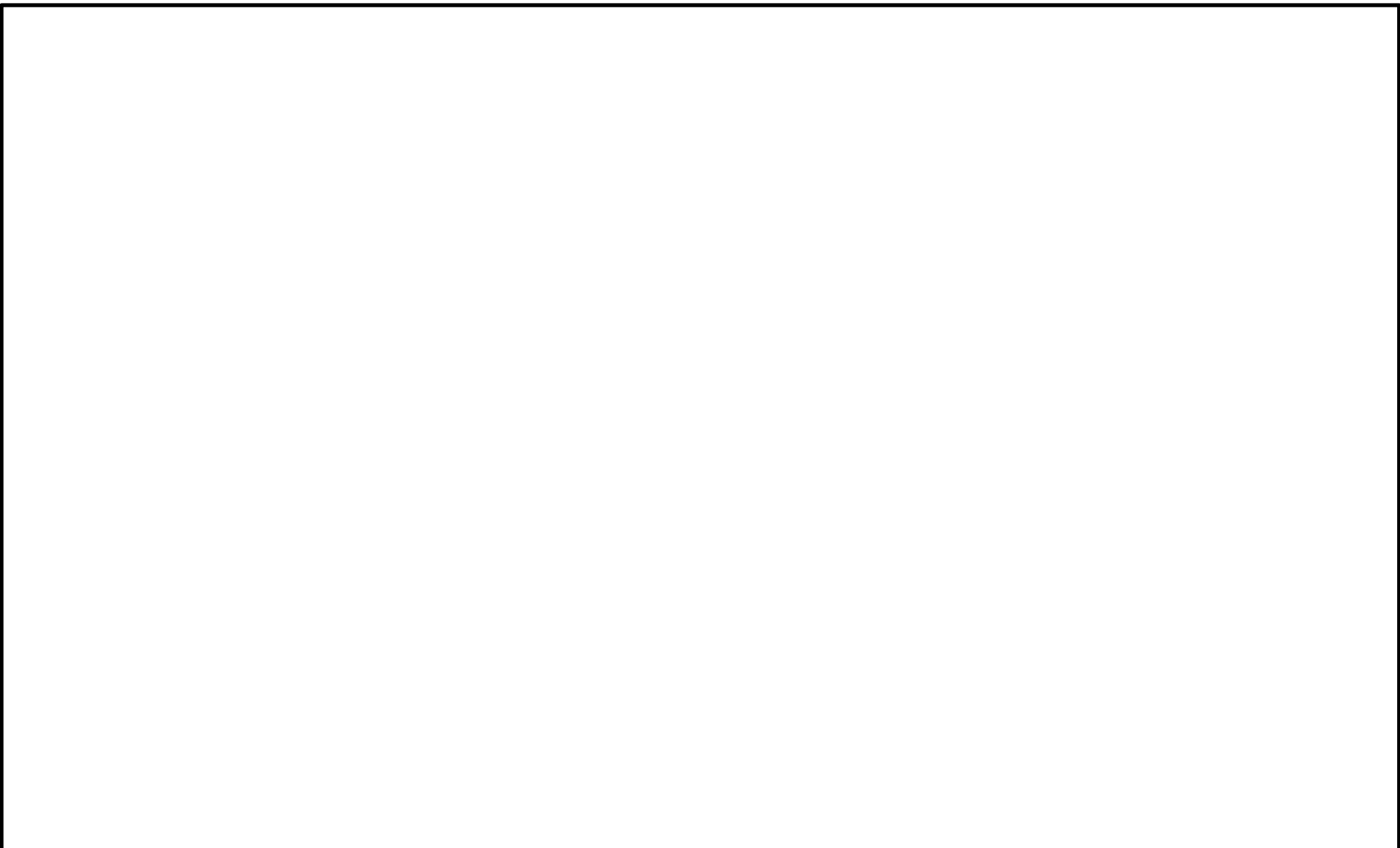


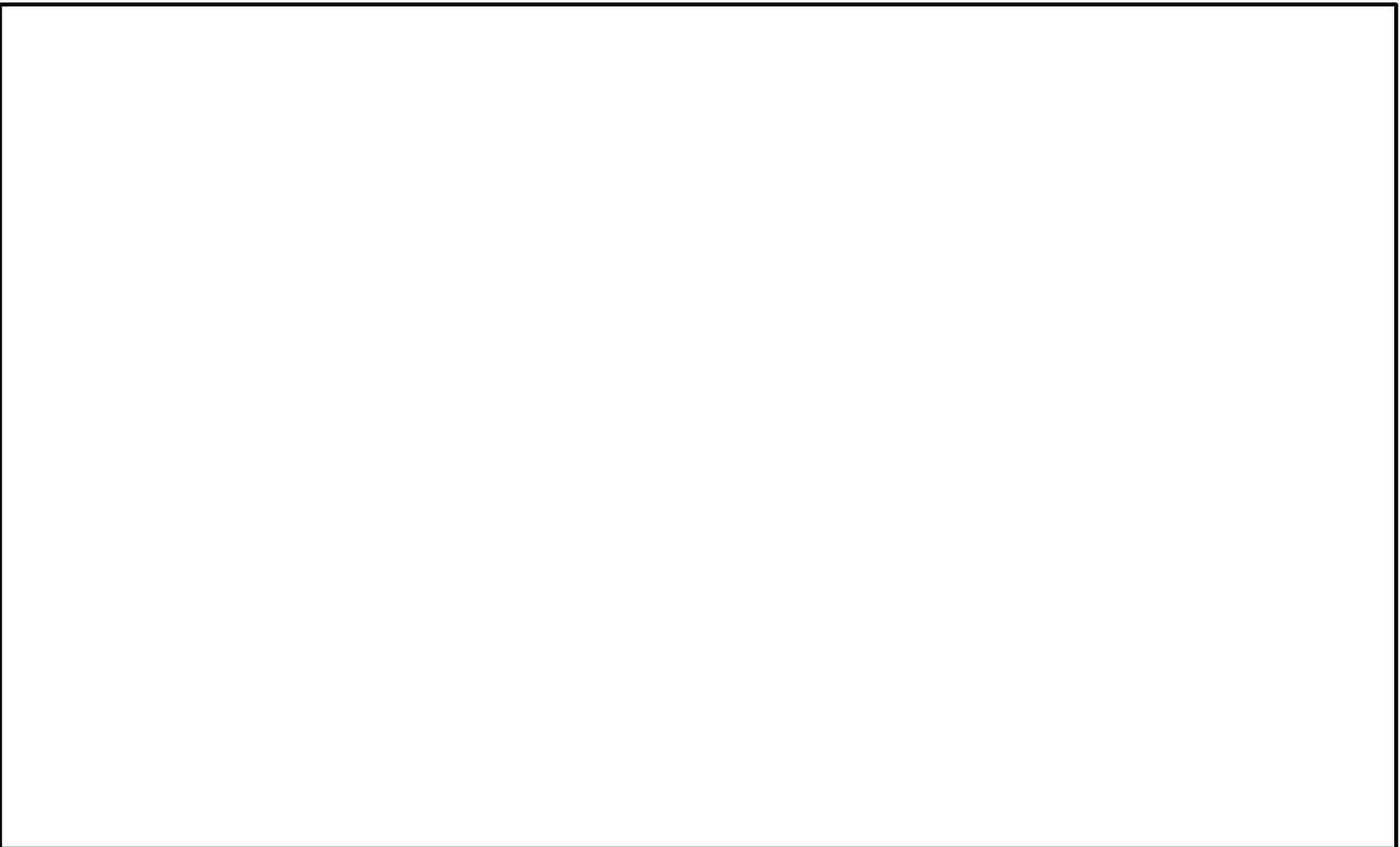


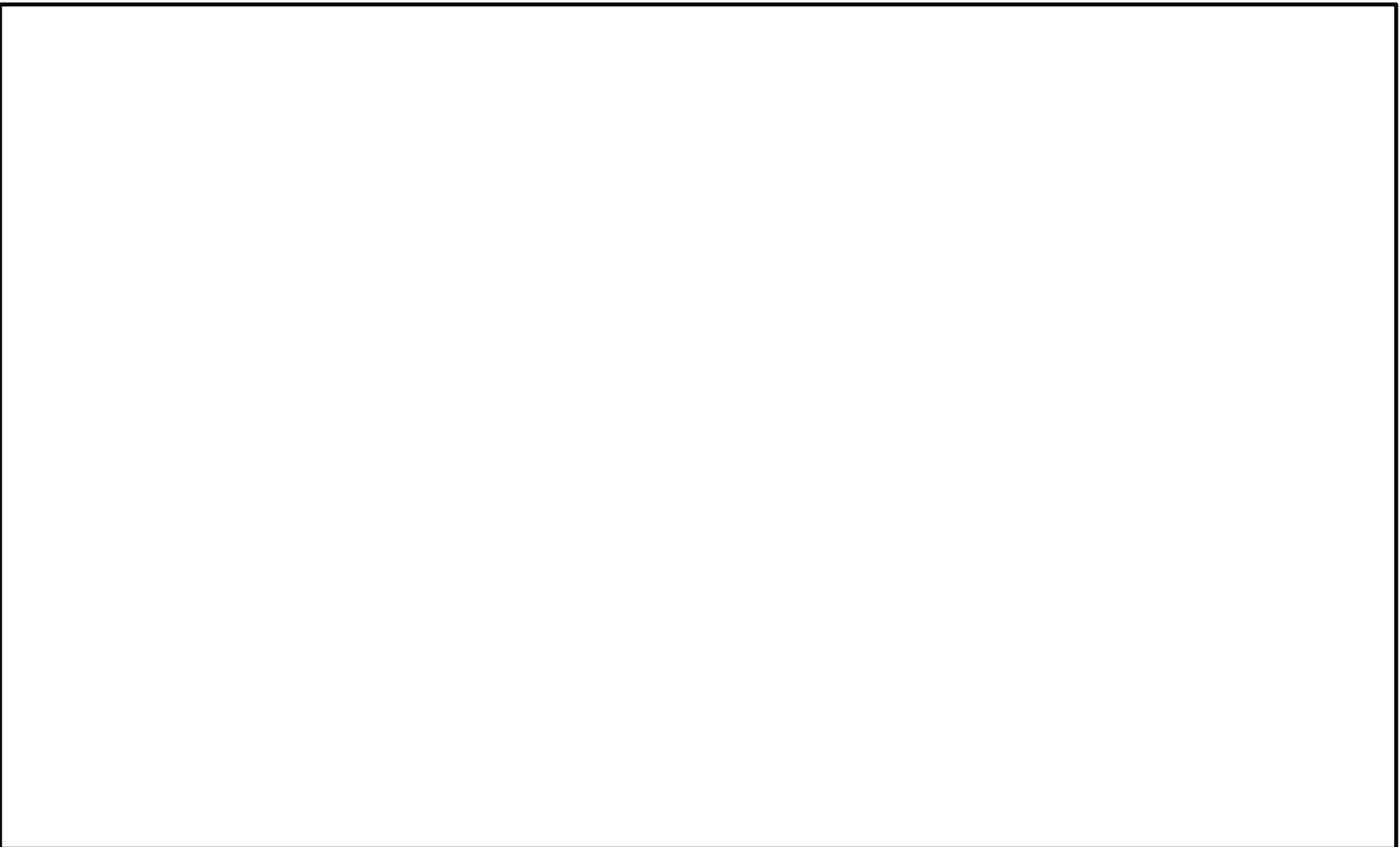


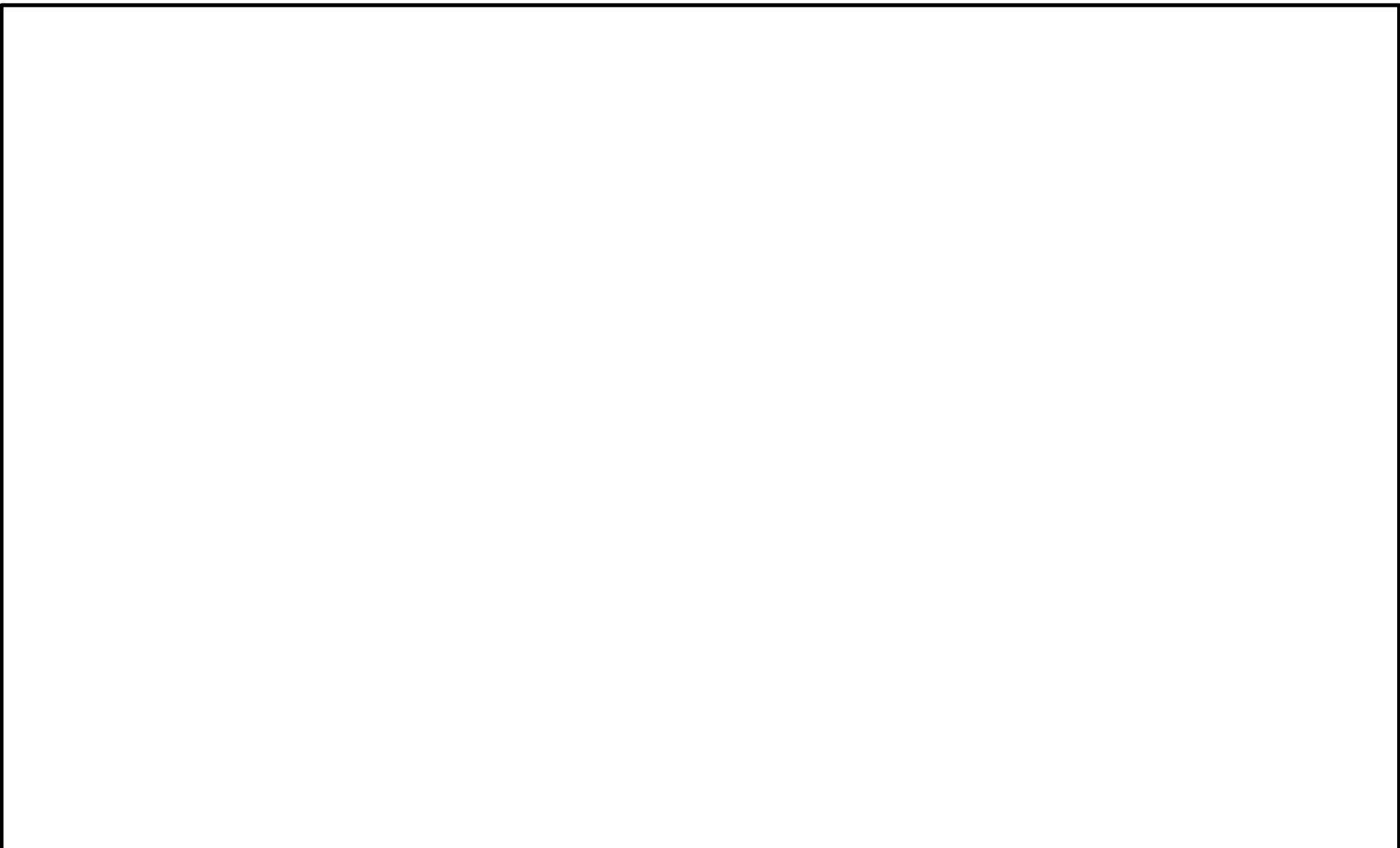


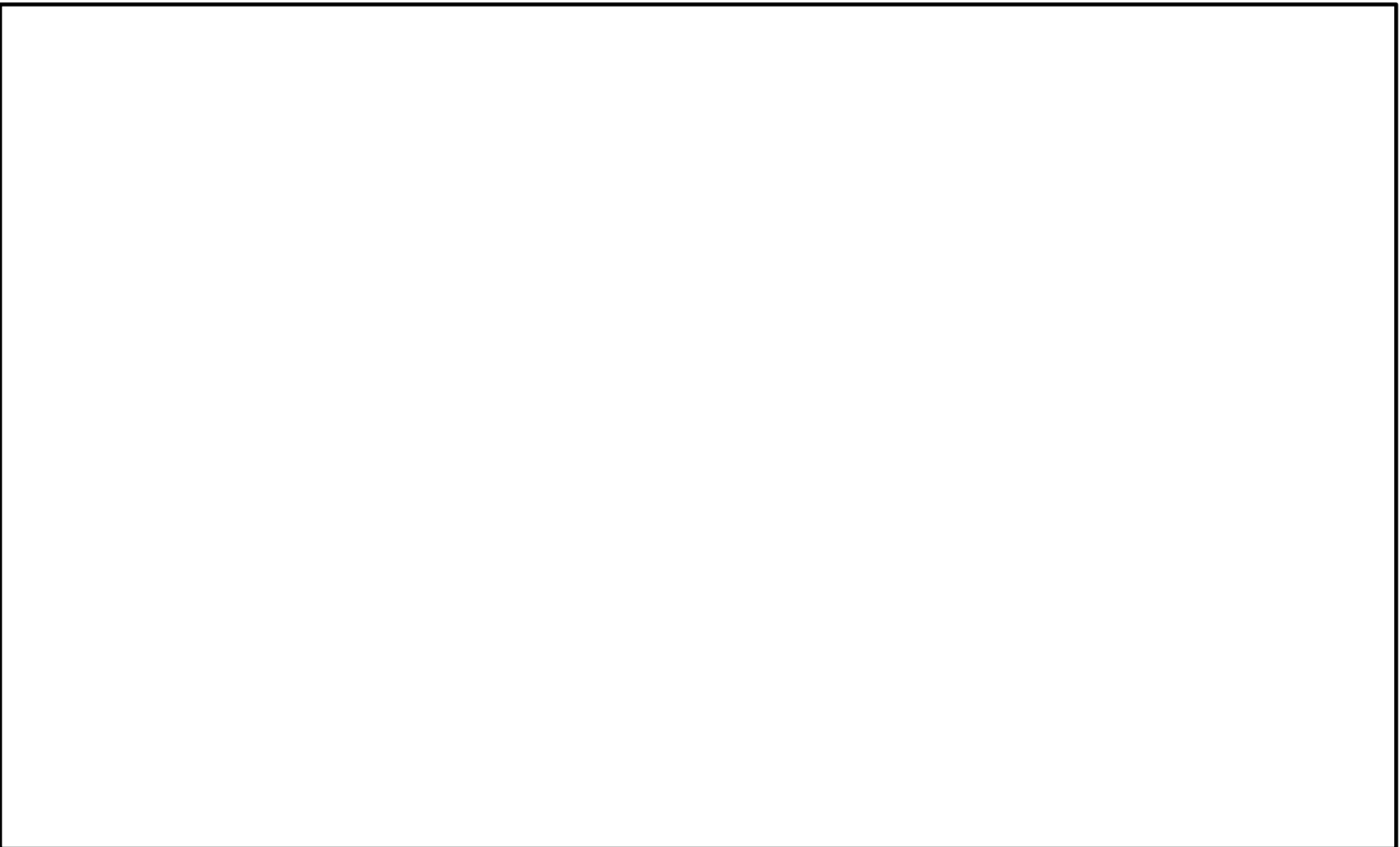


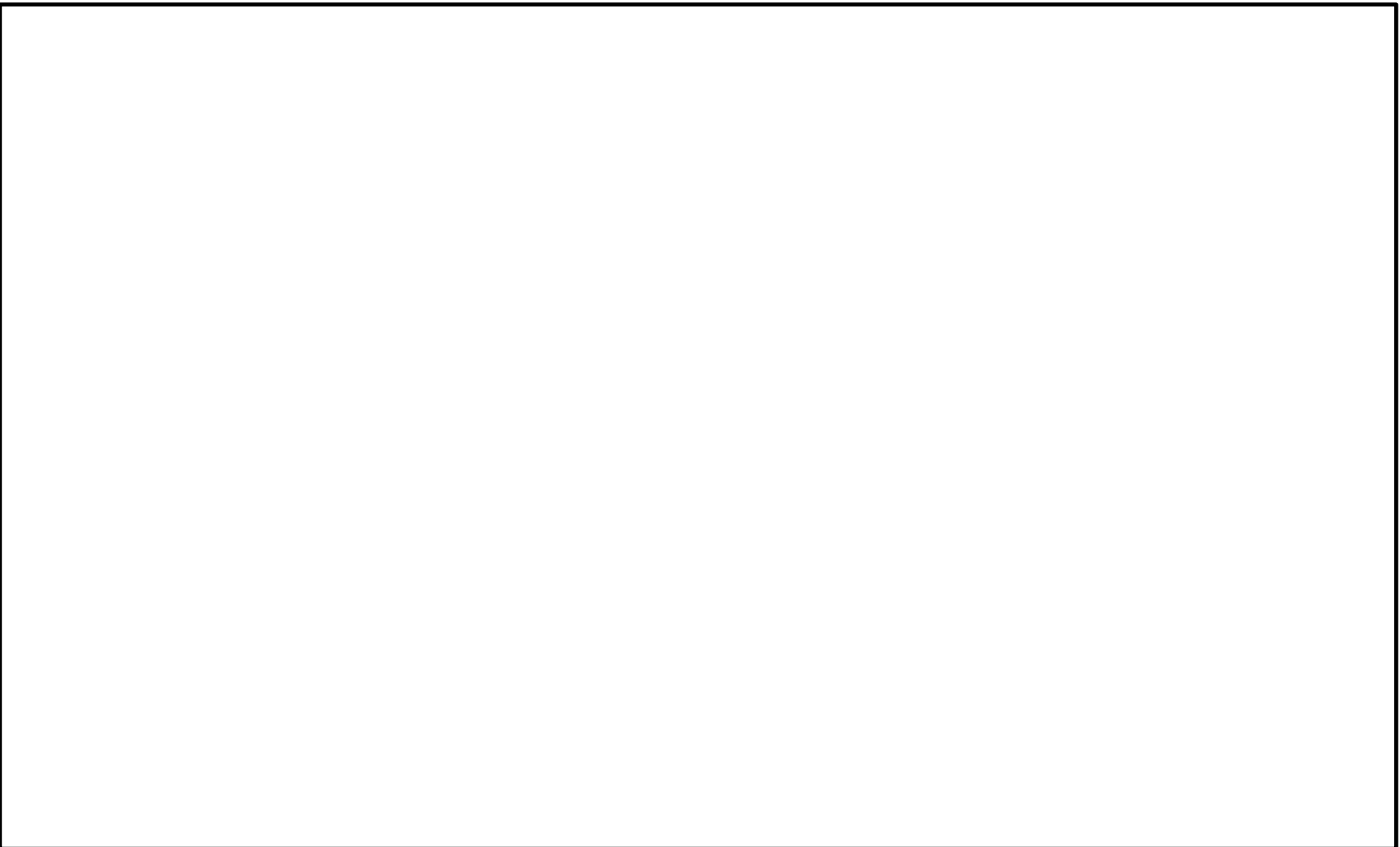


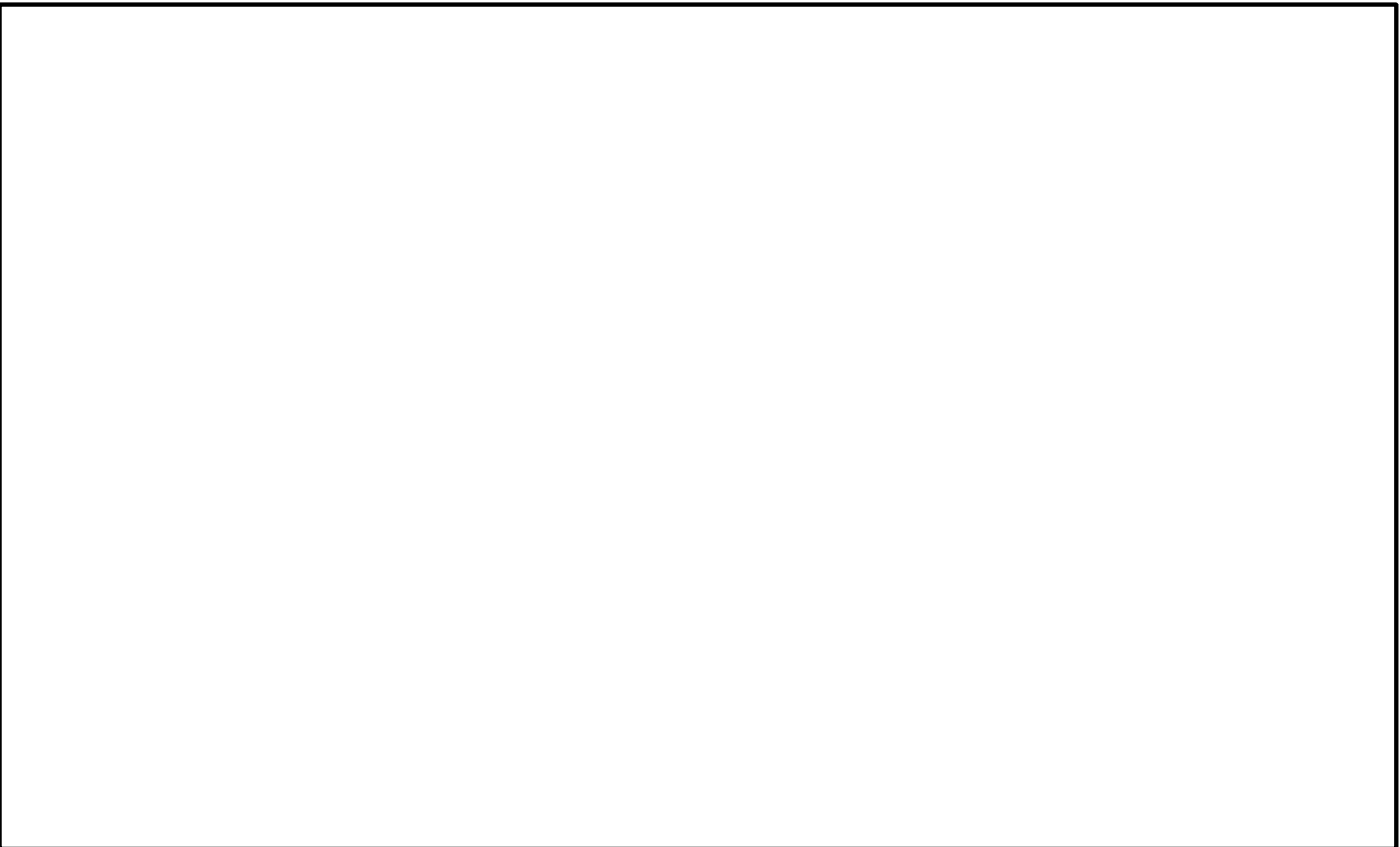


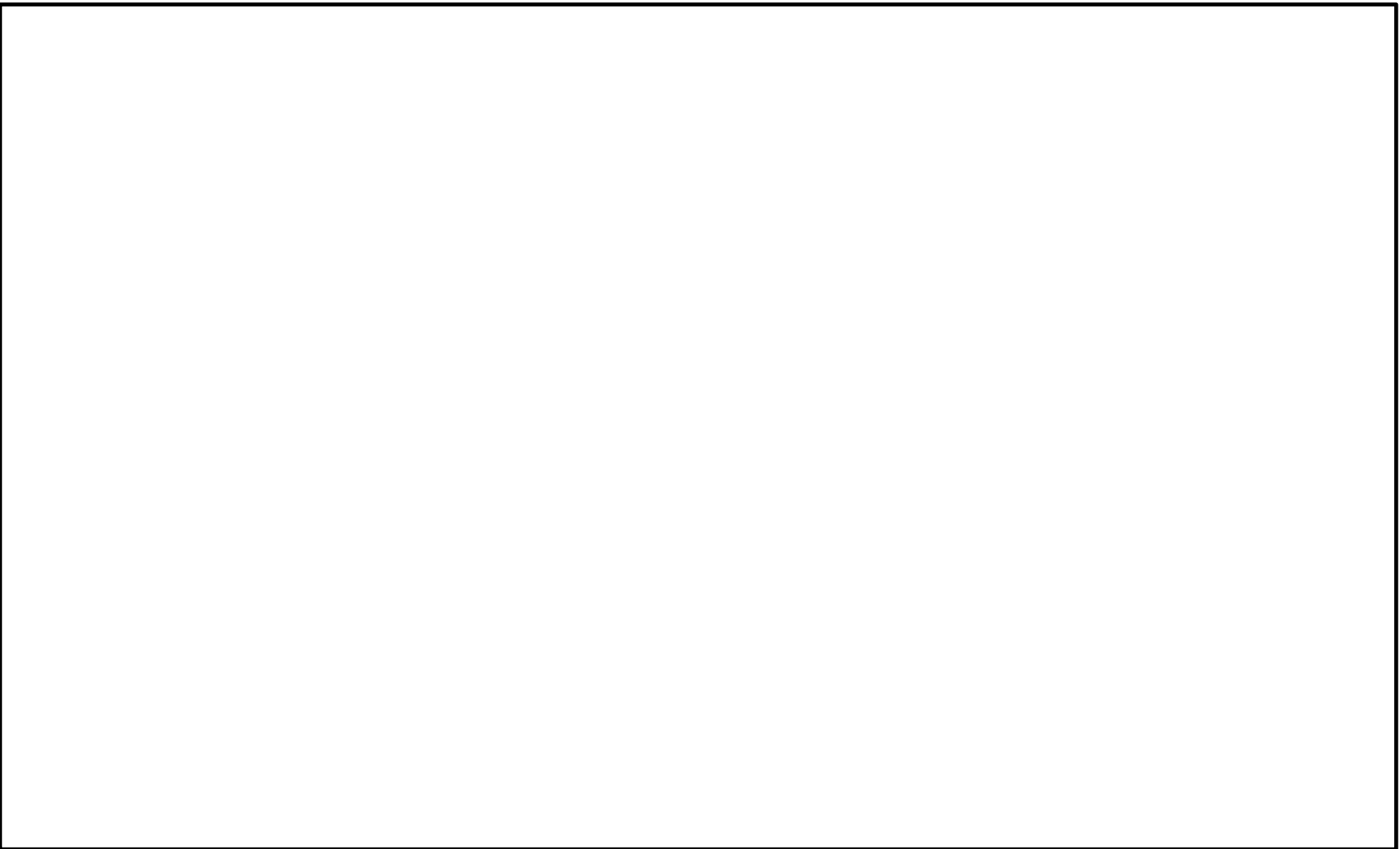


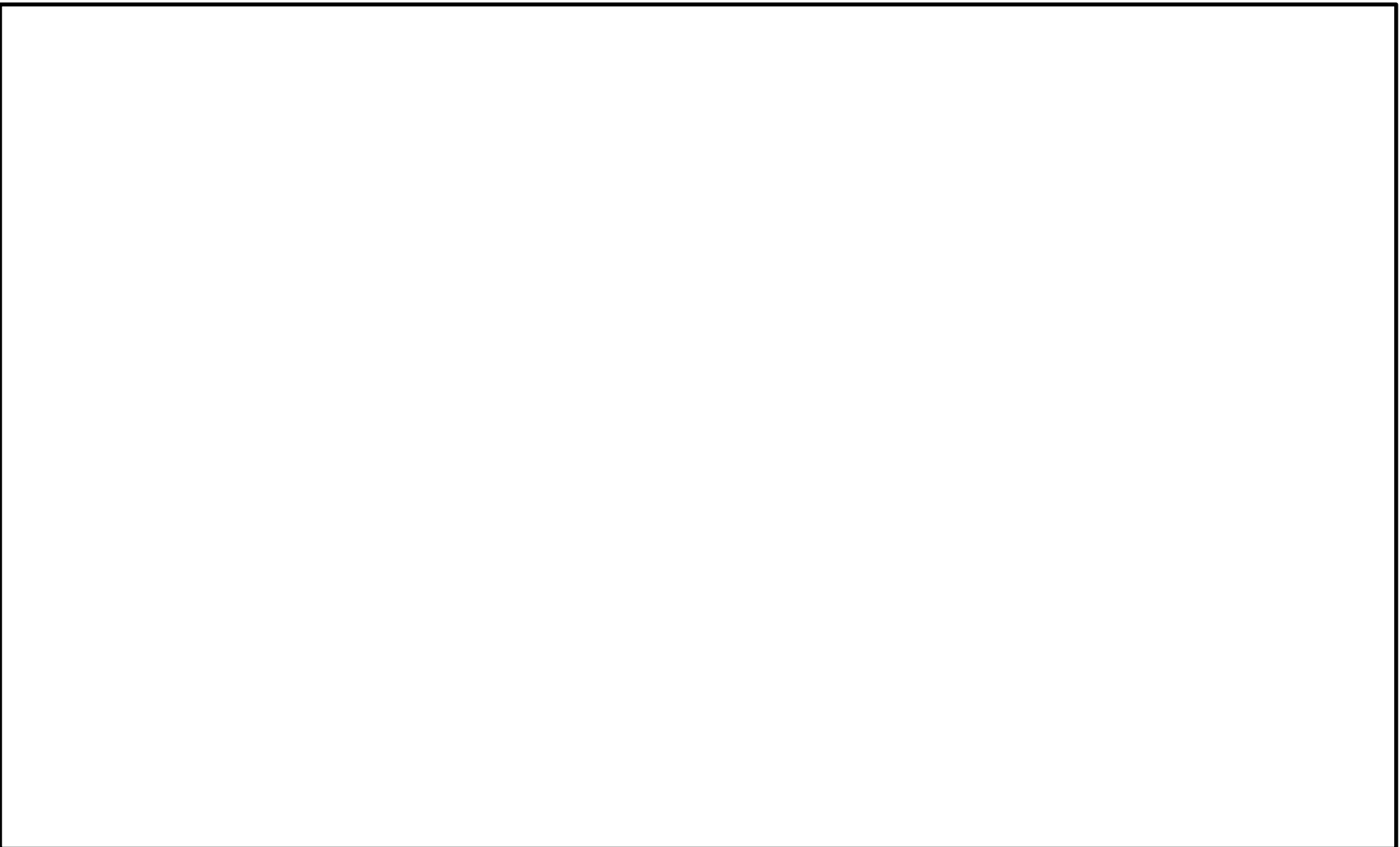




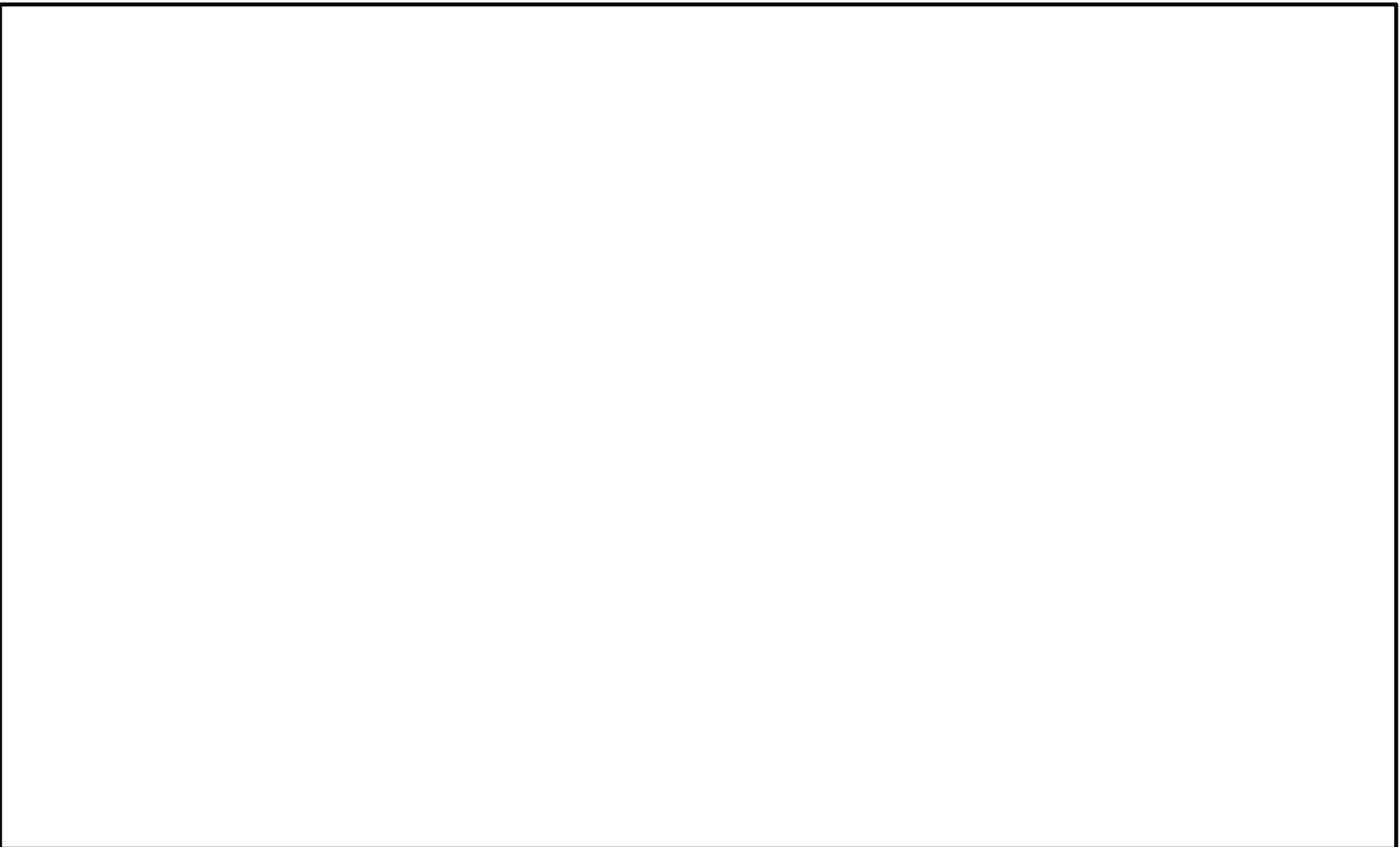


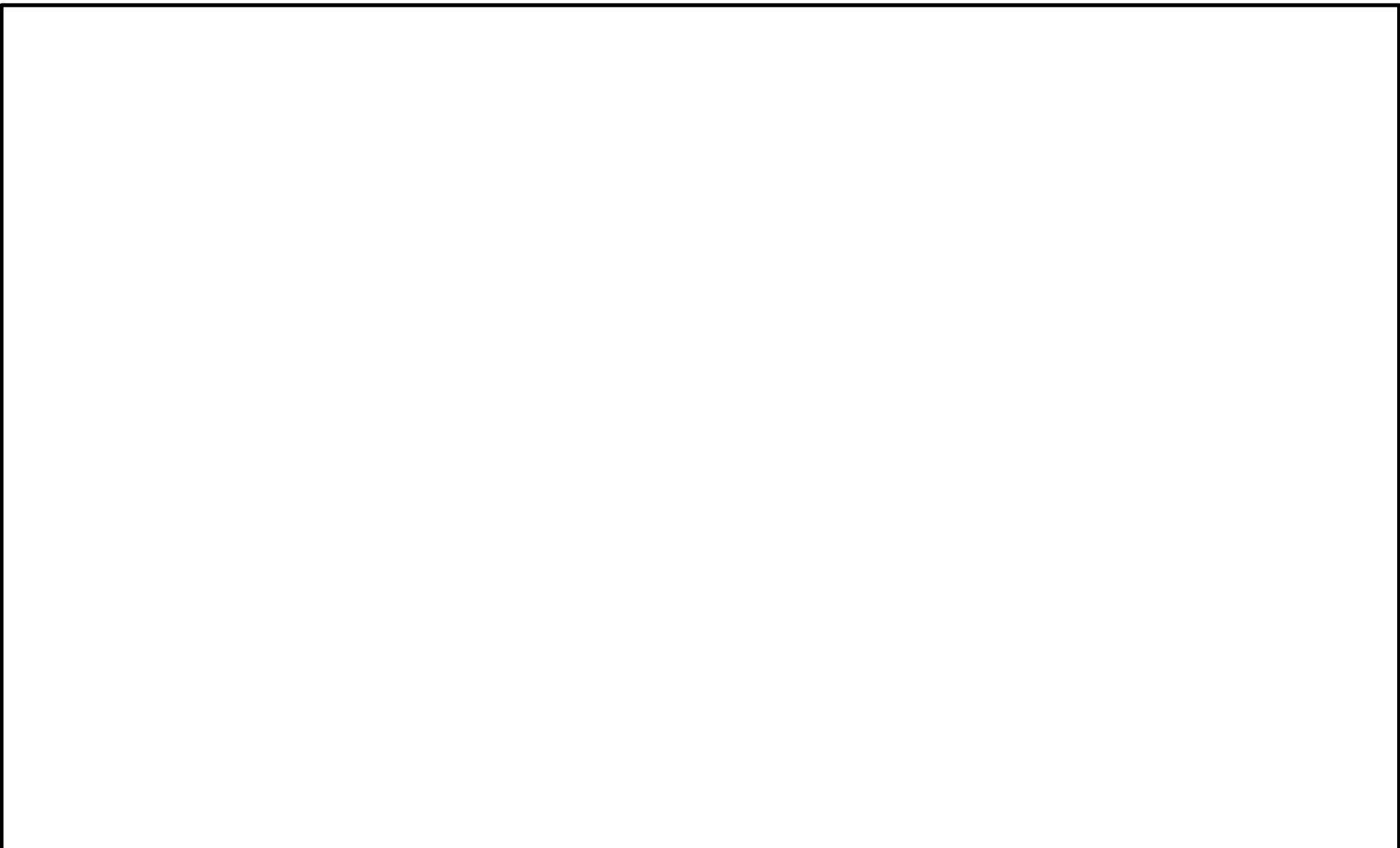




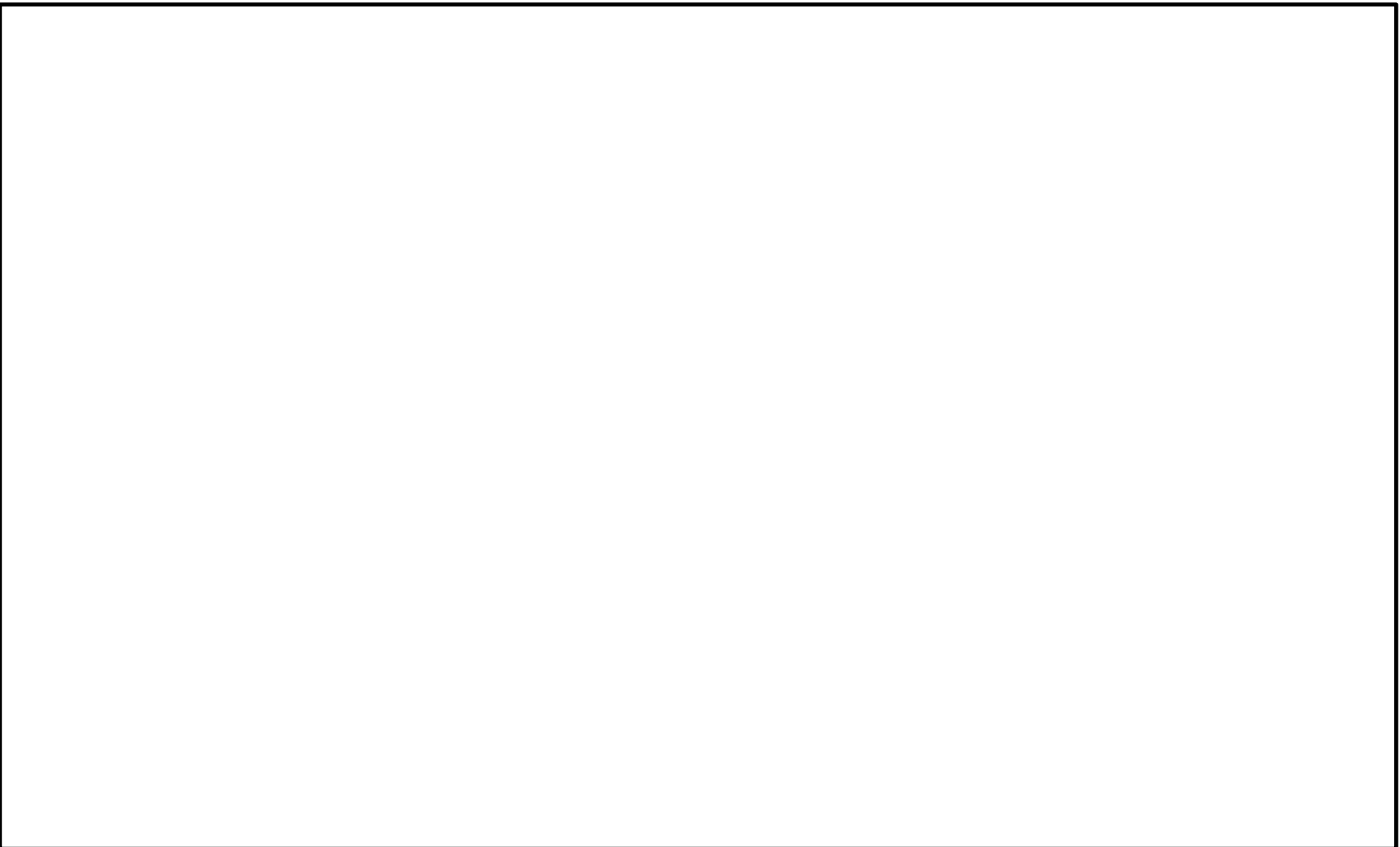


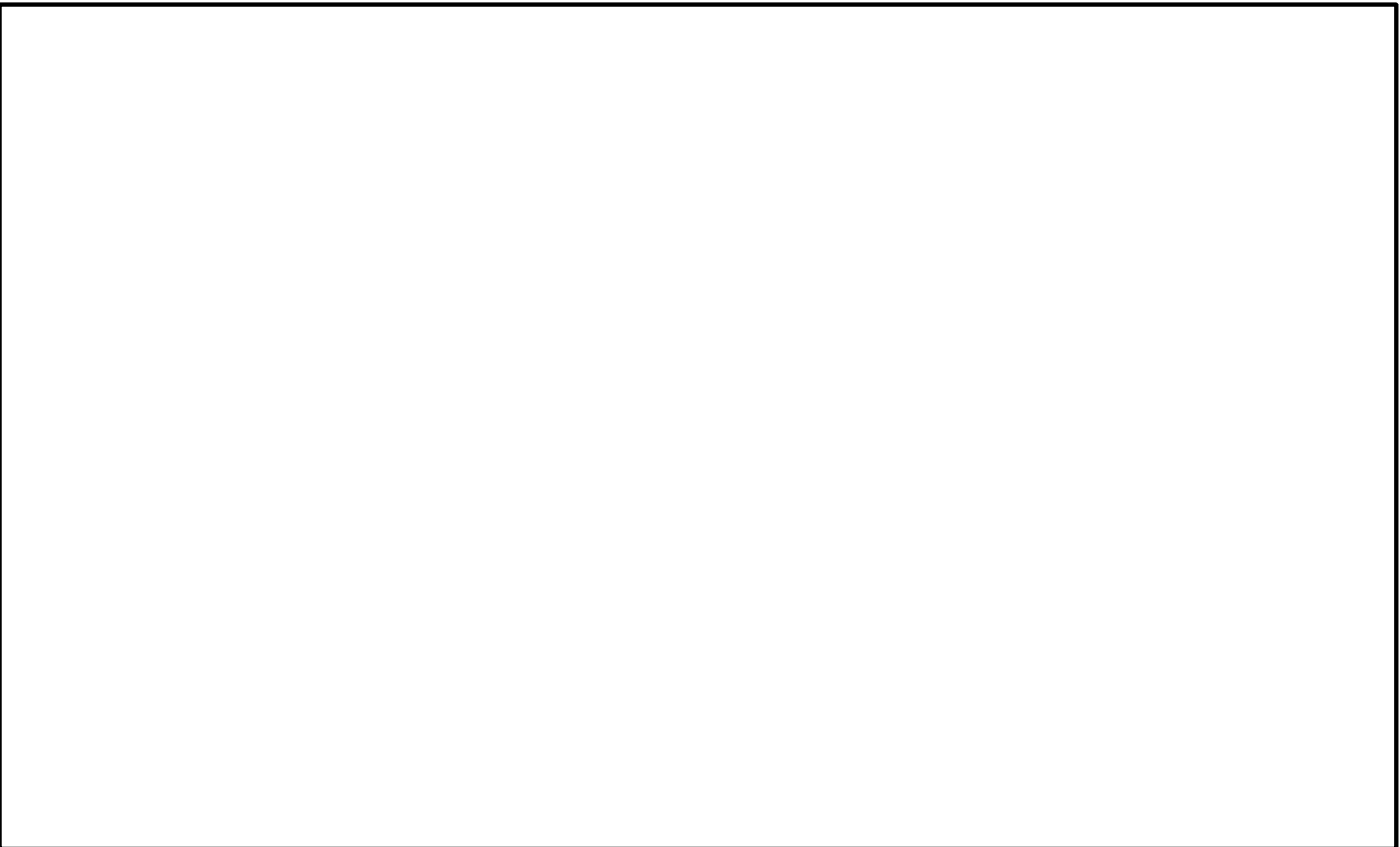
補-3-7-44

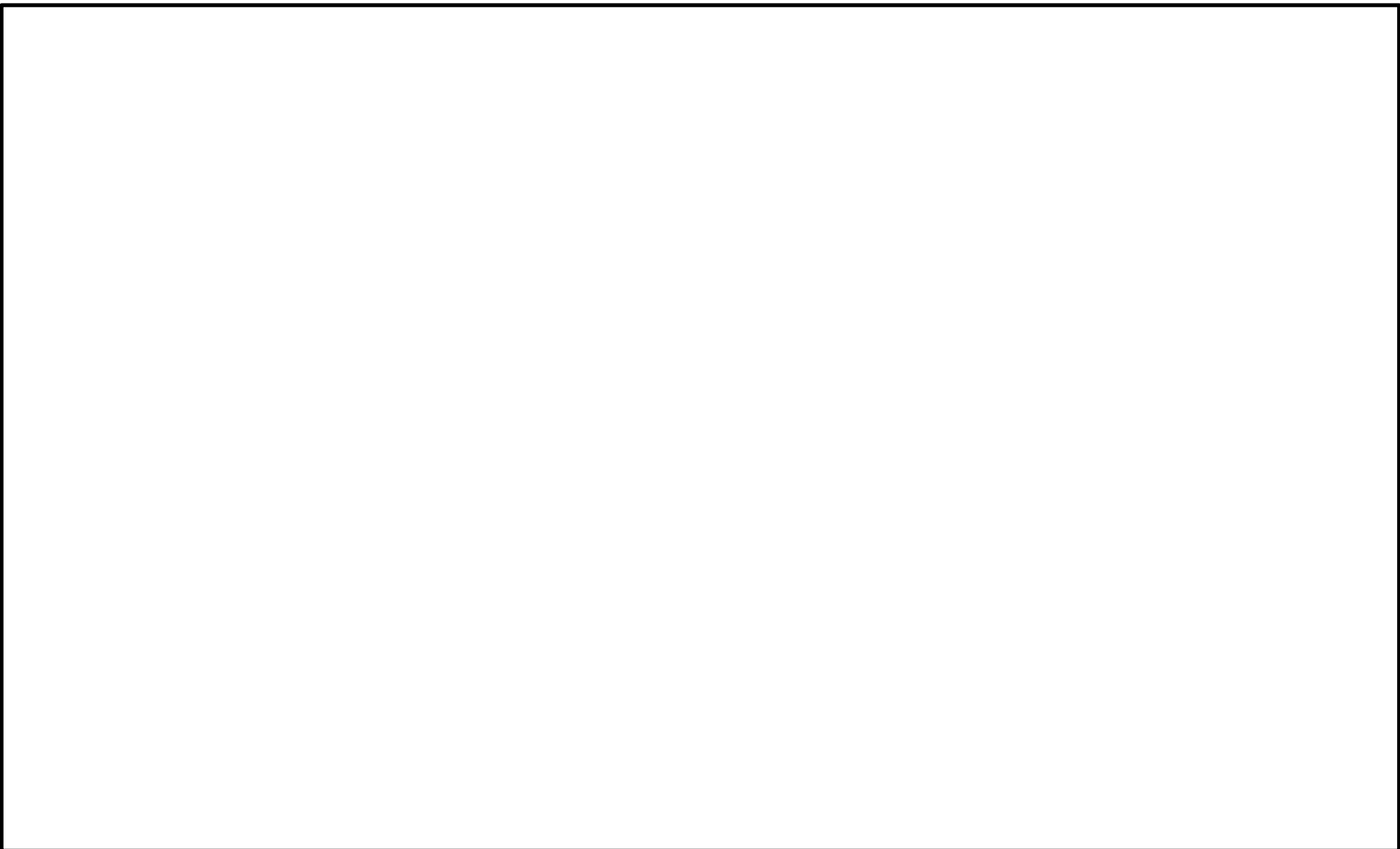


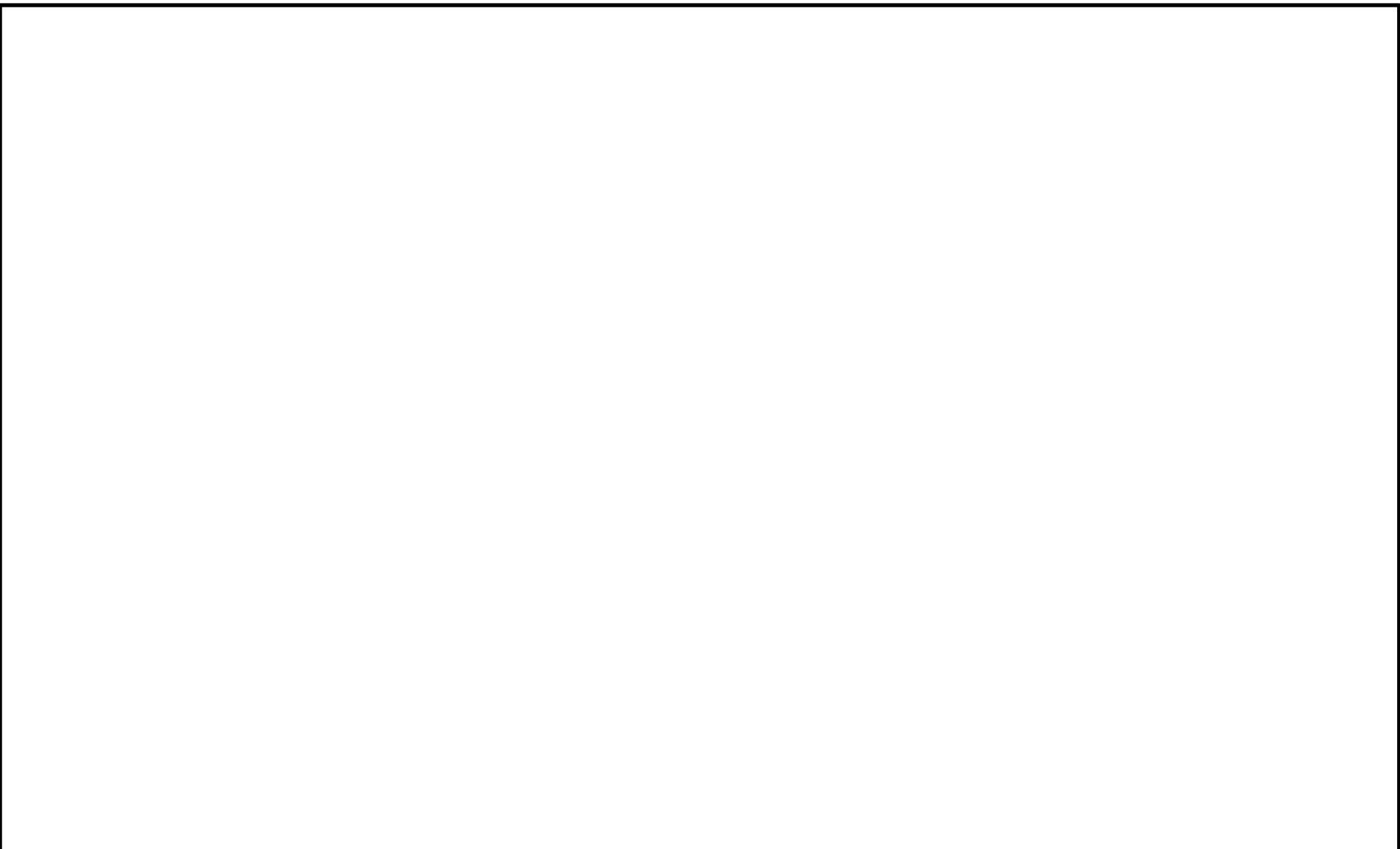


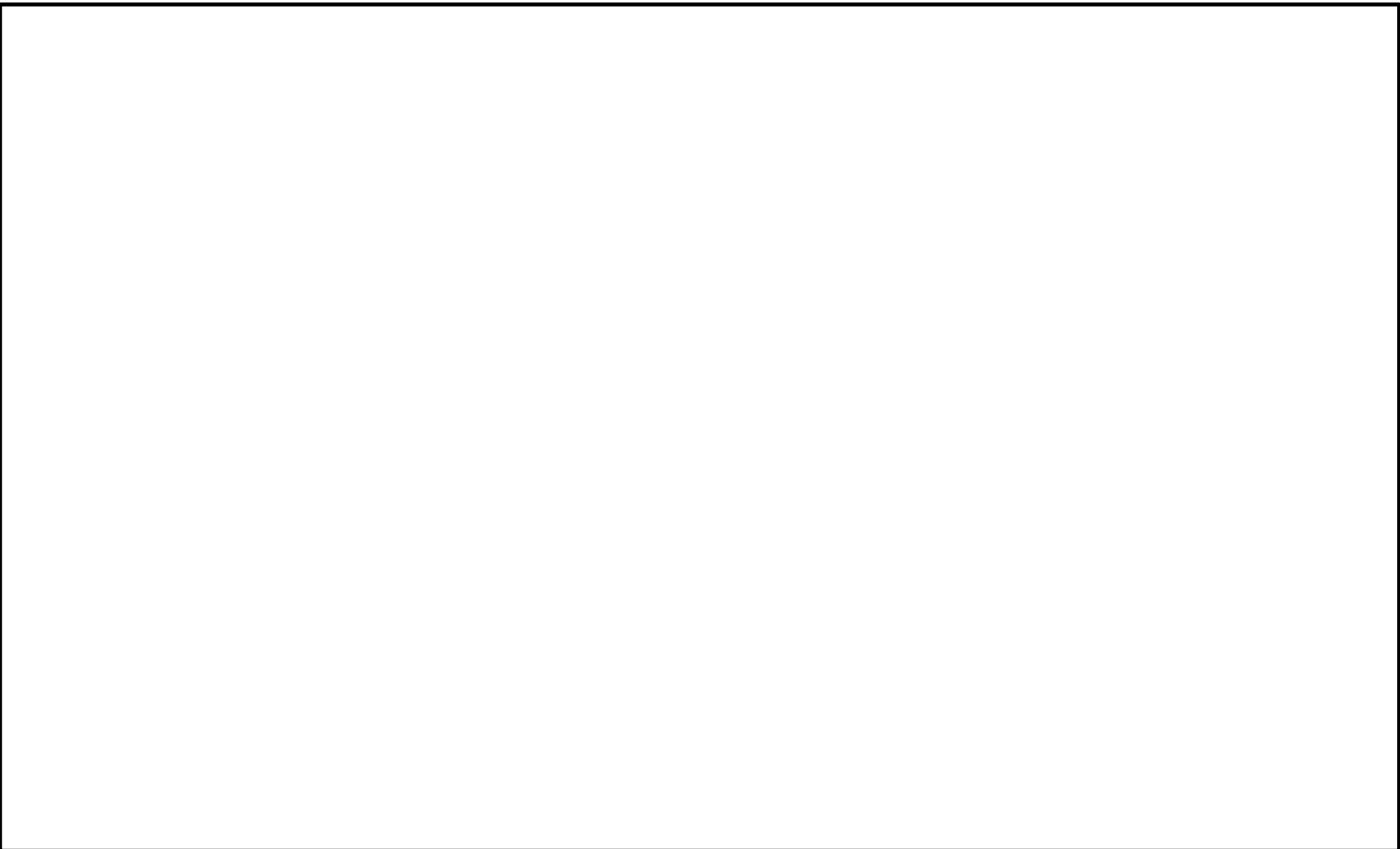
補-3-7-47

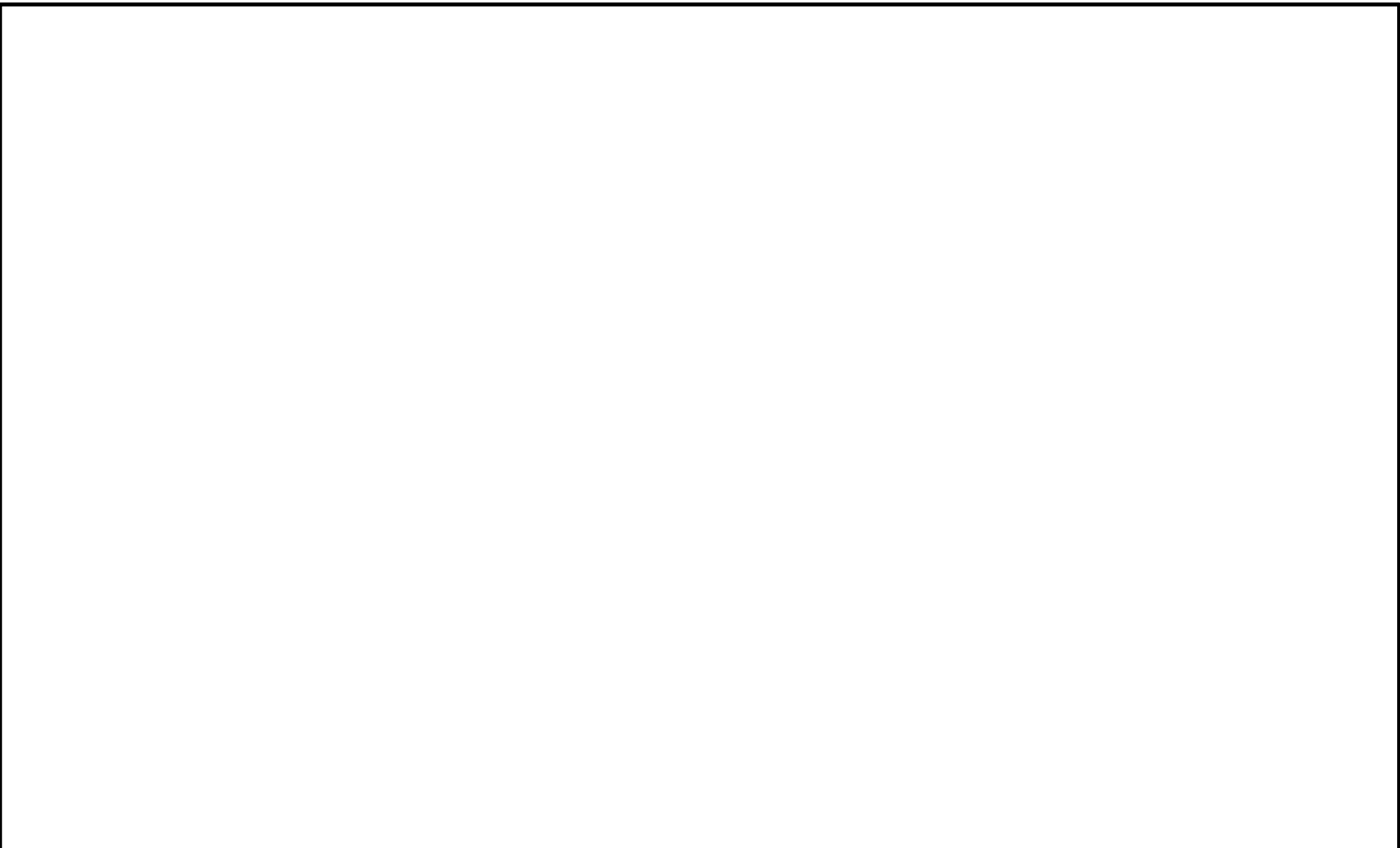












別紙 1
消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置された
火災感知器の設置状況について

火災感知器について、建物等毎に火災感知器の配置を示した一覧表と火災感知器の配置図について以下に示す。なお、建物毎に代表 1 箇所断面図を示す。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

66	○	-	-	○	-	1.7	0	-	-	○	-	-	1	0	※※1	66	-	-	○	1.7	1	○	○	-	-	1	0	66,67緩和策	66	
67	○	-	-	○	-	6.2	0	-	-	○	-	-	1	0	※※1	67	-	-	○	6.2	1	○	○	-	-	1	1	66,67緩和策	67	
68	○	-	-	○	-	6.9	0	-	-	○	-	-	1	0	※※1	68	-	-	○	6.9	1	○	○	-	-	1	1	68,69緩和策	68	
69	○	-	-	○	-	7.5	1	○	-	○	-	-	1	1	※※1	69	-	-	○	7.5	1	○	○	-	-	1	0	68,69緩和策	69	
70	-	-	-	○	-	8.2	1	○	-	○	-	-	1	0	※※1	70	-	-	○	8.2	1	○	○	-	-	-	1	70	70	
71	-	-	-	○	-	8.8	1	○	-	○	-	-	1	0	※※3	71	-	-	○	8.8	1	○	○	-	-	-	1	71	71	
72	○	-	-	○	-	9.5	1	○	-	○	-	-	1	1	※※3	72	-	-	○	9.5	1	○	○	-	-	-	1	72	72	
73	○	-	-	○	-	11.1	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	73	○	-	-	○	11.1	1	○	-	-	-	1	73	73	
74	○	-	-	○	-	1.7	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	74	-	-	○	1.7	1	○	○	-	-	1	0	74,75緩和策	74	
75	○	-	-	○	-	6.2	0	-	-	○	-	-	1	1	※※3	75	-	-	○	6.2	1	○	○	-	-	1	1	74,75緩和策	75	
76	○	-	-	○	-	6.9	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	76	-	-	○	6.9	1	○	○	-	-	1	0	76,77緩和策	76	
77	○	-	-	○	-	7.5	0	-	-	○	-	-	1	1	※※3	77	-	-	○	7.5	1	○	○	-	-	1	1	76,77緩和策	77	
78	○	-	-	○	-	8.2	1	-	-	○	-	-	1	1	※※3	78	-	-	○	8.2	1	○	○	-	-	-	1	78	78	
79	○	-	-	○	-	8.8	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	79	-	-	○	8.8	1	○	○	-	-	-	1	79	79	
80	○	-	-	○	-	9.5	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	80	-	-	○	9.5	1	○	○	-	-	1	1	80	80	
81	○	-	-	○	-	5.5	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	81	-	-	○	5.5	1	○	○	-	-	1	0	80,81緩和策	81	
82	○	-	-	○	-	1.7	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	82	-	-	○	1.7	1	○	○	-	-	1	0	80,81緩和策	82	
83	○	-	-	○	-	6.2	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	83	-	-	○	6.2	1	○	○	-	-	1	1	82,83緩和策	83	
84	○	-	-	○	-	6.9	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	84	-	-	○	6.9	1	○	○	-	-	1	0	84,85緩和策	84	
85	○	-	-	○	-	7.5	0	-	-	○	-	-	1	1	※※3	85	-	-	○	7.5	1	○	○	-	-	1	1	84,85緩和策	85	
86	○	-	-	○	-	8.2	1	-	-	○	-	-	1	1	※※3	86	-	-	○	8.2	1	○	○	-	-	-	1	86	86	
87	○	-	-	○	-	8.8	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	87	-	-	○	8.8	1	○	○	-	-	-	1	87	87	
88	○	-	-	○	-	9.5	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	88	-	-	○	9.5	1	○	○	-	-	-	1	88	88	
89	○	-	-	○	-	11.1	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	89	-	-	○	11.1	1	○	○	-	-	-	1	89	89	
90	○	-	-	○	-	16.2	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	90	○	-	-	○	16.2	1	○	-	-	-	2	90	90	
91	○	-	-	○	-	7.0	1	-	-	○	-	-	1	0	※※3	91	-	-	○	7.0	1	○	○	-	-	-	1	91,92緩和策	91	
92	○	-	-	○	-	8.0	0	-	-	○	-	-	1	1	※※3	92	-	-	○	8.0	1	○	○	-	-	1	1	91,92緩和策	92	
93	○	-	-	○	-	9.0	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	93	-	-	○	9.0	1	○	-	-	-	-	1	93	93	
94	○	-	-	○	-	10.9	0	-	-	○	-	-	1	0	※※3	94	-	-	○	10.9	1	○	-	-	-	-	1	94	94	
95	○	-	-	○	-	2.0	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	95	-	-	○	2.0	1	○	○	-	-	1	0	95,96緩和策	95	
96	○	-	-	○	-	10.3	1	○	-	○	-	-	2	0	※※4	96	-	-	○	10.3	1	○	○	-	-	1	1	95,96緩和策	96	
97	-	-	-	○	-	10.3	1	○	-	○	-	-	2	1	※※4	97	-	-	○	10.3	1	○	-	-	-	-	1	97	97	
98	-	-	-	○	-	10.3	1	○	-	○	-	-	2	0	※※4	98	-	-	○	10.3	1	○	-	-	-	-	1	98	98	
99	○	-	-	○	-	10.3	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	99	-	-	○	10.3	1	○	-	-	-	-	1	99	99	
100	○	-	-	○	-	10.3	1	○	-	○	-	-	2	1	※※4	100	-	-	○	10.3	1	○	-	-	-	-	1	100	100	
101	○	-	-	○	-	10.3	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	101	-	-	○	10.3	1	○	-	-	-	-	1	101	101	
102	○	-	-	○	-	7.2	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	102	-	-	○	7.2	1	○	-	-	-	-	1	102	102	
103	○	-	-	○	-	16.2	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	103	○	-	-	○	16.2	1	○	-	-	-	-	1	103	103
104	○	-	-	○	-	7.0	1	-	-	○	-	-	2	1	※※4	104	-	-	○	7.0	1	○	-	-	-	-	1	104	104	
105	○	-	-	○	-	8.0	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	105	-	-	○	8.0	1	○	-	-	-	-	1	105	105	
106	○	-	-	○	-	9.0	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	106	-	-	○	9.0	1	○	-	-	-	-	1	106	106	
107	○	-	-	○	-	12.1	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	107	○	-	-	○	12.1	1	○	-	-	-	-	1	107	107
108	○	-	-	○	-	1.7	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	108	-	-	○	1.7	1	○	○	-	-	1	0	108,109緩和策	108	
109	○	-	-	○	-	6.2	0	-	-	○	-	-	2	1	※※4	109	-	-	○	6.2	1	○	○	-	-	1	1	108,109緩和策	109	
110	○	-	-	○	-	6.7	0	-	-	○	-	-	2	1	※※4	110	-	-	○	6.7	1	○	○	-	-	2	1	110~112緩和策	110	
111	○	-	-	○	-	3.8	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	111	-	-	○	3.8	1	○	○	-	-	2	0	110~112緩和策	111	
112	○	-	-	○	-	6.3	0	-	-	○	-	-	2	0	※※4	112	-	-	○	6.3	1	○	○	-	-	2	0	110~112緩和策	112	
113	○	-	-	○	-	8.2	1	-	-	○	-	-	2	1	※※4	113	-	-	○	8.2	1	○	-	-	-	-	1	113	113	
114	○	-	-	○	-	8.8	0	-	-	○	-	-	2	1	※※4	114	-	-	○	8.8	1	○	-	-	-	-	1	114	114	
115	○	-	-	○	-	9.5	0	-	-	○	-	-	2	1	※※4	115	-	-	○	9.5	1	○	-	-	-	-	1	115	115	
116	○	-	-	○	-	11.2	0	-	-	○	-	-	2	1	※※4	116	○	-	-	○	11.2	1	○	-	-	-	-	1	116	116
117	○	-	-	○	-	1.9	0	-	-	○	-	-	2	0	※※5	117	-	-	○	1.9	1	○	○	-	-	1	0	117,118緩和策	117	
118	○	-	-	○	-	7.4	1	○	-	○	-	-	2	0	※※5	118	-	-	○	7.4	1	○	○	-	-	1	1	117,118緩和策	118	
119	○	-	-	○	-	8.2	1	○	-	○	-	-	2	1	※※5	119	○	-	-	○	8.2	1	○	-	-	-	-	1	119	119
120	○	-	-	○	-	9.2	1	○	-	○	-	-	2	0	※※5	120	○	-	-	○	9.2	1	○	-	-	-	-	1	120	120
121	○	-	-	○	-	10.2	1	○	-	○	-	-	2	1	※※5	121	○	-	-	○	10.2	1	○	-	-	-	-	1	121	121
122	○	-	-	○	-	10.8	1	-	-	○	-	-	2	1	※※5	122	○	-	-	○	10.8	1	-	-	-	-	-	1	122	122
123	○	-	-	○	-	12.2	1	-	-	○	-	-	2	1	※※5	123	○	-	-	○	12.2	1	-	-	-	-	-	1	123	123
124	○	-	-	○	-	12.1	1	-	-	○	-	-	2	1	※※5	124	○	-	-	○	12.1	1	-	-	-	-	-	1	124	124
125	○	-	-	○	-	1.7	0	-	-	○	-	-	2	0	※※6	125	-	-	○	1.7	1	○	-	-	-	-	0	125	125	
126	○	-	-	○	-	5.8	0	-	-	○	-	-	2	0	※※6	126	-	-	○	5.8	1	○	-	-	-	-	1	126	126	
127	○	-	-	○	-	5.4	0	-	-	○	-	-	2	0	※※6	127	-	-	○	5.4	1	○	-	-	-	-	0	127	127	
128	○	-	-	○	-	5.4	0	-	-	○	-	-	2	0	※※6	128	-	-	○	5.4	1	○	○	-	-	1	0	128,129緩和策	128	
129	○	-	-	○	-	5.4	0	-	-	○	-	-	2	0	※※6	129	-	-	○	5.4	1	○	○	-	-	1	1	128,129緩和策	129	
130	○	-	-	○	-	5.1	1	-	-	○	-	-	2	0	※※6	130	-	-	○	5.1	1	○	○	-	-	1	0	130,131緩和策	130	
131																														

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

		煙感知器										熱感知器										炎感知器																				
		<p>○23条第4項 七 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>八 感知器の下部は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けること。</p> <p>※1 取付け面が5.0m以上突出した梁等により区画</p> <p>ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び積料物を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※2 取付け面高さ 区画積</p> <p>4m未満 150m²</p> <p>4m以上～8m未満 75m²</p> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付け面が60cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、定められた範囲内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>床面積</p> <p>4m以上～8m未満 60m²</p> <p>8m以上～20m未満 40m²</p> <p>※4 取付け面が60cm以上1m未満の梁等により区画された10m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>△ 感知器は、廊下及び階段にあつては歩行距離三十メートル以内につき一個以上の個数を、階段及び積料物にあつては歩行距離十五メートル以内につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>○23条第4項 三 差動式又は小型、定置式又は小型又は検信式又は小型の熱感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、感知区域（それぞれ建又は取付け面が5.0、4m以上突出した梁等により区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※1 取付け面が5.0、4m以上突出した梁等により区画</p> <p>床面積</p> <p>4m未満 70m²</p> <p>4m以上～8m未満 35m²</p> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付け面が40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m²以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>※4 取付け面が40cm以上1m未満の梁等により区画された5m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>細長い居室等の場合</p> <p>感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>○23条第4項 七の四 炎感知器（通路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、煙によって区画された区域ごとに、当該区域の床面積から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。</p>																				
部屋番号	部屋名称	区画	取付け高さ※2					区画面積 (m ²)	消防法設置数	梁高さ 0.6m未満 1m未満	緩和策※3			緩和策適用数	設置数	合計	備考	区画	取付け高さ※2			区画面積 (m ²)	消防法設置数	梁高さ 0.4m未満 ※1	緩和策適用			緩和策適用数	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考					
			0.6m未満 ※1	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満				8m未満 <60m ²	8m以上 <40m ²	<10m ²						6m未満	0.4m以上 1m未満	0.4m以上 <15m ²				0.4m以上 <5m ²	6m未満																
R-B1F-01	CRDポンプ室	1	-	-	○	-	30.1	1	-	-	-	-	-	-	1	11	3,4緩和策	1	-	-	○	-	30.1	1	-	-	-	-	-	1	17	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
		2	-	-	○	-	39.5	1	-	-	-	-	-	-	1			2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-			-	-	-	-	-	-	-			
		3	-	-	○	-	34.5	1	○	○	-	-	-	-	1			1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3			-	-	-	-	-	-	-	-		
		4	○	-	○	-	23.7	1	○	○	-	-	-	-	1			0	4	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1			4	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5	-	-	○	-	16.8	1	-	-	-	-	-	-	-			1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			1	5	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	○	-	14.9	1	-	-	-	-	-	-	-			1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			1	6	-	-	-	-	-	-	-	-
		7	○	-	○	-	35.7	1	-	-	-	-	-	-	-			1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			2	7	-	-	-	-	-	-	-	-
		8	○	-	○	-	48.8	1	-	-	-	-	-	-	-			1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			2	8	-	-	-	-	-	-	-	-
		9	○	-	○	-	58.2	0	-	-	-	-	-	-	-			1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			2	9	-	-	-	-	-	-	-	-
		10	○	-	○	-	58.2	1	-	-	-	-	-	-	-			1	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			2	10	-	-	-	-	-	-	-	-
		11	○	-	○	-	30.2	1	-	-	-	-	-	-	-			1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			1	11	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	○	-	○	-	34.8	0	-	-	-	-	-	-	-			1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			1	12	-	-	-	-	-	-	-	-
R-B1F-02	R/Bサンブツ室	1	○	-	○	-	18.9	1	-	-	-	-	-	1	1	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-03	A-R/Bガストモニタ室	1	-	○	-	14.4	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-04	A-DG燃料デイツク室	1	-	-	○	-	12.6	1	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-05	B-DG燃料デイツク室	2	-	-	○	-	16.4	1	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-06	HPCS-DG燃料デイツク室	1	-	○	-	27.8	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
		1	-	-	○	-	19.6	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
		1	-	-	○	-	26.4	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-07	A-RHRポンプ室冷却機室	2	-	-	○	-	21.3	1	-	-	-	-	-	1	3	2	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	-	-	-	-	-	0						
		3	-	-	○	-	20.3	1	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-	-	-	0						
		1	-	-	○	-	21.4	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-08	B-RHRポンプ室冷却機室	2	-	-	○	-	26.9	1	-	-	-	-	-	1	3	2	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	-	-	-	-	-	0						
		3	-	-	○	-	20.0	1	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-	-	-	0						
		1	-	-	○	-	24.2	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-09	HPCSポンプ室冷却機室	2	-	-	○	-	21.7	1	-	-	-	-	-	1	3	2	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	2	2	2	45	90	2	2	-	-	0						
		3	-	-	○	-	13.2	1	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	3	3	-	-	-	-	-	-	0						
R-B1F-10	CUW補助ポンプ室	1	-	-	○	-	13.3	1	-	-	-	-	-	1	2	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	0						
		2	-	-	○	-	21.2	1	-	-	-	-	-	1	2	2	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	-	-	-	-	-	-	0						

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

R-B1F-20	高圧炉心スプレイ補機冷却水サージタンク室	1	-	-	○	-	-	32.2	1	○	○	-	-	-	1	1	※※1	1	-	-	○	-	32.2	1	○	-	-	-	-	1										
		2	○	-	○	-	-	7.2	1	○	○	-	-	-	1	0	※※1	2	-	-	○	-	7.2	1	○	-	-	-	-	1										
		3	○	-	○	-	-	19.0	0	-	○	-	-	-	1	0	※※1	3	-	-	○	-	19.0	1	○	-	-	-	-	1										
		4	-	-	○	-	-	37.1	1	-	-	-	-	-	-	1		4	-	-	○	-	37.1	2	-	-	-	-	-	2										
		5	-	-	○	-	-	36.7	1	-	-	-	-	-	-	1		5	-	-	○	-	36.7	2	-	-	-	-	-	2										
6	-	-	○	-	-	10.7	1	-	-	-	-	-	-	1		6	-	-	○	-	10.7	1	-	-	-	-	-	1												
R-B1F-21	CST連絡ダクト	1	-	-	○	-	-	27.2	1	-	-	-	-	-	1		1	-	-	○	-	27.2	1	-	-	-	-	-	1											
		2	-	-	○	-	-	38.9	1	-	-	-	-	-	1		2	-	-	○	-	38.9	2	-	-	-	-	-	2											
R-B1F-23	HPCS-DG室排気管室	1	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0		1	-	-	-	-	0	1	-	-	-	-	-	1												
R-B1F-24	HPCS給気消音器フィルタ室	2	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0		2	-	-	-	-	0	2	-	-	-	-	-	2												
R-B1F-25	A-給気消音器フィルタ室	1	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0		1	-	-	-	-	0	1	-	-	-	-	-	1												
R-B1F-29	B-給気消音器フィルタ室	1	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0		1	-	-	-	-	0	1	-	-	-	-	-	1												
R-B1F-29	B-給気消音器フィルタ室	2	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0		2	-	-	-	-	0	2	-	-	-	-	-	2												
R-B1F-26	通路	1	-	○	-	-	-	6.8	1	-	-	-	-	1	1		1	-	○	-	-	6.8	1	-	-	-	-	1	1											
R-B1F-27	通路	1	-	○	-	-	-	7.0	1	-	-	-	-	1	1		1	-	○	-	-	7.0	1	-	-	-	-	1	1											
R-B1F-28	散外し式プラットフォーム室	1	-	-	○	-	-	21.2	1	-	-	-	-	1	1		1	-	-	○	-	21.2	-	-	-	-	-	-	0											
R-B1F-30	エレベータ室	ELV	-	-	-	-	-	22.7	1	-	-	-	-	1	1	ELV	-	-	-	-	22.7	1	-	-	-	-	-	1	1											
R-B1F-31	階段	階段	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	2	階段	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	0											
R-B1F-32	配管ダクト	1													0	1													0											
R-B1F-33	エレベータ前室	1	-	○	-	-	-	2.3	1	-	-	-	-	1	1	1	-	○	-	-	2.3	1	-	-	-	-	1	1												
R-B1F-34	原子炉格納容器	1	-	-	○	-	-	331.8	5	-	-	-	-	6	12		1	-	-	○	-	331.8	10	-	-	-	-	12	36											
		2	-	-	-	○	-	-	331.8	0	-	-	-	-	0		2	-	-	-	○	-	331.8	10	-	-	-	-	12	36										
		3	-	-	○	-	-	-	331.8	5	-	-	-	-	6	12		3	-	-	○	-	331.8	10	-	-	-	-	12	36										
		4	-	-	-	-	-	-	331.8	5	-	-	-	-	6	12		4	-	-	-	-	331.8	10	-	-	-	-	12	36										
R-B1F-35	エレベータ前室	1	-	○	-	-	-	1.7	1	-	-	-	-	1	1	1	-	○	-	-	1.7	1	-	-	-	-	1	1												

※※1 2,3同一区画1~3線相和

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

		煙感知器												熱感知器												炎感知器			
		<p>○23条第4項 煙感知器（光電式煙感器を除く。）は、次に定めることによること。</p> <p>ハ 感知器は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けらる。</p> <p>※ 1 取付け面が0.6m以上突出した梁等により区画</p> <p>ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜天井等が感知区域となり、感知器の種類及び取付け面の高さに応じた表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けらる。</p> <p>※ 2 取付け面高さ 4m未満 150㎡ 4m以上～20m未満 75㎡</p> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※ 3 取付け面が5.60m以上11m未満の梁等により区画された10㎡以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>取付け面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60㎡ 8m以上～20m未満 40㎡</p> <p>※ 4 取付け面が5.60m以上11m未満の梁等により区画された10㎡以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※ 5 段差・部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等も同一感知区域とすることができる。</p> <p>ハ 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び傾斜天井にあっては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けらる。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>												<p>○23条第4項 三 熱感知器としての型、定置式でない型又は複層式でない型の熱感知器は、次に定めることによること。</p> <p>ロ 感知器は、感知区域（それぞれ又はは取付け面が0.4m以上突出した梁等により区画された部分を除く。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じた表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けらる。</p> <p>※ 1 取付け面高さ 床面積 4m未満 70㎡ 4m以上～8m未満 35㎡</p> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※ 3 取付け面が5.60m以上11m未満の梁等により区画された10㎡以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>※ 4 取付け面が5.60m以上11m未満の梁等により区画された10㎡以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※ 5 段差・部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等も同一感知区域とすることができる。</p> <p>【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>感知器の種類が3m未満の傾斜天井等に設けられる場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けらる。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>												<p>○23条第4項 七の四 炎感知器（濃煙の用に供される部分を除く。）は、次に定めることによること。</p> <p>ロ 感知器は、壁により区画された区域に、当該区域の床面積から高さ二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるよう設けらる。</p>			
部署番号	部署名称	取付け高さ※2												取付け高さ※2												監視範囲			
		区画	高さ0.6m未満 ※1	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	区画面積 (㎡)	消防法 設置数	高さ0.6m以上 1m未満	高さ0.6m以上 <60㎡	高さ0.6m以上 <10㎡	高さ0.6m未満	感知器3	感知器4	感知器5	緩和措置 適用数	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考			
R-2F-01	中央制御室外原子炉停止個室	1	-	-	-	-	6.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-		
		2	-	-	-	-	14.6	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	0	
		3	-	-	○	-	-	20.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-	-	-	-	-	
R-2F-02	A-格納容器内劣化監視モジュール室	1	-	-	-	-	29.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	0	
		2	-	-	-	-	16.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	0	
R-2F-03	原子炉種別排気モジュール室	1	-	-	-	-	95.4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	0	
		2	-	-	-	-	30.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
R-2F-04	A-非常用電気室	3	-	-	-	-	18.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		4	-	-	-	-	12.4	1	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-		
		5	-	-	-	-	25.7	1	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		6	-	-	-	-	19.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		7	○	-	-	-	14.1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	-	-	-	-	-	
		8	○	-	-	-	29.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		9	-	-	-	-	18.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		10	-	-	-	-	13.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		11	-	-	-	-	11.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		12	-	-	-	-	43.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
R-2F-05	B-非常用電気室	2	-	-	-	-	26.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		3	-	-	-	-	13.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		4	-	-	-	-	45.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		5	-	-	-	-	23.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		6	-	-	-	-	29.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		7	-	-	-	-	18.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		8	-	-	-	-	15.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		9	-	-	-	-	34.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		10	-	-	-	-	25.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		11	-	-	-	-	28.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		12	-	-	-	-	21.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		13	-	-	-	-	23.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		14	-	-	-	-	17.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	
		R-2F-06	A-非常用DG室送風機室	1	-	-	-	-	33.6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-
2	-			-	-	-	26.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
R-2F-07	B-非常用DG室送風機室	1	-	-	-	-	9.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		2	-	-	-	-	8.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		3	-	-	-	-	22.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		
		4	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

R-2F-08	原子炉棟排気機室	1	○	--	○	--	25.4	1	○	--	--	--	--	--	1	18	1	○	--	○	--	25.4	--	○	--	--	--	--	--	--	0	1	45	100	0	17										
		2	○	--	○	--	28.8	1	○	--	--	--	--	--	1		2	○	--	○	--	28.8	--	○	--	--	--	--	1	2		45	100	1												
		3	○	--	○	--	9.6	0	--	--	--	--	--	--	0		3	○	--	○	--	9.6	--	○	--	--	--	--	0	3		45	100	1												
		4	○	--	○	--	9.6	0	--	--	--	--	--	--	0		4	○	--	○	--	9.6	--	○	--	--	--	--	0	4		45	100	1												
		5	○	--	○	--	9.6	0	--	--	--	--	--	--	0		5	○	--	○	--	9.6	--	○	--	--	--	--	0	5		45	100	1												
		6	○	--	○	--	9.6	0	--	--	--	--	--	--	0		6	○	--	○	--	9.6	--	○	--	--	--	--	0	6		45	100	1												
		7	○	--	○	--	9.6	0	--	--	--	--	--	--	0		7	○	--	○	--	9.6	--	○	--	--	--	--	0	7		45	100	1												
		8	○	--	○	--	9.6	0	--	--	--	--	--	--	0		8	○	--	○	--	9.6	--	○	--	--	--	--	0	8		45	100	1												
		9	○	--	○	--	6.4	0	○	--	--	--	--	--	0		9	○	--	○	--	6.4	--	○	--	--	--	--	0	9		45	100	1												
		10	○	--	○	--	25.4	1	○	--	○	--	--	--	1		1	10	○	--	○	--	25.4	--	○	--	--	--	1	1		10	45	100	0											
		11	○	--	○	--	8.1	0	--	--	--	--	--	--	0		11	○	--	○	--	8.1	--	○	--	--	--	--	0	11		45	100	0												
		12	○	--	○	--	33.0	1	○	--	--	--	--	--	1		12	○	--	○	--	33.0	--	○	--	--	--	--	1	12		45	100	0												
		13	○	--	○	--	33.0	1	○	--	--	--	--	--	0		1	13	○	--	○	--	33.0	--	○	--	--	--	--	0		1	13	45	100		0									
		14	○	--	○	--	33.0	1	○	--	--	--	--	--	1		14	○	--	○	--	33.0	--	○	--	--	--	--	1	14		45	100	0												
		15	○	--	○	--	33.0	1	○	--	--	--	--	--	1		15	○	--	○	--	33.0	--	○	--	--	--	--	1	15		45	100	0												
		16	○	--	○	--	33.0	1	○	--	--	--	--	--	1		16	○	--	○	--	33.0	--	○	--	--	--	--	1	16		45	100	0												
		17	○	--	○	--	22.1	1	○	--	--	--	--	--	1		17	○	--	○	--	22.1	--	○	--	--	--	--	1	17		45	100	0												
		18	○	--	○	--	13.2	0	--	--	--	--	--	--	0		18	○	--	○	--	13.2	--	○	--	--	--	--	0	18		45	100	0												
		19	○	--	○	--	9.2	1	○	--	--	--	--	--	1		19	○	--	○	--	9.2	--	○	--	--	--	--	1	19		45	100	0												
		20	○	--	○	--	11.6	1	○	--	○	--	--	--	1		0	20	○	--	○	--	11.6	--	○	--	--	--	--	1		0	20	45	100		1									
		21	○	--	○	--	13.1	1	○	--	○	--	--	--	1		1	21	○	--	○	--	13.1	--	○	--	--	--	--	1		1	21	45	100		1									
		22	○	--	○	--	19.5	1	○	--	--	--	--	--	1		22	○	--	○	--	19.5	--	○	--	--	--	--	1	22		45	100	1												
		23	○	--	○	--	19.5	1	○	--	--	--	--	--	1		23	○	--	○	--	19.5	--	○	--	--	--	--	1	23		45	100	1												
		24	○	--	○	--	19.5	1	○	--	--	--	--	--	1		24	○	--	○	--	19.5	--	○	--	--	--	--	1	24		45	100	1												
		25	○	--	○	--	19.5	1	○	--	--	--	--	--	1		25	○	--	○	--	19.5	--	○	--	--	--	--	1	25		45	100	1												
		26	○	--	○	--	19.5	1	○	--	--	--	--	--	1		26	○	--	○	--	19.5	--	○	--	--	--	--	1	26		45	100	1												
		27	○	--	○	--	19.5	1	○	--	--	--	--	--	1		27	○	--	○	--	19.5	--	○	--	--	--	--	1	27		45	100	1												
		28	○	--	○	--	13.1	1	○	--	--	--	--	--	1		28	○	--	○	--	13.1	--	○	--	--	--	--	1	28		45	100	0												
		29	○	--	○	--	11.6	1	○	--	○	--	--	--	1		0	29	○	--	○	--	11.6	--	○	--	--	--	--	1		0	29	45	100		1									
R-2F-09	A-RHR熱交換器室	1	○	--	○	--	8.3	0	--	--	--	--	--	0	4	1~2階和室	1	--	--	○	8.3	--	○	--	--	--	--	--	0	1	45	100	1	6												
		2	○	--	○	--	8.1	1	--	--	--	--	--	1		1	1~2階和室	2	--	--	○	8.1	--	○	--	--	--	--		2	45	100	0													
		3	○	--	○	--	8.1	1	--	--	--	--	--	2		1	3~5階和室	3	--	--	○	8.1	--	○	--	--	--	--		3	45	100	1													
		4	○	--	○	--	5.6	0	--	--	--	--	--	0		3~5階和室	4	--	--	○	5.6	--	○	--	--	--	--	0		4	45	100	0													
		5	○	--	○	--	5.6	0	--	--	--	--	--	0		3~5階和室	5	--	--	○	5.6	--	○	--	--	--	--	0		5	45	100	2													
		6	--	--	○	--	34.6	2	--	--	--	--	--	2		2	3~5階和室	6	--	--	○	34.6	--	--	--	--	--	--		2	2	6	45		100	3										
R-2F-10	B-RHR熱交換器室	1	○	--	○	--	34.6	2	--	--	--	--	2	2	4	2~3階和室	2	--	--	○	8.3	--	○	--	--	--	--	--	0	2	45	100	1	6												
		2	○	--	○	--	8.3	1	--	--	--	--	--	0		2~3階和室	3	--	--	○	8.1	--	○	--	--	--	--	0		3	45	100	0													
		3	○	--	○	--	8.1	1	--	--	--	--	--	2		1	4~6階和室	4	--	--	○	8.1	--	○	--	--	--	--		2	1	4	45		100	0										
		4	○	--	○	--	8.1	1	--	--	--	--	--	2		1	4~6階和室	5	--	--	○	5.6	--	○	--	--	--	--		2	1	5	45		100	0										
		5	○	--	○	--	5.6	1	--	--	--	--	--	0		4~6階和室	6	--	--	○	5.6	--	○	--	--	--	--	0		6	45	100	2													
		6	○	--	○	--	5.6	1	--	--	--	--	--	0		4~6階和室	7	--	--	○	8.3	--	○	--	--	--	--	0		7	45	100	2													
R-2F-11	通路	1	--	--	○	--	28.3	1	○	--	--	--	--	1	2	1	--	--	○	28.3	1	○	--	--	--	--	--	1	3	1	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	3			
		2	○	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	--	1		1	2	○	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	--		1	1	2	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		--	--	
R-2F-12	通路	1	○	--	○	--	26.9	1	○	--	--	--	--	1	1	2	1	○	--	○	--	26.9	--	○	--	--	--	--	1	1	0	1	45	100	1	3										
		2	○	--	○	--	16.8	1	○	--	○	--	--	1	0		2	○	--	○	--	16.8	--	○	--	--	--	--	1	0		2	45	100	2											
R-2F-13	SRV棟排気室	1	○	--	○	--	51.9	1	--	--	--	--	--	1	1	4	1	--	--	○	51.9	2	○	--	--	--	--	--	2	4	1	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	3		
		2	○	--	○	--	51.9	1	--	--	--	--	--	1	1		2	--	--	○	51.9	2	○	--	--	--	--	2	2		--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--				
		3	○	--	○	--	13.5	1	○	--	○	--	--	1	1		3	○	--	○	--	13.5	--	○	--	--	--	--	1		1	3	45	100	0											
		4	--	--	○	--	13.5	1	○	--	○	--	--	1	1		4	--	--	○	13.5	--	○	--	--	--	--	--	1		1	4	45	100	1											
		5	--	--	○	--	25.9	1	○	--	○	--	--	1	0		5	--	--	○	25.9	--	○	--	--	--	--	--	1		0	5	45	100	1											
		6	--	--	○	--	25.9	1	○	--	○	--	--	1	0		6	--	--	○	25.9	--	○	--	--	--	--	--	1		0	6	45	100	1											
R-2F-14	2階東側PCVハネトレーション室	1	○	--	○	--	26.2	0	--	--	--	--	--	1	1	4	1~5階和室	1	○	--	○	--	26.2	1	○	--	--	--	--	1	1	6	1	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	5
		2	○	--	○	--	18.2	1	--	--	--	--	--	1	1		1~5階和室	2	--	--	○	18.2	1	○	--	--	--	--	1	1	2		--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
		3	○	--	○	--	10.3	0	--	--	--	--	--	0	0		1~5階和室	3	--	--	○	10.3	1	○	--	--	--	--	0	0	3		--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
		4	○	--	○	--	9.7	0	--	--	--	--	--	0	0		1~5階和室	4	--	--	○	9.7	1	○	--	--	--	--	0	0	4		--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
		5	○	--	○	--	12.1	1	--	--	--	--	--	1	1		1~5階和室	5	--	--	○	12.1	1	○	--	--	--	--	1	1	5		45	100	1											
		6	--	--	○	--	5.9	1	--	--	--	--	--	1	1		1~5階和室	6	--	--	○	5.9	1	--	--	--	--	--	1	1	6		--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
R-2F-15	2階西側PCVハネトレーション室	1	--	--	○	--	29.9	1	--	--	--	--	--	1	1	2	1	--	--	○	29.9	1	--	--	--	--	--	--	1	1	5	1	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	5	
		2	--	--	○	--	47.1	1	--	--	--	--	--	1	1		2	--</																												

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

R-2F-17	A-制御機室	1	○	-	-	-	-	10.7	1	-	-	-	-	-	2	2	1	○	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	0			
R-2F-18	A-CUW機室	1	○	○	-	-	-	73.4	1	-	-	-	-	-	2	2	1	○	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	0			
R-2F-19	B-CUW機室	1	○	○	-	-	-	35.4	0	-	-	-	-	-	1	2	1	○	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	0			
R-2F-20	RCW/ループ室	1	-	-	○	-	-	28.2	1	-	-	-	-	-	1	4	1,2区画	1	○	-	-	-	-	-	1	7	1	-	-	-	-	-	-	-	0			
		2	-	-	○	-	-	9.8	1	○	○	-	-	-	2	4	1,2,3区画	2	-	-	-	-	-	-	1	7	2	-	-	-	-	-	-	-	0			
		3	○	-	○	-	-	16.3	1	○	○	-	-	-	2	4	1,2,3区画	3	○	-	-	-	-	-	1	7	3	-	-	-	-	-	-	-	0			
		4	○	-	○	-	-	22.3	0	-	-	-	-	-	0	4	4,5区画	4	-	-	○	-	-	-	1	7	4	-	-	-	-	-	-	-	0			
		5	○	-	○	-	-	22.3	1	-	-	-	-	-	1	4	4,5区画	5	-	-	○	-	-	-	1	7	5	-	-	-	-	-	-	-	0			
		6	-	-	○	-	-	34.6	1	-	-	-	-	-	1	4	4,5区画	6	-	-	○	-	-	-	1	7	6	-	-	-	-	-	-	-	0			
		7	-	-	○	-	-	13.6	1	-	-	-	-	-	1	4	4,5区画	7	-	-	○	-	-	-	1	7	7	-	-	-	-	-	-	-	0			
R-2F-21	原子炉機室	1	-	-	○	-	-	4.4	1	○	-	-	-	-	1	0	1,2線	1	-	-	○	-	-	-	23	0	1	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		2	-	-	○	-	-	13.9	1	○	-	-	-	-	1	0	1,2線	2	-	-	○	-	-	-	23	0	2	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
		3	-	-	○	-	-	35.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	3	-	-	○	-	-	-	23	0	3	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		4	-	-	○	-	-	40.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	4	-	-	○	-	-	-	23	0	4	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
		5	-	-	○	-	-	19.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	5	-	-	○	-	-	-	23	0	5	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		6	-	-	○	-	-	11.7	1	○	-	-	-	-	0	1	5,6線	6	-	-	○	-	-	-	23	0	6	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
		7	-	-	○	-	-	59.0	1	○	-	-	-	-	1	0	5,6線	7	-	-	○	-	-	-	23	0	7	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		8	-	-	○	-	-	23.6	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	8	-	-	○	-	-	-	23	0	8	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		9	-	-	○	-	-	22.7	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	9	-	-	○	-	-	-	23	0	9	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		10	-	-	○	-	-	22.9	1	○	-	-	-	-	1	0	5,6線	10	-	-	○	-	-	-	23	0	10	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
		11	-	-	○	-	-	23.2	1	○	-	-	-	-	1	0	5,6線	11	-	-	○	-	-	-	23	0	11	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		12	-	-	○	-	-	22.9	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	12	-	-	○	-	-	-	23	0	12	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
		13	-	-	○	-	-	21.6	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	13	-	-	○	-	-	-	23	0	13	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		14	-	-	○	-	-	23.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	14	-	-	○	-	-	-	23	0	14	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		15	-	-	○	-	-	45.3	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	15	-	-	○	-	-	-	23	0	15	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		16	-	-	○	-	-	29.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	16	-	-	○	-	-	-	23	0	16	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		17	-	-	○	-	-	56.7	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	17	-	-	○	-	-	-	23	0	17	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		18	-	-	○	-	-	29.5	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	18	-	-	○	-	-	-	23	0	18	45	-	100	-	-	-	-	2	21		
		19	-	-	○	-	-	56.8	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	19	-	-	○	-	-	-	23	0	19	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		20	-	-	○	-	-	20.9	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	20	-	-	○	-	-	-	23	0	20	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		21	-	-	○	-	-	40.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	21	-	-	○	-	-	-	23	0	21	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		22	-	-	○	-	-	20.1	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	22	-	-	○	-	-	-	23	0	22	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
		23	-	-	○	-	-	40.4	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	23	-	-	○	-	-	-	23	0	23	45	-	100	-	-	-	-	1	21		
		24	-	-	○	-	-	47.8	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	24	-	-	○	-	-	-	23	0	24	45	-	100	-	-	-	-	3	21		
		25	-	-	○	-	-	27.2	1	○	-	-	-	-	1	1	5,6線	25	-	-	○	-	-	-	23	0	25	45	-	100	-	-	-	-	0	21		
R-2F-22	HPCS-DG室	1	-	-	○	-	-	23.7	1	○	-	-	-	-	1	2	0	1	-	-	○	-	-	-	0	0	1	45	-	100	-	-	-	-	2	4		
R-2F-23	通路	1	-	-	○	-	-	14.1	1	○	-	-	-	-	1	2	0	2	-	-	○	-	-	-	2	0	2	45	-	100	-	-	-	-	2	4		
		2	-	-	○	-	-	15.5	1	-	-	-	-	-	1	2	0	2	-	-	○	-	-	-	2	0	2	-	-	-	-	-	-	-	0	4		
R-2F-24	スクラム排水器室	1	-	-	○	-	-	19.8	1	-	-	-	-	-	1	11	6,7線	1	-	-	○	-	-	-	14	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14	
		2	-	-	○	-	-	36.6	1	-	-	-	-	-	2	11	6,7線	2	-	-	○	-	-	-	14	0	2	3	-	-	-	-	-	-	-	0	14	
		3	-	-	○	-	-	39.5	1	-	-	-	-	-	1	11	6,7線	3	-	-	○	-	-	-	14	0	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		4	-	-	○	-	-	28.9	1	-	-	-	-	-	1	11	6,7線	4	-	-	○	-	-	-	14	0	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		5	-	-	○	-	-	30.7	1	-	-	-	-	-	1	11	6,7線	5	-	-	○	-	-	-	14	0	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		6	-	-	○	-	-	9.5	1	○	○	-	-	-	1	0	6,7線	6	-	-	○	-	-	-	14	0	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		7	-	-	○	-	-	28.5	1	○	○	-	-	-	1	1	6,7線	7	-	-	○	-	-	-	14	0	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		8	-	-	○	-	-	22.8	1	-	-	-	-	-	1	1	6,7線	8	-	-	○	-	-	-	14	0	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		9	-	-	○	-	-	38.7	1	-	-	-	-	-	1	1	6,7線	9	-	-	○	-	-	-	14	0	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	14
		10	○	○	-	-	-	61.4	1	-	-	-	-	-	2	7	2,4線	10	○	○	-	-	-	-	10	0	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

		煙感知器										熱感知器										炎感知器																			
		○23条第4項 七 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによる。 ハ 感知器の下部は、取付け面の下方0.6m以上の高さで設けらる。 ※1 取付け面から、6m以上突出した梁等がない場合 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域に、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一つ以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。 ※2 取付け面高さ 床面積 4m未満 150m ² 4m以上～8m未満 75m ² 【緩和期：全国消防長会中国支部編成 消防用設備等の技術基準】 ※3 取付け面が600cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、定められた範囲内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。 取付け面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60m ² 8m以上～20m未満 40m ² ※4 取付け面が600cm以上1m未満の梁等により区画された10m ² 以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。 【緩和期：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】 ※5 段差し部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。 ヘ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。										○23条第4項 三 熱感知器（光電式分離型又は定温式分離型又は燃焼式分離型以外の感知器は、次に定めるところによる。）は、次に定めるところによる。 ロ 感知器は、感知区域（それぞれ居室又は取付け面の0.6m以上突出した梁等により区画された部分を除く。以下同じ。）内に、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一つ以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。 ※1 取付け面高さ 床面積 4m未満 70m ² 4m以上～8m未満 35m ² 【緩和期：全国消防長会中国支部編成 消防用設備等の技術基準】 ※3 取付け面が400cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m ² 以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。 ※4 取付け面が400cm以上1m未満の梁等により区画された5m ² 以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。 【緩和期：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】 ※5 段差し部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】 縦長い居室等の場合 感知器を縦長い3m未満の居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。										○23条第4項 七の四 炎感知器（煙路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによる。 ロ 感知器は、壁によつて区画された区域に、当該区域の表面から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲となるように設けること。																			
部署番号	部署名称	区分	高さ0.6m未満	4m未満	4m以上8m未満	8m以上10m未満	10m以上20m未満	区画面積 (m ²)	消防法	緩和期 0.6m以上 1m未満	緩和期 1m以上 2m未満	緩和期 2m以上 4m未満	緩和期 4m以上 6m未満	緩和期 6m以上 10m未満	緩和期 10m以上 15m未満	緩和期 15m以上 20m未満	緩和期 20m以上	取付け高さ※2	区画面積 (m ²)	消防法	緩和期 0.4m以上 1m未満	緩和期 1m以上 1.5m未満	緩和期 1.5m以上 2m未満	緩和期 2m以上 4m未満	緩和期 4m以上 6m未満	緩和期 6m以上	緩和期 20m以上	緩和期 20m以上	区画面積 (m ²)	監視距離 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区分	監視距離 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	
R-3F-01	エレベーター機械室	1	-	○	-	-	17.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
R-3F-02	A-非常用電気室送風機室	2	-	○	-	-	32.7	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3	-	○	-	-	21.0	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4	-	○	-	-	43.6	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5	○	-	○	-	22.5	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	○	-	○	-	11.7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7	○	-	○	-	11.7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8	○	-	○	-	11.7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		9	○	-	○	-	13.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10	-	-	○	-	30.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		11	-	-	○	-	15.7	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	○	-	30.7	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		13	-	-	○	-	23.9	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		14	-	-	○	-	45.2	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15	-	-	○	-	23.6	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		16	-	-	○	-	43.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		17	-	-	○	-	22.3	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		R-3F-02-01	A-SA電源切替装置	1	-	○	-	-	7.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R-3F-02-02	SA2-C/入室	1	-	○	-	-	14.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R-3F-03	B-非常用電気室送風機室	2	-	-	○	-	3.8	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3	-	-	○	-	28.8	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4	-	-	○	-	19.5	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5	-	-	○	-	30.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	○	-	15.9	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7	-	-	○	-	44.1	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		8	-	-	○	-	22.8	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		9	-	-	○	-	12.2	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		10	-	-	○	-	28.0	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		11	-	-	○	-	21.2	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		12	-	-	○	-	41.1	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		13	-	-	○	-	21.2	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		14	-	-	○	-	43.3	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		15	-	-	○	-	22.3	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		16	-	-	○	-	38.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		17	-	-	○	-	20.0	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		R-3F-03-01	B-SA電源切替装置	1	-	○	-	-	6.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

		煙感知器										熱感知器										炎感知器																											
		<p>○23条第4項 七 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>八 感知器の下端は、取付面の下方0.6m以内の位置に設けること。</p> <p>※1 取付面が0.6m以上突出した梁等には取付面</p> <p>ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び昇降路を除く感知区域に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積に一つまたは一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※2 取付面高さ</p> <table border="1"> <tr><td>床面積</td><td>150m²</td></tr> <tr><td>4m未満</td><td>60m²</td></tr> <tr><td>4m以上～20m未満</td><td>75m²</td></tr> </table> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面が50cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、定められた範囲内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <table border="1"> <tr><td>取付面高さ</td><td>床面積</td></tr> <tr><td>4m以上～8m未満</td><td>60m²</td></tr> <tr><td>8m以上～20m未満</td><td>40m²</td></tr> </table> <p>※4 取付面が60cm以上1m未満の梁等により区画された10m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段差し部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>ハ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び昇降路にあつては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										床面積	150m ²	4m未満	60m ²	4m以上～20m未満	75m ²	取付面高さ	床面積	4m以上～8m未満	60m ²	8m以上～20m未満	40m ²	<p>○23条第4項 三 熱感知器（光電式分離型、定温式非点型又は検温式非点型その他の熱感合式非点型の感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>四 感知器は、感知区域（それぞれ居室又は共用部分から0.4m以上突出した梁又は天井は、それぞれ）により区画された部分を除く。）に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※1 取付面が0.4m以上突出した梁等には取付面</p> <table border="1"> <tr><td>床面積</td><td>70m²</td></tr> <tr><td>4m未満</td><td>35m²</td></tr> <tr><td>4m以上～8m未満</td><td>35m²</td></tr> </table> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面が40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m²以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>※4 取付面が40cm以上1m未満の梁等により区画された5m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段差し部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>縦長の居室等の場合 感知器を短辺が3m未満の縦長の居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										床面積	70m ²	4m未満	35m ²	4m以上～8m未満	35m ²	<p>○23条第4項 七の四 炎感知器（通路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、壁により区画された区域に、当該区域の表面から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。</p>									
床面積	150m ²																																																
4m未満	60m ²																																																
4m以上～20m未満	75m ²																																																
取付面高さ	床面積																																																
4m以上～8m未満	60m ²																																																
8m以上～20m未満	40m ²																																																
床面積	70m ²																																																
4m未満	35m ²																																																
4m以上～8m未満	35m ²																																																
部署番号	部署名称	区画	面積 6.0m未満 以上	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 30m未満	区画面積 (m ²)	消防法 設置数	緩和策 適用 適用数	設置数	合計	備考	区画	高さ 0.4m未満 ※1	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上	区画面積 (m ²)	消防法 設置数	緩和策 適用 適用数	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考																			
R-4F-01	原子炉建物オペレーティングフロア	1	--	--	--	○	--	60.6	1	○	--	--	1	1	--	--	--	○	60.6	2	○	--	--	2	1	--	--	--	--	0	--																		
		2	--	--	--	○	--	45.4	1	○	--	--	1	2	--	--	--	○	45.4	2	○	--	--	2	2	--	--	--	--	0	--																		
		3	--	--	--	○	--	45.4	1	○	--	--	1	3	--	--	--	○	45.4	2	○	--	--	2	3	--	--	--	--	0	--																		
		4	--	--	--	○	--	45.4	1	○	--	--	1	4	--	--	--	○	45.4	2	○	--	--	2	4	--	--	--	--	0	--																		
		5	--	--	--	○	--	45.4	1	○	--	--	1	5	--	--	--	○	45.4	2	○	--	--	2	5	--	--	--	--	0	--																		
		6	--	--	--	○	--	45.4	1	○	--	--	1	6	--	--	--	○	45.4	2	○	--	--	2	6	--	--	--	--	0	--																		
		7	--	--	--	○	--	45.4	1	○	--	--	1	7	--	--	--	○	45.4	2	○	--	--	2	7	--	--	--	--	0	--																		
		8	○	--	--	○	--	12.0	0	--	--	--	--	0	8-12階 区画	8	--	--	--	○	12.0	1	○	--	--	1	8	--	--	--	--	0	--																
		9	○	--	--	○	--	11.6	0	--	--	--	--	0	8-12階 区画	9	--	--	--	○	11.6	1	○	--	--	1	9	--	--	--	--	0	--																
		10	○	--	--	○	--	11.6	0	--	--	--	--	0	8-12階 区画	10	--	--	--	○	11.6	1	○	--	--	1	10	--	--	--	--	0	--																
		11	○	--	--	○	--	11.6	1	--	--	--	--	1	8-12階 区画	11	--	--	--	○	11.6	1	○	--	--	1	11	--	--	--	--	0	--																
		12	○	--	--	○	--	13.7	0	○	--	--	--	0	8-12階 区画	12	--	--	--	○	13.7	1	○	--	--	1	12	--	--	--	--	0	--																
		13	--	--	--	○	--	40.8	1	○	--	--	--	1	8-12階 区画	13	--	--	--	○	40.8	2	○	--	--	2	13	--	--	--	--	0	--																
		14	--	--	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	1	14	--	--	--	○	32.0	1	○	--	--	1	14	--	--	--	--	0	--																	
		15	--	--	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	1	15	--	--	--	○	32.0	1	○	--	--	1	15	--	--	--	--	0	--																	
		16	--	--	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	1	16	--	--	--	○	32.0	1	○	--	--	1	16	--	--	--	--	0	--																	
		17	--	--	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	1	17	--	--	--	○	32.0	1	○	--	--	1	17	--	--	--	--	0	--																	
		18	--	--	--	○	--	26.3	1	○	--	--	--	1	18	--	--	--	○	26.3	1	○	--	--	1	18	--	--	--	--	0	--																	
		19	--	--	--	○	--	32.0	1	○	--	--	--	1	19	--	--	--	○	32.0	1	○	--	--	1	19	--	--	--	--	0	--																	
		20	--	--	--	○	--	41.2	1	○	--	--	--	1	20	--	--	--	○	41.2	2	○	--	--	2	20	--	--	--	--	0	--																	
R-4F-02	通路	1	--	○	--	--	--	8.0	1	--	--	--	1	1	--	○	--	--	8.0	1	--	--	--	1	1	--	--	--	--	0	--																		
R-4F-03	連絡通路	通路	--	--	--	--	--	--	1	--	--	--	1	1	通路	--	--	--	--	2	--	--	--	2	2	通路	--	--	--	--	0	--																	
R-4F-04	電源室	1	--	○	--	--	--	12.9	1	--	--	--	1	1	--	○	--	--	12.9	1	--	--	--	1	1	1	--	--	--	--	0	--																	
R-4F-05	制御室	1	--	○	--	--	--	12.9	1	--	--	--	1	1	--	○	--	--	12.9	1	--	--	--	1	1	1	--	--	--	--	0	--																	
R-4F-06	計算機室	1	--	○	--	--	--	12.9	1	--	--	--	1	1	--	○	--	--	12.9	1	--	--	--	1	1	1	--	--	--	--	0	--																	

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

T-1F-15		1	○	○	-	-	-	15.3	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	0	
T-1F-15	給水ポンプ南西ケーブル室	1	○	○	-	-	-	15.3	1	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0				
T-1F-16	通路	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0				
T-1F-17	階段室	階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0				
T-1F-19	給水加熱器室	1	-	-	-	○	-	32.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0				
		2	-	-	-	○	-	36.3	1	○	-	-	-	-	-	-	1		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		3	-	-	-	○	-	34.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		4	-	-	-	○	-	34.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		5	-	-	-	○	-	35.7	1	○	-	-	-	-	-	-	1		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		6	-	-	-	○	-	34.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		7	-	-	-	○	-	30.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		8	-	-	-	○	-	34.1	1	○	-	-	-	-	-	-	1		8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		9	-	-	-	○	-	34.1	1	○	-	-	-	-	-	-	1		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		10	-	-	-	○	-	34.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		11	-	-	-	○	-	80.4	2	○	-	-	-	-	-	-	2		11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
		12	-	-	-	○	-	39.1	1	○	-	-	-	-	-	-	1		12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		13	-	-	-	○	-	39.1	1	○	-	-	-	-	-	-	1		13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		14	-	-	-	○	-	55.3	1	○	-	-	-	-	-	-	1		14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		15	-	-	-	○	-	26.6	1	○	-	-	-	-	-	-	1		15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		16	-	-	-	○	-	34.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1		16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		17	-	-	-	○	-	37.7	1	○	-	-	-	-	-	-	1		17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		18	-	-	-	○	-	40.2	1	○	-	-	-	-	-	-	1		18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		19	-	-	-	○	-	36.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		20	-	-	-	○	-	34.2	1	○	-	-	-	-	-	-	1		20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		21	-	-	-	○	-	34.2	1	○	-	-	-	-	-	-	1		21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		22	-	-	-	○	-	34.9	1	○	-	-	-	-	-	-	1		22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		23	-	-	-	○	-	57.2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	45	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		24	-	-	-	○	-	37.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1		24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		25	-	-	-	○	-	41.8	1	-	-	-	-	-	-	-	0		25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		26	-	-	-	○	-	12.7	1	○	-	-	-	-	-	-	1		26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		27	-	-	-	○	-	47.9	1	-	-	-	-	-	-	-	1		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		28	-	-	-	○	-	29.8	1	-	-	-	-	-	-	-	1		28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		29	-	-	-	○	-	46.4	1	-	-	-	-	-	-	-	1		29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		30	-	-	-	○	-	32.3	1	○	-	-	-	-	-	-	1		30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		31	-	-	-	○	-	32.2	1	○	-	-	-	-	-	-	1		31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		32	-	-	-	○	-	32.2	1	○	-	-	-	-	-	-	1		32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		33	-	-	-	○	-	74.7	1	○	-	-	-	-	-	-	1		33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		34	-	-	-	○	-	42.4	1	○	-	-	-	-	-	-	1		34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		35	-	-	-	○	-	36.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		36	-	-	-	○	-	47.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1		36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		37	-	-	-	○	-	52.0	1	○	-	-	-	-	-	-	1		37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		38	-	-	-	○	-	49.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		39	-	-	-	○	-	49.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1		39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		40	-	-	-	○	-	104.1	2	-	-	-	-	-	-	-	2		40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		41	-	-	-	○	-	39.9	1	○	-	-	-	-	-	-	1		41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		42	-	-	-	○	-	45.6	1	○	-	-	-	-	-	-	1		42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		43	-	-	-	○	-	49.7	1	○	-	-	-	-	-	-	1		43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		44	-	-	-	○	-	44.4	1	○	-	-	-	-	-	-	1		44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
T-1F-20	グラント業気排ガスフィルタ室	1	-	-	-	-	-	26.9	2	○	-	-	-	-	-	-	0	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0			
T-1F-21	階段室	階段	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
T-1F-22	給針量タンク室	1	○	-	○	-	-	33.3	1	○	○	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
T-1F-23	制御油圧装置室	1	○	-	○	-	-	11.8	1	○	○	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-																	

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	煙感知器													熱感知器													炎感知器				
		○23条第4項 七 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。 八 感知器の下部は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けらるる。 ※1 取付け面が0.6m以上突出した梁等により区画													○23条第4項 三 差動式入射光束、定温式入射光束又は構造化入射光束の熱複合式入射光束の感知器は、次に定めるところによること。 □ 感知器は、感知区域、感知区域又は取付け面が0.4m以上突出した梁等により区画された部分を除く。以下同じ。こと。感知面の厚さ及び取付け面の高さに於いて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けらるる。 ※1 取付け面が0.4m以上突出した梁等により区画													○23条第4項 七の四 炎感知器（建物の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面積から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けらるる。				
		本 感知器は、廊下、通路、階段及び積荷物を除く（感知区域ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けらるる。 ※2 取付け面高さ 床面積 4m未満 150m ² 4m以上～20m未満 75m ²													※2 取付け面高さ 床面積 4m未満 70m ² 4m以上～8m未満 35m ²																	
		【緩和策：全消防員会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】 ※3 取付け面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m ² 以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。 取付け面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60m ² 8m以上～20m未満 40m ²													※3 取付け面から40cm以上1m未満の梁等により区画された15m ² 以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。 ※4 取付け面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5m ² 以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。 【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。																	
		【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。													【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】 縦長い居室等の場合 感知器を短辺が3m未満の縦長い居室等に設置する場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けらるる。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。																	
		上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。																														
		取付け高さ※2				緩和措置用					設置数				合計				備考				合計				備考					
区画	面積 0.6m未満 ※1	4m未満 8m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	区画面積 (m ²)	消防法 設置数	緩和※3 0.6m以上 1m未満	緩和※4 8m以上 10m ²	緩和※5 10m ² 以上 40m ²	緩和措置 適用数	設置数	合計	備考	区画面積 (m ²)	消防法 設置数	緩和※3 0.4m以上 1m未満	緩和※4 <15m ²	緩和※5 <5m ²	緩和措置 適用数	設置数	合計	備考	区画面積 (m ²)	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考			
T-2F-02	常用電気室	1	—	—	—	16.5	1	—	—	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1							
		2	—	—	—	32.1	1	—	—	—	—	—	1	2	2																	
		3	—	—	—	34.2	1	—	—	—	—	—	1	3	3																	
		4	—	—	—	33.0	1	—	—	—	—	—	1	4	4																	
		5	—	—	—	30.0	1	—	—	—	—	—	1	5	5																	
		6	—	—	—	35.7	1	—	—	—	—	—	1	6	6																	
		7	—	—	—	37.7	1	—	—	—	—	—	1	7	7																	
		8	—	—	—	36.3	1	—	—	—	—	—	1	8	8																	
		9	—	—	—	31.2	1	—	—	—	—	—	1	9	9																	
		10	—	—	—	35.7	1	—	—	—	—	—	1	10	10																	
		11	—	—	—	37.7	1	—	—	—	—	—	1	11	11																	
		12	—	—	—	36.3	1	—	—	—	—	—	1	12	12																	
		13	—	—	—	31.2	1	—	—	—	—	—	1	13	13																	
		14	—	—	—	15.7	1	—	—	—	—	—	1	14	14																	
		15	—	—	—	31.5	1	—	—	—	—	—	1	15	15																	
		16	—	—	—	50.0	1	—	—	—	—	—	1	16	16																	
		17	—	—	—	47.4	1	—	—	—	—	—	1	17	17																	
		18	—	—	—	40.2	1	—	—	—	—	—	1	18	18																	
		19	—	—	—	5.9	1	—	—	—	—	—	1	19	19																	
		20	—	—	—	23.6	1	—	—	—	—	—	1	20	20																	
		21	—	—	—	39.5	1	—	—	—	—	—	1	21	21																	
		22	—	—	—	43.8	1	—	—	—	—	—	1	22	22																	
		23	—	—	—	37.6	1	—	—	—	—	—	1	23	23																	
		24	○	—	—	34.6	1	—	—	—	—	—	1	24	24																	
		25	○	—	—	23.6	0	—	—	—	—	—	0	24,25同一区画	24																	
T-2F-03	配電パネル室	1	—	—	—	3.8	1	—	—	—	—	—	1	1	1																	
T-2F-04	工具箱	1	—	—	—	13.8	1	—	—	—	—	—	1	1	1																	
T-2F-06	常用電気室排風機室	1	—	—	—	16.2	1	○	○	—	—	—	1	0	1,2緩和	1																
		2	—	—	—	32.4	1	○	○	—	—	—	1	1	1,2緩和	2																
		3	—	—	—	14.4	1	○	○	—	—	—	1	1																		
T-2F-09	固定子冷却装置室	1	—	—	—	19.3	1	○	○	—	—	—	1	0	1,2緩和	1																
		2	—	—	—	20.2	1	○	○	—	—	—	1	1	1,2緩和	2																
		3	—	—	—	21.6	1	○	○	—	—	—	1	0	3,4緩和	3																
		4	—	—	—	21.0	1	○	○	—	—	—	1	1	3,4緩和	4																
		5	—	—	—	20.8	1	○	○	—	—	—	1	1	5,6緩和	5																
		6	—	—	—	32.1	1	○	○	—	—	—	1	0	5,6緩和	6																
		7	—	—	—	26.9	1	○	○	—	—	—	1	1	7,8緩和	7																
		8	—	—	—	26.9	1	○	○	—	—	—	1	0	7,8緩和	8																
		9	—	—	—	23.4	1	○	○	—	—	—	1	0	9,10緩和	9																
		10	—	—	—	24.2	1	○	○	—	—	—	1	1	9,10緩和	10																
		11	—	—	—	24.2	1	○	○	—	—	—	1	0	11,12緩和	11																
		12	—	—	—	21.5	1	○	○	—	—	—	1	1	11,12緩和	12																
T-2F-10	空気抽出装置	1	○	—	—	79.0	2	—	—	—	—	—	2	2																		
T-2F-11	ラント系気体装置	1	—	—	—	65.1	1	—	—	—	—	—	1	1																		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

		煙感知器												熱感知器										炎感知器											
		○23条第4項 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めることによること。 ハ 感知器の下部は、取付面の下方0.6m以内の位置に設けること。 ※1 取付面が0.6m以上突出した梁等により区画 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び給排路を除く感知区域ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。 ※2 取付面高さ 床面積 4m未満 150m ² 4m以上～20m未満 75m ² 【緩和：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】 ※3 取付面が60cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、定められた範囲内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。 取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60m ² 8m以上～20m未満 40m ² ※4 取付面が60cm以上1m未満の梁等により区画された10m ² 以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。 【緩和：日本火災感知機工業会 自動火災感知設備 工事基準書】 ※5 段差し部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。 ヘ 感知器は、廊下及び通路については歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び給排路にあつては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。												○23条第4項 三 差動式スポート型、定温式スポート型又は複備式スポート型の感知器は、次に定めることによること。 ロ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付面が0.4m以上突出した梁等により区画された部分のうち、以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。 ※1 取付面が0.4m以上突出した梁等により区画 床面積 4m未満 70m ² 4m以上～8m未満 35m ² 【緩和：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】 ※3 取付面が50cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m ² 以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。 ※4 取付面が50cm以上1m未満の梁等により区画された5m ² 以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。 【緩和：日本火災感知機工業会 自動火災感知設備 工事基準書】 ※5 段差し部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。 【日本火災感知機工業会 自動火災感知設備 工事基準書】 縦長い居室等の場合 感知器を短辺が3m未満の縦長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。										○23条第4項 七の四 炎感知器（建物の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めることによること。 ロ 感知器は、壁に於て区画された区域ごとに、当該区域の床面積から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。											
部屋番号	部屋名称	区画	取付面高さ※2				煙感知器		熱感知器		炎感知器		合計	備考	区画	取付面高さ※2		区画面積 (m ²)	消防法設置数	炎感知器		合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考						
			0.6m未満 ※1	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数				設置数	設置数			設置数	設置数									設置数	設置数	設置数			
T-4F-01	T/8外気取装置室	1	-	-	-	0	-	77.4	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3				1									
		2	-	-	-	0	-	71.6	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1				2									
T-4F-02	T/8送風機室	1	0	-	-	0	-	24.2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						1								
		2	0	-	-	0	-	16.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						2								
		3	0	-	-	0	-	16.4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						3								
		4	0	-	-	0	-	23.1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						4								
		5	0	-	-	0	-	23.1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						5								
		6	0	-	-	0	-	16.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						6								
		7	0	-	-	0	-	16.4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						7								
		8	0	-	-	0	-	16.4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						8								
T-4F-03	工具室	1	0	-	-	0	-	29.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						1								
		2	0	-	-	0	-	70.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						2								
T-4F-04	T/8排気室	1	0	-	-	0	-	25.0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						1								
		2	0	-	-	0	-	29.9	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						2								
		3	0	-	-	0	-	24.7	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						3								
		4	0	-	-	0	-	17.2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						4								
		5	0	-	-	0	-	17.2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2						5								
		6	0	-	-	0	-	22.8	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						6								
		7	0	-	-	0	-	17.0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						7								
		8	0	-	-	0	-	17.0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2						8								
		9	0	-	-	0	-	23.9	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						9								
		10	0	-	-	0	-	28.9	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						10								
		11	0	-	-	0	-	23.6	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						11								
		12	0	-	-	0	-	23.9	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						12								
		13	0	-	-	0	-	28.9	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						13								
		14	0	-	-	0	-	23.6	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						14								
		15	0	-	-	0	-	13.1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						15								
		16	0	-	-	0	-	19.4	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						16								
		17	0	-	-	0	-	12.9	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						17								
		18	0	-	-	0	-	17.8	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2						18								
		19	0	-	-	0	-	17.5	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2						19								
		20	0	-	-	0	-	17.1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						20								
		21	0	-	-	0	-	22.5	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						21								
		22	0	-	-	0	-	17.0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						22								
T-4F-05	7-ピン送風機送風機室	1	0	-	-	0	-	27.9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						1								
		2	0	-	-	0	-	20.8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2						2									
		3	0	-	-	0	-	26.9	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						3									
		4	0	-	-	0	-	26.9	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1						4									
		5	0	-	-	0	-	20.8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						5								
		6	0	-	-	0	-	20.6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0						6								

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

設備ID	設備名	火災感知器の設置状況														設置数	設置位置	備考				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14							
RW-B2F-22	機器ドレン処理水タンク室	1	○	-	-	○	-	31.1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2,3階一区域	1		
		2	○	-	-	○	-	13.9	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2,3階一区域	2		
		3	○	-	-	○	-	11.6	0	-	-	-	-	-	-	-	0	2	2,3階一区域	3		
RW-B2F-23	原子炉浄化スラッジ貯蔵タンク室	高放射線区域のため設置・メンテナンス困難																				
RW-B2F-24	南側ポンプ室	1	-	-	○	-	-	64.8	1	-	-	-	-	-	-	-	1	3		1		
		2	-	-	○	-	-	33.4	1	○	-	-	-	-	-	-	1	3		2		
		3	-	-	○	-	-	30.4	1	○	-	-	-	-	-	-	1	3		3		
RW-B2F-25	濃縮液系サブポンプ室	1	○	-	○	-	-	28.1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		1		
		2	○	-	○	-	-	6.0	0	○	-	-	-	-	-	-	0	1	1,2階一区域	1		
		3	○	-	○	-	-	8.1	1	○	-	-	-	-	-	-	1	2	1,2階一区域	2		
		4	○	-	○	-	-	11.1	1	○	-	-	-	-	-	-	0	2	3,5階一区域	3		
		5	○	-	○	-	-	9.0	0	○	-	-	-	-	-	-	1	2	3,5階一区域	4		
		6	○	-	○	-	-	7.8	0	○	-	-	-	-	-	-	0	2	3,5階一区域	5		
RW-B2F-26	化学廃液タンク室	1	-	-	○	-	-	26.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1	4		1		
		2	-	-	○	-	-	24.8	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4		2		
		3	○	○	-	-	-	12.3	0	-	○	-	-	-	-	-	1	4	※※1	3		
		4	○	○	-	-	-	3.2	0	-	○	-	-	-	-	-	0	4	※※1	4		
		5	○	○	-	-	-	3.2	1	-	○	-	-	-	-	-	1	4	※※1	5		
		6	○	○	-	-	-	3.2	0	-	○	-	-	-	-	-	1	4	※※1	6		
		7	○	○	-	-	-	4.5	0	○	○	-	-	-	-	-	1	4	※※1	7		
		8	○	○	-	-	-	4.0	0	○	○	-	-	-	-	-	0	4	※※1	8		
		9	○	○	-	-	-	2.9	1	-	○	-	-	-	-	-	1	4	※※1	9		
		10	○	○	-	-	-	3.8	0	-	○	-	-	-	-	-	1	4	※※1	10		
		11	○	○	-	-	-	3.9	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	11,12階一区域	11		
		12	○	○	-	-	-	3.3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4	11,12階一区域	12		
RW-B2F-27	化学廃液ポンプ室	1	-	-	○	-	-	45.9	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4		2		
		2	○	-	-	○	-	7.5	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	2~6階一区域	2		
		3	○	-	-	○	-	6.6	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	2~6階一区域	3		
		4	○	-	-	○	-	6.6	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	2~6階一区域	4		
		5	○	-	-	○	-	6.6	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4	2~6階一区域	5		
		6	○	-	-	○	-	9.2	0	○	-	-	-	-	-	-	0	4	2~6階一区域	6		
		7	○	-	-	○	-	8.2	0	○	-	-	-	-	-	-	0	4	7~9階一区域	7		
		8	○	-	-	○	-	6.0	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4	7~9階一区域	8		
		9	○	-	-	○	-	7.8	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	7~9階一区域	9		
		10	○	-	-	○	-	8.0	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4	10,11階一区域	10		
		11	○	-	-	○	-	6.7	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	10,11階一区域	11		
		12	○	-	-	○	-	8.9	0	-	-	-	-	-	-	-	0	4	11~3階一区域	1		
RW-B2F-29	A-機器ドレンタンク室	1	○	-	-	○	-	8.9	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1~3階一区域	2		
		2	○	-	-	○	-	12.2	0	○	-	-	-	-	-	-	0	2	1~3階一区域	3		
		3	○	-	-	○	-	12.8	0	○	-	-	-	-	-	-	0	2	4~6階一区域	4		
		4	○	-	-	○	-	8.6	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	4~6階一区域	5		
		5	○	-	-	○	-	8.6	0	-	-	-	-	-	-	-	0	2	4~6階一区域	6		
RW-B2F-30	B-機器ドレンタンク室	1	-	-	○	-	-	56.0	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		1		
RW-B2F-31	原子炉浄化スラッジ分離水ポンプ室	1	-	-	○	-	-	21.6	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		1		
		2	-	-	○	-	-	29.3	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		1		
		3	-	-	○	-	-	37.0	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		2		
		4	-	-	○	-	-	15.6	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		3		
		5	-	-	○	-	-	30.0	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		4		
		6	-	-	○	-	-	13.6	1	○	○	-	-	-	-	-	1	1	5,6階和室	5		
		7	-	-	○	-	-	18.7	1	○	○	-	-	-	-	-	1	1	5,6階和室	6		
		8	-	-	○	-	-	2.8	1	○	○	-	-	-	-	-	1	1	7,8階和室	7		
		9	-	-	○	-	-	16.0	1	○	○	-	-	-	-	-	1	1	7,8階和室	8		
		10	-	-	○	-	-	14.9	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		9		
		11	-	-	○	-	-	6.1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1		10		
		12	-	-	○	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	通路	10		
RW-B2F-32	通路	廊下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	廊下	廊下		
RW-B2F-33	階段室	階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	階段	階段		
RW-B2F-34	階段室	階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	階段	階段		
RW-B2F-35	エレベータ	ELV	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	RW-5F-030℃監視	ELV		
RW-B2F-36	階段室	階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	階段	階段		
RW-B2F-37	配管室	1	○	○	-	-	-	5.8	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1,2階一区域	1		
		2	○	○	-	-	-	18.0	0	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1,2階一区域	2		

※※1 3~7階一区域8~10階一区域3~10階和室

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

		煙感知器										熱感知器										炎感知器										
		<p>○2 3条第4項 七 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ハ 感知器の下部は、取付面の下方0.6m以内の位置に設けること。</p> <p>※1 取付面から0.6m以上突出した梁等により遮蔽</p> <p>ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※2 取付面高さ 床面積 4m未満 150m² 4m以上～20m未満 75m²</p> <p>【緩和期：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面から60cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、定められた範囲内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60m² 8m以上～20m未満 40m²</p> <p>※4 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和期：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>ハ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては歩行距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>○2 3条第4項 三 差動式スボト型、定温式スボト型又は補償式スボト型その他の熱複合式スボト型の感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、感知区域（それぞれ屋又は取付面から50.4m以上突出したはり等によって区画された部分を除く。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※1 取付面から50.4m以上突出した梁等により区画</p> <p>※2 取付面高さ 床面積 70m² 4m未満 70m² 4m以上～8m未満 35m²</p> <p>【緩和期：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m²以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>※4 取付面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和期：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>細長い居室等の場合 感知器を短辺が3m未満の縦長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>										<p>○2 3条第4項 七の四 炎感知器（通路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、壁によって区画された区域に、当該区域の床面から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。</p>										
部屋番号	部屋名称	区画	取付け高さ※2				区画面積 (m ²)	消防法 設置数	感知器 設置数	合計	備考	区画	取付け高さ※2				区画面積 (m ²)	消防法 設置数	感知器 設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考					
			感知器 設置数	感知器 設置数	感知器 設置数	感知器 設置数							感知器 設置数	感知器 設置数	感知器 設置数	感知器 設置数																
RW-5F-01	A,B-空気抽出器排ガスファンタ室	1	-	○	-	-	10.0	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1												
		2	-	○	-	-	9.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1											
RW-5F-02	排ガス処理系計装ツク室	1	-	○	-	-	30.4	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		2	-	○	-	-	43.6	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
RW-5F-03	エレベータ機械室	3	-	○	-	-	5.6	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0											
		1	-	○	-	-	17.8	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
RW-5F-04	ランドリドレン機器ハッチ並びに濃縮器室	2	-	-	○	-	-	4.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		1	-	-	○	-	-	33.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		2	-	-	○	-	-	31.1	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		3	-	-	○	-	-	31.1	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		4	-	-	○	-	-	33.7	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		5	-	-	○	-	-	34.8	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		6	-	-	○	-	-	16.2	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		7	-	-	○	-	-	16.2	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		8	-	-	○	-	-	16.2	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		9	-	-	○	-	-	16.2	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		10	-	-	○	-	-	17.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		11	-	-	○	-	-	17.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		12	-	-	○	-	-	17.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
		13	○	-	○	-	-	15.2	0	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0												
		14	○	-	○	-	-	15.8	0	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0												
		15	○	-	○	-	-	7.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1												
16	-	-	○	-	-	12.9	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1														
17	-	-	○	-	-	17.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1														
18	-	-	○	-	-	17.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1														
RW-5F-06	通路	1	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
RW-5F-07	エレベータ室	DW	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1													

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部屋番号	部屋名称	煙感知器											熱感知器											気感知器																
		区画	取付け高さ※2					区画面積 (㎡)	消防法設置数	緩和基準					緩和基準適用数	設置数	合計	備考	区画	取付け高さ※2				区画面積 (㎡)	消防法設置数	緩和基準					緩和基準適用数	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考
			梁高0.6m未満	4m未満	4m以上8m未満	8m以上15m未満	15m以上20m未満			梁高0.6m以上1m未満	連続※3	間接※4	段違い※5	梁高0.4m未満						4m以上8m未満	8m以上	梁高0.4m以上1m未満	連続※3			間接※4	段違い※5	緩和基準適用数	梁高0.6m未満	4m未満										
C-3F-01	2号Aケーブル処理室	1	○	○	-	-	18.3	1	-	-	-	-	-	-	1	1,2同一区画	1	-	○	-	-	18.3	1	○	-	-	-	-	1	8	1	-	-	-	-	0				
		2	○	○	-	-	22.2	0	○	-	-	-	-	-	0	1,2同一区画	2	-	○	-	-	22.2	1	○	-	-	-	-	2		2	-	-	-	-					
		3	○	○	-	-	22.2	0	-	-	-	-	-	-	0	3~5同一区画	3	-	○	-	-	22.2	1	○	-	-	-	-	2		3	-	-	-	-					
		4	○	○	-	-	21.5	0	-	-	-	-	-	-	0	3~5同一区画	4	○	○	-	-	21.5	1	○	-	-	-	-	1		4	-	-	-	-					
		5	○	○	-	-	22.0	1	-	-	-	-	-	-	1	3~5同一区画	5	-	○	-	-	22.0	1	○	-	-	-	-	2		5	-	-	-	-					
C-3F-02	2号Bケーブル処理室	1	○	○	-	-	53.2	1	-	-	-	-	-	-	1	1~3同一区画	1	○	○	-	-	53.2	1	○	-	-	-	-	4	7	1	-	-	-	-	0				
		2	○	○	-	-	26.4	0	-	-	-	-	-	-	0	1~3同一区画	2	-	○	-	-	26.4	1	○	-	-	-	-	2		2	-	-	-	-					
		3	○	○	-	-	26.4	0	-	-	-	-	-	-	0	1~3同一区画	3	-	○	-	-	26.4	1	○	-	-	-	-	1		3	-	-	-	-					
C-3F-03	通信機械室	1	○	○	-	-	16.8	0	-	-	-	-	-	0	1,2同一区画	1	-	○	-	-	16.8	1	○	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	0				
		2	○	○	-	-	29.2	1	-	-	-	-	-	-	1	1,2同一区画	2	-	○	-	-	29.2	1	○	-	-	-	-	1		2	-	-	-	-					
C-3F-04	通路	1	-	○	-	-	13.7	1	-	-	-	-	-	-	1		1	-	○	-	-	13.7	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	0				
		1	○	○	-	-	45.3	1	○	-	-	-	-	-	1	1,2同一区画	1	○	○	-	-	45.3	1	○	-	-	-	-	1		1	-	-	-	-					
C-3F-05	計算機室	2	○	○	-	-	31.6	0	○	-	-	-	-	-	1	1,2同一区画	2	○	○	-	-	31.6	1	○	-	-	-	-	1	4	2	-	-	-	-	0				
		3	○	○	-	-	20.9	0	○	-	-	-	-	-	1	3,4同一区画	3	○	○	-	-	20.9	1	○	-	-	-	-	1		3	-	-	-	-					
		4	○	○	-	-	20.9	1	○	-	-	-	-	-	1	3,4同一区画	4	○	○	-	-	20.9	1	○	-	-	-	-	1		4	-	-	-	-					
		4	○	○	-	-	20.9	1	○	-	-	-	-	-	1	3,4同一区画	4	○	○	-	-	20.9	1	○	-	-	-	-	1		4	-	-	-	-					

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

Y-S2-03	第1ペントフィルタスクラバ容器室	1	○	-	○	-	-	16.3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	1~12間一區画	1	○	-	○	-	-	16.3	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	1	11	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
		2	○	-	○	-	-	7.0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	2	○	-	○	-	-	7.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0												
		3	○	-	○	-	-	14.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	1~12間一區画	3	○	-	○	-	-	14.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		4	○	-	○	-	-	11.5	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	4	○	-	○	-	-	11.5	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		5	○	-	○	-	-	11.8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	5	○	-	○	-	-	11.8	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		0	5	45	100	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		6	○	-	○	-	-	12.0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	1~12間一區画	6	○	-	○	-	-	12.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		1	6	45	100	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		7	○	-	○	-	-	12.0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	7	○	-	○	-	-	12.0	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		0	7	45	100	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		8	○	-	○	-	-	6.7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	8	○	-	○	-	-	6.7	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		0	8	45	100	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		9	○	-	○	-	-	18.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	1~12間一區画	9	○	-	○	-	-	18.8	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		1	9	45	100	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		10	○	-	○	-	-	3.1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	10	○	-	○	-	-	3.1	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-		0	10	45	100	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		11	○	-	○	-	-	9.2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	11	○	-	○	-	-	9.2	1	○	○	-	-	-	-	-	-	-		0	11	45	100	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		12	○	-	○	-	-	12.6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0	1~12間一區画	12	○	-	○	-	-	12.6	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-		0	12	45	100	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
Y-S2-04	第1ペントフィルタ銀ゼオライト容器室	1	-	○	-	-	14.3	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	○	-	-	14.3	2	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0																				
Y-S2-05	第1ペントフィルタ出口モニター室	1	○	-	○	-	-	26.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	○	-	○	-	-	26.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
		2	○	○	-	-	24.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		2	○	○	-	-	24.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0											
		3	-	-	○	-	-	8.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	3	-	-	○	-	-	8.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	通路	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		通路	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		通路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
Y-S2-06	階段室	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	階段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
Y-S3-01	補助消火ポンプ室	1	-	-	○	-	-	53.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	1	-	-	○	-	-	53.8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
Y-S3-02	送風機室	1	-	-	○	-	-	53.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	-	-	○	-	-	53.8	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
Y-S3-03	連絡ゲート	1	-	○	-	-	8.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	-	○	-	-	8.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-															
Y-S4-04	給気室	1	-	○	-	-	5.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	-	○	-	-	5.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
Y-S3-05	階段室	1	-	-	-	○	-	5.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	-	-	-	○	5.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1		45	100	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2														

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

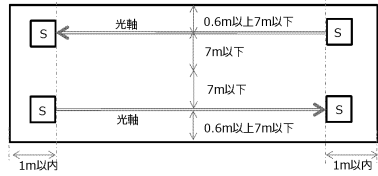
		煙感知器	熱感知器	炎感知器																				
		<p>○23条第4項 七 煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ハ 感知器の下部は、取付面の下方0.6m以内の位置に設けること。</p> <p>※1 取付面が0.6m以上突出した家等により遮蔽</p> <p>ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※2 取付面高さ 床面積 4m未満 150m² 4m以上～20m未満 75m²</p> <p>【緩和案：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面が60cm以上1m未満の家等により区画された10m²以下の小区画1つが隣接する場合は、定められた範囲内でつ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>取付面高さ 床面積 4m以上～8m未満 60m² 8m以上～20m未満 40m²</p> <p>※4 取付面が60cm以上1m未満の家等により区画された10m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和案：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>ハ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三メートルにつき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p>	<p>○23条第4項 三 差動式スチロタイプ、定置式スチロタイプ又は補助式スチロタイプの熱感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、感知区域（それぞれ屋又は取付面が0.4m以上突出した天井等によって区画された部分を除く。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※1 取付面高さ 床面積 4m未満 70m² 4m以上～8m未満 35m²</p> <p>【緩和案：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面が40cm以上1m未満の家等により小さい感知区域が連続する場合は、15m²以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>※4 取付面が40cm以上1m未満の家等により区画された5m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和案：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準】</p> <p>階段・居室等の幅が3m未満の縦長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>	<p>○23条第4項 七の四 炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>ロ 感知器は、壁によって区画された区域に、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。</p>																				
		上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。	上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。	上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。																				
部屋番号	部屋名称	区画	取付面高さ※2	区画面積	感知器種類	消防法設置数	緩和案適用数	合計	備考	区画	梁高※1	取付面高さ※2	区画面積	梁高	緩和案適用	緩和案適用数	合計	備考	区画	監視範囲(m)	視野角(°)	設置数	合計	備考
SB-2F-01	セラミックフィルター室	1	○	28.1	1	○	1	1		1									1					
		2	○	43.2	1	○	1	1		2									2					
		3	○	10.2	1	○	1	1		3									3					
		4	○	50.2	1	○	1	1		4									4					
		5	○	40.0	1	○	1	1		5									5					
		6	○	43.6	1	○	1	1		6									6					
		7	○	37.4	1	○	1	1		7									7					
		8	○	13.0	1	○	1	1		8									8					
		9	○	9.7	1	○	1	1		9									9					
SB-2F-02	雑用室一時貯蔵庫	1	○	30.9	1	○	1	1		1									1					
		2	○	27.7	1	○	1	1		2								2						
		3	○	16.5	1	○	1	1		3								3						
		4	○	9.3	1	○	1	1		4								4						
		5	○	11.8	1	○	1	1		5									5					
SB-2F-03	制御室	1	○	26.5	1	○	1	1		1									1					
		2	○	10.1	1	○	1	1		2								2						
		3	○	23.2	1	○	1	1		3								3						
		4	○	8.0	1	○	1	1		4								4						
		5	○	9.0	0	○	0	0		5									5					
		6	○	5.9	0	○	0	0		6									6					
		7	○	12.8	0	○	0	0		7									7					
		8	○	36.8	1	○	1	1		8									8					
SB-2F-04	MCC室	1	○	30.4	1	○	1	1		1								1						
		2	○	28.1	1	○	1	1		2								2						
		3	○	30.9	1	○	1	1		3								3						
		4	○	40.2	1	○	1	1		4								4						
SB-2F-05	スキマサージタンク室	1	○	29.6	1	○	1	1		1								1						
		通路	○	0	0	○	0	0		1								1						
SB-2F-06	キャスク除染ピット	1	○	8.0	1	○	1	1		1								1						
SB-2F-07	プロット室	1	○	9.2	0	○	0	0		1									1					
		2	○	8.2	1	○	1	1		2								2						
		3	○	19.3	1	○	1	1		3								3						
		4	○	9.3	1	○	1	1		4								4						
SB-2F-08	通路	1	○	9.3	1	○	1	1		1									1					
		2	○	13.1	1	○	1	1		2								2						
		3	○	11.5	1	○	1	1		3								3						
		4	○	11.7	1	○	1	1		4								4						
SB-2F-09	ち漏脱機器室	1	○	8.0	1	○	1	1		1								1						

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

SB-2F-11	溶融炉室	1	-	-	○	-	-	11.7	1	○	-	-	-	-	-	-	1	8	感知器 二重化不要箇所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	感知器 二重化不要箇所		
		2	-	-	○	-	-	15.8	1	○	-	-	-	-	-	-	1			2	2												
		3	○	-	○	-	-	22.6	1	-	-	-	-	-	-	-	1			3	3												
		4	○	-	○	-	-	20.7	0	○	-	-	-	-	-	-	0			4	4												
		5	-	-	○	-	-	15.7	1	○	○	-	-	-	-	-	1			1	5	5											
		6	-	-	○	-	-	8.8	1	○	○	-	-	-	-	-	1			0	6	6											
		7	-	-	○	-	-	15.9	1	○	○	-	-	-	-	-	1			1	7	7											
		8	-	-	○	-	-	8.9	1	○	○	-	-	-	-	-	1			0	8	8											
		9	-	-	○	-	-	15.7	1	○	○	-	-	-	-	-	1			1	9	9											
		10	-	-	○	-	-	8.8	1	○	○	-	-	-	-	-	1			0	10	10											
		11	-	-	○	-	-	27.6	1	○	○	-	-	-	-	-	1			1	11	11											
		12	-	-	○	-	-	15.0	1	○	○	-	-	-	-	-	1			0	12	12											
		13	-	-	○	-	-	21.1	1	○	○	-	-	-	-	-	1			1	13	13											
		14	-	-	○	-	-	11.5	1	○	○	-	-	-	-	-	1			0	14	14											
SB-2F-12	モルタル充填固化室	1	○	-	○	-	-	36.5	1	-	-	-	-	-	-	1	2	感知器 二重化不要箇所	1~4階一区画	1	-	-	-	-	-	-	-	1	4				
		2	○	-	○	-	-	7.0	0	-	-	-	-	-	-	1			2	2													
		3	○	-	○	-	-	5.6	0	-	-	-	-	-	-	0			3	3													
SB-2F-13	キヤスク付脱機設置場	4	○	-	○	-	-	7.6	0	-	-	-	-	-	-	0	4	4	1~4階一区画	4	-	-	○	-	42.7	2	-	-	-	-	-	2	4
		2	感知器 二重化不要箇所	2	-	-	○	-	48.1	2	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2													

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

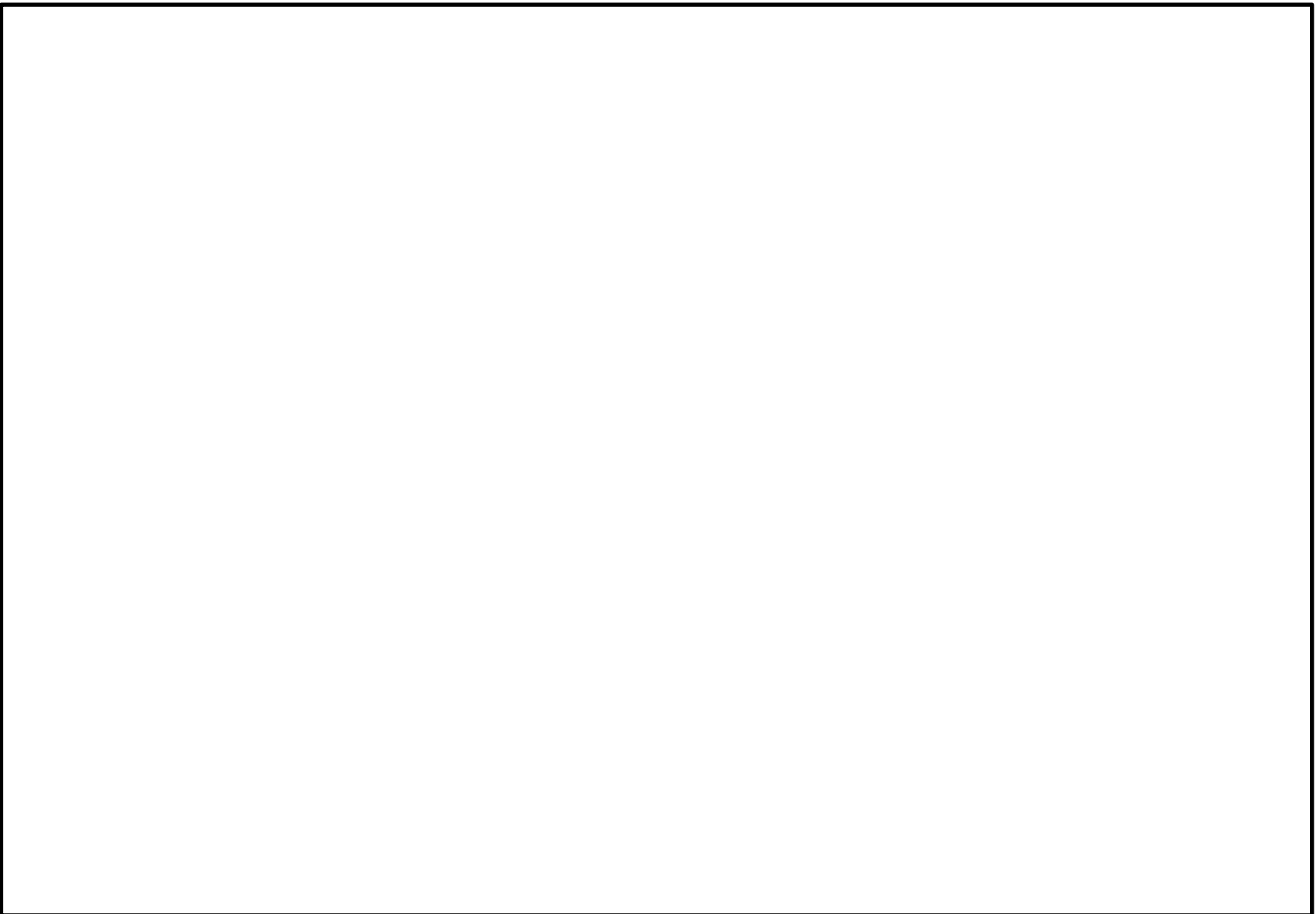
	光電式分離型感知器	
	<p>○ 23条第4項 七の三 光電式分離型感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>ニ 感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが二十メートル以上の場所以外の場所に設けること。</p> <p>ホ 感知器の光軸の高さが天井等の高さの八十パーセント以上となるように設けること。</p> <p>ト 感知器は、壁によつて区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように設けること。</p>	



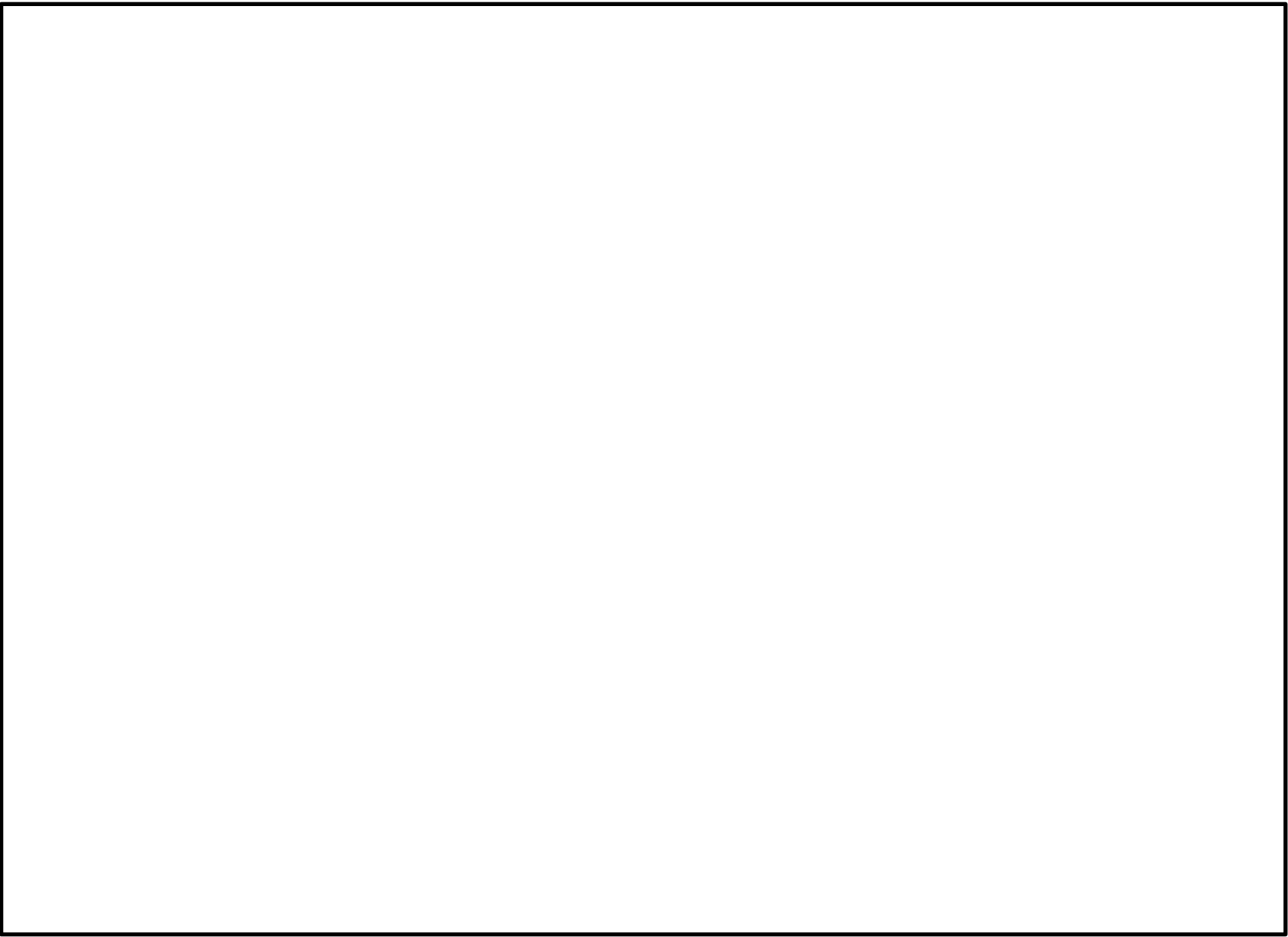
部屋番号	部屋名称	区画	天井高さ 20m未満	取付け高さ > 天井高さ × 0.8m	設置条件			消防法設置数	設置数	合計	備考
					感知器前面と 背部の壁との距離 ≤1.0m	光軸と並行する壁 との距離 0.6~7.0m	光軸間距離 <14m				
SB-1F-06	貯蔵プール	1	-	-	-	-	-	-	-	-	SB-3F-05④で監視
SB-3F-05	サイトバンカブル室	1	○	○	○	○	○	2	3	8	
		2	○	○	○	○	○	3	5		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

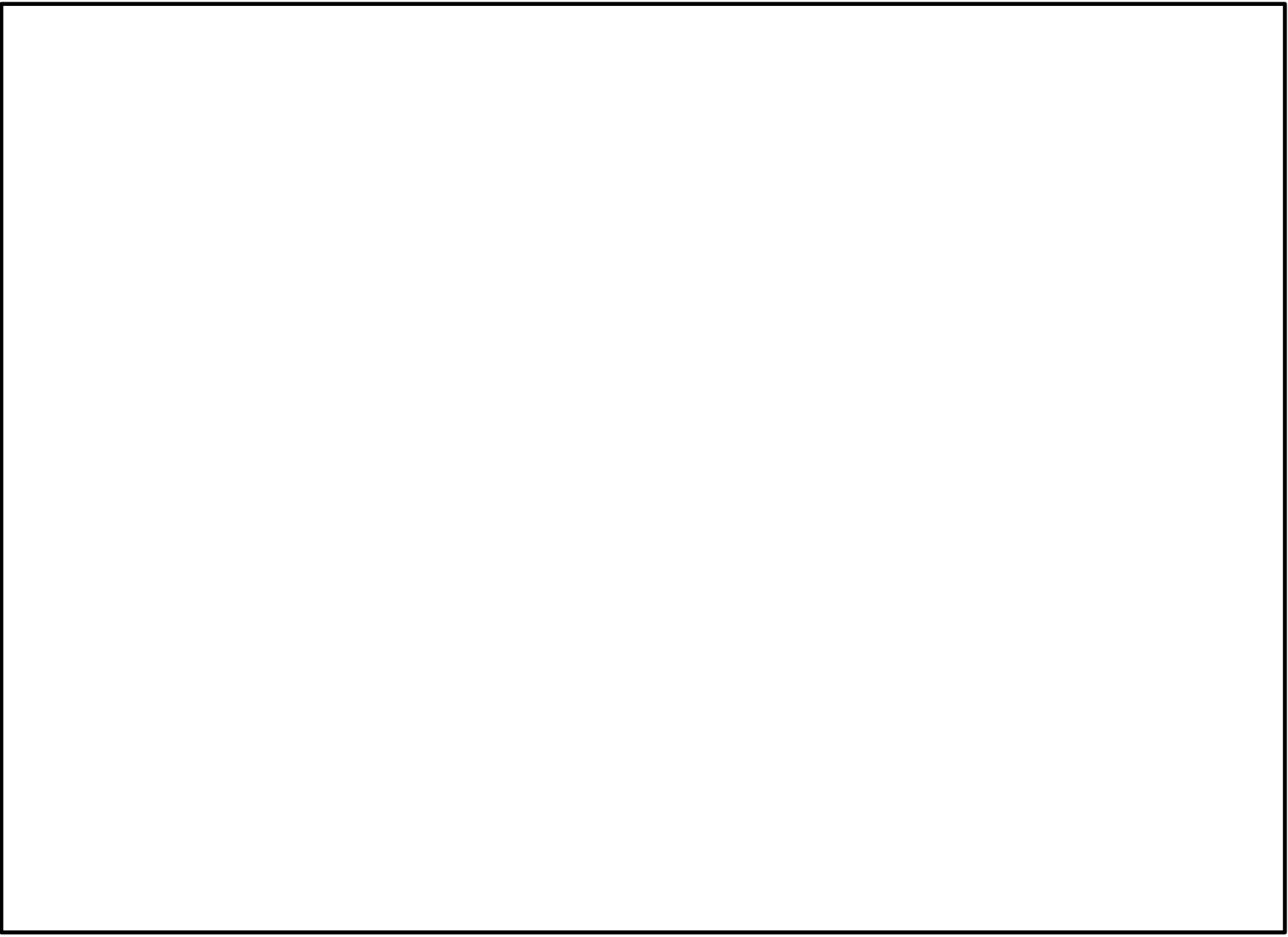
SWC-2F-01	固体廃棄物貯蔵所C棟（2F）	1	-	-	○	-	-	58.1	1	○	-	-	-	-	-	1	27	感知器 二重化不要箇所	1				
		2	-	-	○	-	-	63.4	1	○	-	-	-	-	-	1			2				
		3	-	-	○	-	-	63.4	1	○	-	-	-	-	-	1			3				
		4	-	-	○	-	-	58.1	1	○	-	-	-	-	-	1			4				
		5	-	-	○	-	-	52.5	1	○	-	-	-	-	-	1			5				
		6	-	-	○	-	-	57.1	1	○	-	-	-	-	-	1			6				
		7	-	-	○	-	-	57.1	1	○	-	-	-	-	-	1			7				
		8	-	-	○	-	-	52.5	1	○	-	-	-	-	-	1			8				
		9	-	-	○	-	-	52.5	1	○	-	-	-	-	-	1			9				
		10	-	-	○	-	-	57.1	1	○	-	-	-	-	-	1			10				
		11	-	-	○	-	-	57.1	1	○	-	-	-	-	-	1			11				
		12	-	-	○	-	-	52.5	1	○	-	-	-	-	-	1			12				
		13	-	-	○	-	-	52.5	1	○	-	-	-	-	-	1			13				
		14	-	-	○	-	-	57.1	1	○	-	-	-	-	-	1			14				
		15	-	-	○	-	-	57.1	1	○	-	-	-	-	-	1			15				
		16	-	-	○	-	-	52.5	1	○	-	-	-	-	-	1			16				
		17	-	-	○	-	-	48.5	1	○	-	-	-	-	-	1			17				
		18	-	-	○	-	-	55.0	1	○	-	-	-	-	-	1			18				
		19	-	-	○	-	-	57.8	1	○	-	-	-	-	-	1			19				
		20	-	-	○	-	-	53.4	1	○	-	-	-	-	-	1			20				
		21	-	-	○	-	-	16.4	1	-	-	-	-	-	-	1			21				
		22	-	-	○	-	-	62.2	1	○	-	-	-	-	-	1			22				
		23	-	-	○	-	-	64.6	1	○	-	-	-	-	-	1			23				
		24	-	-	○	-	-	17.0	1	○	-	-	-	-	-	1			24				
		25	-	-	○	-	-	17.0	1	○	-	-	-	-	-	1			25				
		26	-	-	○	-	-	17.0	1	○	-	-	-	-	-	1			26				
		27	-	-	○	-	-	59.8	1	○	-	-	-	-	-	1			27				



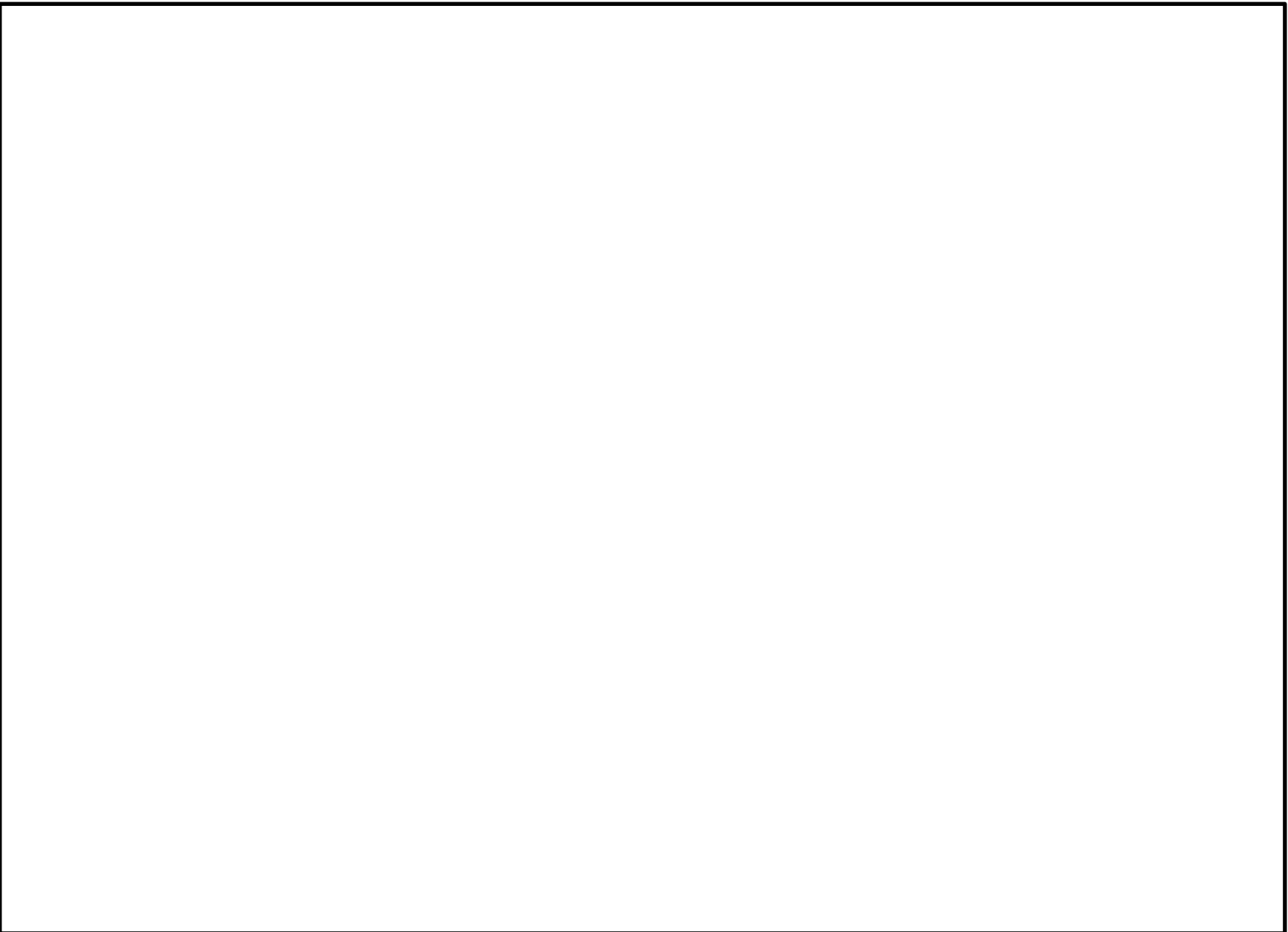
補-3-7-123

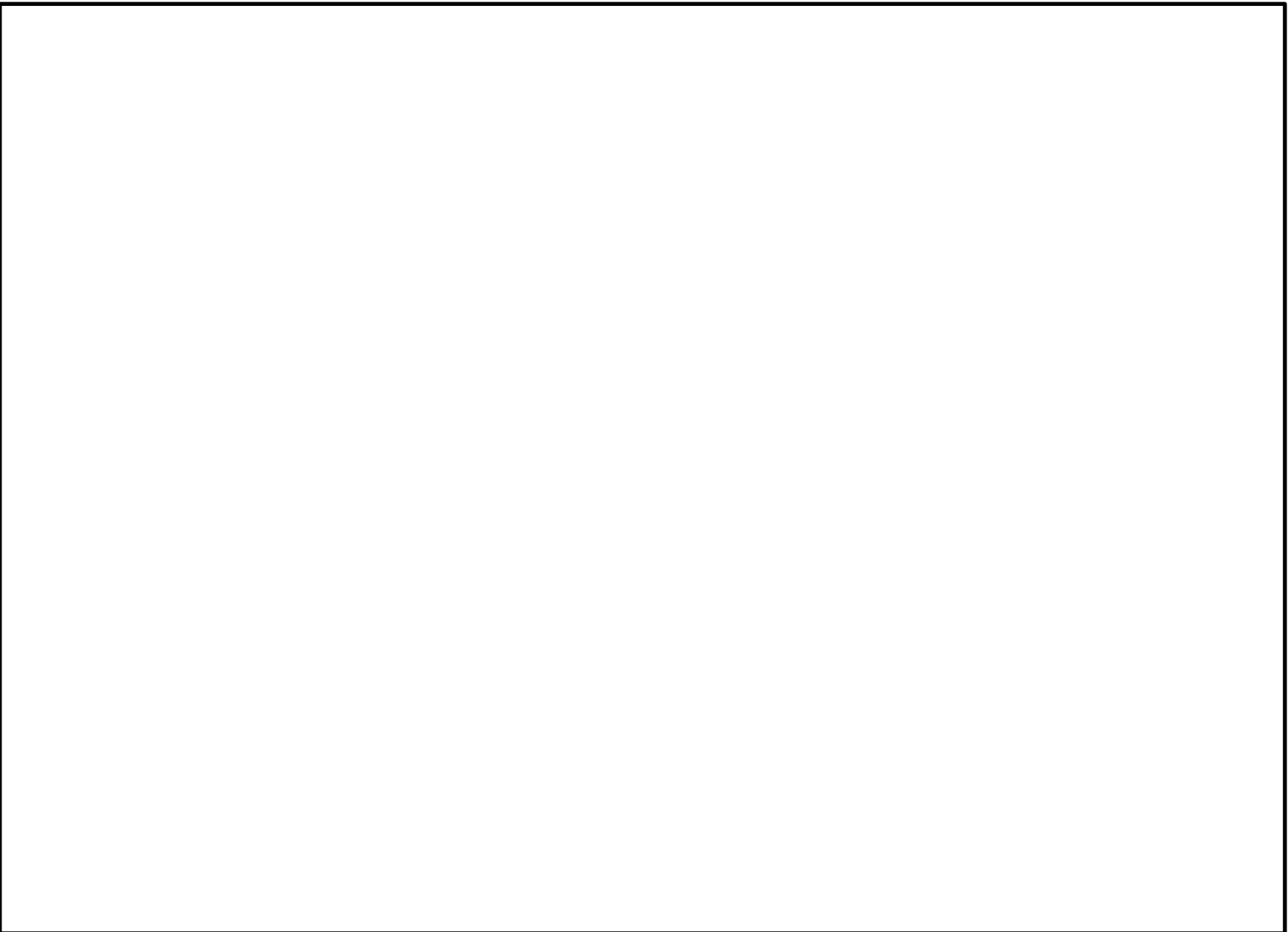


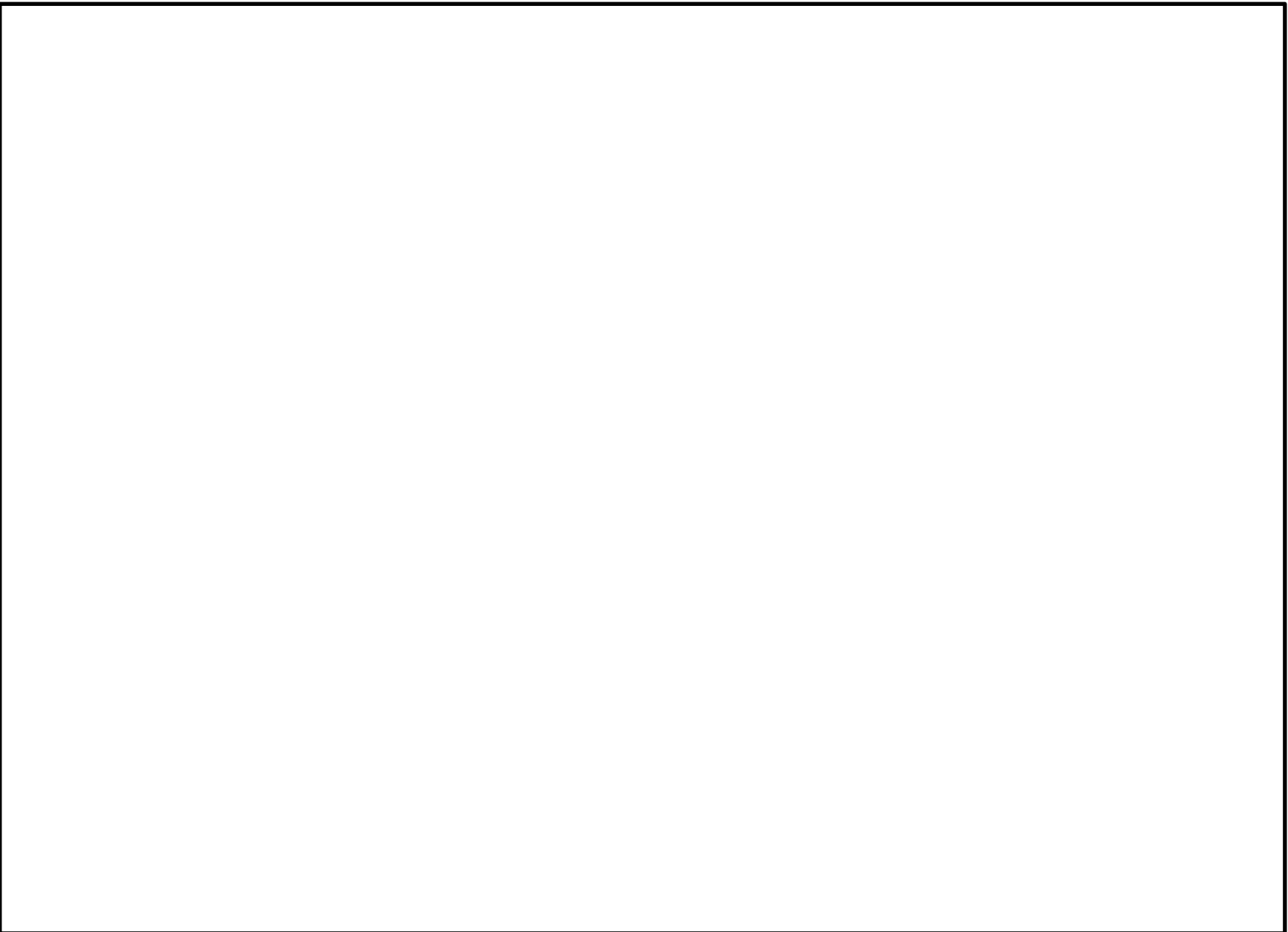
補-3-7-124



補-3-7-125

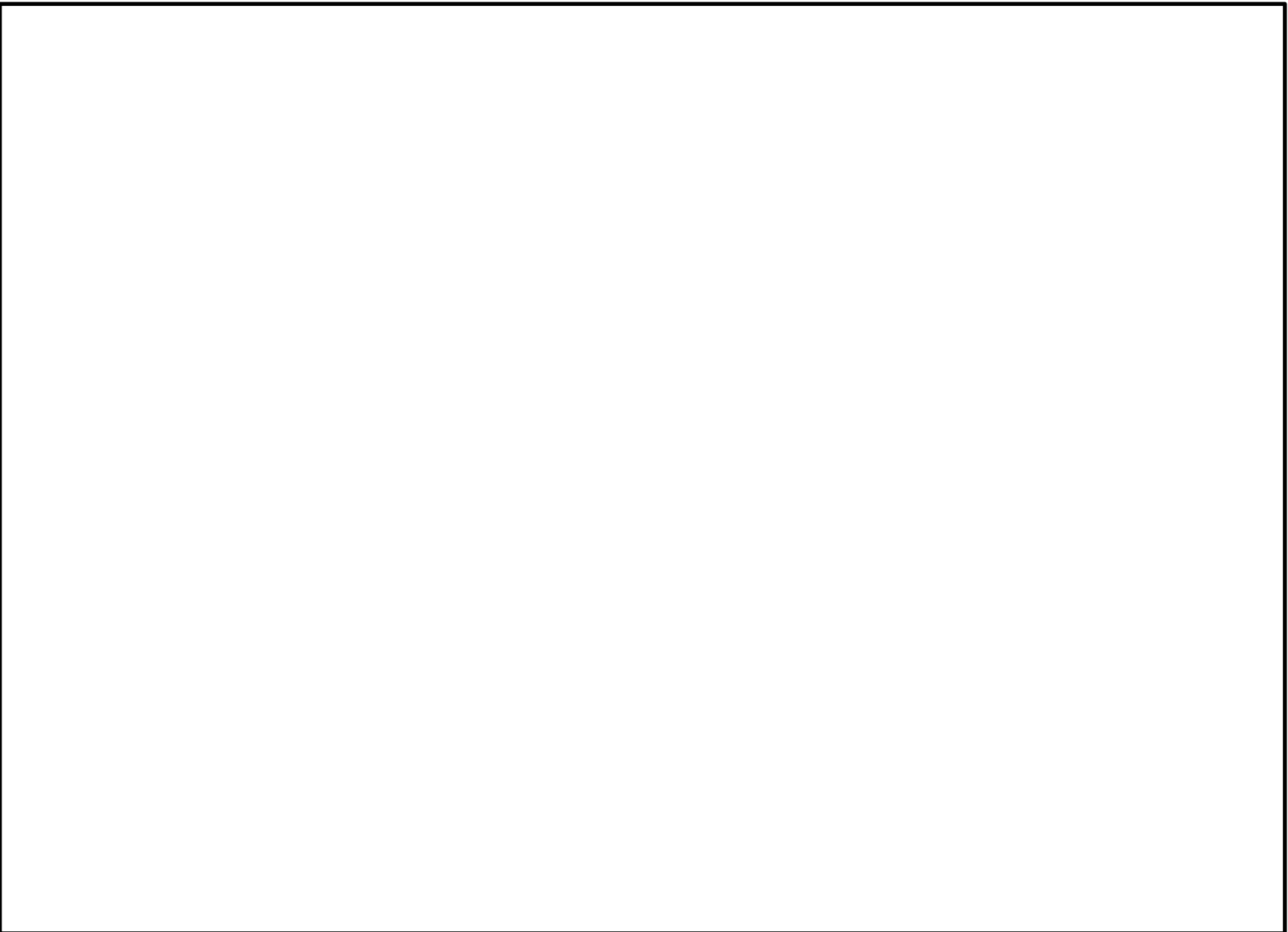






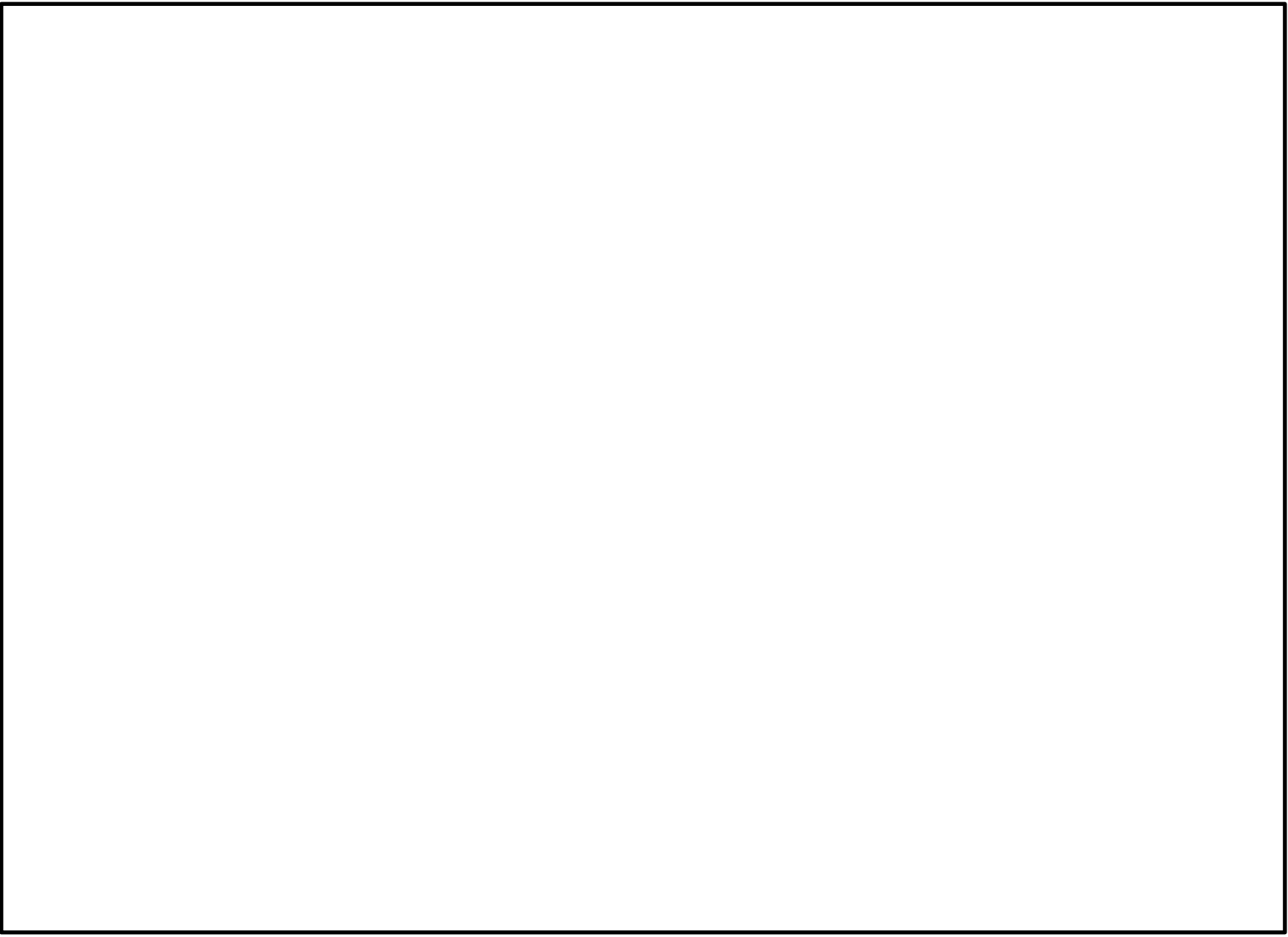
補-3-7-128

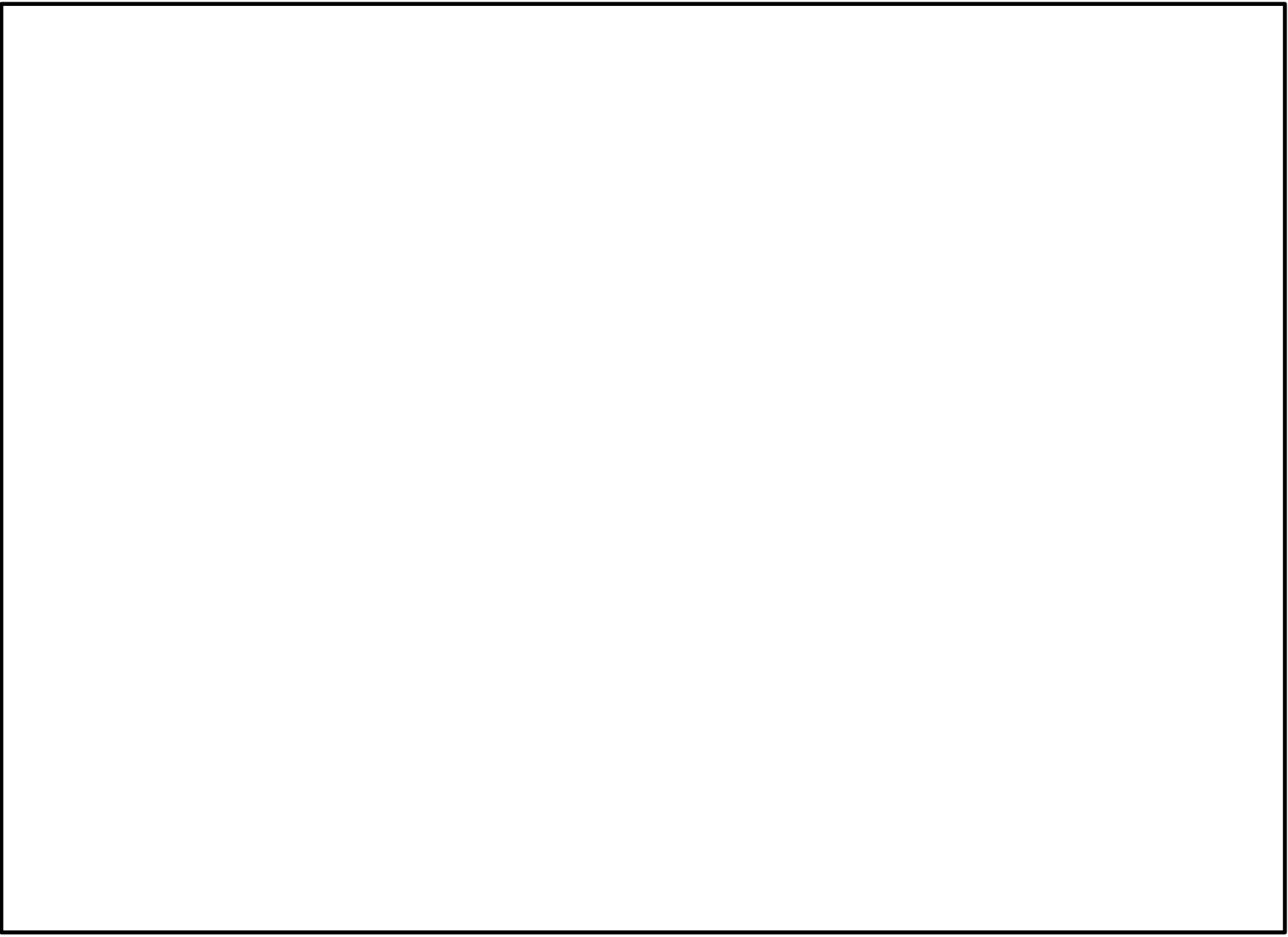


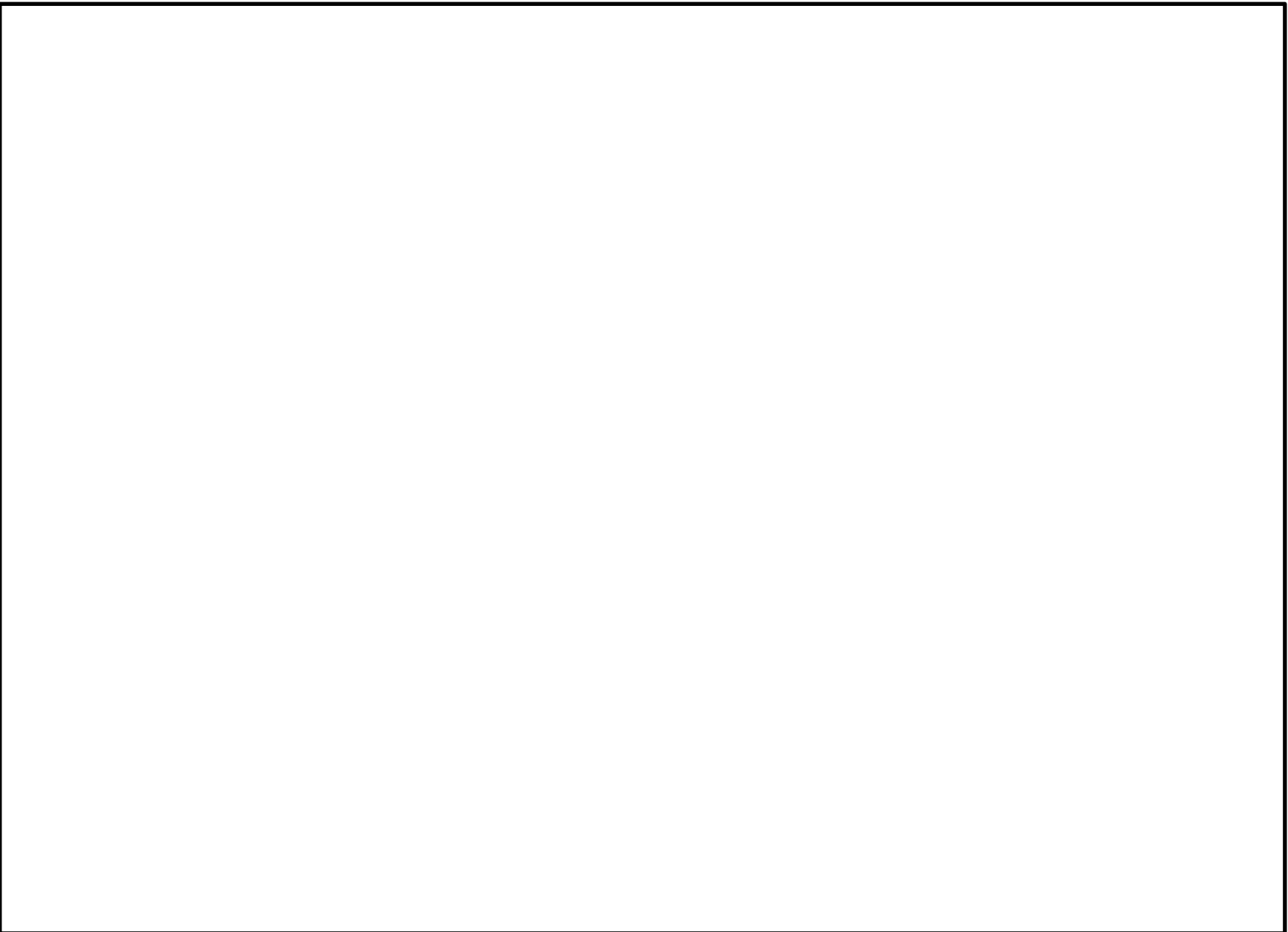


補-3-7-130

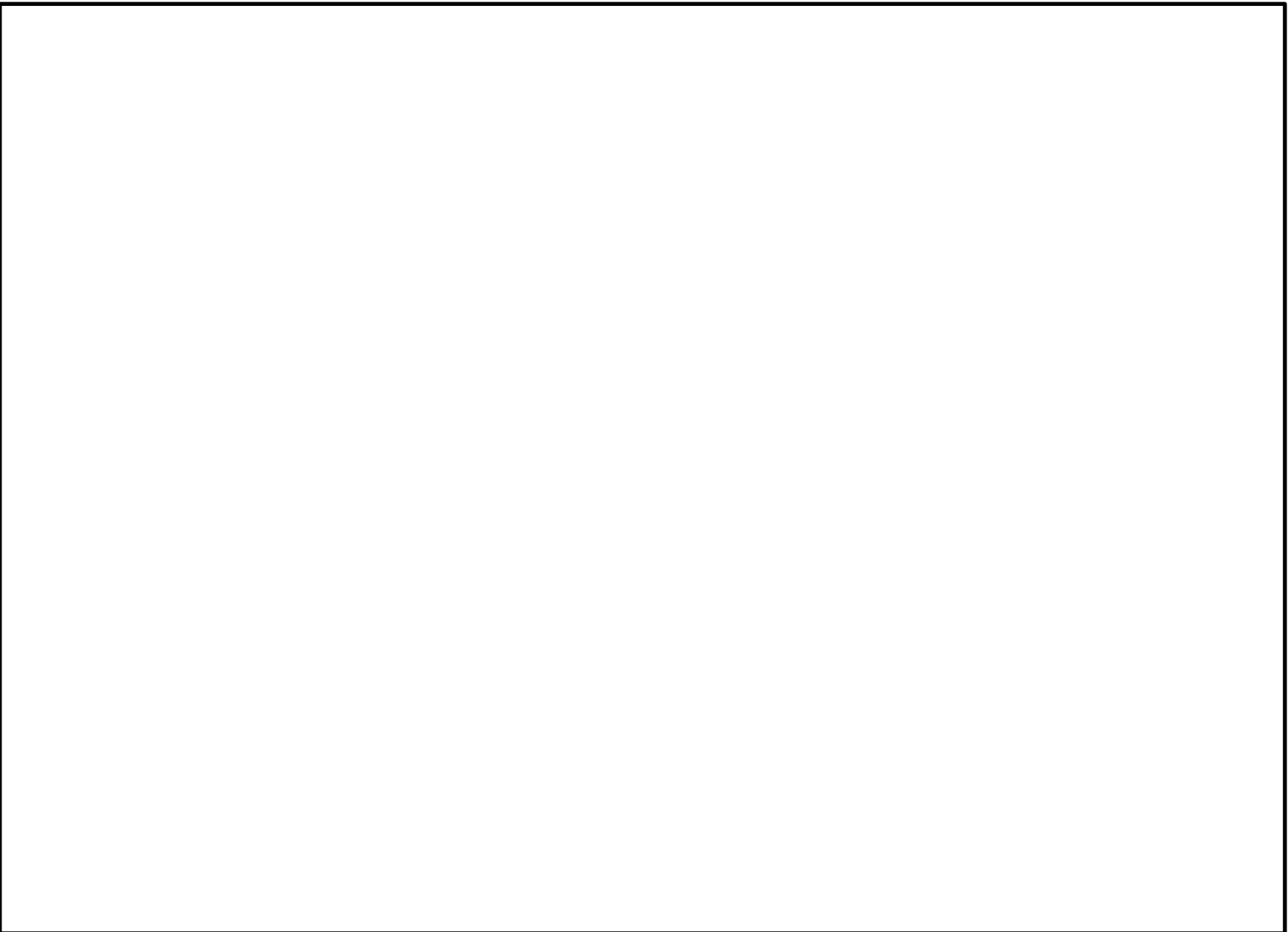


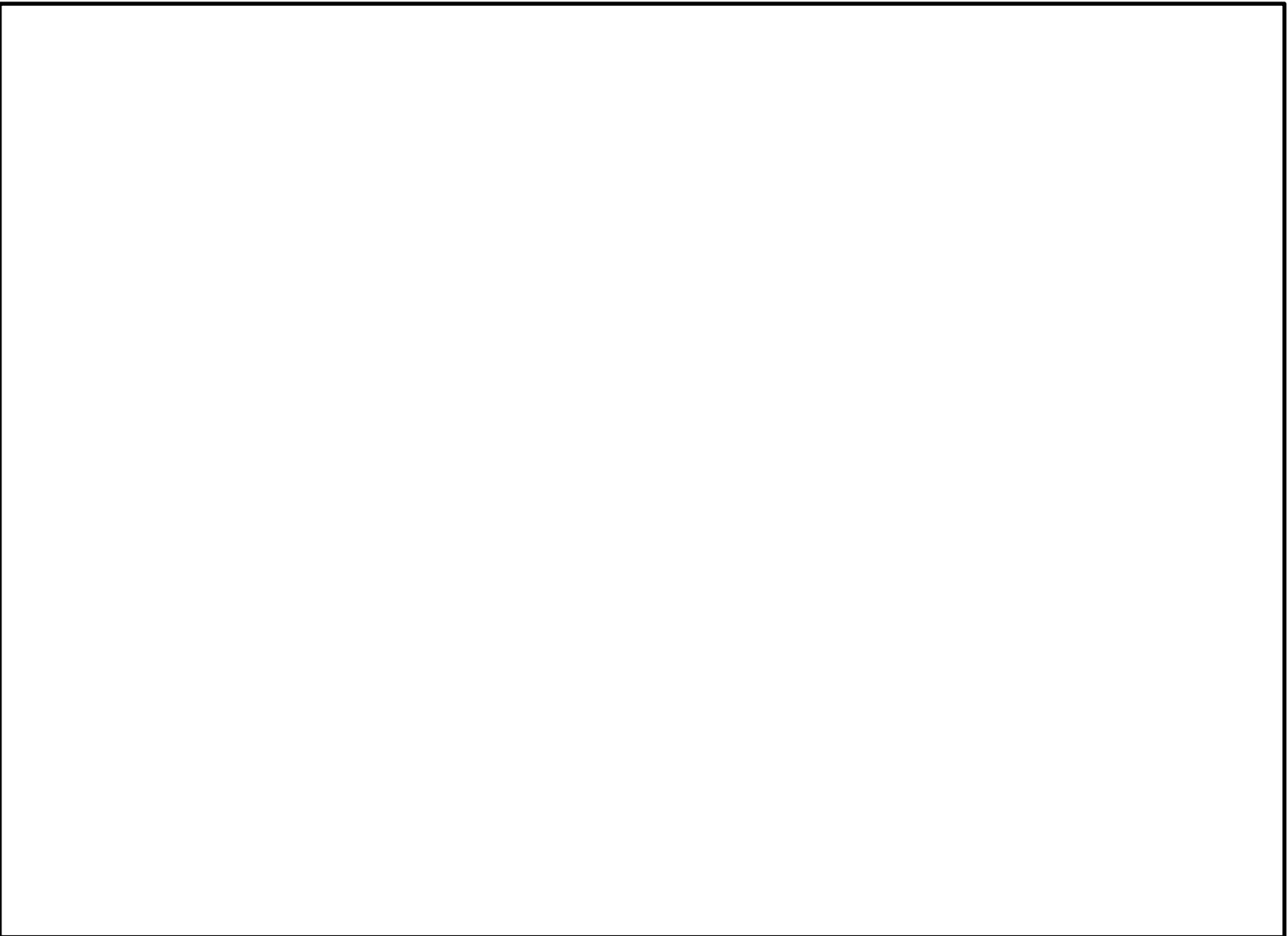




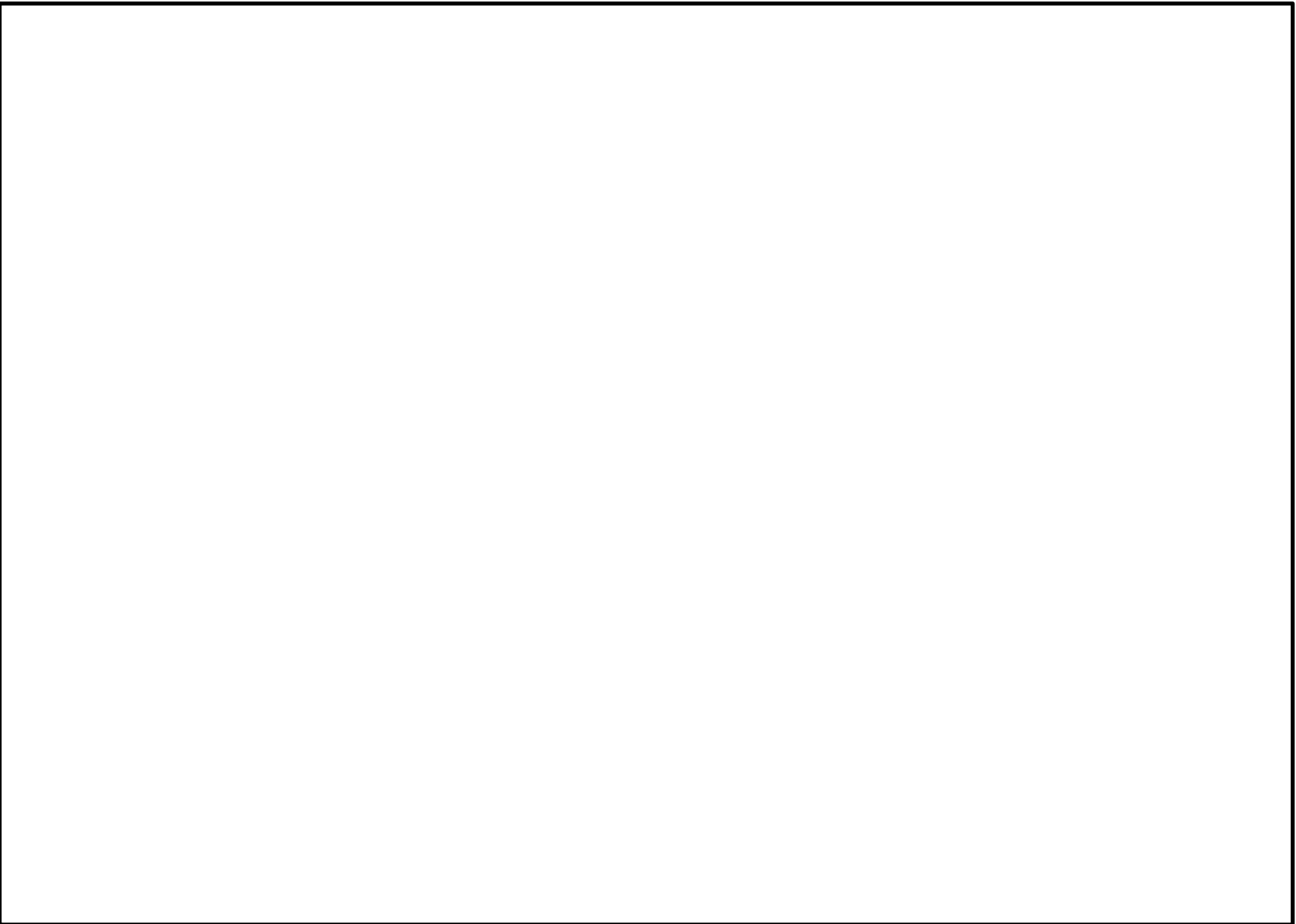


補-3-7-134

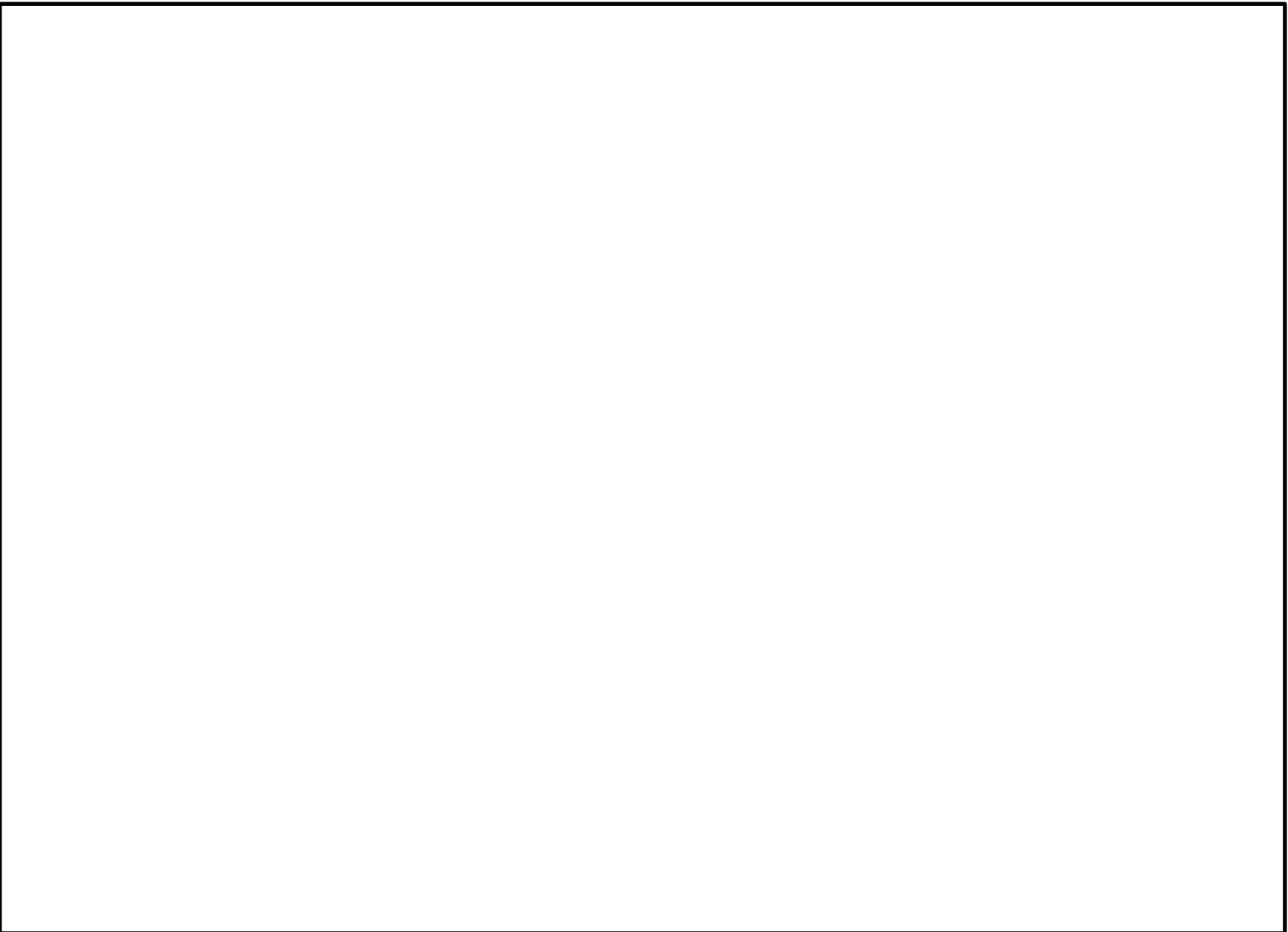


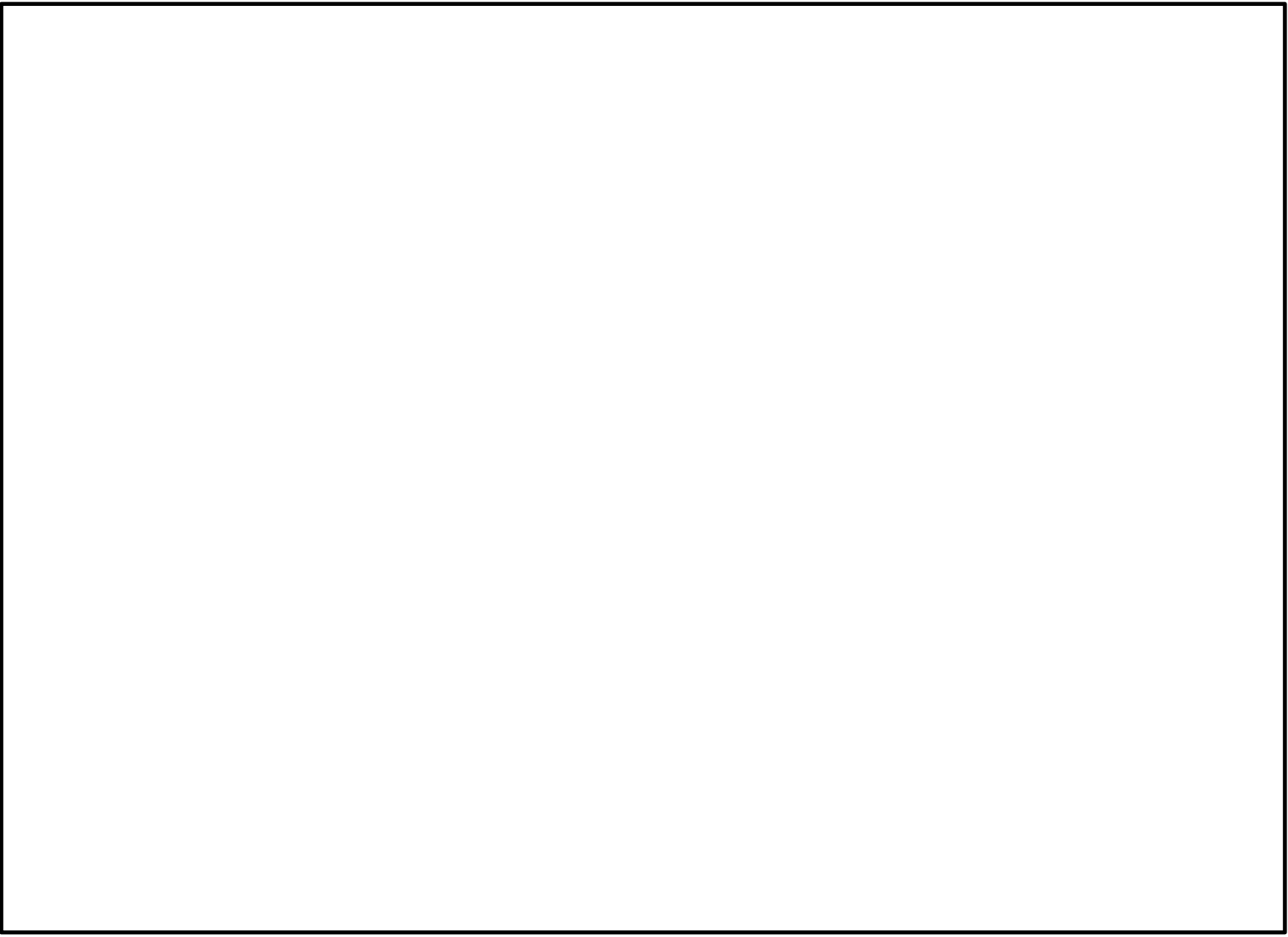




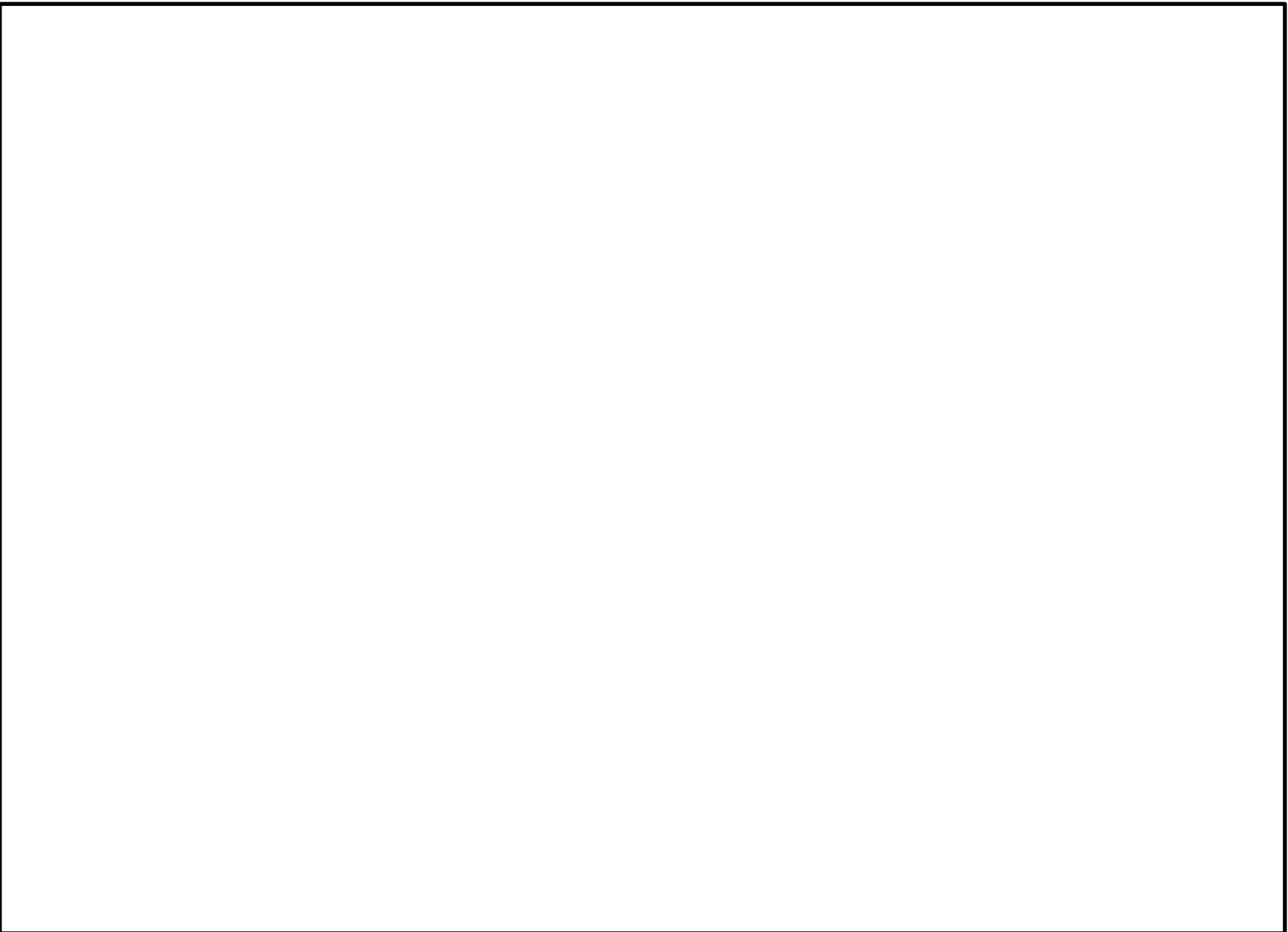


補-3-7-138

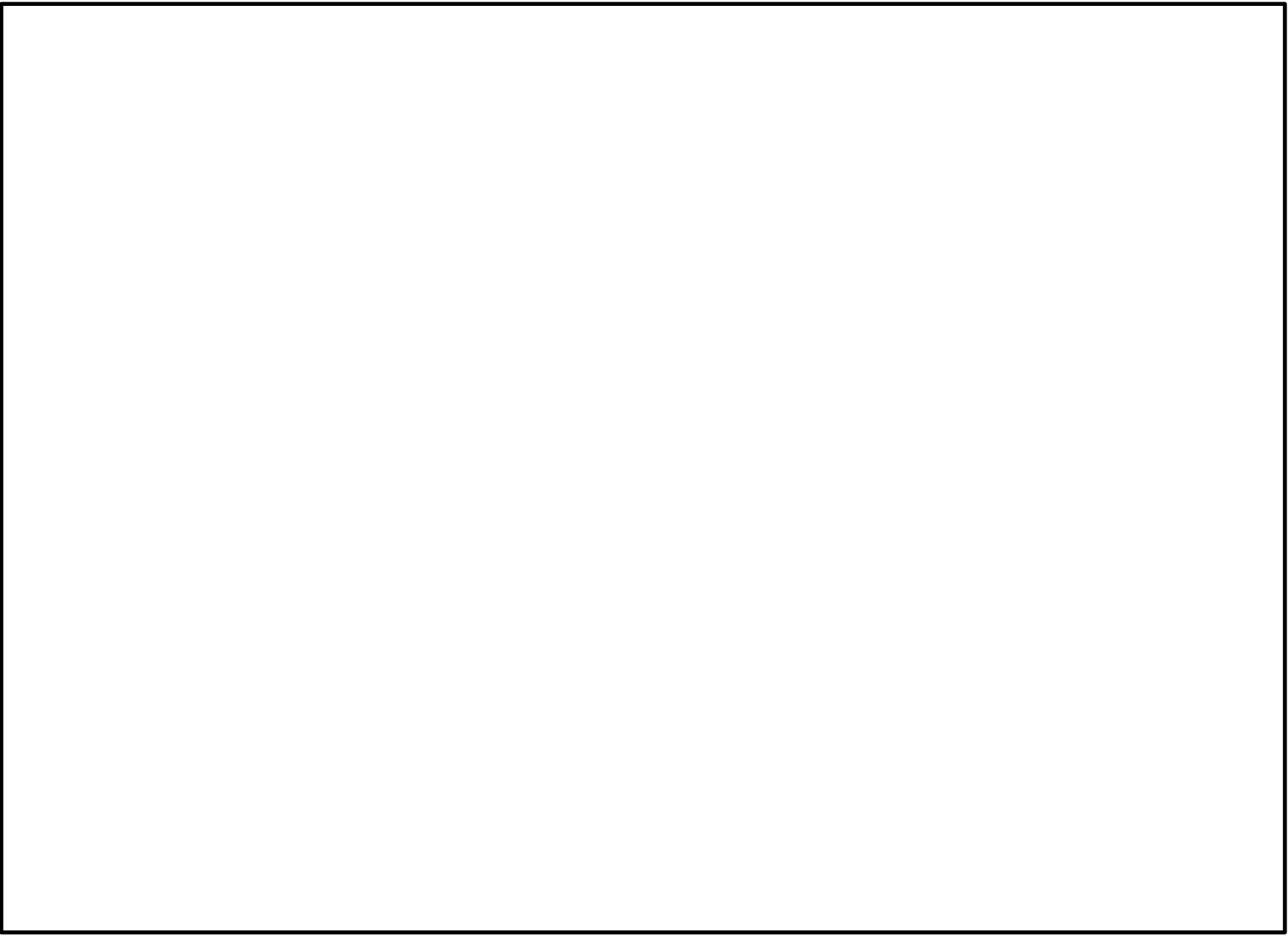


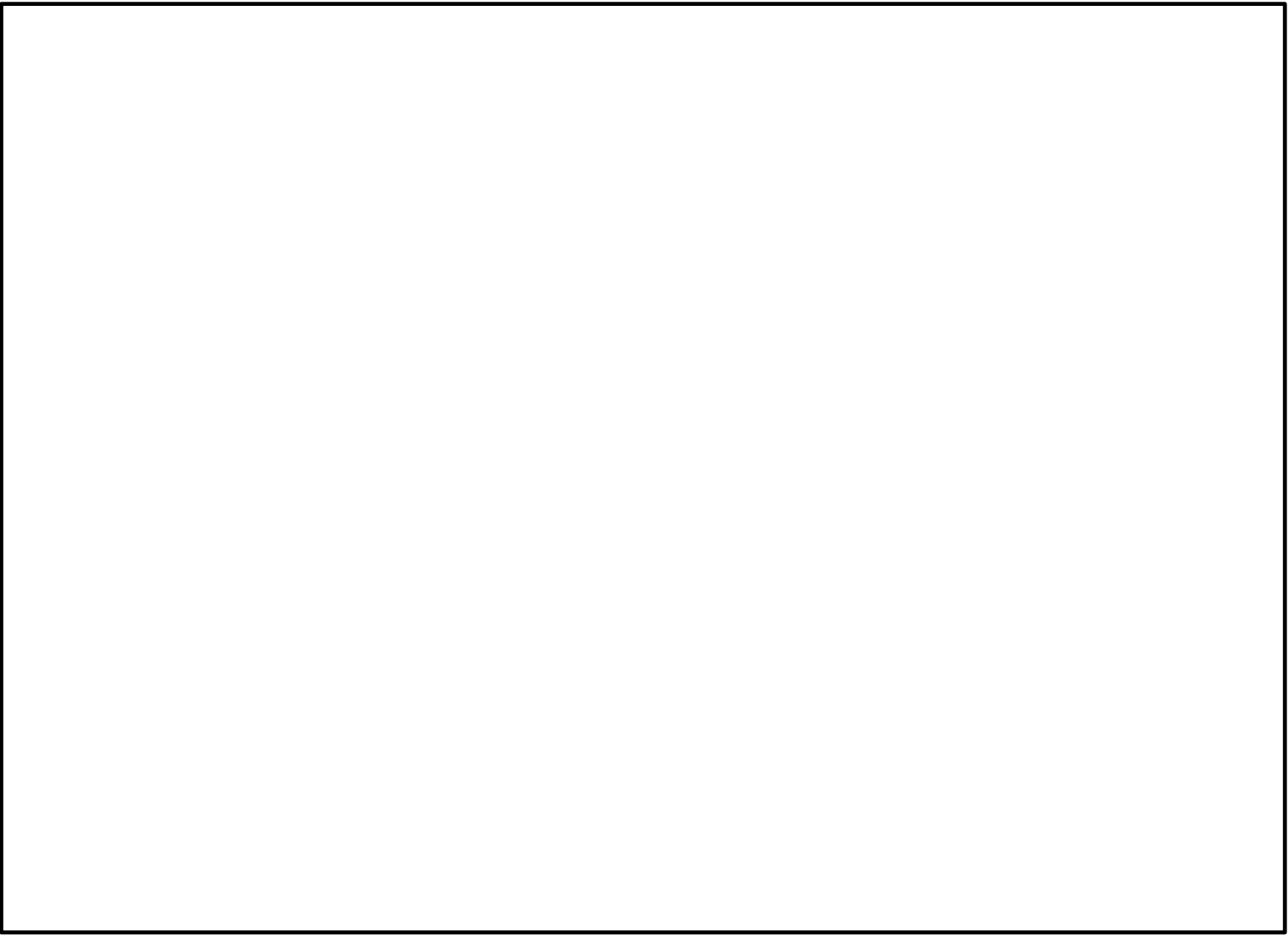


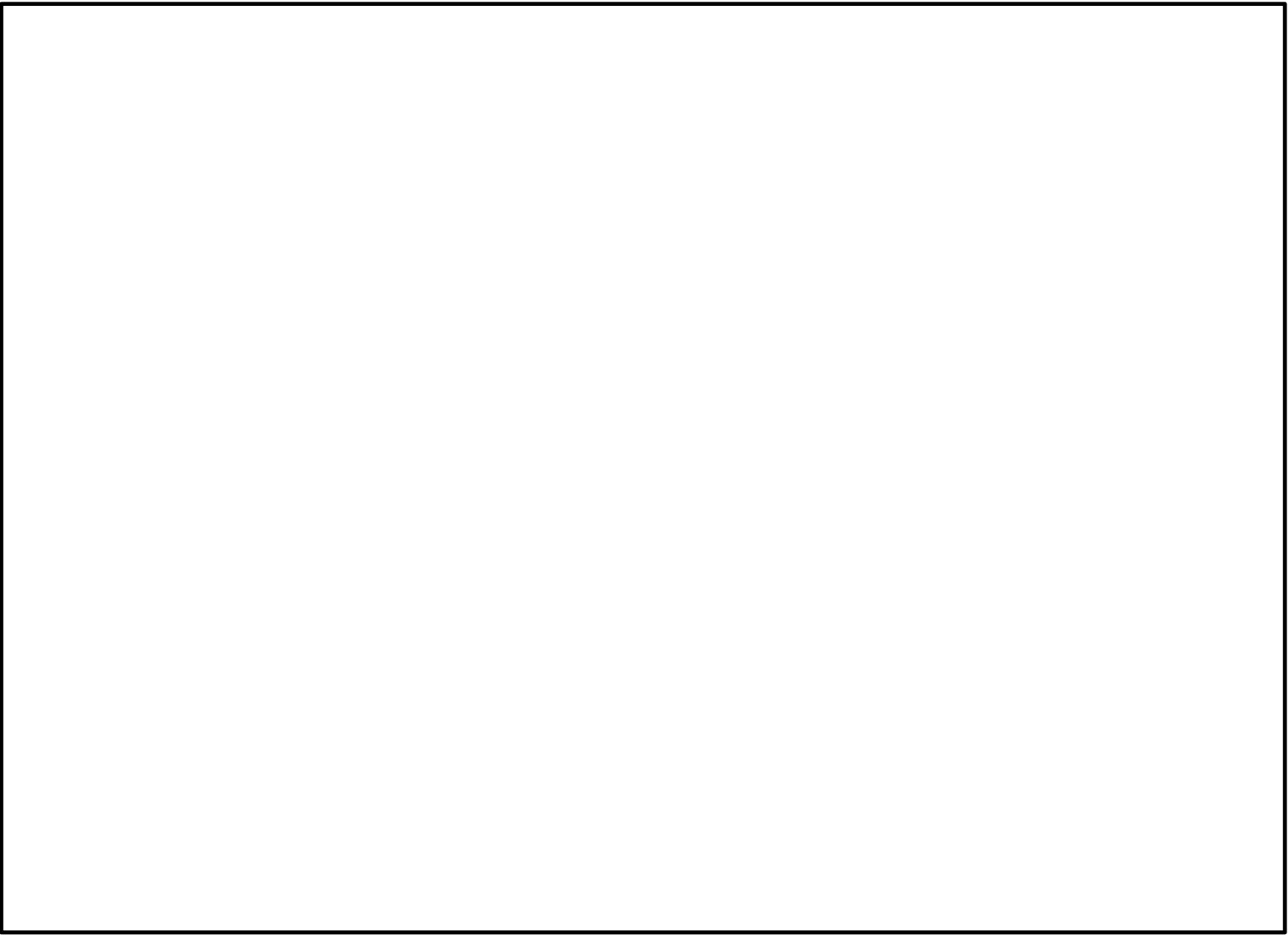
補-3-7-140



補-3-7-141

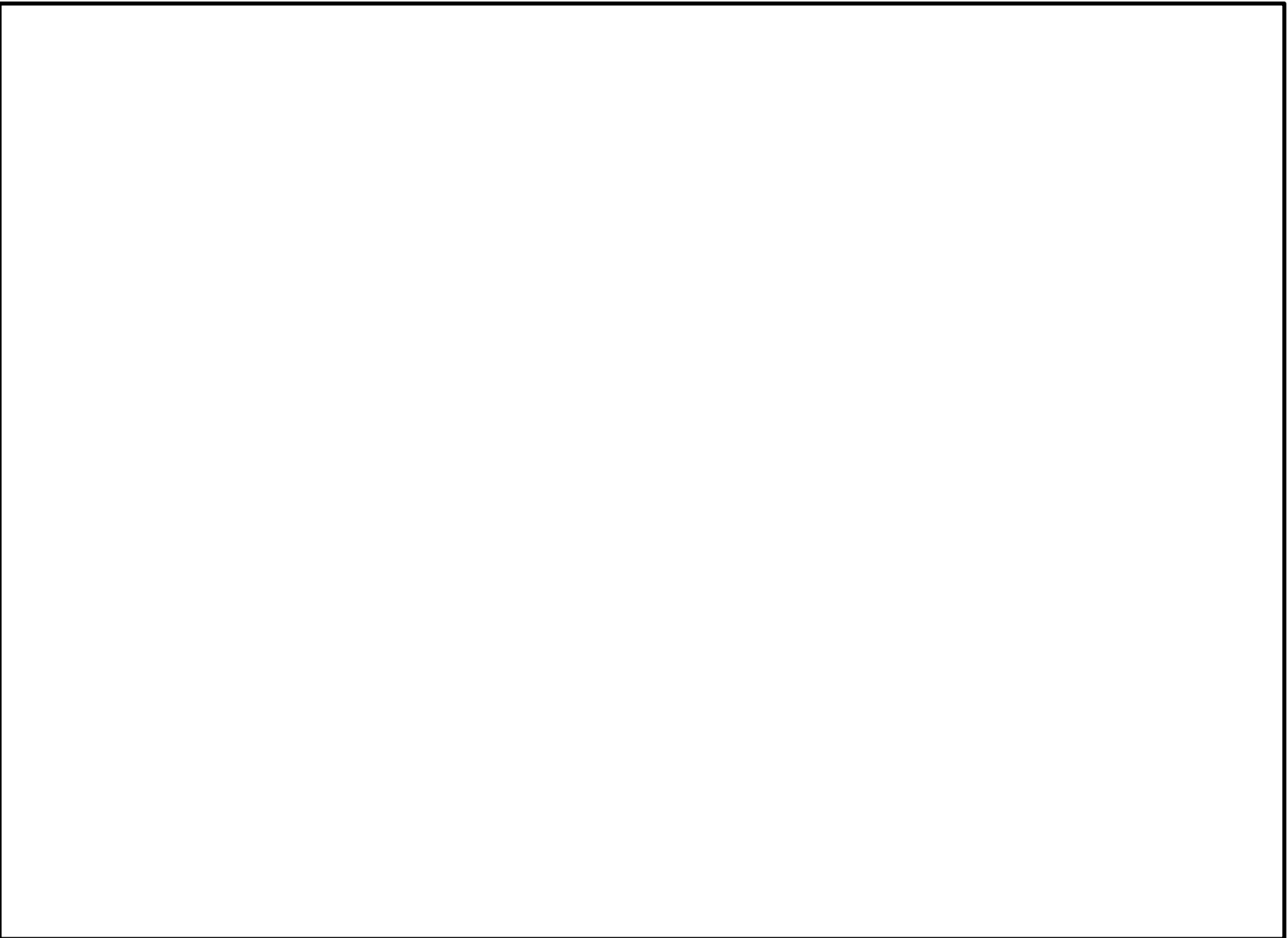


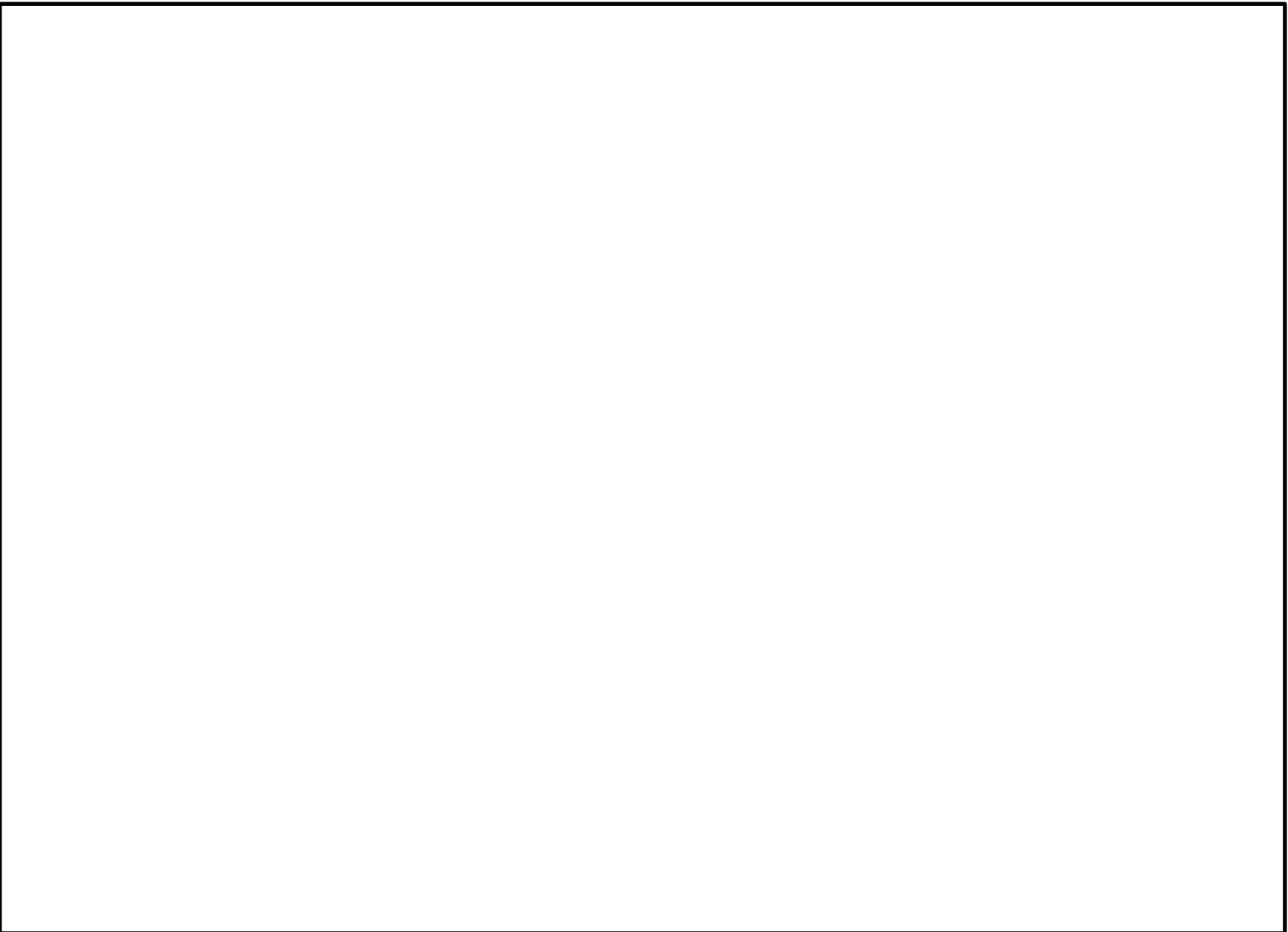




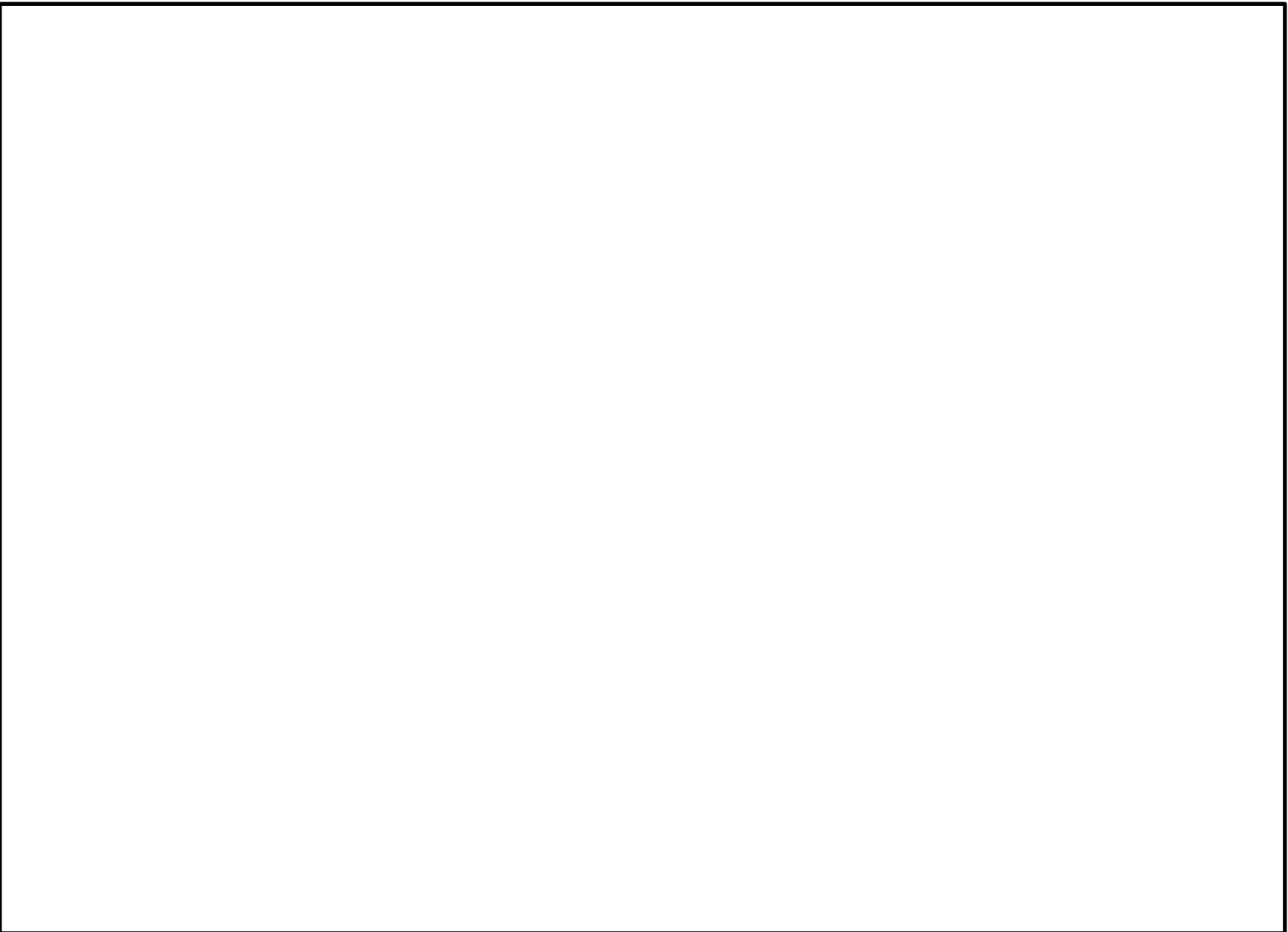


補-3-7-145

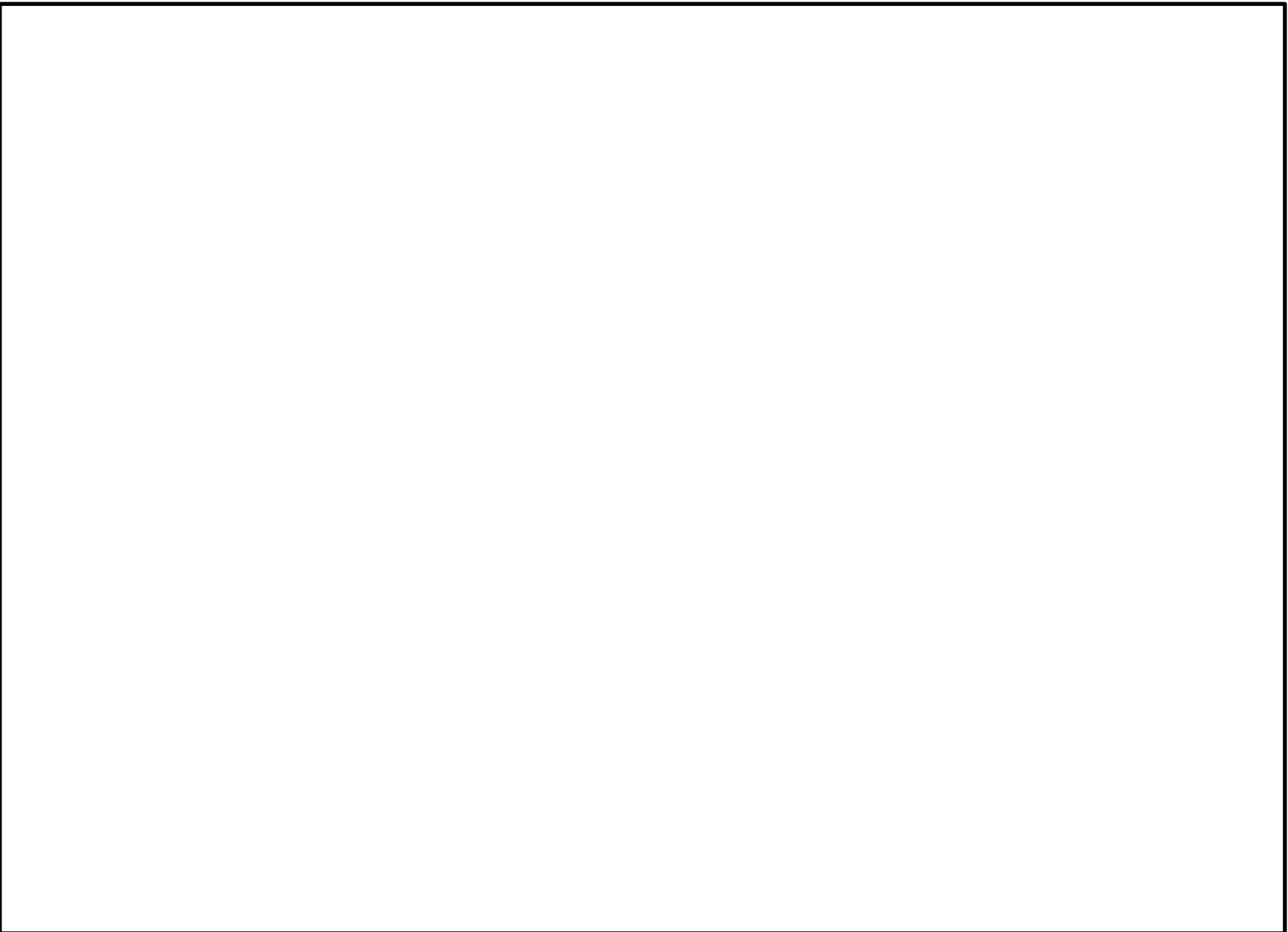


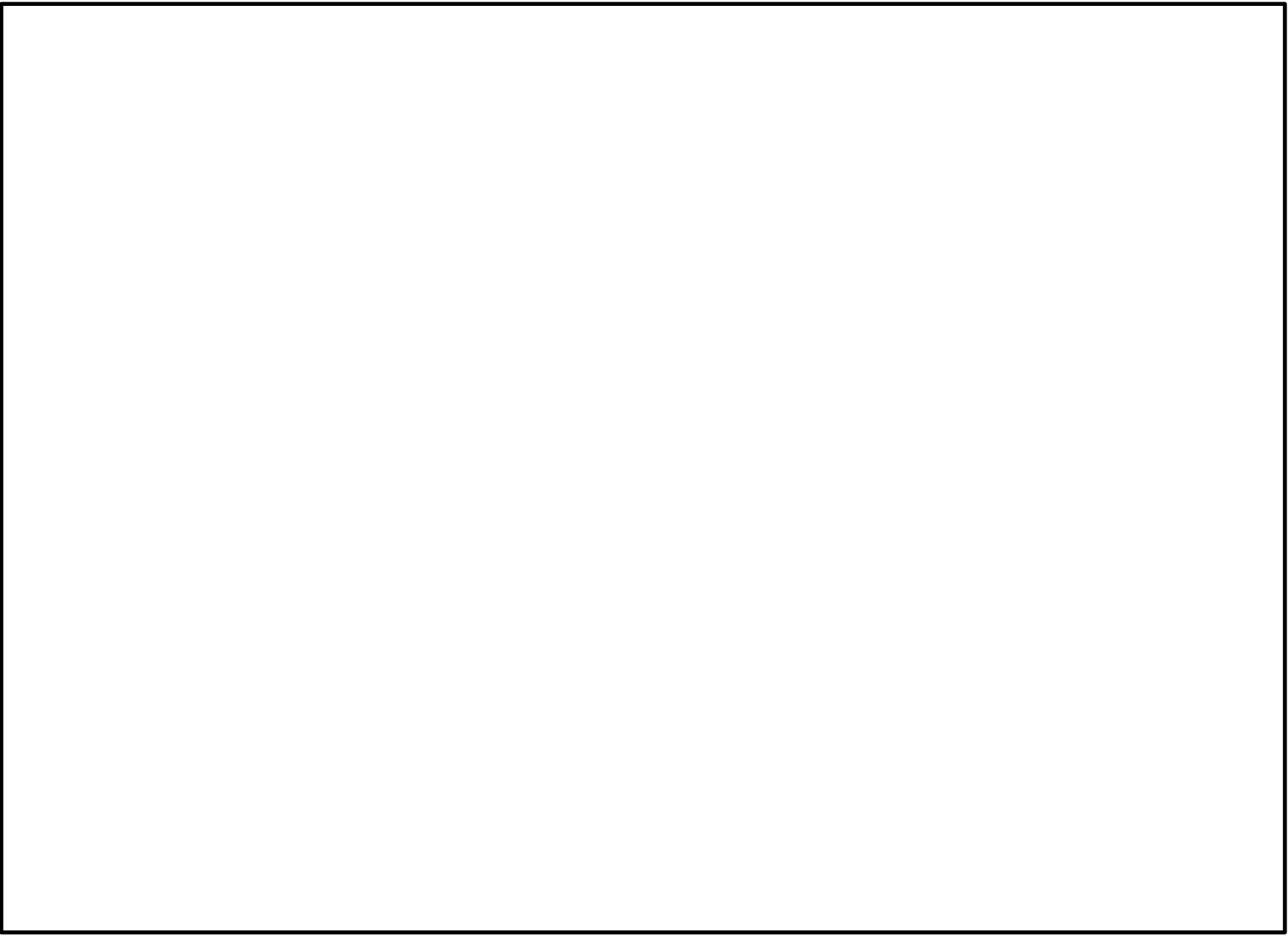


補-3-7-147

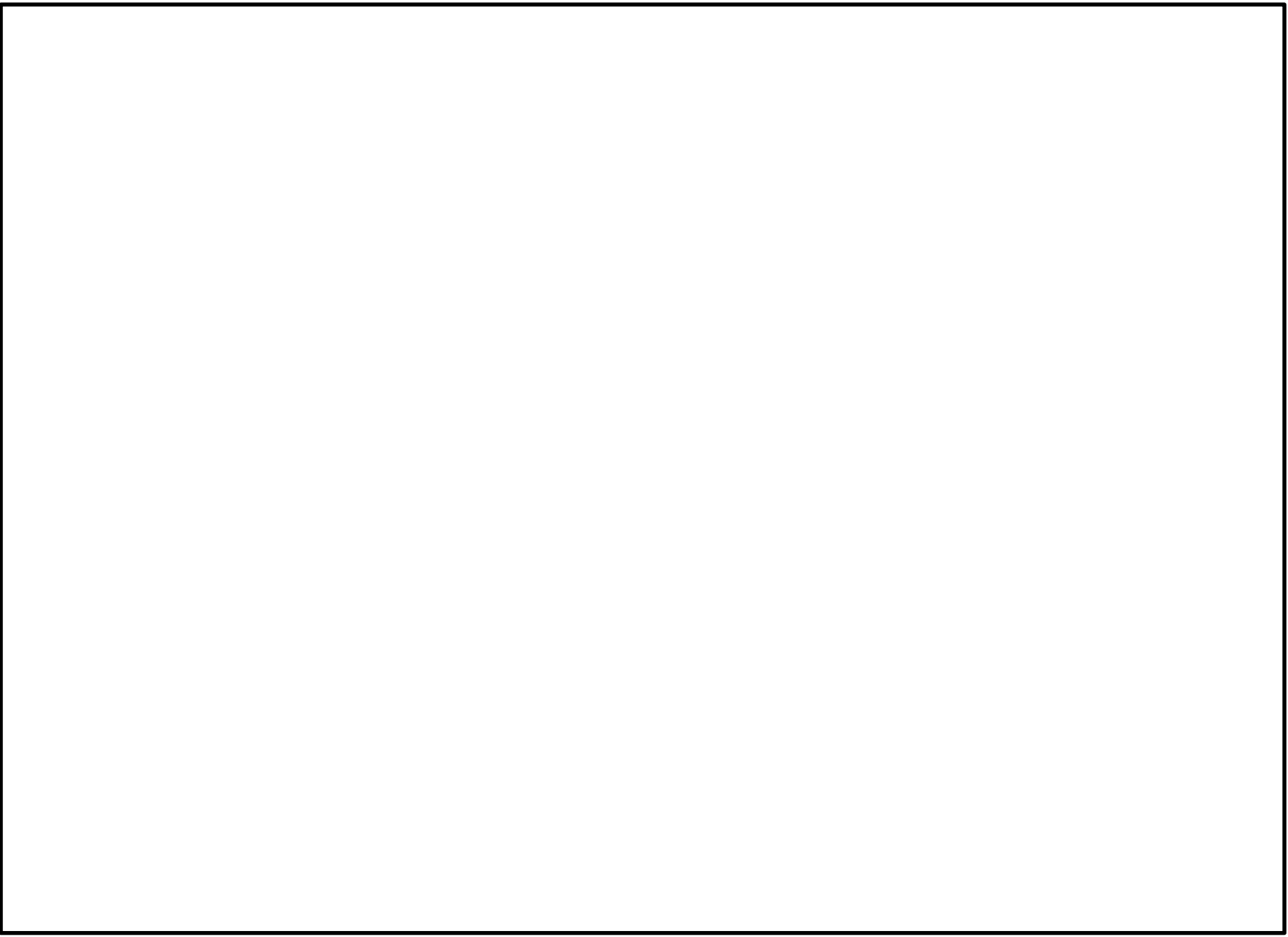


補-3-7-148

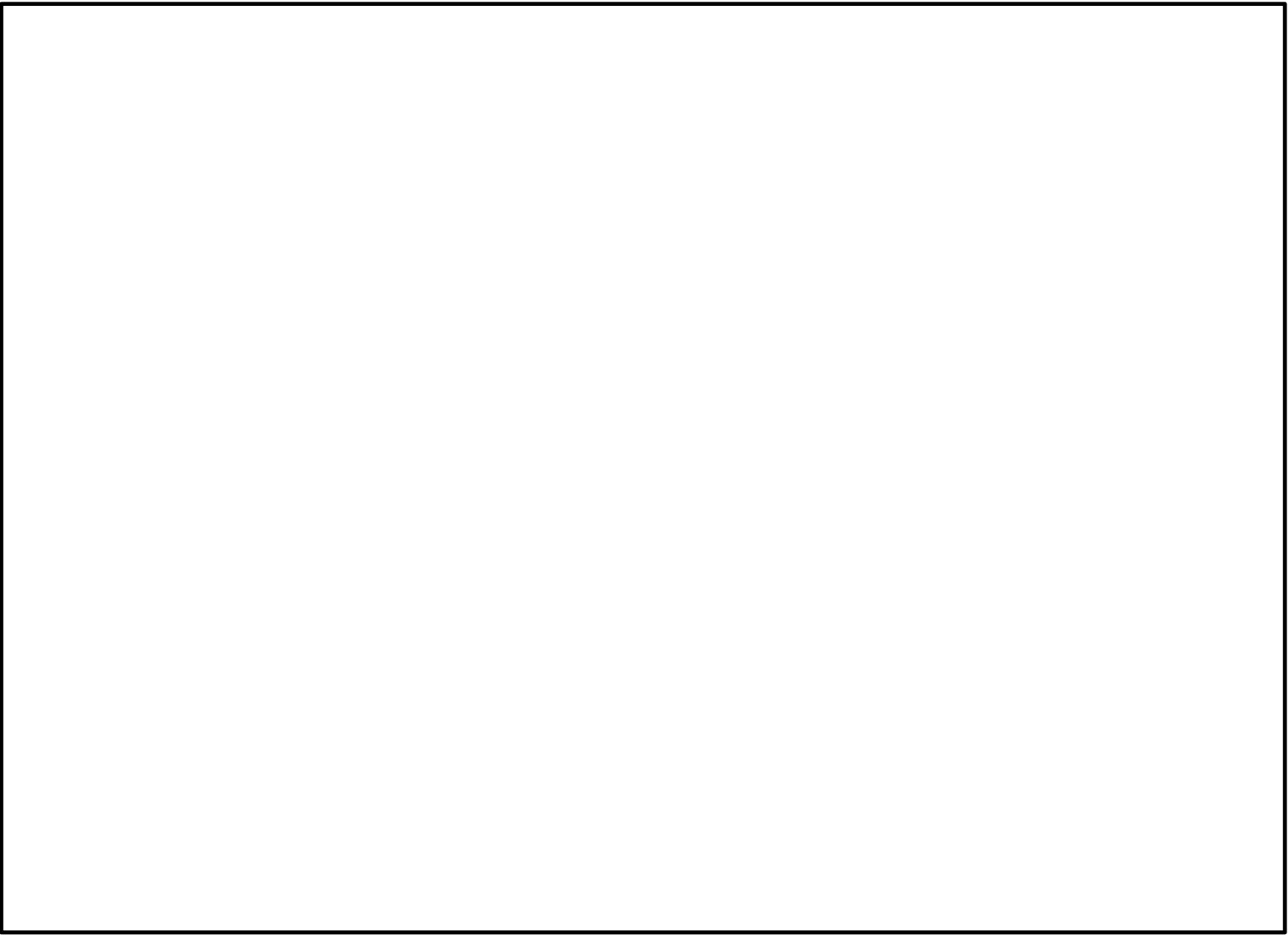




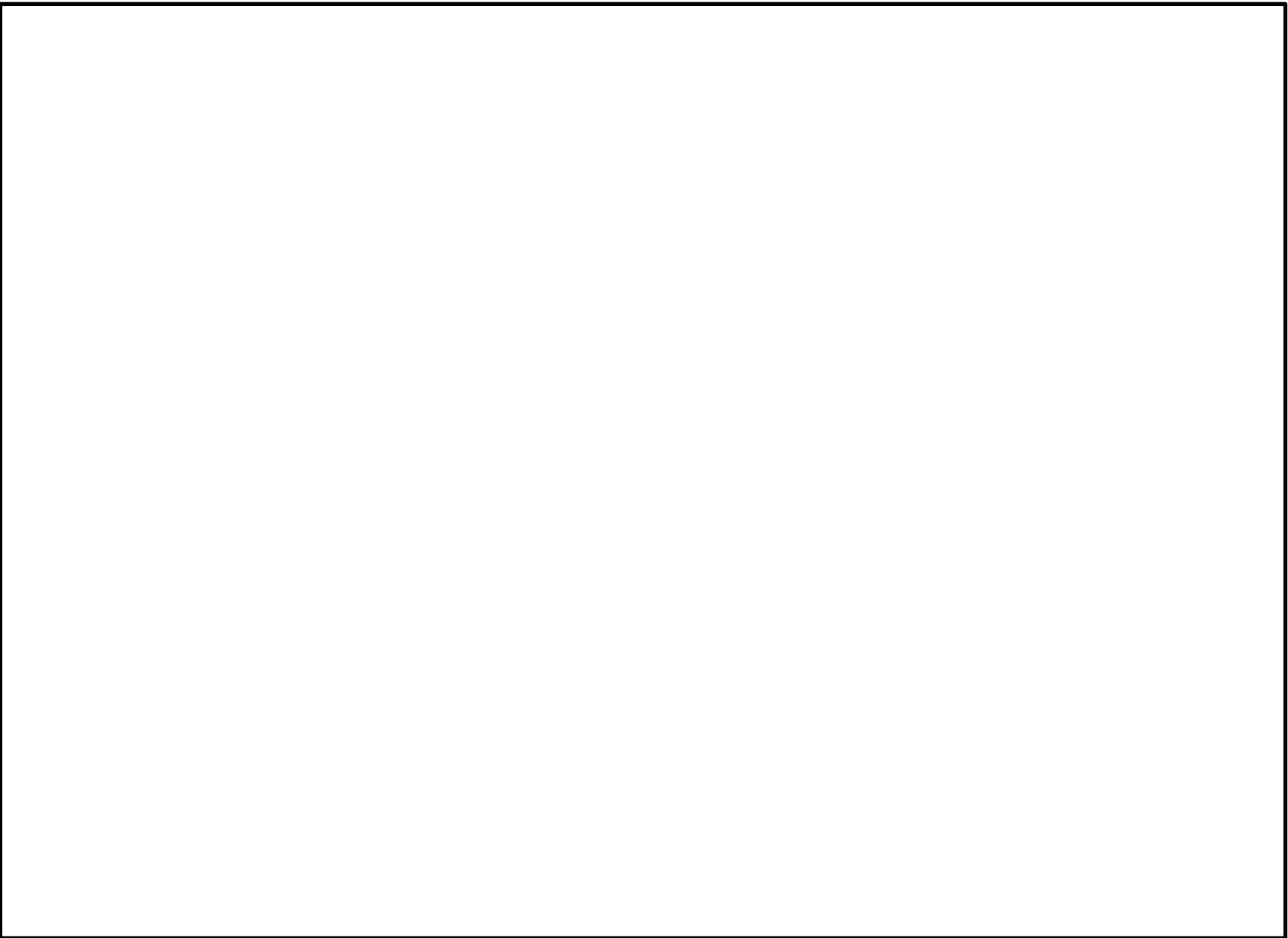
補-3-7-150

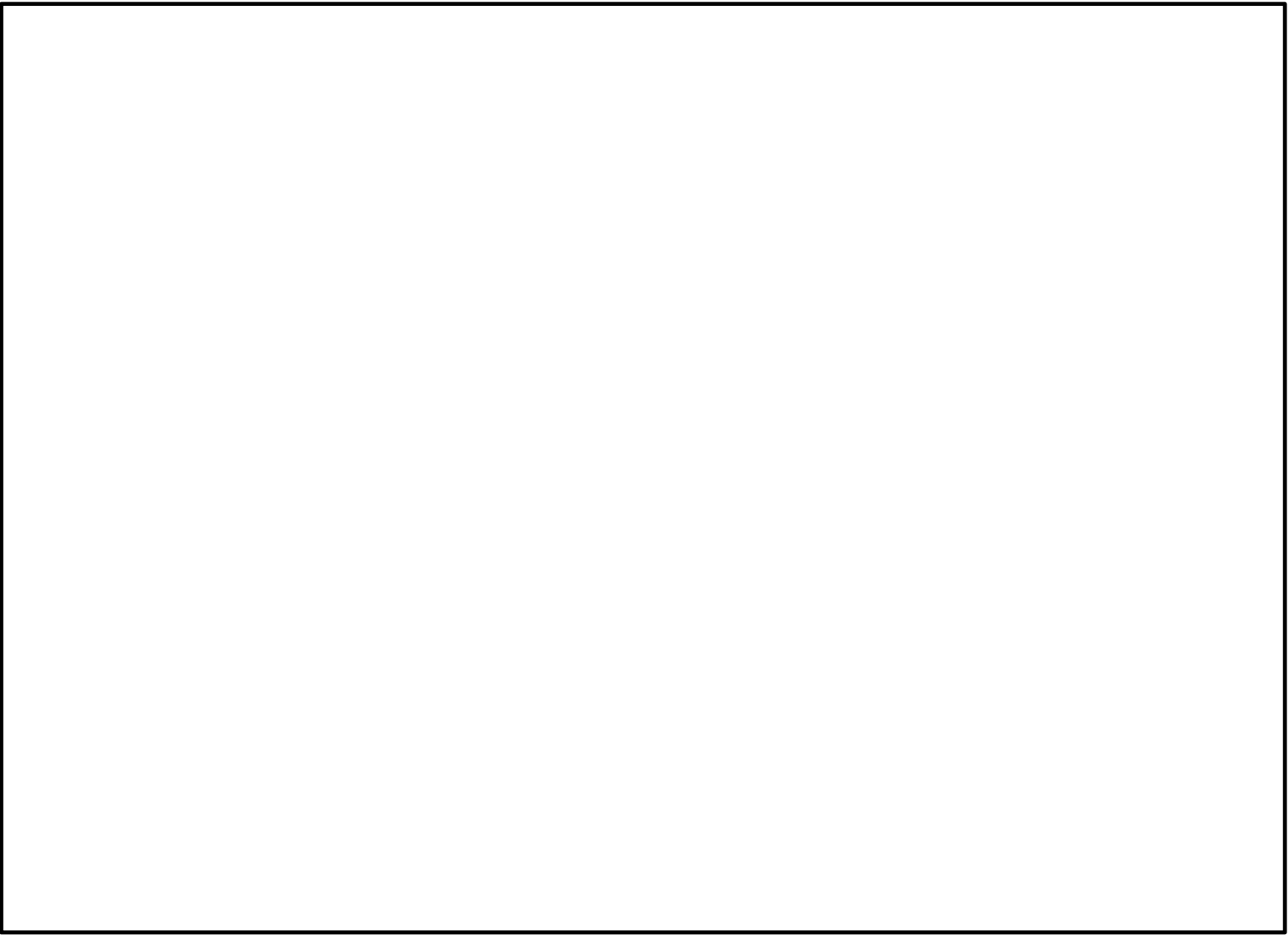


補-3-7-151

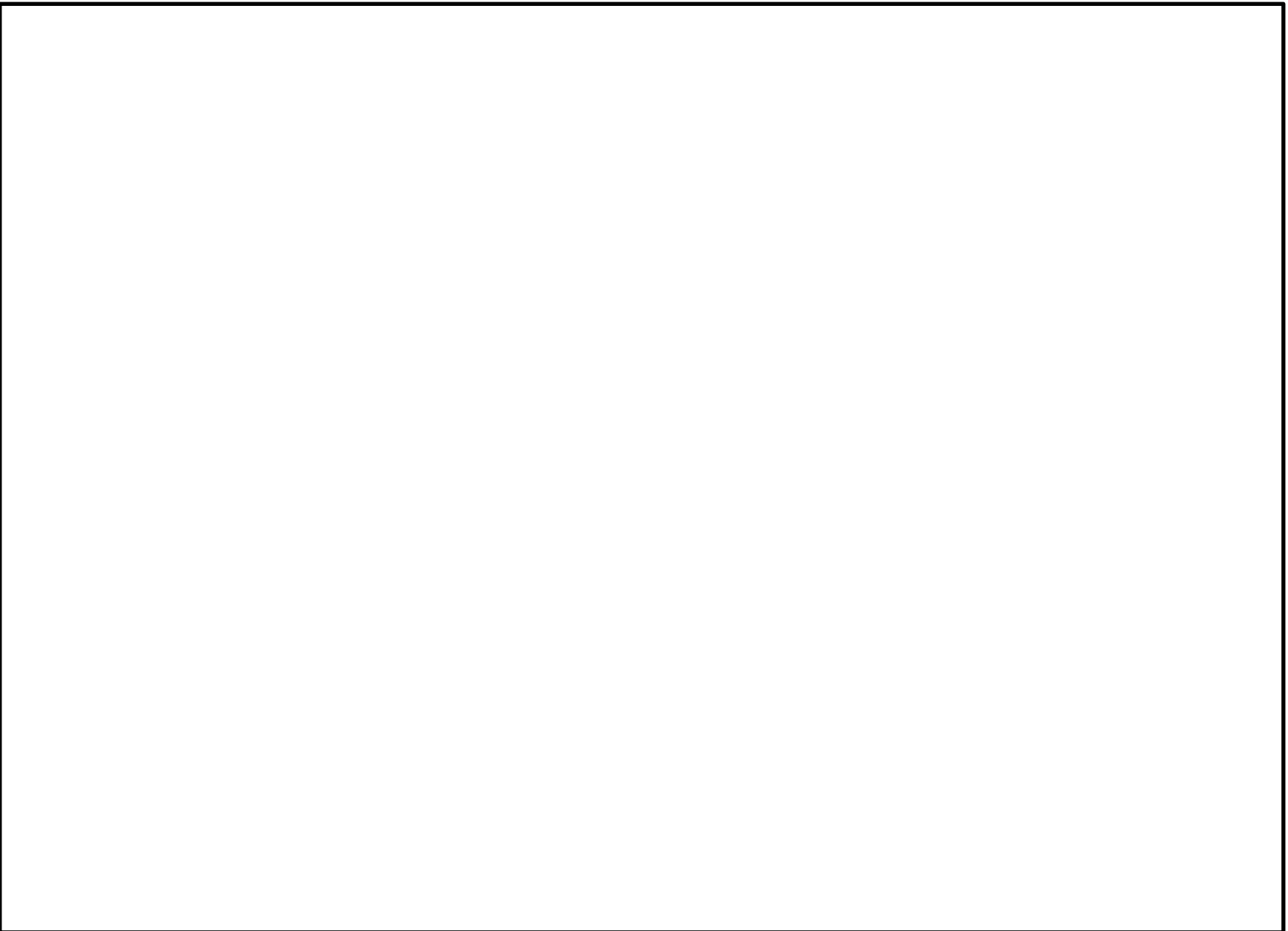


補-3-7-152

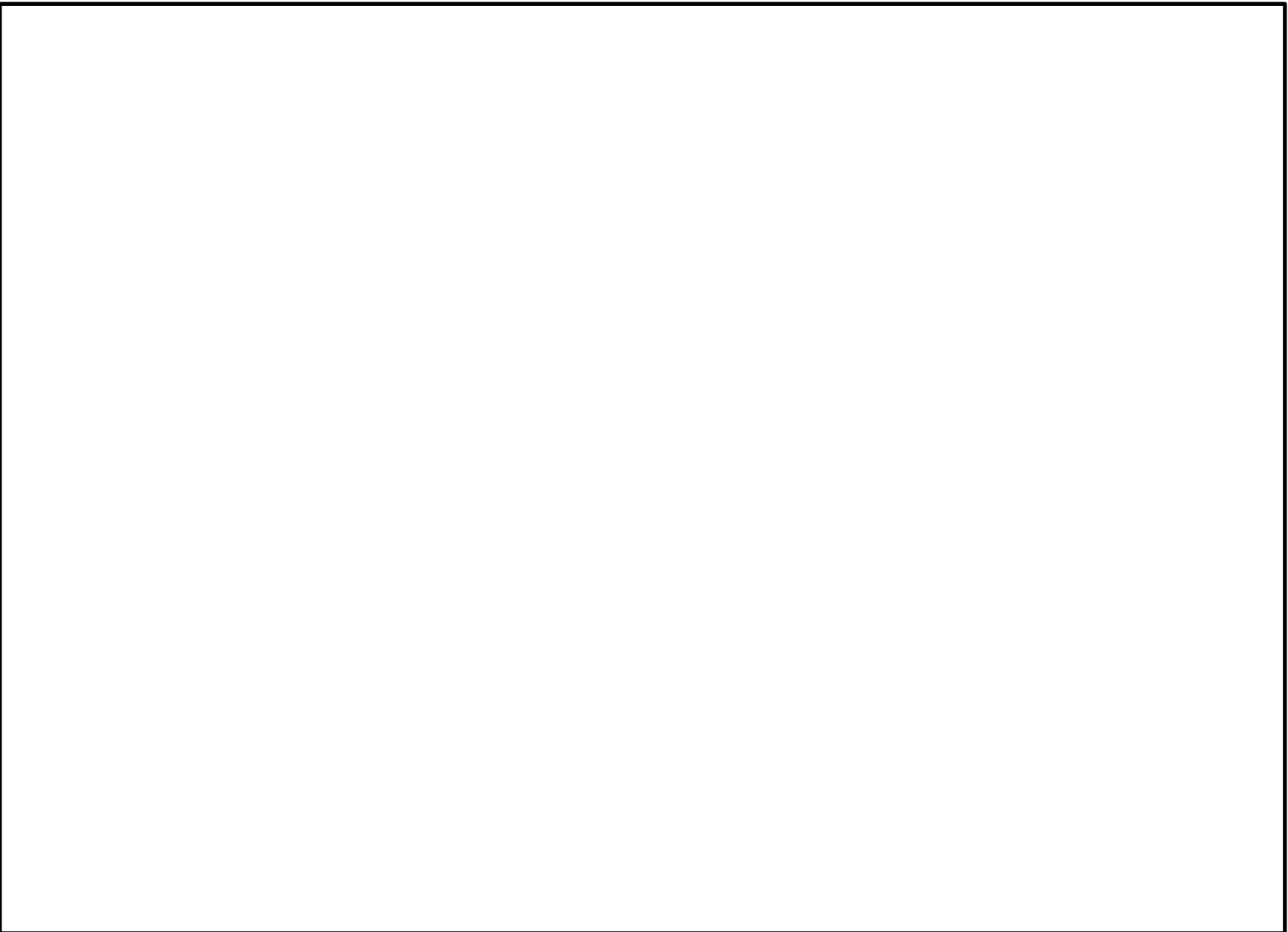


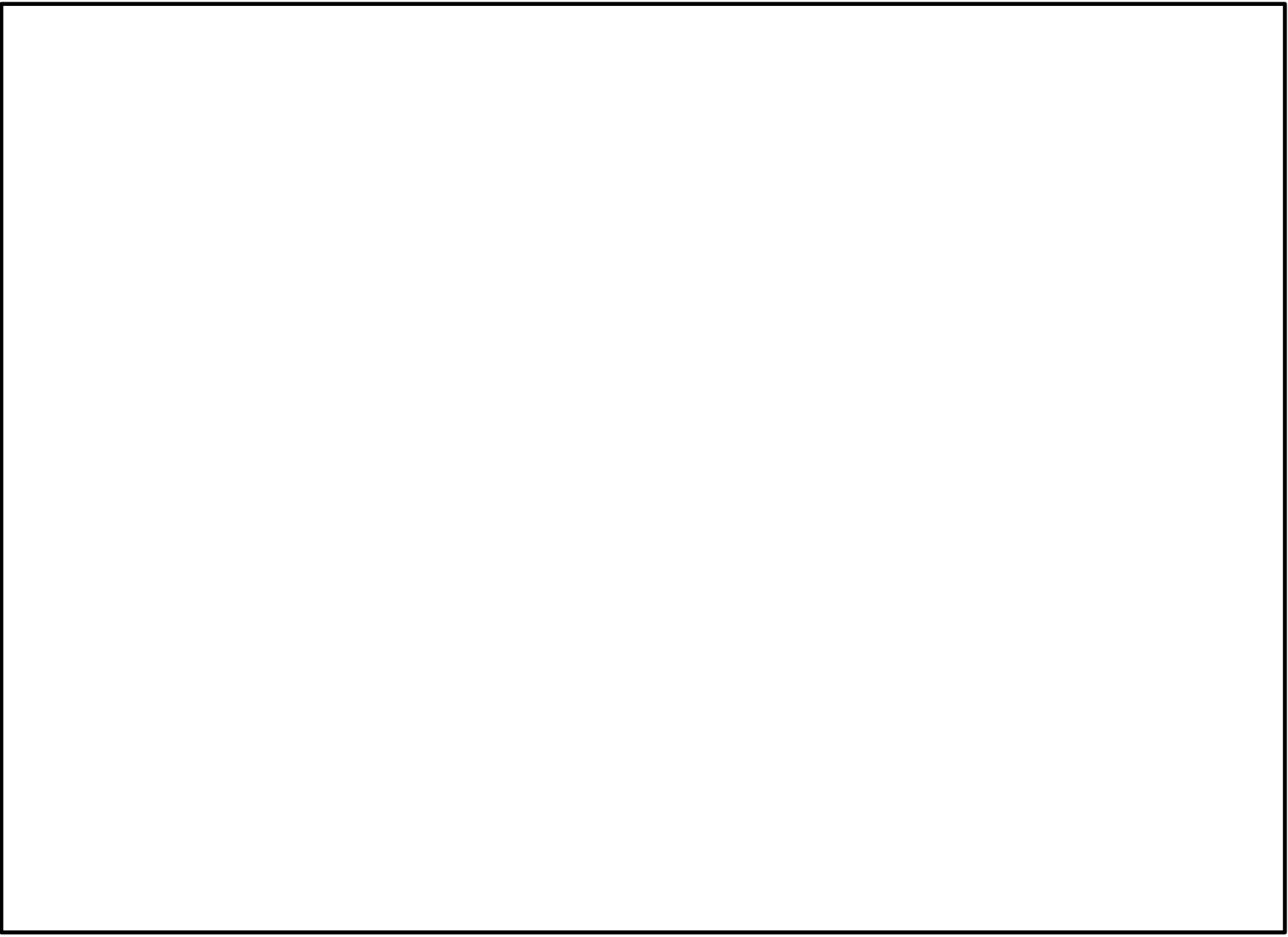


補-3-7-154

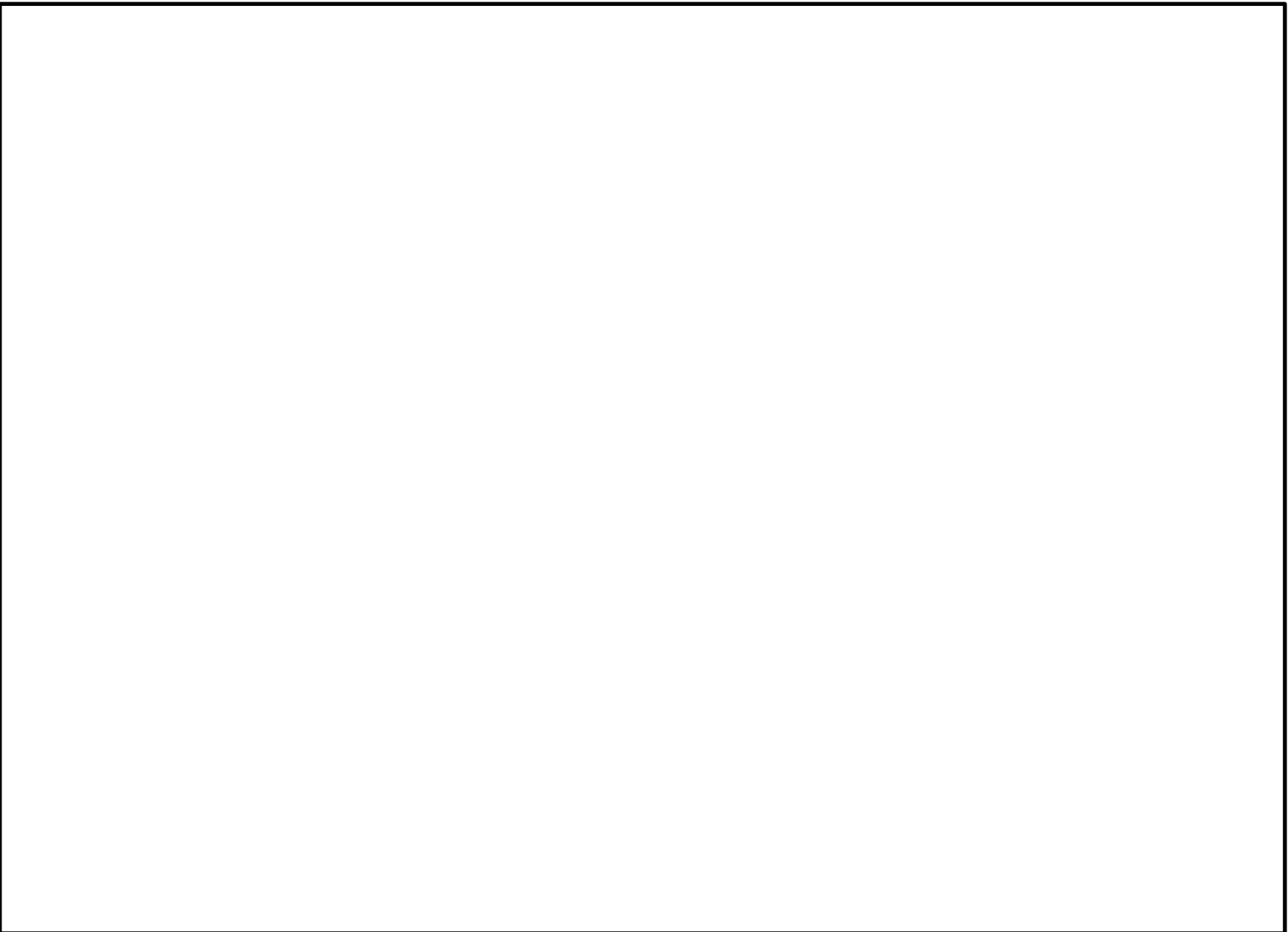


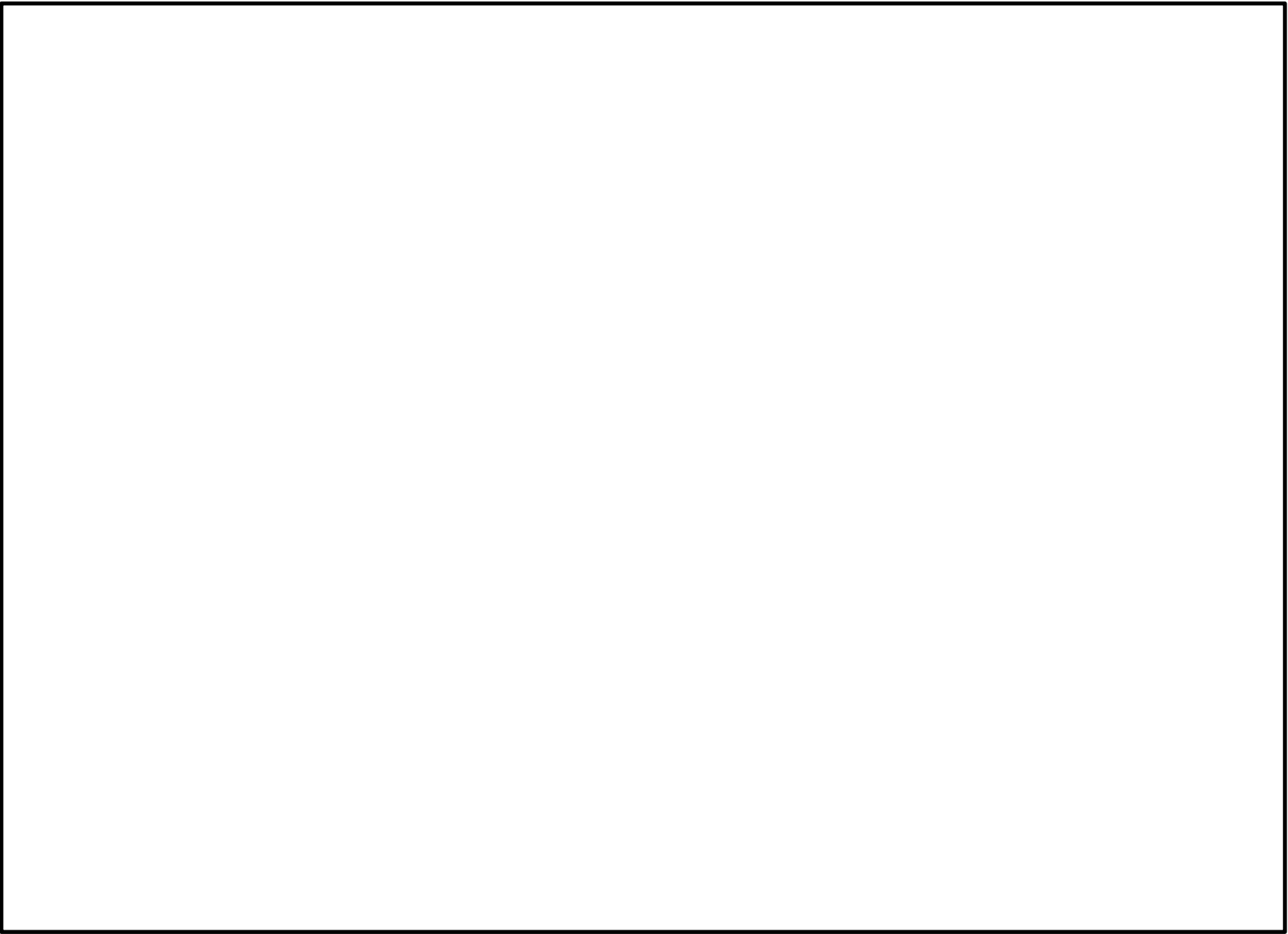
補-3-7-155

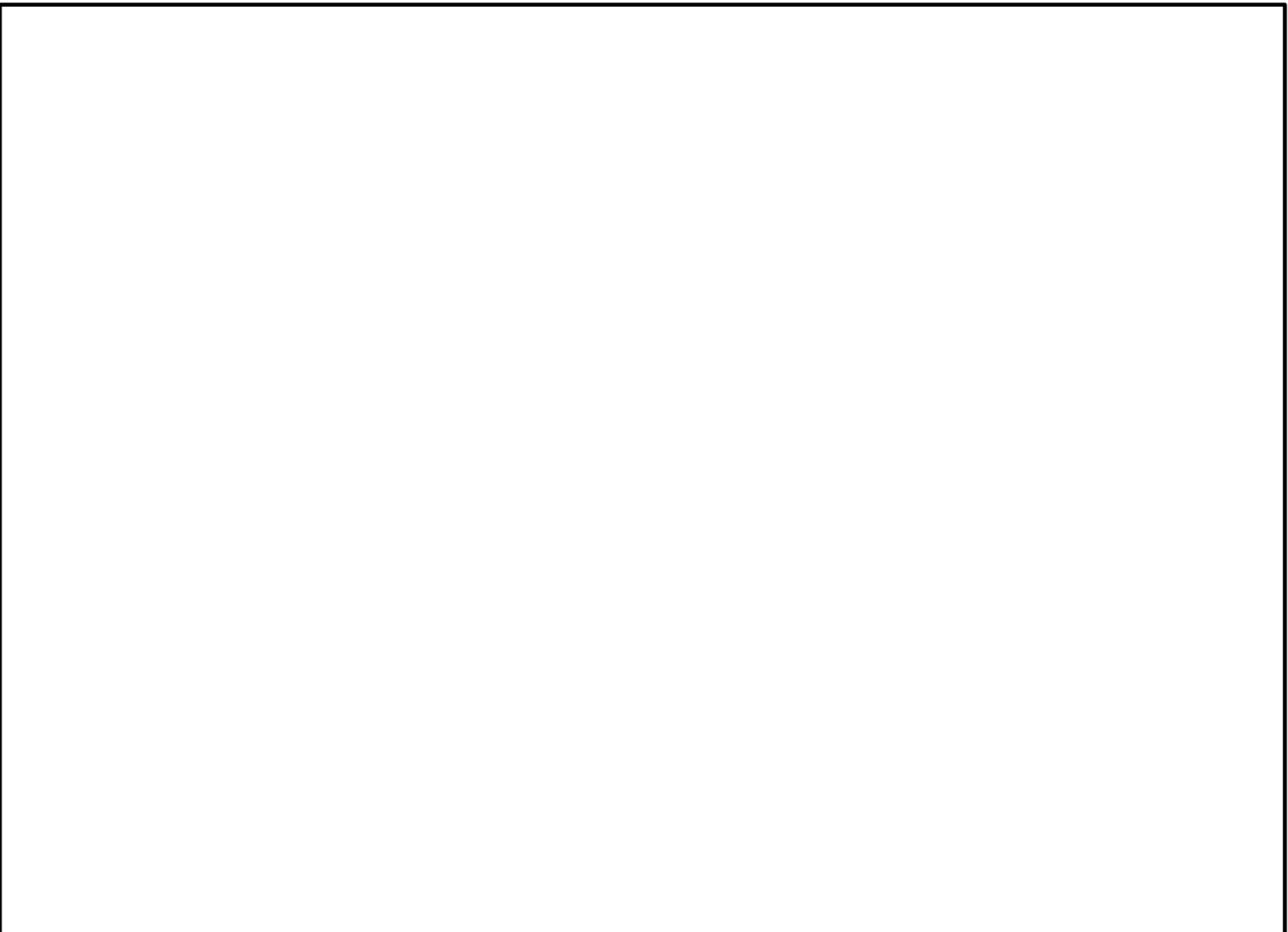


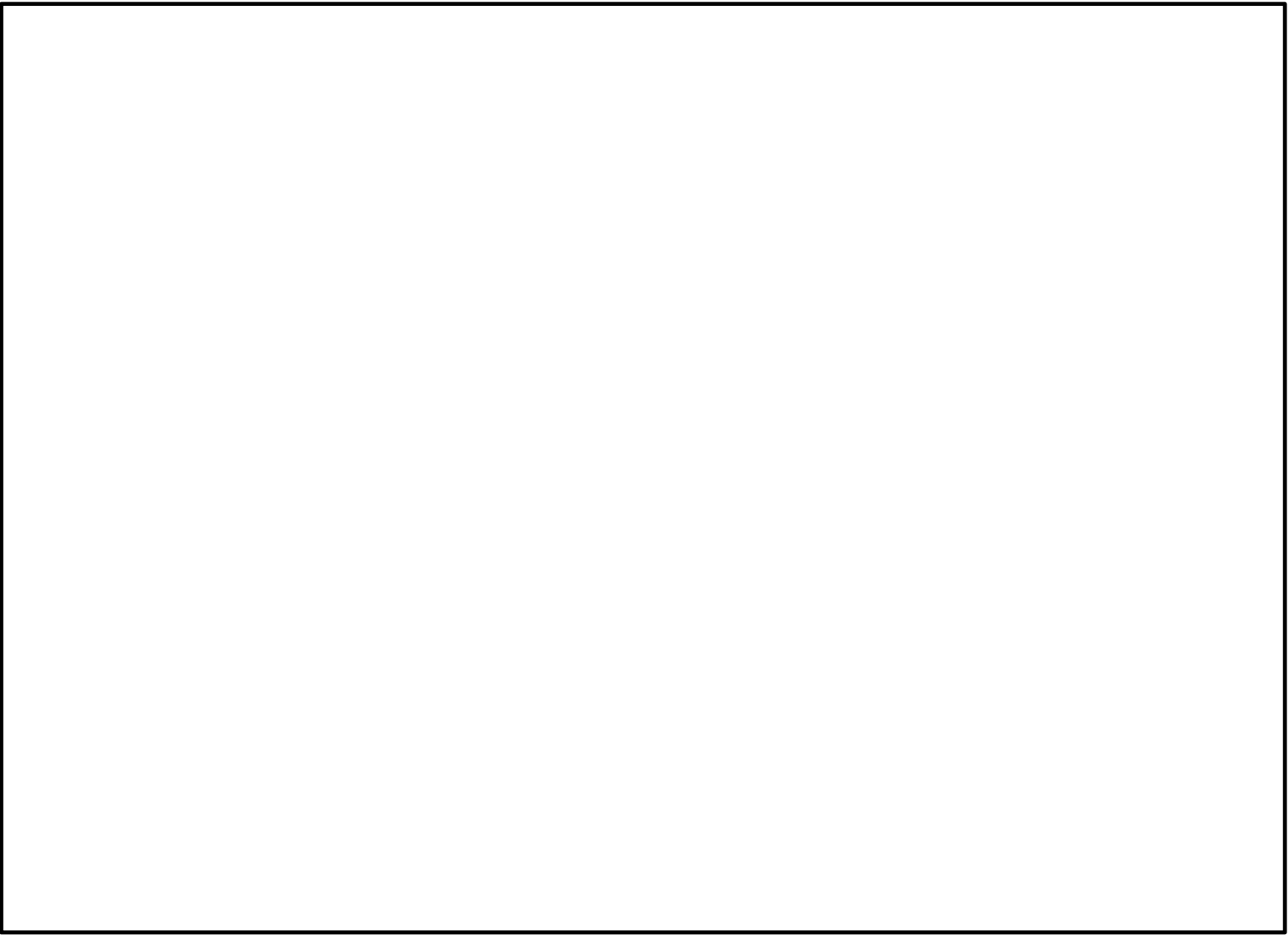




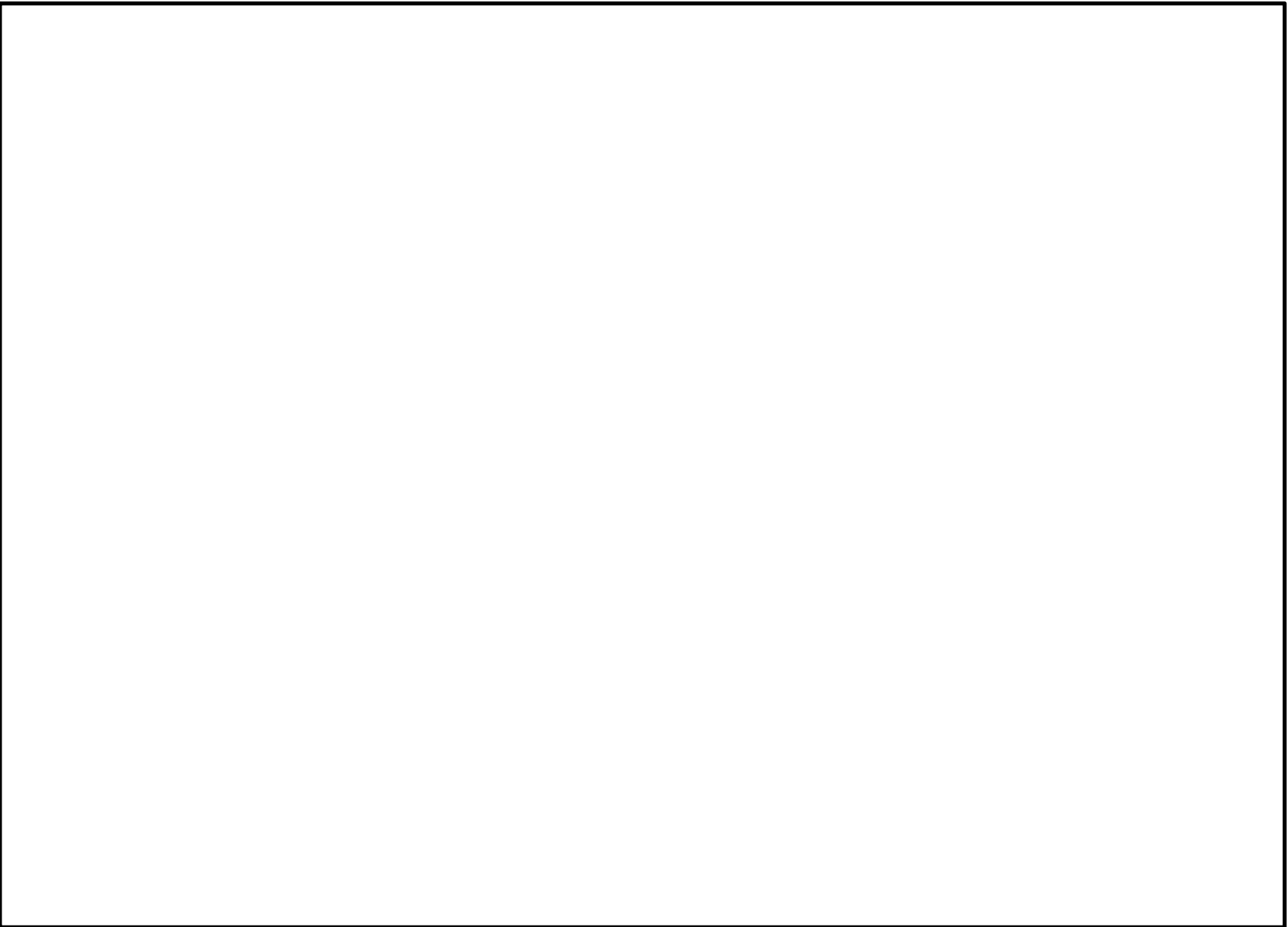


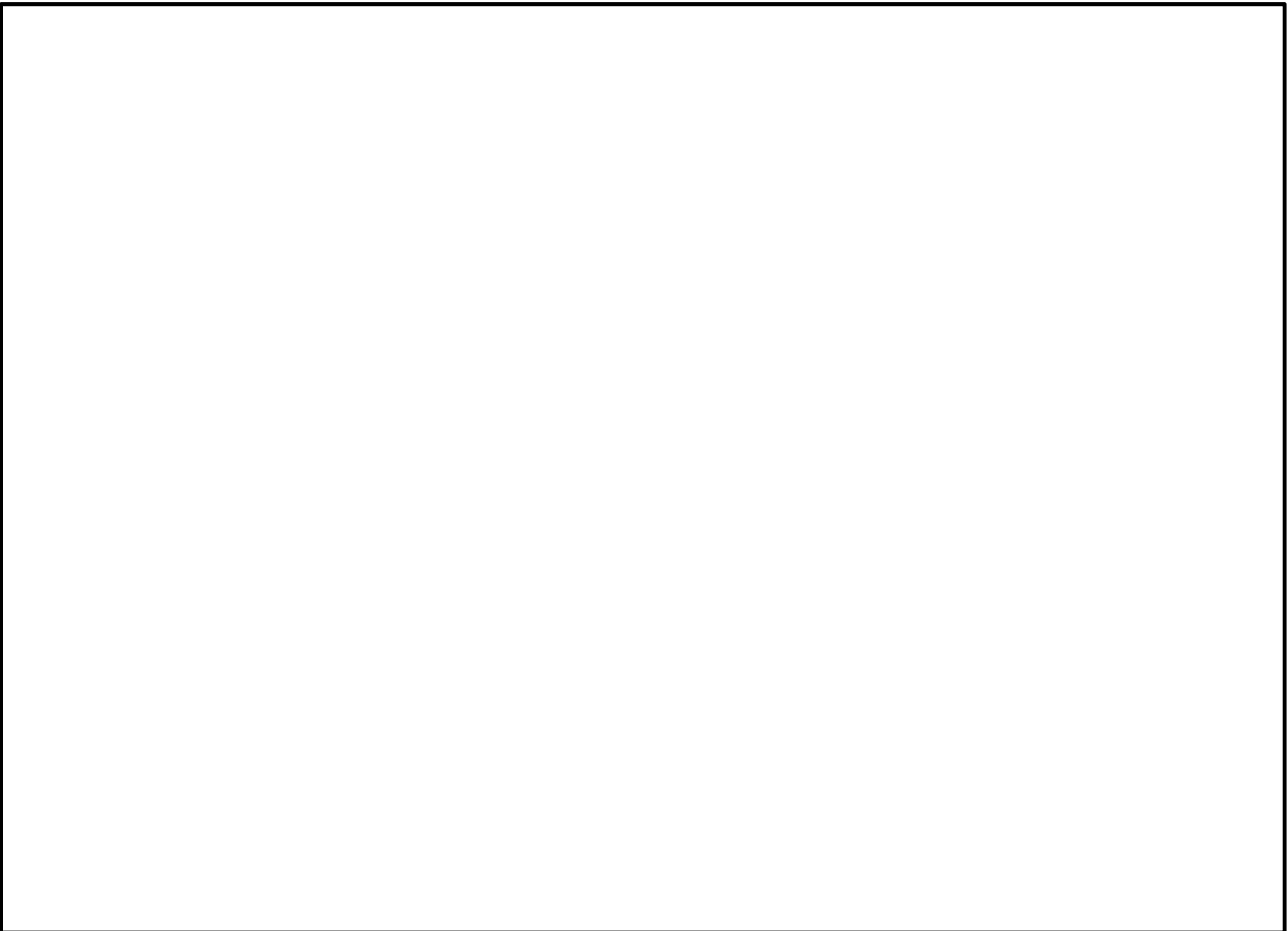




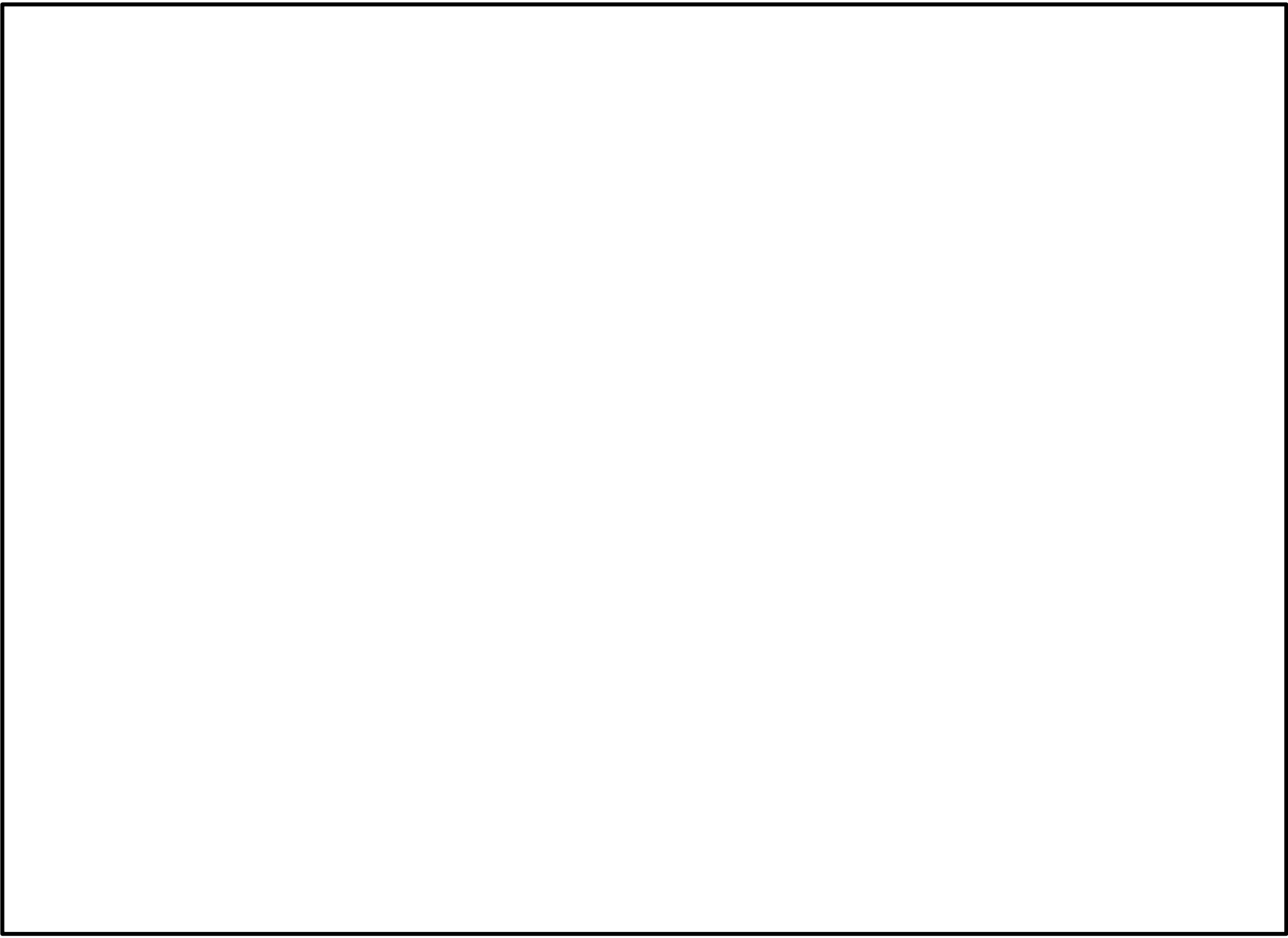


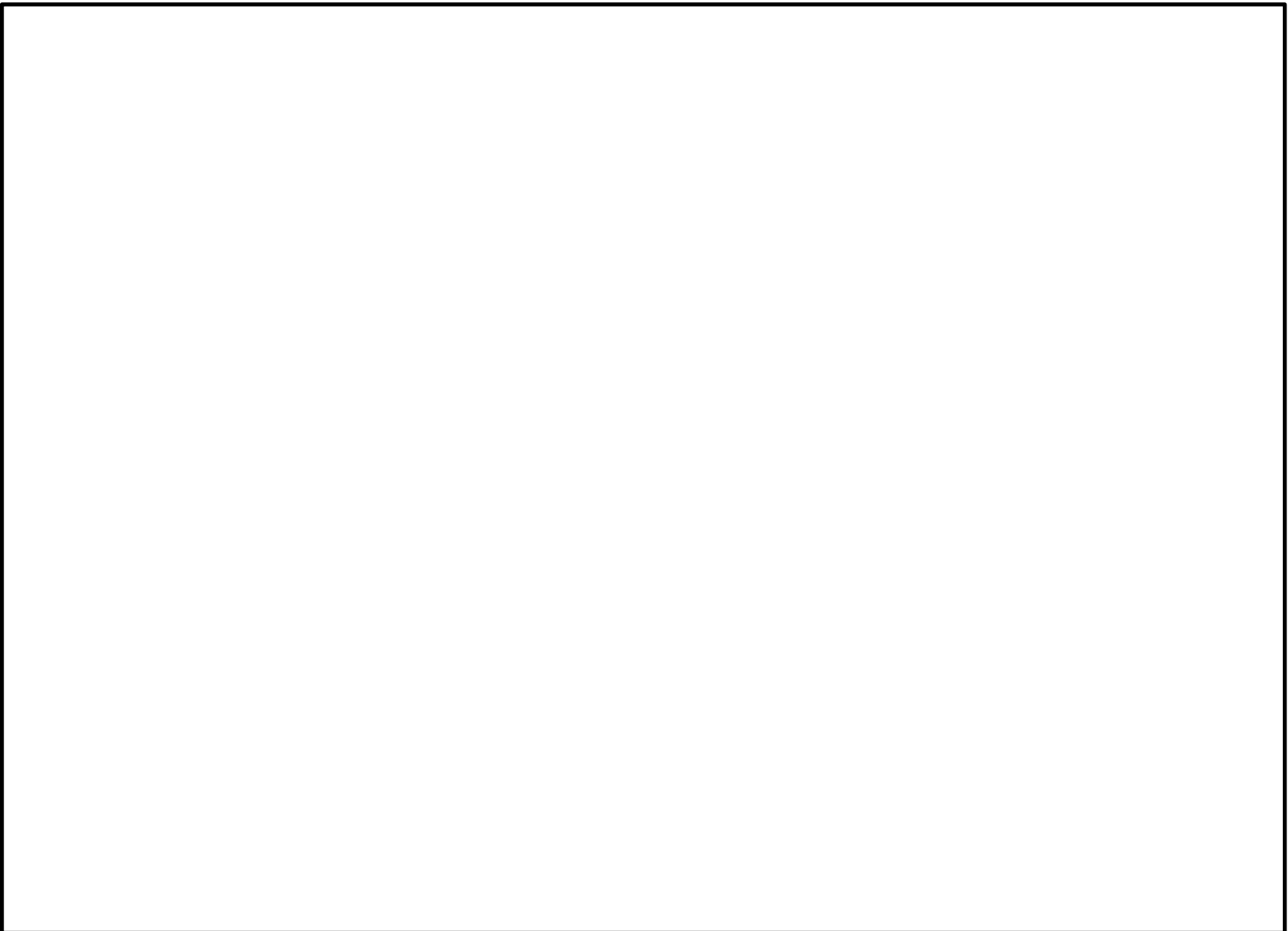
補-3-7-162



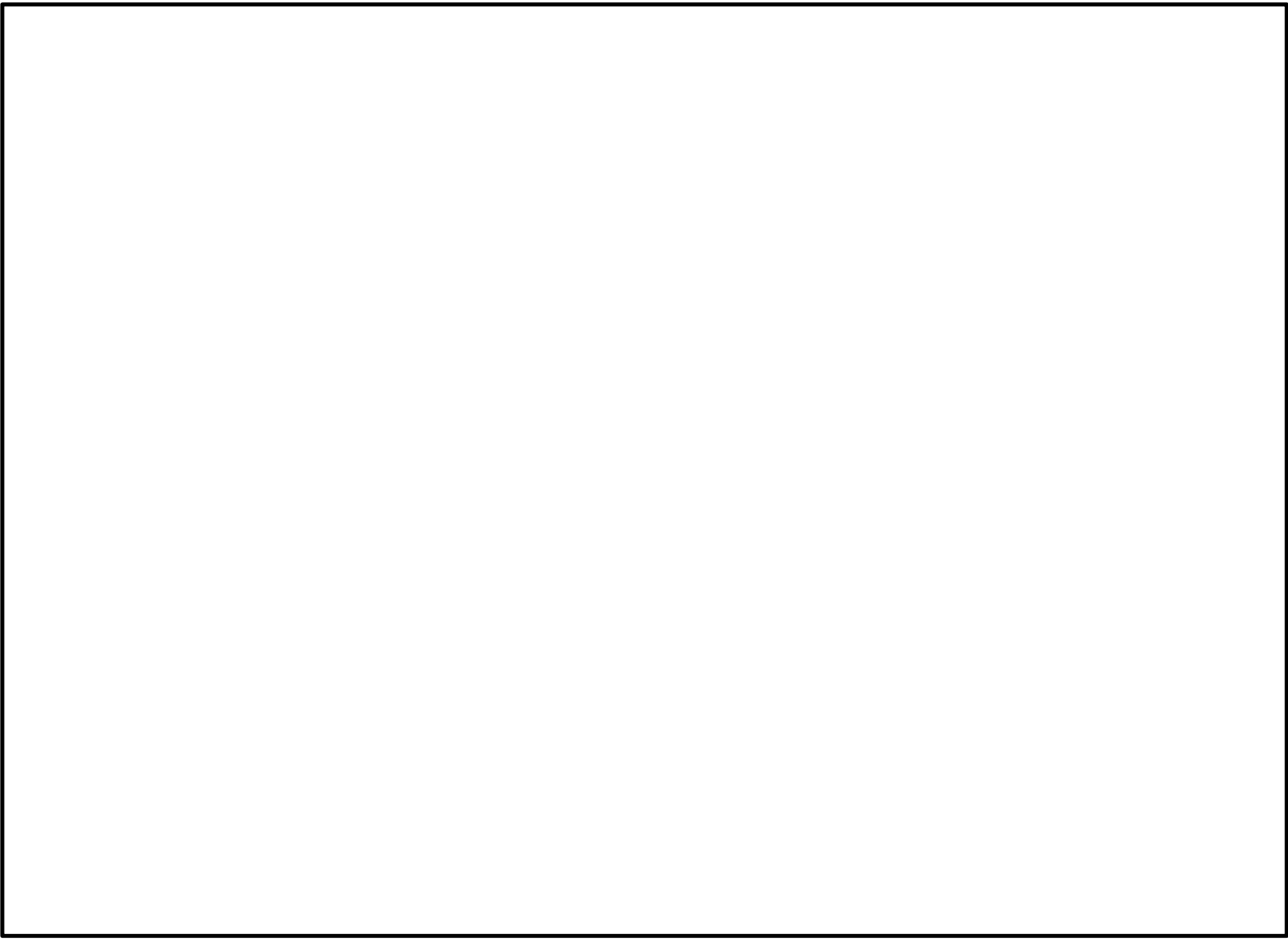


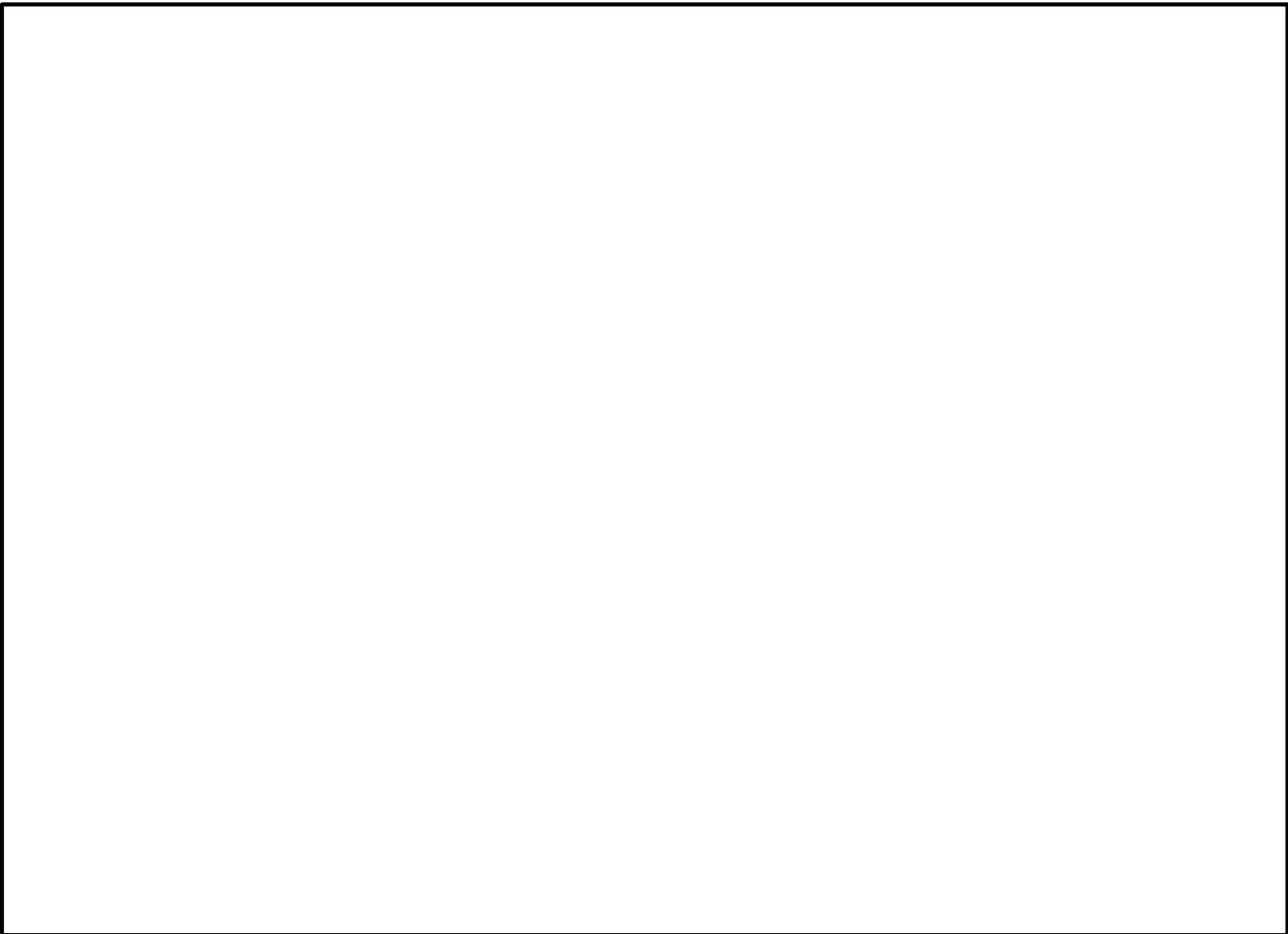
補-3-7-164



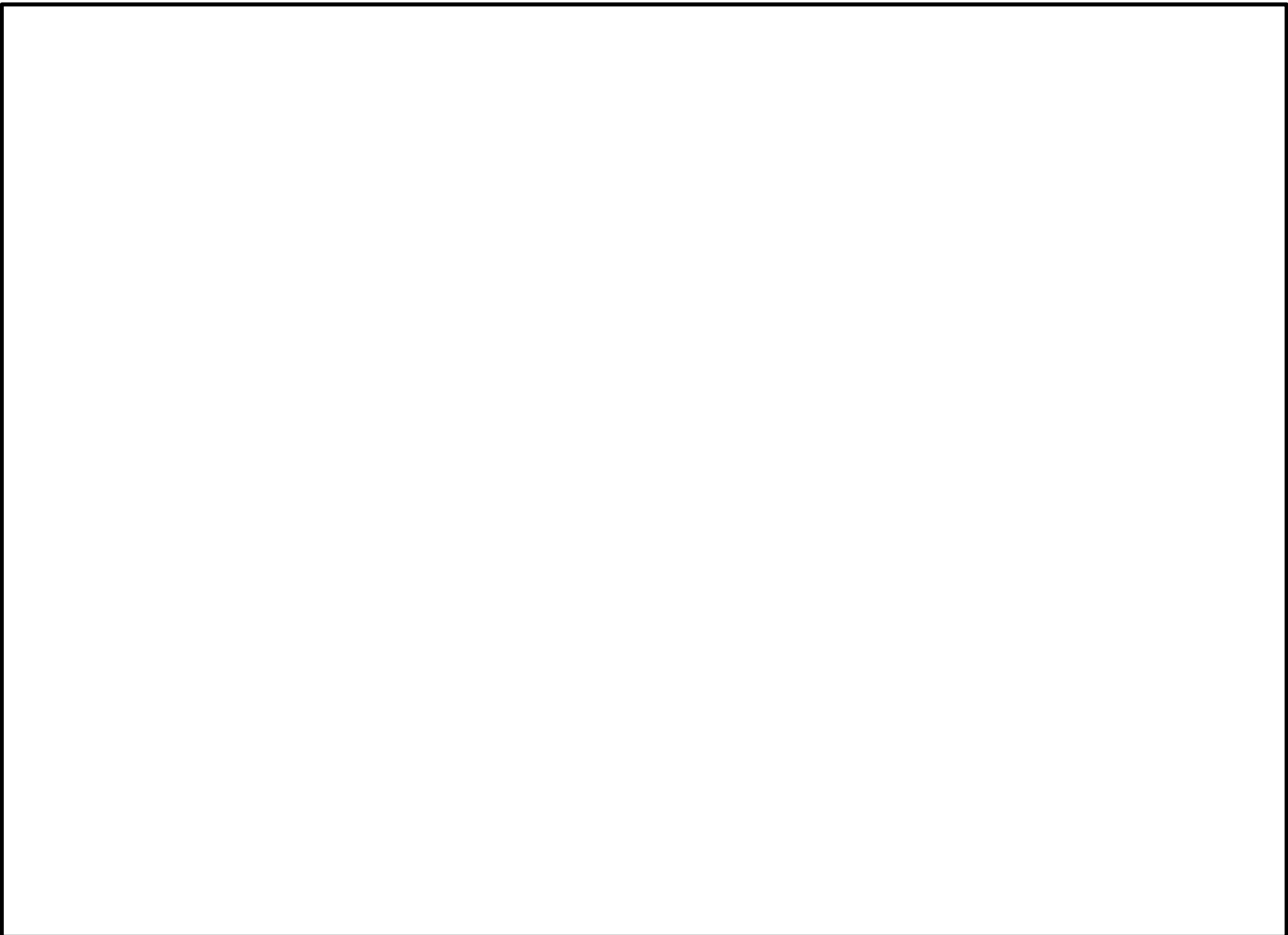


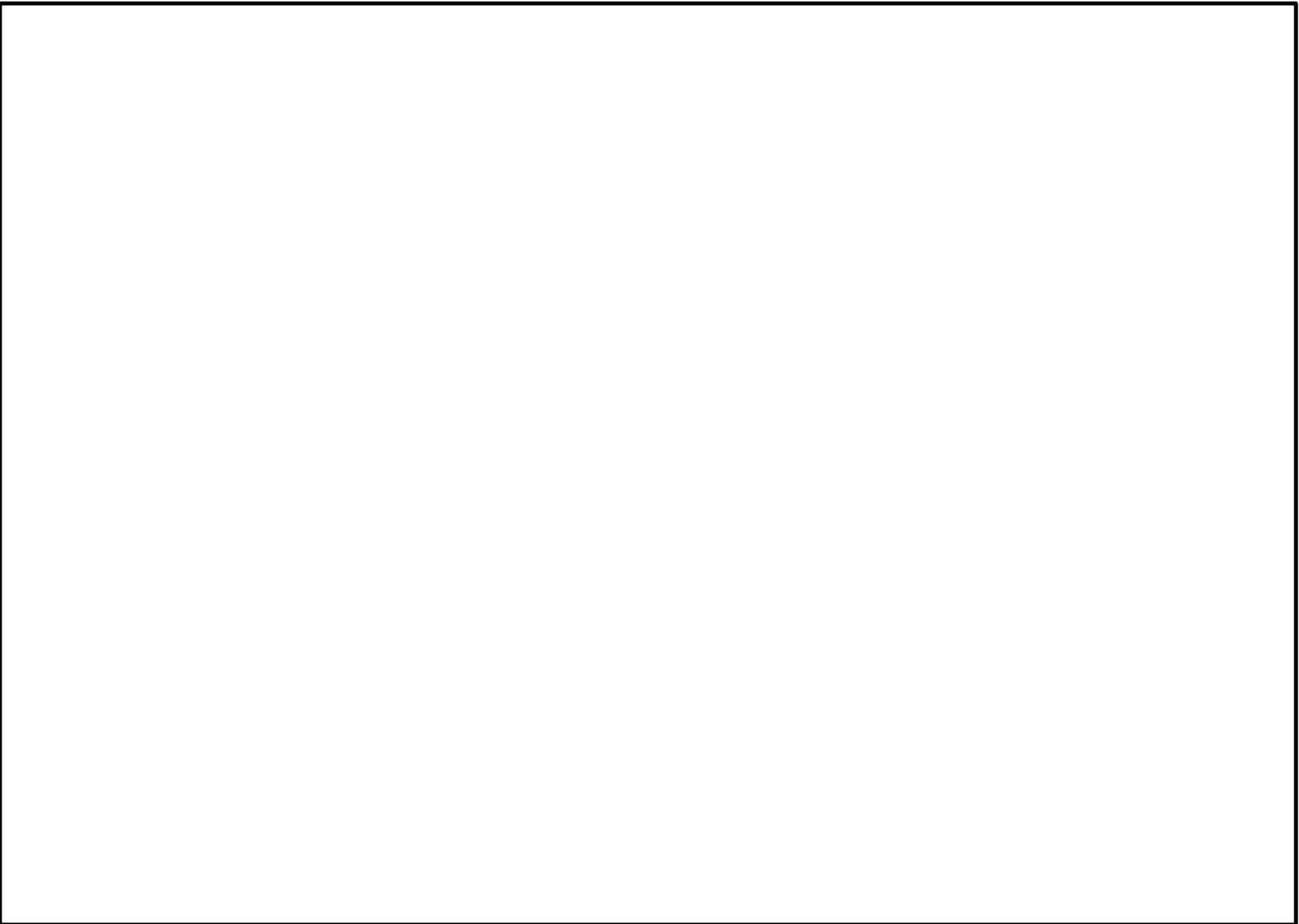
補-3-7-166



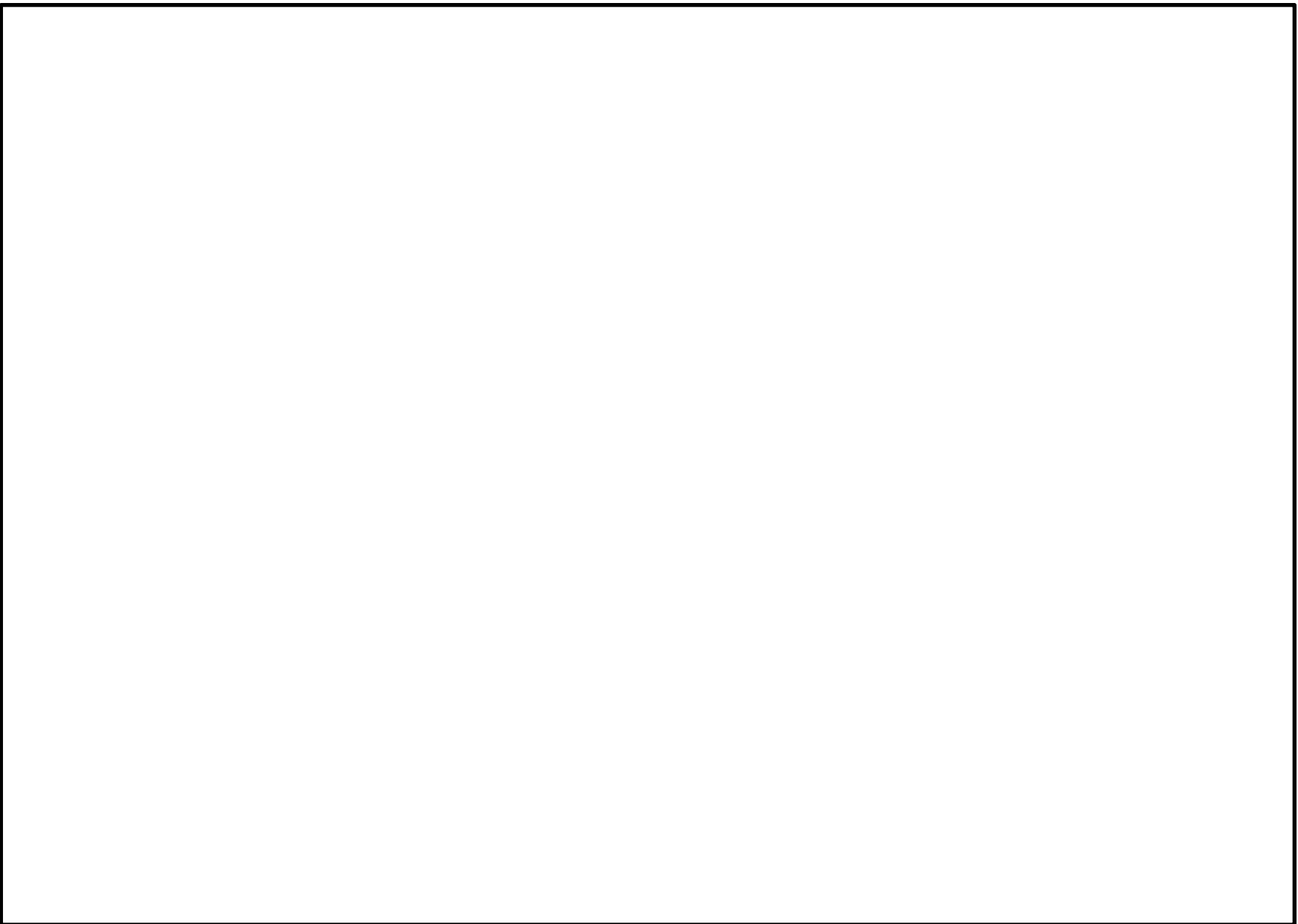


補-3-7-168

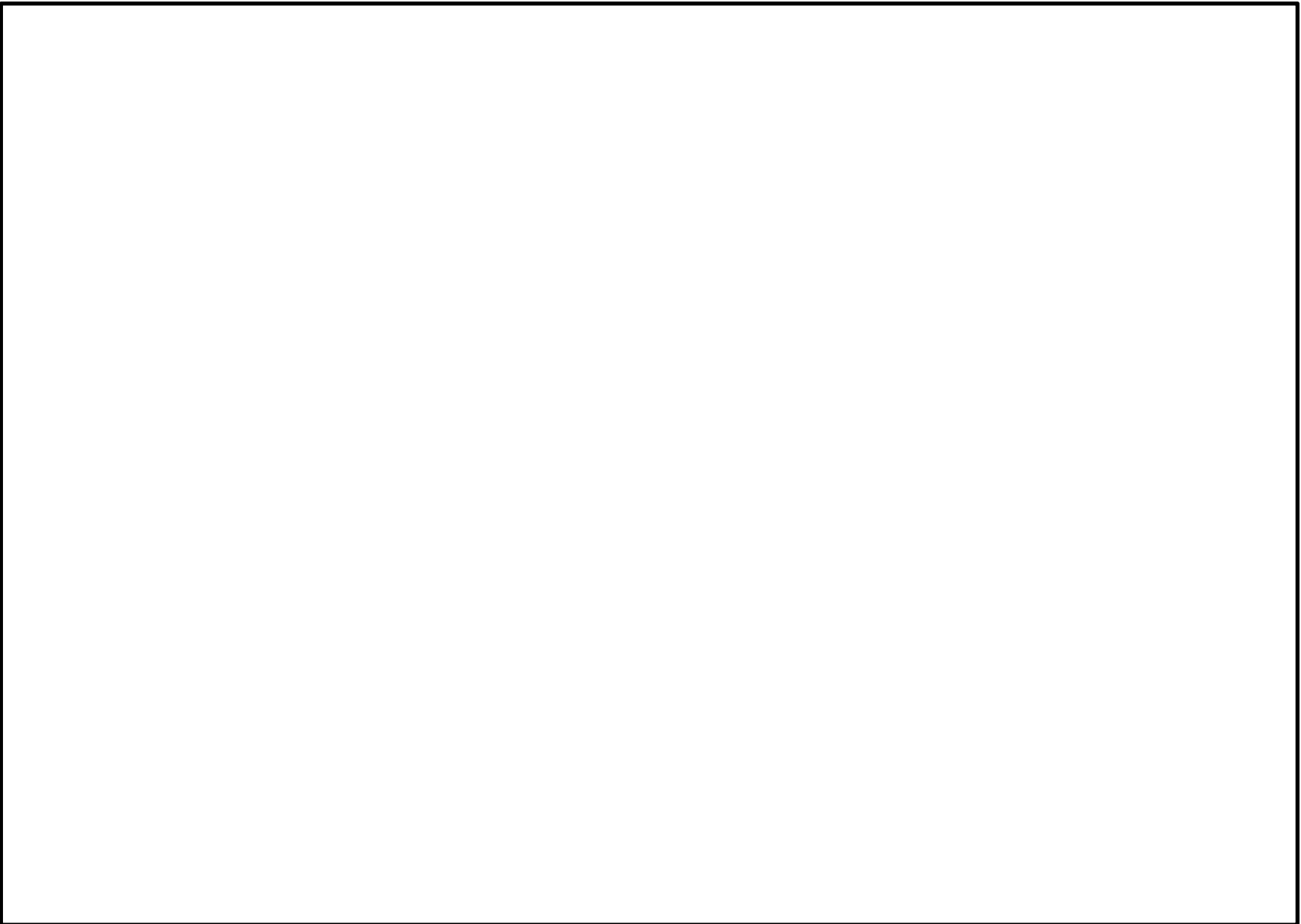




補-3-7-170



補-3-7-171





補-3-7-173



別紙 2
その他エリアの火災感知器の設置状況について

1. 屋外エリア

屋外に設置する屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラは、死角となる場所がないように設置する。屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの仕様を表1に、設置個数を表2に示す。また、感知器の配置を図1、図2及び図3に示す。

表1 屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの仕様

項目	炎感知器	熱感知カメラ
検出方式	赤外線	赤外線
監視範囲	45m 以内	100m 以内
視野角度	100 度	90 度

表2 屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの設置個数

部屋番号	名称	炎感知器 設置個数 (個)	熱感知カメラ 設置個数 (個)
Y-24A	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	2	2
Y-24B	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	2	2
Y-24C	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	1	1
Y-39	軽油タンクエリア	3	3
—	重大事故等対処設備用ケーブル布設エリア	3	3

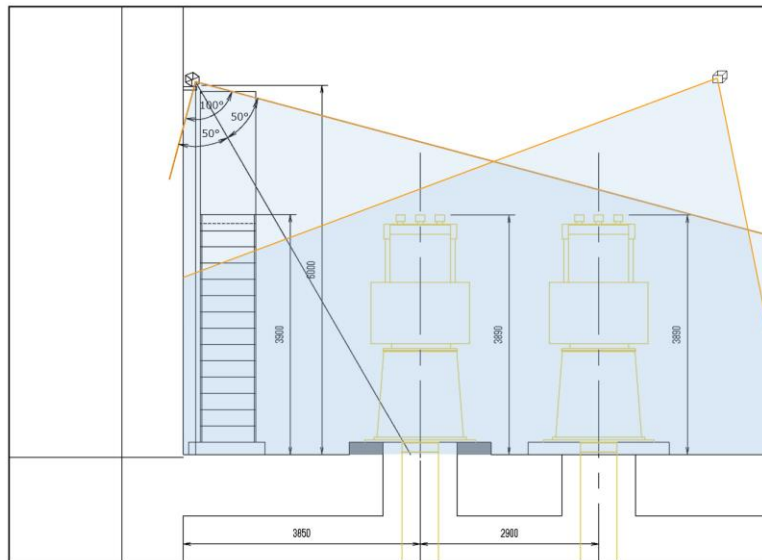
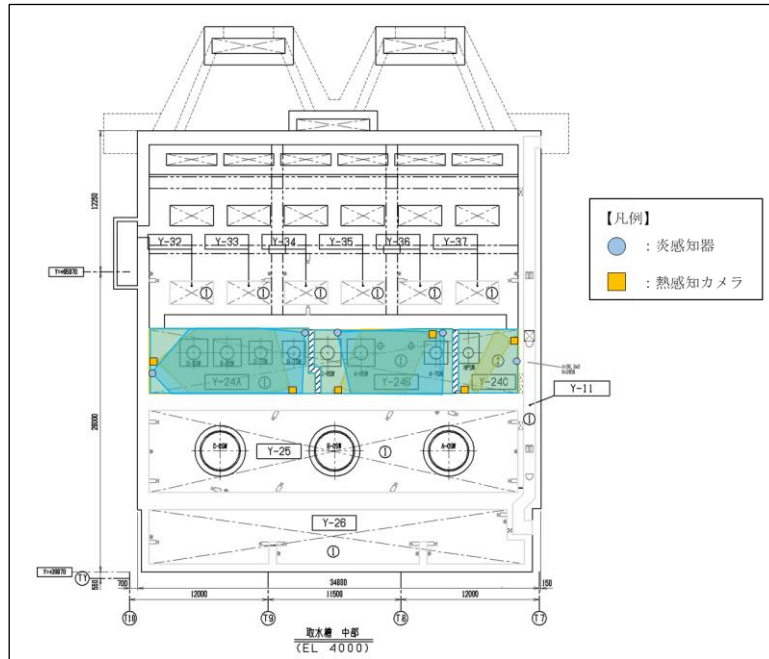


図1 海水ポンプエリアの火災感知器配置

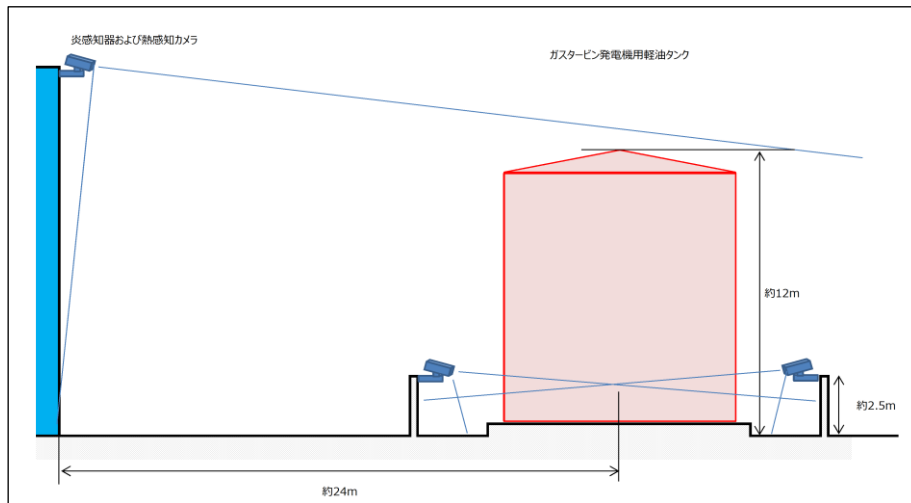
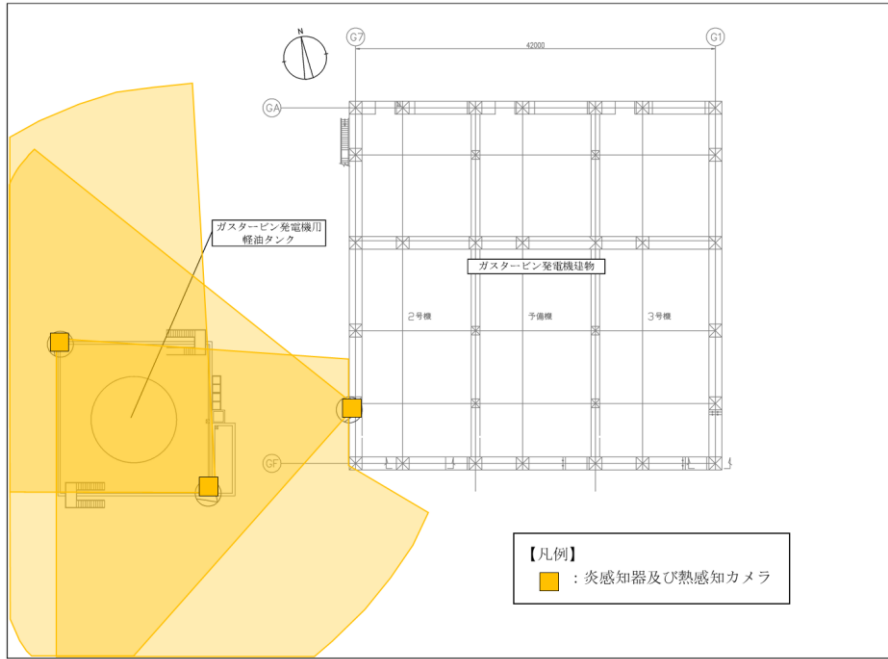


図2 軽油タンクエリアの火災感知器配置

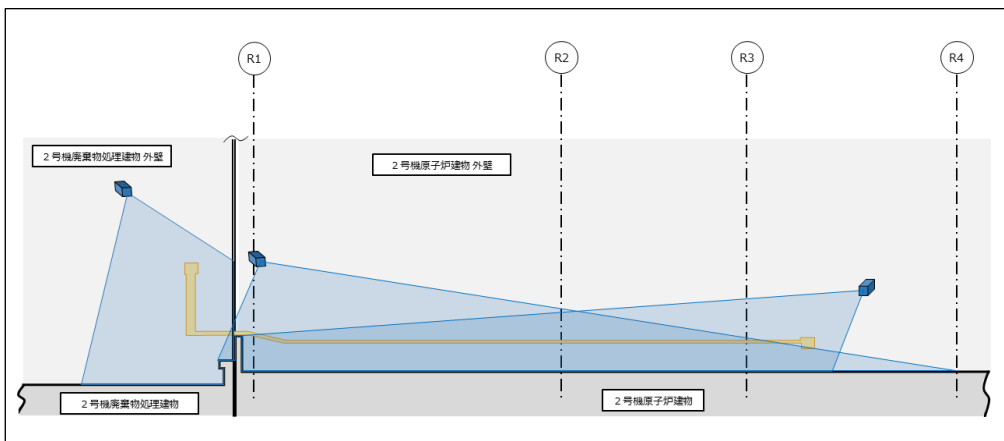
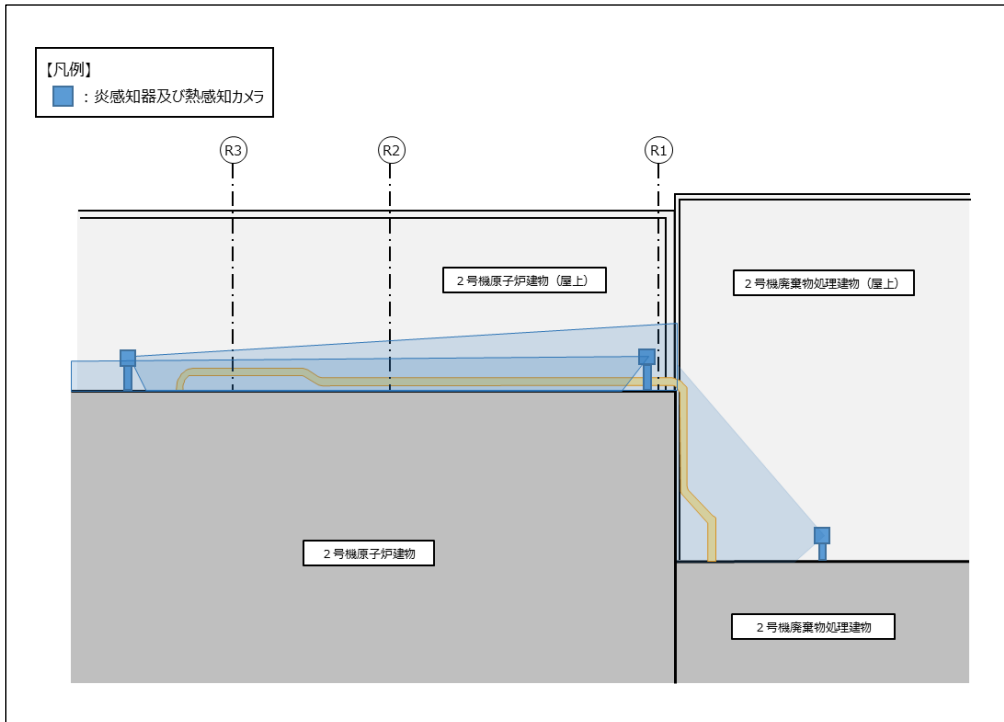


図3 重大事故等対処設備用ケーブル布設エリアの火災感知器配置

2. 主蒸気管室

主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備は、設置対象となる主蒸気管室での火災を模擬した試験により光電式スポット型感知器と同等の感知性能を有していることを確認しており、有効に感知できるよう設置する。

また、異なる感知方式の感知器として、熱感知器（接点式）を消防法施行規則に従い設置する。

煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の仕様を表 3 に、設置個数を表 4 に示す。また、感知器の配置を図 4 に示す。

表 3 煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の仕様

項目	煙吸引式検出設備	熱感知器（接点式）
検出方式	煙感知器	熱感知器
監視範囲	センサ 1 台あたり 100m ² 以内	定温式感知器に同じ

表 4 煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の設置個数

部屋番号	名称	煙吸引式検出設備 設置個数（個）	熱感知器（接点式） 設置個数（個）	面積
R-1F-09	主蒸気管室	8	17	330m ²
R-1F-26	主蒸気隔離弁用 アキュムレータ室	2	3	74.5m ²

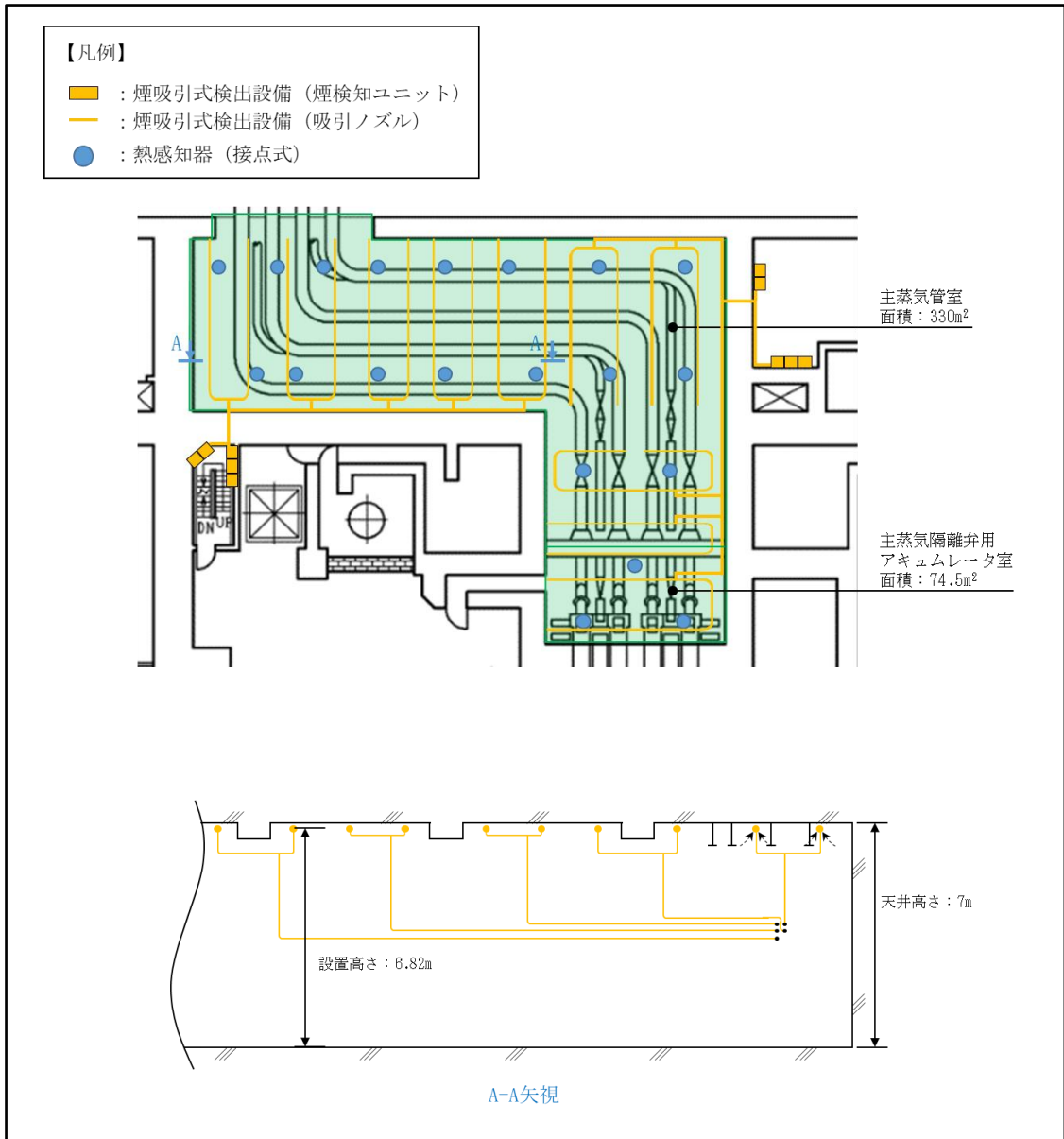


図4 主蒸気管室の火災感知器配置

3. 原子炉建物オペレーティングフロア

原子炉建物オペレーティングフロアは、天井等の高さ 20m 以上の場所であり、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象外となるが、天井等の高さは 20m と同程度であり大規模な火災においては一定の感知性能が期待されることから、大空間での広く拡散した煙を検知すること並びに平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することが可能である光電分離型煙感知器を火災の早期感知の観点から消防法施行規則に準じてエリア全体を網羅的に監視できるように設置する。

なお、大規模な火災においては、火災の熱によって発生する上昇気流により原子炉建物オペレーティングフロア天井部まで煙が到達し確実に火災の感知が可能と考えられるが、小規模な火災においては、火災の熱によって発生する上昇気流が周囲の空気に熱を奪われ、原子炉建物オペレーティングフロア天井部まで上昇する前に上昇力を失い、確実な感知が出来ない可能性がある。しかしながら、小規模な火災においては、原子炉建物オペレーティングフロアの換気空調設備用の吸込口は片側に並べて設置されており、空気の流れ方向は一定であることから、火災発生時の煙は、空気流を考慮すると、原子炉建物オペレーティングフロア吸込口近傍に集まると考えられる。そのため、原子炉建物オペレーティングフロア吸込口近傍にも光電分離型煙感知器を設置することで、もれなく確実に火災を検知することができる。

また、異なる感知方式の感知器として、炎感知器を消防法施行規則に従い設置する。

光電分離型煙感知器及び炎感知器の仕様を表 5 に、設置個数を表 6 に示す。また、感知器の配置を図 5 に示す。

表 5 光電分離型煙感知器及び炎感知器の仕様

項目	光電分離型煙感知器	炎感知器
検出方式	煙感知器	赤外線
監視範囲	光軸の水平距離が 14m 以下	45m 以内
視野角度	—	100 度
感知器の種別	1 種	—

表 6 光電分離型煙感知器及び炎感知器の設置個数

部屋番号	名称	光電分離型煙感知器		炎感知器 設置個数 (個)
		設置個数 (個)	設置高さ (天井等の高さ)	
R-1F-09	原子炉建物オペレーティングフロア	6	16.6m (20.5m)	4
		1	約 6m	

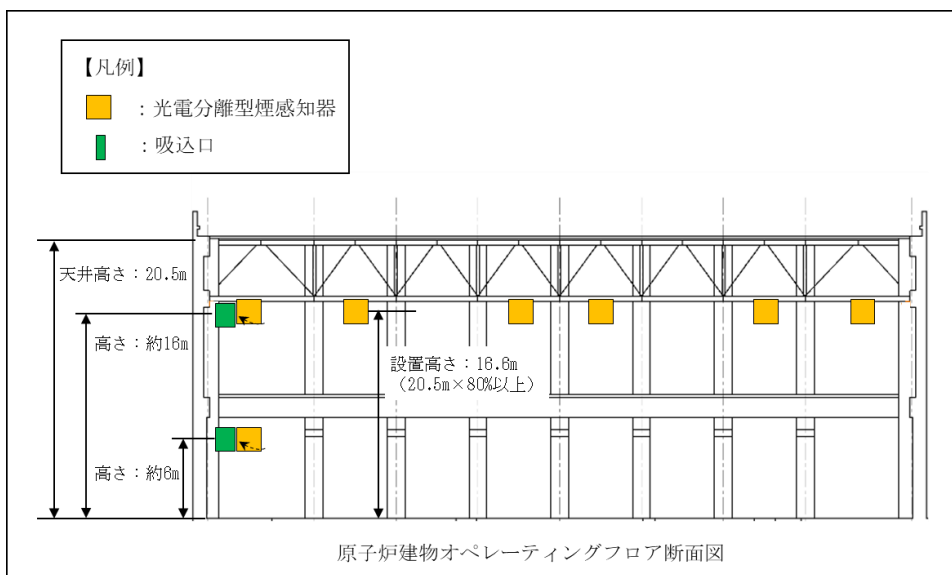
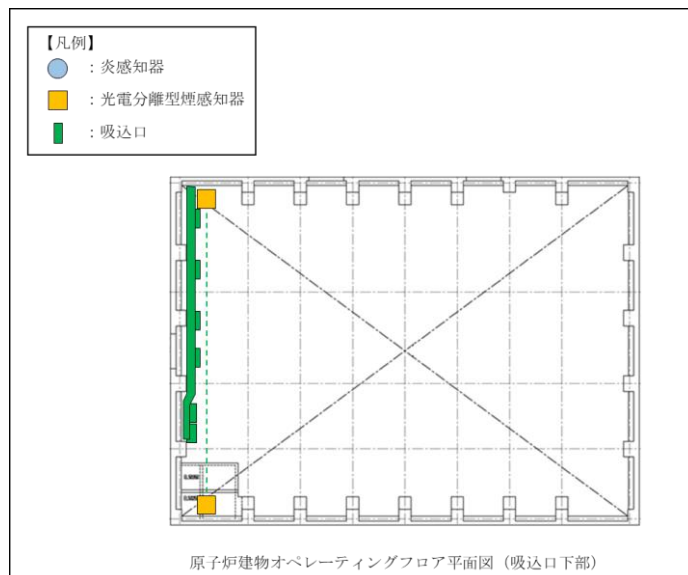
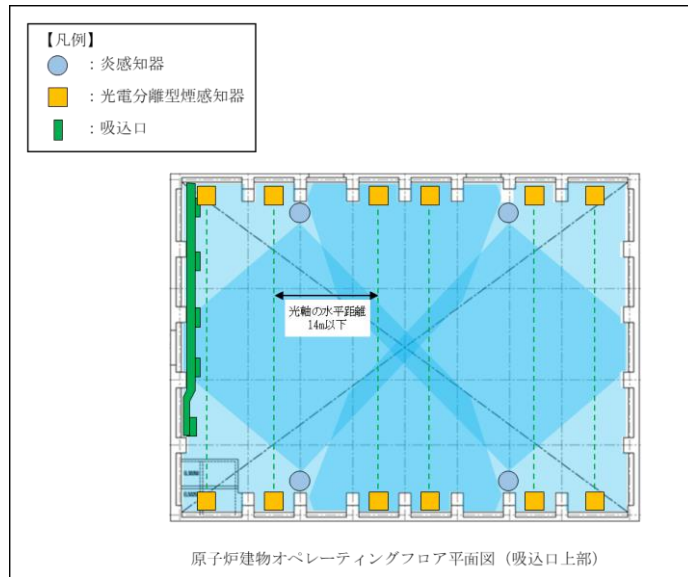


図5 原子炉建物オペレーティングフロアの火災感知器配置

4. ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域及び緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域

屋外の区域であるディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域及び緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域は、火災による煙は周囲に拡散し、煙感知器による火災感知は困難である。加えて、タンク室内の空間部は燃料の気化による引火性又は発火性の雰囲気を形成している。このため、タンク室内の空間部に防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）を設置する。

防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様を表6に、設置個数を表7に示す。また、感知器の配置を図6に示す。

表6 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様

項目	防爆型熱感知器（屋外仕様）	防爆型炎検出設備（屋外仕様）
検出方式	熱感知器	赤外線
監視範囲	—	45m 以内
視野角度	—	90 度
感知器の種別	1 種	—

表7 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の設置個数

部屋番号	名称	防爆型熱感知器 （屋外仕様） 設置個数（個）	防爆型炎検出設備 （屋外仕様） 設置個数（個）
Y-15	A-DEG 燃料貯蔵タンク室	3	3
Y-16	HPCS-DEG 燃料貯蔵タンク室	3	3
Y-17	A-2 DEG 燃料貯蔵タンク室	3	3
Y-38	緊急時対策所用燃料地下タンク室	1	2
Y-70	B-DEG 燃料貯蔵タンク室(1)	3	3
Y-71	B-DEG 燃料貯蔵タンク室(2)	3	3
Y-72	B-DEG 燃料貯蔵タンク室(3)	3	3

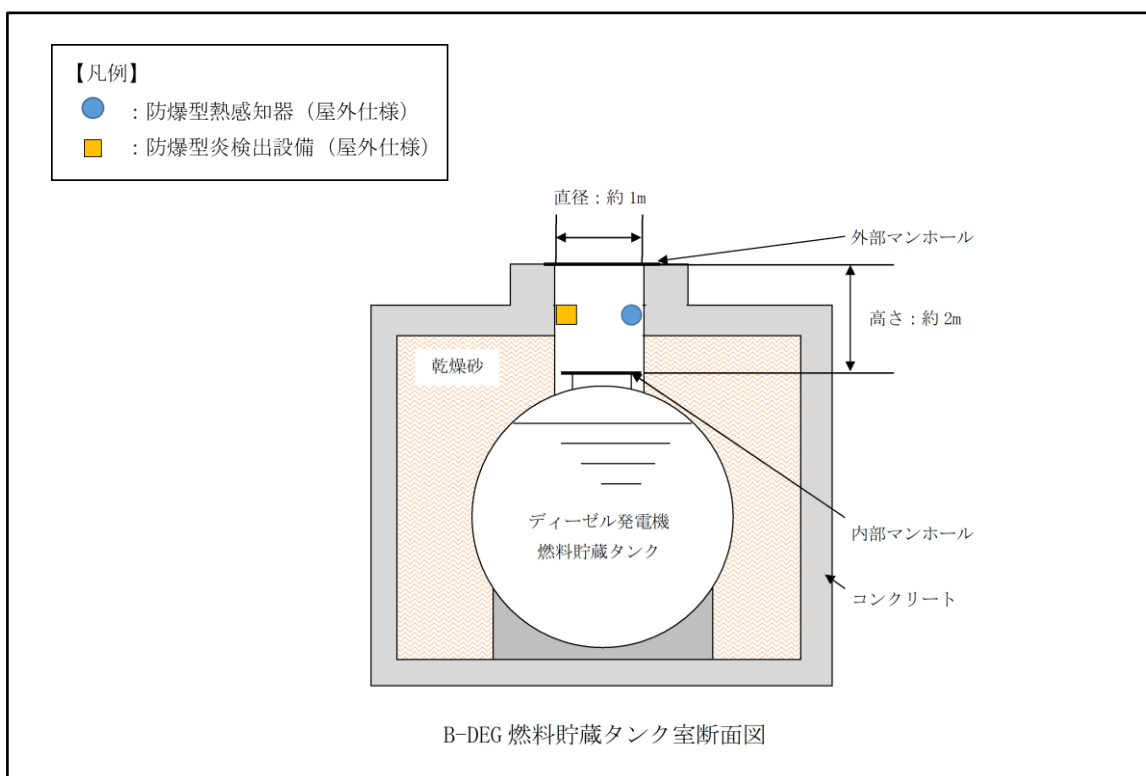
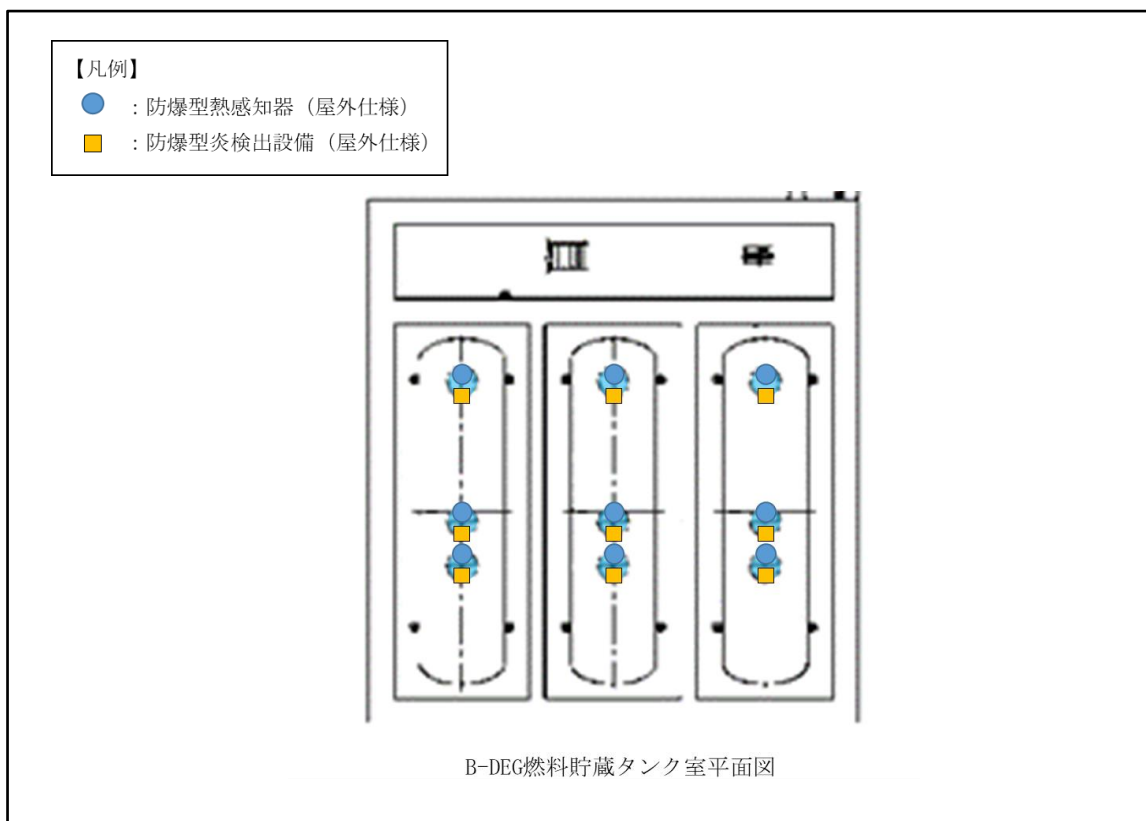


図6 ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク設置区域及び緊急時対策所用燃料地下タンク設置区域の火災感知器配置概要図

5. ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア

A-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリアは、屋外であるため、区域全体の火災を感知する必要があるが、火災による煙が周囲に拡散し煙感知器による火災感知は困難であること、引火性又は発火性の雰囲気形成のおそれがあること、また、降水等の浸入により火災感知器の故障が想定されることから、A-非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリア全体の火災を感知するために、防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）をそれぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する。

防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様を表8に、設置個数を表9に示す。また、感知器の配置を図7に示す。

表8 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の仕様

項目	防爆型熱感知器（屋外仕様）	防爆型炎検出設備（屋外仕様）
検出方式	熱感知器	赤外線
監視範囲	—	45m 以内
視野角度	—	90 度
感知器の種別	1 種	—

表9 防爆型熱感知器（屋外仕様）及び防爆型炎検出設備（屋外仕様）の設置個数

部屋番号	名称	防爆型熱感知器 （屋外仕様） 設置個数（個）	防爆型炎検出設備 （屋外仕様） 設置個数（個）
Y-18	A-DEG 燃料移送ポンプ室	1	1
Y-23	HPCS-DEG 燃料移送ポンプ室	1	1

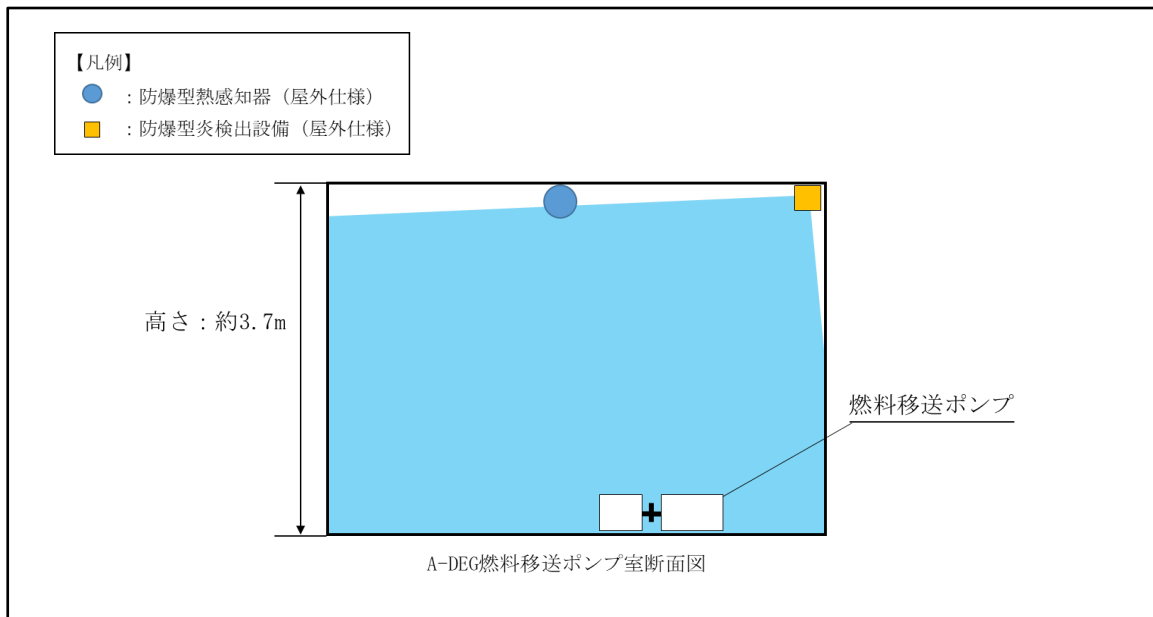
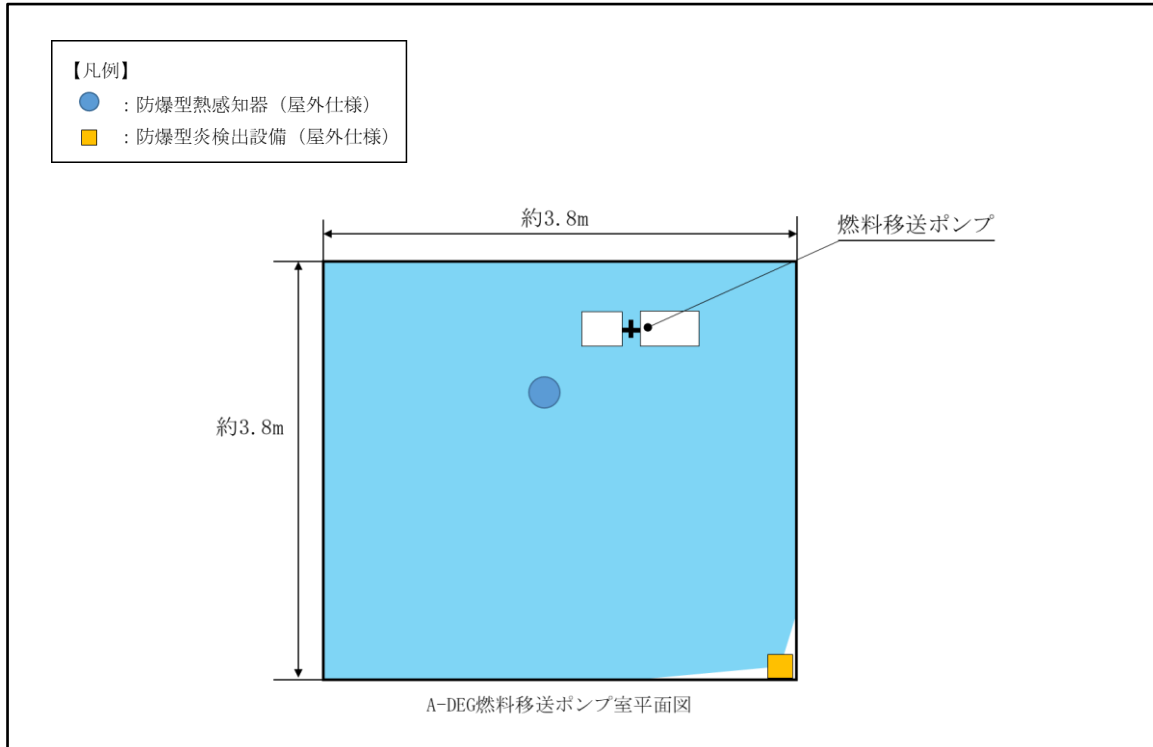


図7 ディーゼル発電機燃料移送ポンプエリアの火災感知器配置概要図

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

		熱感知器											煙吸引式検出設備								
		<p>○2 3条第4項 三 差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>□ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から0.4m以上突出したはり等によって区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。</p> <p>※1 取付け面から0.4m以上突出した梁等により区画</p> <p>※2 取付け面高さ 床面積</p> <p>4m未満 70m²</p> <p>4m以上～8m未満 35m²</p> <p>【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】</p> <p>※3 取付面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m²以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。</p> <p>※4 取付面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5m²以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。</p> <p>【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。</p> <p>【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】</p> <p>細長い居室等の場合</p> <p>感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。</p> <p>上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。</p>											<p>○煙感知器と同等の機能を有する機器 (消防法施行規則第2 3条第4項対象外)</p>								
部屋番号	部屋名称	区画	梁高さ 0.4m未満 ※1	取付け高さ※2			区画面積 (m ²)	消防法 設置数	梁高さ	緩和策適用			緩和策 適用数	設置数	合計	備考	区画	設置数	合計	備考	
				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上			0.4m以上 1m未満	連続※3 <15m ²	隣接※4 <5m ²	段違い※5 6m未満									
R-1F-09	主蒸気管室	1	-	-	○	-	53.5	2	○	-	-	-	-	2	15		1	8	8		
		2	-	-	○	-	18.8	1	○	-	-	-	-	1			2				
		3	-	-	○	-	13.4	1	○	-	-	-	-	1			3				
		4	-	-	○	-	13.4	1	○	-	-	-	-	1			4				
		5	-	-	○	-	17.8	1	○	-	-	-	-	1			5				
		6	-	-	○	-	58.2	2	○	-	-	-	-	2			6				
		7	-	-	○	-	58.2	2	○	-	-	-	-	2			7				
		8	-	-	○	-	22.5	1	○	-	-	-	-	1			8				
		9	-	-	○	-	5.8	1	○	-	-	-	-	1			9				
		10	-	-	○	-	11.6	1	○	-	-	-	-	1			10				
		11	-	-	○	-	11.6	1	○	-	-	-	-	1			11				
		12	-	-	○	-	13.4	1	○	-	-	-	-	1			12				
R-1F-26	主蒸気隔離弁用アキュムレータ室	1	-	-	○	-	29.5	2	○	-	-	-	-	2	4		1	2	2		
		2	-	-	○	-	45.0	2	○	-	-	-	-	2			2				

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

		炎感知器						光電式分離型感知器									
		<p>○ 2.3条第4項 七の四 炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。</p> <p>□ 感知器は、壁によつて区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。</p>						<p>○ 2.3条第4項 七の三 光電式分離型感知器は、次に定めるところによること。</p> <p>ニ 感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが二十メートル以上の場所以外の場所に設けること。</p> <p>ホ 感知器の光軸の高さが天井等の高さの八十パーセント以上となるように設けること。</p> <p>ト 感知器は、壁によつて区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように設けること。</p>									
部屋番号	部屋名称	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区画	天井高さ 20m未満	取付け高さ > 天井高さ × 0.8m	設置条件			消防法設置数	設置数	合計	備考
											感知器前面と 背部の壁との距離 ≤1.0m	光軸と並行する壁との距離 0.6~7.0m	光軸間距離 <14m				
R-4F-01	原子炉建物オペレーティングフロア	1	-	90	4	4		1	20500	○	○	○	○	5	7	7	

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

		炎感知器						熱感知カメラ					
		○ 2 3 条第 4 項 七の四 炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。						○ 熱感知器と同等の機能を有する機器 （消防法施行規則第 2 3 条第 4 項対象外）					
部屋番号	部屋名称	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考
Y-24A	原子炉補機海水ポンプ室（取水槽）	1	-	90	2	2		1	45	100	2	2	
Y-24B	原子炉補機海水ポンプ室（取水槽）	1	-	90	2	2		1	45	100	2	2	
Y-24C	原子炉補機海水ポンプ室（取水槽）	1	-	90	1	1		1	45	100	2	2	
Y-25	循環水ポンプ室（取水槽）	1	-	90	4	4		1	45	100	10	10	
Y-26	原子炉補機海水ストレージ室（取水槽）	1	-	90	5	5		1	45	100	6	6	
Y-32	ロータリースクリーン設置室(1)	1	-	90	2	2		1	45	100	2	2	
Y-33	ロータリースクリーン設置室(2)	1	-	90			1	45	100				
Y-34	ロータリースクリーン設置室(3)	1	-	90	1	1		1	45	100	2	2	
Y-35	ロータリースクリーン設置室(4)	1	-	90			1	45	100				
Y-36	ロータリースクリーン設置室(5)	1	-	90			2	2		1			45
Y-37	ロータリースクリーン設置室(6)	1	-	90	1	45			100				

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部屋番号	部屋名称	炎感知器						熱感知カメラ					
		区画	監視範囲(m)	視野角(°)	設置数	合計	備考	区画	監視範囲(m)	視野角(°)	設置数	合計	備考
Y-39	軽油タンクエリア	①	45	90	2	2		①	100	90	2	2	
Y-40	軽油タンク燃料トレンチ	①	45	90	7	7		①	100	90	7	7	

その他エリアの火災感知器の配置を示した一覧表

部屋番号	部屋名称	熱感知器											炎感知器									
		区画	梁高さ 0.4m未満 ※1	取付け高さ※2			区画面積 (m ²)	消防法 設置数	梁高さ 0.4m以上 1m未満	緩和策適用			緩和策 適用数	設置数	合計	備考	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考
Y-15	A-DEG燃料貯蔵タンク室		-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3		1	60	90	3	3	
Y-16	HPCS-DEG燃料貯蔵タンク室		-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3		1	60	90	3	3	
Y-17	A-2 DEG燃料貯蔵タンク室		-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3		1	60	90	3	3	
Y-18	A-DEG燃料移送ポンプ室	1	-	○	-	-	10.1	1	-	-	-	-	-	1	1		1	60	90	1	1	
Y-23	HPCS-DEG燃料移送ポンプ室	1	-	○	-	-	17.6	1	-	-	-	-	-	1	1		1	60	90	1	1	
Y-70	B-DEG燃料貯蔵タンク室(1)	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3		1	60	90	3	3	
Y-71	B-DEG燃料貯蔵タンク室(2)	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3		1	60	90	3	3	
Y-72	B-DEG燃料貯蔵タンク室(3)	1	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	3	3		1	60	90	3	3	
Y-38	緊急時対策所用燃料地下タンク室(屋外)	1	-	○	-	-	42.0	1	-	-	-	-	-	1	1		1	-	90	2	2	